

平成 30 年度

包括外部監査報告書

経済部の事務の執行及び事業の管理について

宇都宮市包括外部監査人

江原 照雄

目次

I	包括外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3.	選定した理由	1
4.	包括外部監査の対象期間	1
5.	包括外部監査の実施期間	1
6.	監査従事者	2
7.	監査要点と監査報告	2
7.1	監査要点	2
7.2	監査の結果について	2
II	包括外部監査対象の概要	3
1.	宇都宮市の現状	3
1.1	産業・経済分野の状況	3
1.2	第5次宇都宮市総合計画	9
2.	経済部の概要	12
2.1	組織	12
2.2	業務内容	13
3.	経済部の事業費	16
3.1	過去5年間の事業費の状況	16
III	包括外部監査の結果	18
1.	産業政策課の事務事業	18
1.1	次世代産業イノベーション推進事業交付金	18
1.2	産業機能強化事業（うつのみや産業振興協議会の運営）	20
1.3	産業機能強化事業（産業・企業の動向把握等調査）	21
1.4	公益財団法人栃木県産業振興センター	22
1.5	株式会社とちぎ産業交流センター	25
1.6	地域産業活性化支援事業（新産業創出支援事業補助金）	26
1.7	起業家支援事業（宇都宮ベンチャーズの運営）	29
1.8	起業家創出事業（起業家養成事業）	32
1.9	起業家創出事業（U J I ターン起業促進補助金）	33
1.10	企業立地の促進	34
1.11	起業家育成支援施設整備事業	39
2.	商工振興課の事務事業	41
2.1	商工関係団体支援事業	41
2.2	中小企業事業資金融資（制度融資）事業	43
2.3	中小企業高度化設備設置支援事業	51
2.4	「宇都宮版CSR」推進事業	52
2.5	オリオン市民広場（オリオンスクエア）事業	56
2.6	バンバ市民広場（バンバひろば）事業	59
2.7	中心商業地出店等促進事業	61
2.8	魅力ある商店街等支援事業	64

2.9	駐車場の管理運営事業	67
2.10	商店街通行量実態調査・来街者実態調査事業	70
2.11	労政グループの事務事業	75
3.	観光交流課の事務事業	92
3.1	「第2次宇都宮市観光振興プラン」	92
3.2	宇都宮観光コンベンション協会補助事業	98
3.3	ふるさと宮まつり補助事業	107
3.4	指定管理事業	111
3.5	観光振興促進事業	138
4.	都市魅力創造課の事務事業	140
4.1	ジャパンカップサイクルロードレース	140
4.2	3人制バスケットボール国際大会	153
4.3	公益財団法人大谷地域整備公社運営費補助金	166
5.	農業企画課	169
5.1	決算の推移	169
5.2	企画調整グループの主な事業	169
5.3	担い手・農地調整グループの主な事業	176
5.4	農業環境活性化グループ	192
6.	農林生産流通課の事務事業	199
6.1	うつのみやアグリネットワーク推進事業	199
6.2	うつのみや農産物ブランド推進事業	206
6.3	農産物輸出促進支援事業	212
6.4	地産地消推進事業	217
6.5	米消費拡大事業（うつのみやはじめてごはん事業等）	222
6.6	水田農業構造改革事業（農業再生協議会）	225
6.7	園芸作物生産施設等整備事業	231
6.8	産地パワーアップ事業	237

I 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

経済部の事務の執行及び事業の管理について

3. 選定した理由

経済活動のグローバル化による国際競争の激化に加え、少子高齢化の進展などの社会環境の変化が、地域経済にも影響を及ぼすとともに、人口増加や新興国の経済発展に伴う国際的な農産物需要の拡大は、国内及び地域内の食料自給率の向上が求められ、地域産業としての農業の重要性を増大させている。

宇都宮市では、第 5 次宇都宮市総合計画基本構想で将来のうつのみや像（都市像）を達成するために必要な施策の基本方向を「まちづくり大綱」として定め、「市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために」を政策の柱のひとつに掲げている。さらに、その基本施策として「地域産業の創造性・発展性を高める」、「商工業の活力を高める」、「農林業の付加価値を高める」、「魅力ある観光と交流を創出する」を定めて、地域特性を生かした産業集積の促進、魅力ある商業の振興、安定的な農林業経営を支える基盤の確立、観光資源の活用促進等の取組を行っている。

宇都宮市が持続的に発展していくためには、地域産業としての商・工・農林業の基盤や競争力の強化とともに、賑わいや活力を生み出す交流人口等の増加が必要であることから、関連する事務を主管する経済部を監査対象とし、事務の執行が関係法令等に基づき実施されているか否かという合規性の点について、また、行政の管理視点である有効性、効率性、経済性、優先性等について経営管理の体制を監査する意義は大きいものと考え、平成 30 年度の宇都宮市包括外部監査のテーマに選定した。

なお、経済部の所管のうち中央卸売市場と公営事業所については、平成 14 年度と平成 16 年度にそれぞれ包括外部監査の対象としているため、今回の監査では対象から除外している。

4. 包括外部監査の対象期間

原則として平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）としたが、必要に応じて平成 28 年度以前及び平成 30 年度も対象とした。

5. 包括外部監査の実施期間

平成 30 年 7 月 9 日から平成 31 年 1 月 23 日まで監査を実施し、平成 31 年 3 月 26 日に最終的な意見をまとめたものである。

6. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	江	原	照	雄
補 助 者	公認会計士	岩	本	達	之
	公認会計士	小	高	和	昭
	公認会計士	斎	藤	秀	樹
	公認会計士	西	尾		忍
	公認会計士	増	山	雄	貴
	公認会計士	坂	田	智	幸

7. 監査要点と監査報告

7.1 監査要点

包括外部監査の根拠法規である地方自治法第 252 条の 37 第 2 項によると、包括外部監査人は、監査に当たって監査対象団体の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」が、第 2 条第 14 項（住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果）及び第 15 項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）に則ってなされているかどうかを意を用いなければならないとされる。この規定を受けて包括外部監査における監査要点としては、次の 2 つにまとめることができる。

7.1.1 財務事務執行の合規性

7.1.2 行政の管理視点（住民福祉の増進等上記第 2 条第 14 項及び第 15 項）に基づいて、行政の経営管理制度である予算統制制度及び P D C A 循環サイクルが整備運用されているか否か

7.2 監査の結果について

この監査報告書では、上記地方自治法第 252 条の 37 第 2 項に基づき、監査の結果について報告を 2 つに大別し、次のように使い分けている。

区分	指 摘	意 見
財務に関する事務の執行	<ul style="list-style-type: none">● 合規性違反の事実	<ul style="list-style-type: none">● 指摘事項に対する改善提案
経営に係る事業の管理	<ul style="list-style-type: none">● 行政の経営管理制度である予算統制制度及び P D C A 循環サイクルに違反している事実● 行政の管理の視点である「有効性」、「効率性」、「優先性」、「公平性」等を管理する仕組みや運営が不適切であることの実事	<ul style="list-style-type: none">● 既存の管理制度（予算統制制度や P D C A 循環サイクルの行政評価制度）外の管理制度の不備に対する指摘● 行政監査に基づく評価（ある事業が「有効」であるか「効率的」であるか等の視点から、「有効である」とか「効率的である」という監査の結論）

II 包括外部監査対象の概要

1. 宇都宮市の現状

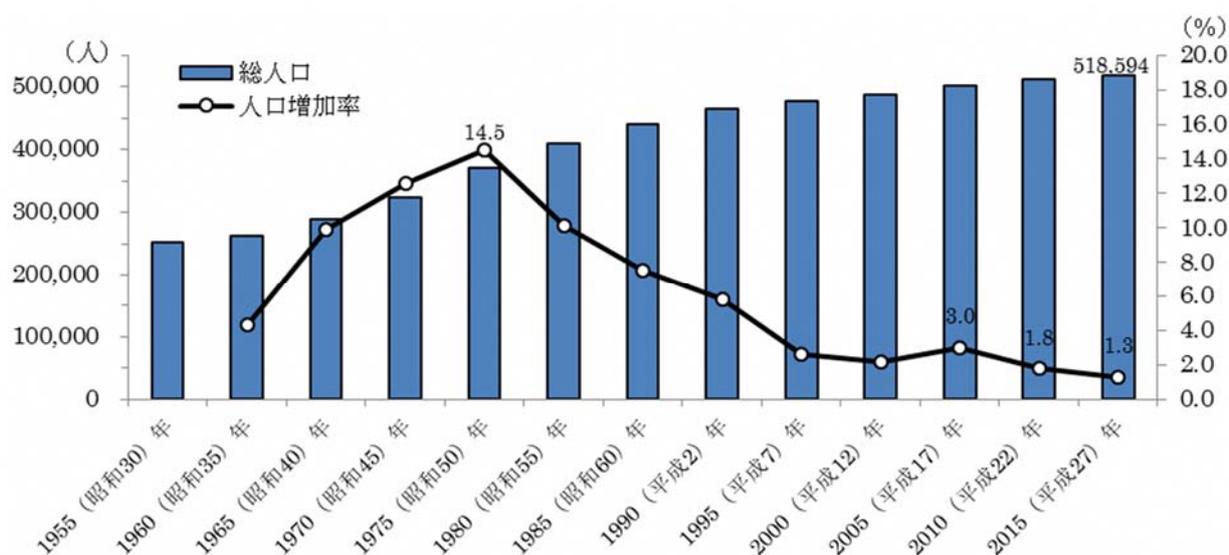
1.1 産業・経済分野の状況

1.1.1 人口の状況と将来推計人口

我が国の総人口は、出生数が長期にわたり減少傾向にあることや死亡者数の増加等を背景に、本格的な人口減少局面に入っている。

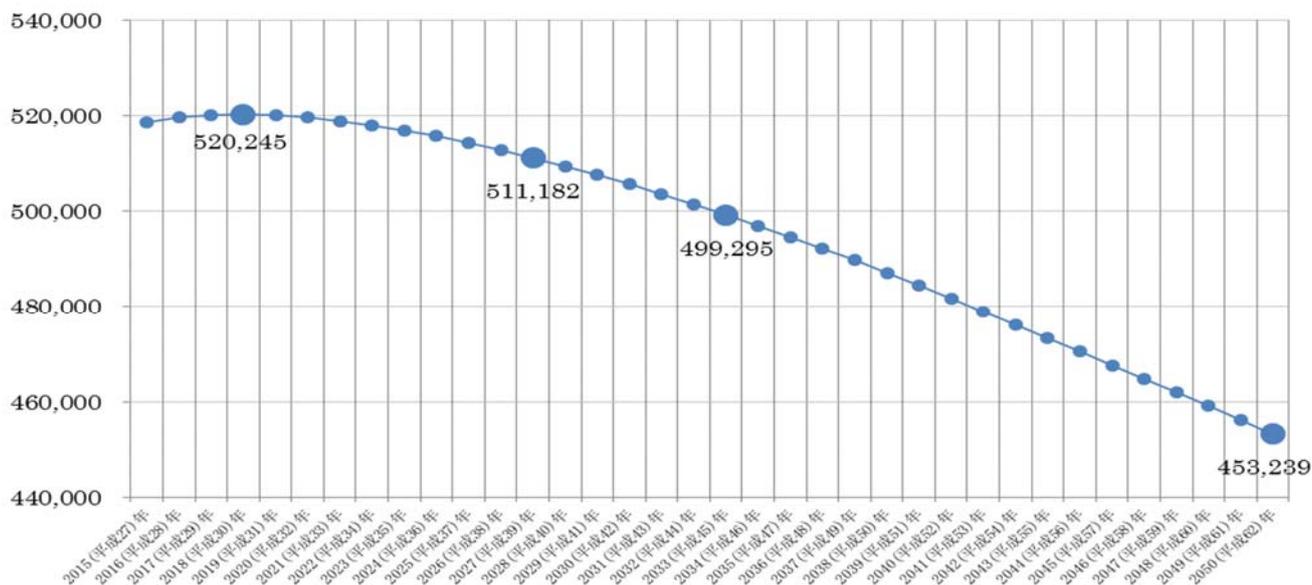
宇都宮市の総人口は、過去 50 年間増加を続けていたが、既に死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっており、将来人口推計では、2018（平成 30）年の約 52 万人をピークに減少に転じると見込まれている。

宇都宮市の総人口と人口増減率の推移



出典：国勢調査

宇都宮市の将来人口推計



1.1.2 地域経済の状況

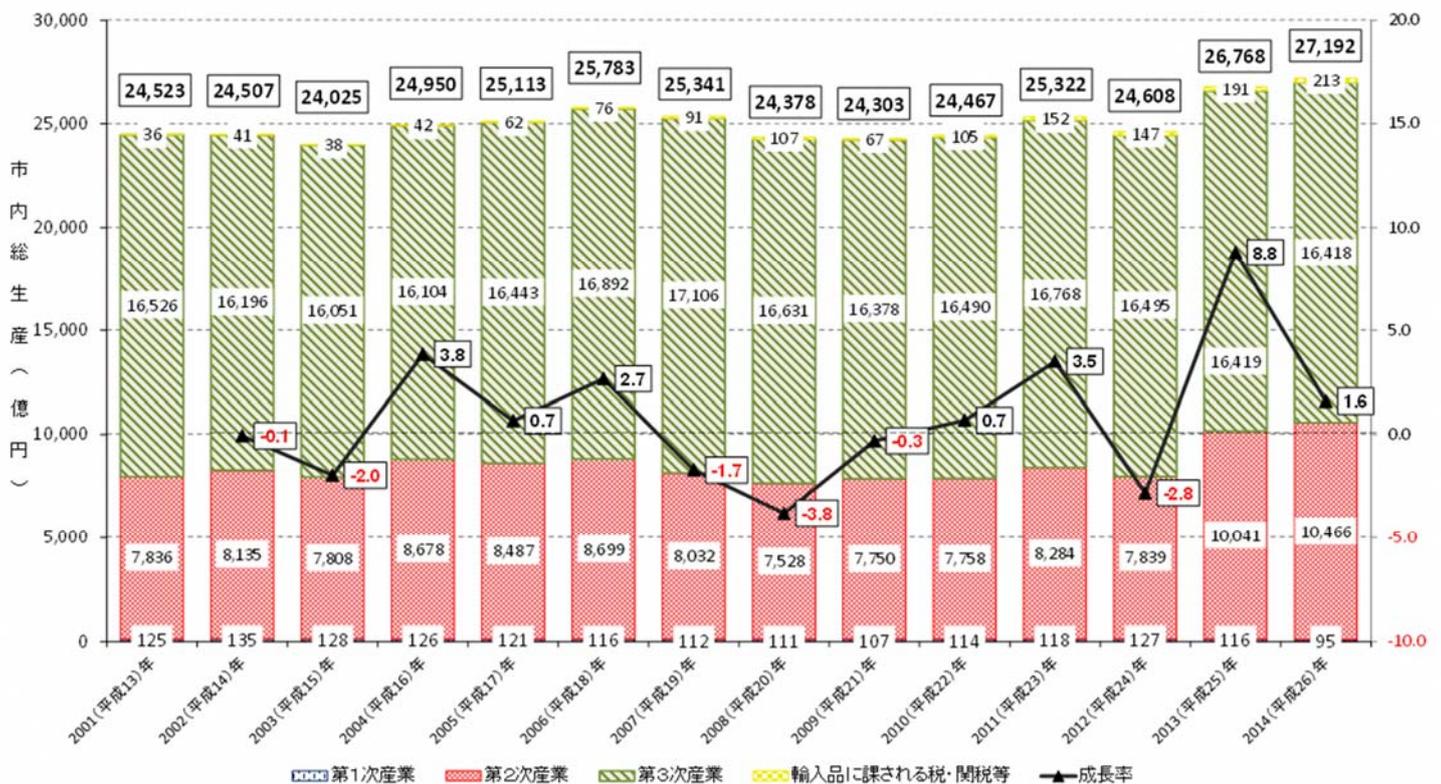
1.1.2.1 市内総生産と経済成長率

我が国の産業構造は、経済のグローバル化による国際競争の激化や、製造業の海外生産比率の高まり、ICT（情報通信技術）の発展等により、大きく変化している。

このような中、宇都宮市の市内総生産と経済成長率の推移を見ると、リーマンショックや東日本大震災などの影響により増減があるが、概ね横ばいで推移している。

市内総生産の構成を見ると、全国平均に比べ第2次産業の割合が高く、2014年（平成26年）の第2次産業と第3次産業の割合は、おおよそ4対6となっている。

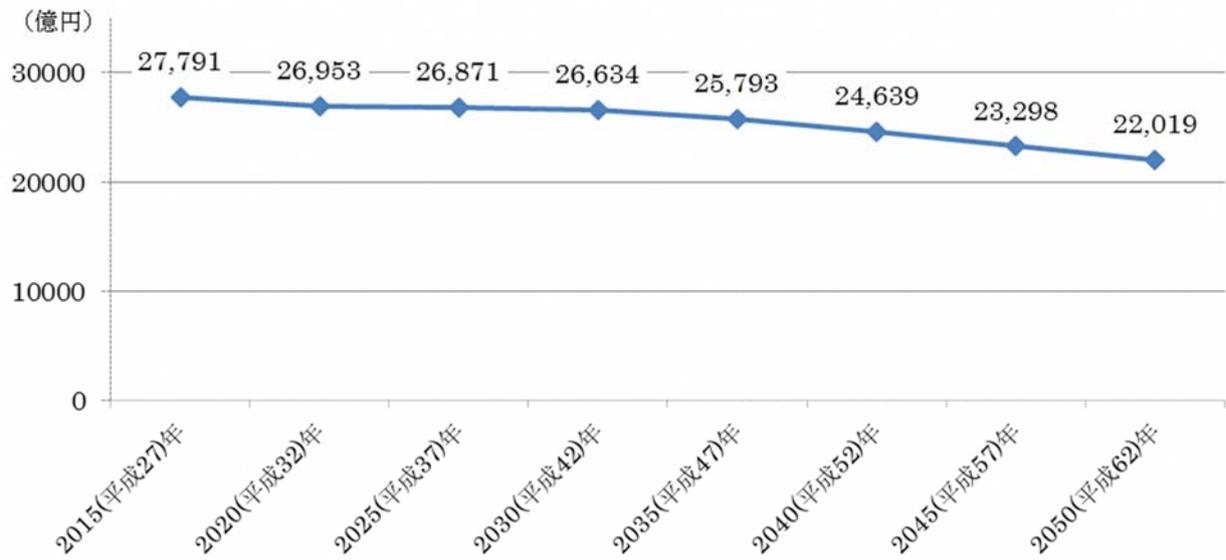
宇都宮市の市内総生産と経済成長率の推移



出典：市町村民経済計算（栃木県）

今後の市内総生産の見通しについては、従業者一人当たりの生産性が一定と仮定した場合は、人口減少に伴い労働力が減少し、2050（平成62）年に約2兆2,000億円の経済規模になると見込まれる。

宇都宮市の市内総生産の将来推計



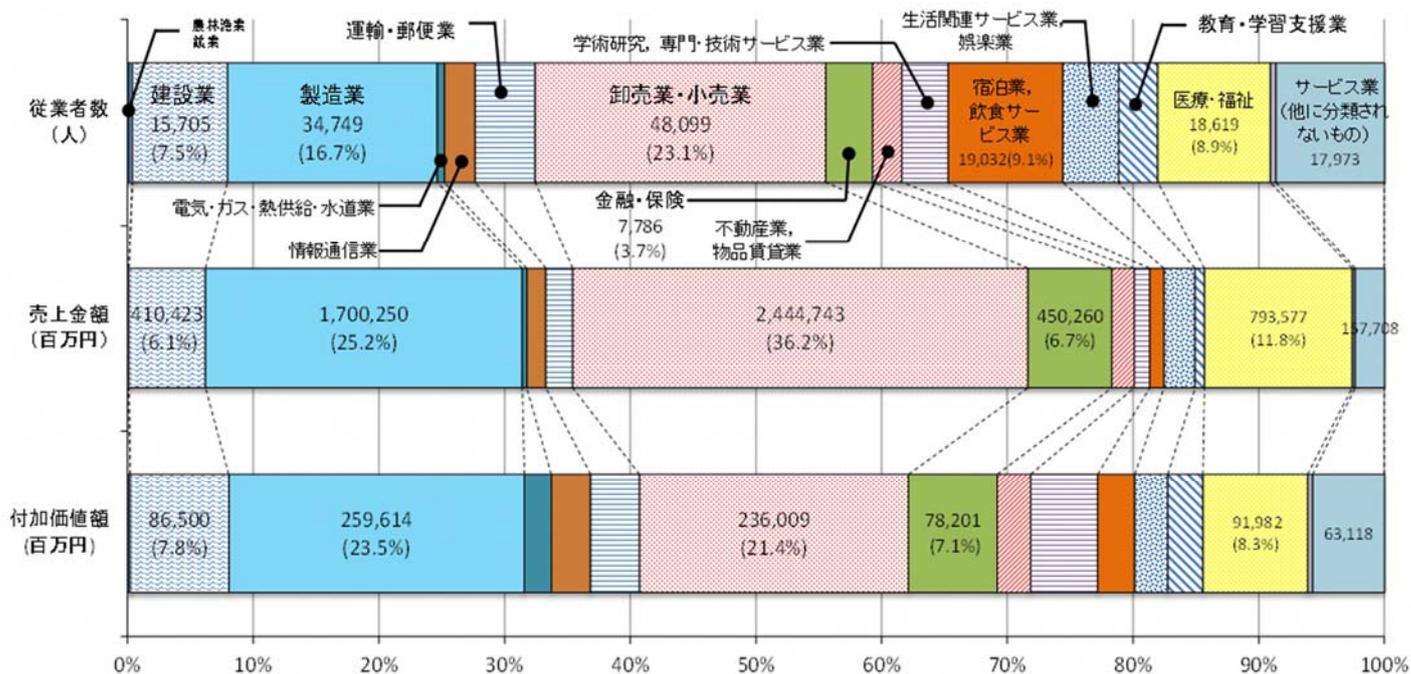
1.1.2.2 産業別構成比

宇都宮市の産業別構成比を見ると、従業者数の構成比率が高い産業は、卸売業・小売業（23.1%）、続いて製造業（16.7%）、宿泊業・飲食サービス業（9.1%）となっている。

売上金額では、卸売業・小売業、製造業の比率が高く、続いて医療・福祉（11.8%）となっている。

付加価値額で構成比率が高い産業は、製造業（23.5%）、卸売業・小売業（21.4%）、医療・福祉（8.3%）の順になっており、製造業は、卸売業・小売業と比較して少ない従業員数でより多くの付加価値額を生み出しているといえる。

宇都宮市の産業別構成比



出典：「平成 24 年経済センサス・活動調査結果」（総務省統計局）

1.1.2.3 農地面積と農家の推移

宇都宮市の農業の基盤である農地面積と担い手である農家戸数の推移を見ると、農地面積は年々減少傾向にあり、この20年間で1割減少し、また、農家戸数は1990（平成2）年の8,647戸から2015（平成27）年には5,218戸と、約4割減少している。

宇都宮市の農地面積（経営耕地面積）と農家戸数の推移



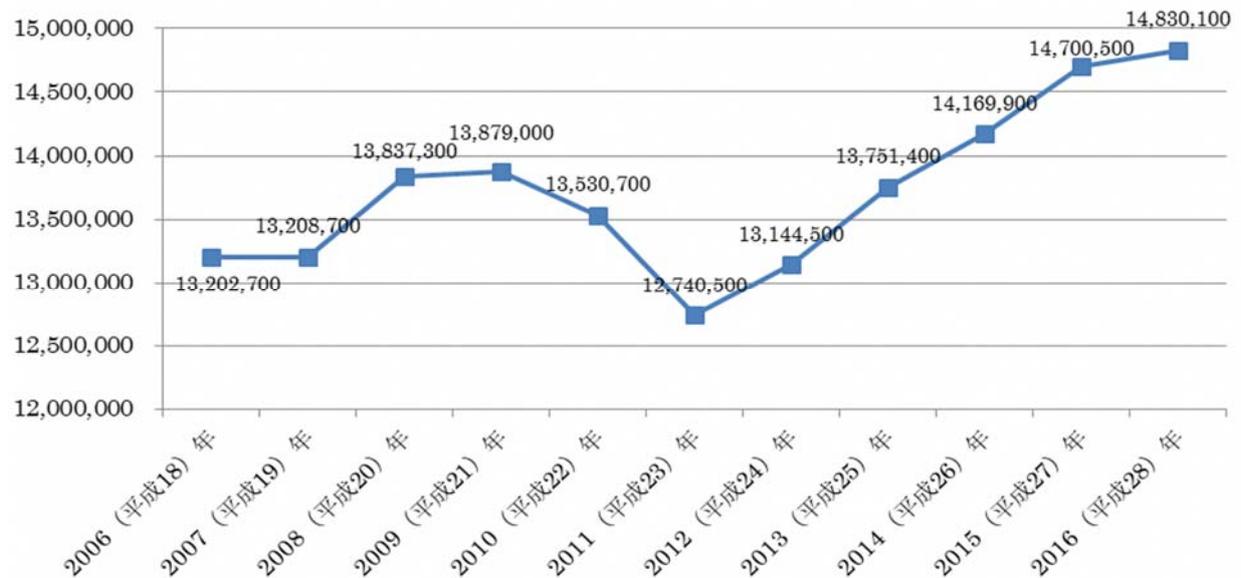
出典：世界農林業センサス、農林業センサス、農業センサス

1.1.2.4 観光入込客数の推移

宇都宮市の観光入込客数の推移を見ると、2011（平成23）年に東日本大震災の影響で大きく落ち込んだが、その後は増加を続けている。

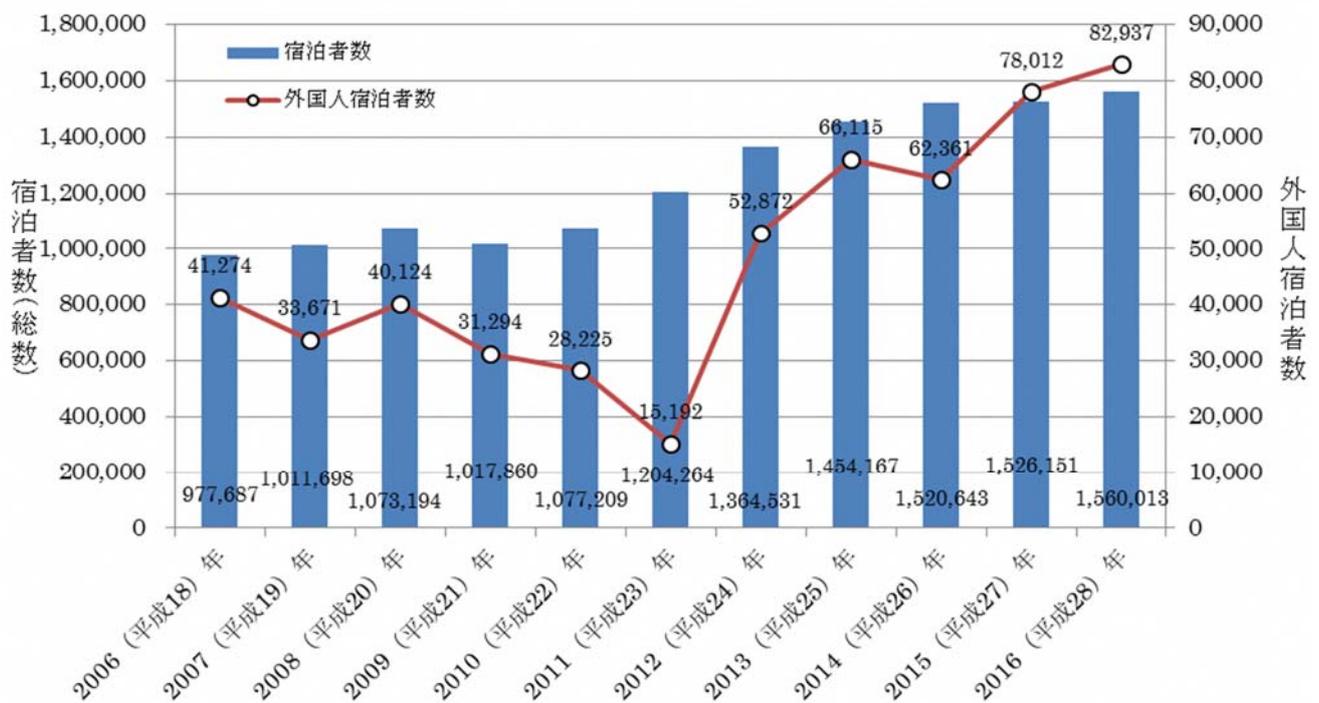
宿泊者についても同様に、近年は増加傾向にあり、外国人宿泊者も増加している。

宇都宮市の観光入込客数の推移



出典：宇都宮市観光動態調査

宇都宮市の宿泊者数・外国人宿泊者数の推移



出典：宇都宮市観光動態調査

1.2 第5次宇都宮市総合計画

宇都宮市は、平成19年度に第5次宇都宮市総合計画を策定し、目指すべき将来の「うつのみや像」やまちづくりの方向性を基本構想として掲げ、その実現のための必要な施策を基本計画（前期5年、後期5年）として、平成20年から取り組んできている。

産業・経済分野では、「市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために」という政策の柱と「地域産業の創造性・発展性を高める」、「商工業の活力を高める」、「農林業の付加価値を高める」、「魅力ある観光と交流を創出する」という4つの基本施策を定めている。

1.2.1 地域産業の創造性・発展性を高める（基本施策17）

経済活動のグローバル化やボーダーレス化により経済環境が大きく変化しており、国際競争の激化などの影響が地域経済にも波及してきている。さらに、少子高齢化の進展や雇用形態の多様化など、地域産業の担い手をめぐる社会環境も同様に変化している。激しさを増す地域間競争に対応するため、宇都宮市の地域の特性を生かすとともに、地域産業の創造性・発展性を高めていくことが重要であり、以下のような施策と事業が実施されている。

1.2.1.1 地域特性を生かした産業集積の促進

主な事業内容

- ・イノベーションが期待される産業の育成
- ・企業集積・立地の促進
- ・産業間・産学官連携の促進

1.2.1.2 新規開業・新事業創出の促進

主な事業内容

- ・起業家の集積・成長支援
- ・新事業創出の支援

1.2.1.3 就労・雇用対策の充実

主な事業内容

- ・就業支援の充実
- ・働きやすい労働環境づくり

1.2.2 商工業の活力を高める（基本施策18）

消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化、商業機能の周辺部への拡散に伴う中心市街地の活力低下、ICT等を活用した技術革新の進展、産業構造の変化や国際競争の激化など、商工業を取り巻く急速な環境変化に、迅速で的確に対応することが求められている。宇都宮市の商工業の持続的な発展を実現するため、商工業者の活力を高めることが重要であり、以下のような施策と事業が実施されている。

1.2.2.1 魅力ある商業の振興

主な事業内容

- ・魅力ある中心商業地の創出

- ・商店街活性化事業の促進

1.2.2.2 中小企業の経営・技術革新の促進

主な事業内容

- ・高度技術開発の促進
- ・地域産業を担う人材の育成

1.2.2.3 安定した経営基盤の確立

主な事業内容

- ・資金調達の円滑化
- ・経営体質及び経営基盤の強化

1.2.2.4 流通機能の充実

主な事業内容

- ・中央卸売市場機能の充実
- ・物流機能の強化

1.2.3 農林業の付加価値を高める（基本施策 19）

高齢化の進行や就業構造の変化、消費者の価値観の多様化により、農業の担い手の確保や生産基盤の維持向上、また、消費者が安心できる新鮮で高品質な農産物の安定的な供給が求められている。農業者が意欲を持って農業に従事し、農林業の持続力や競争力を強化するため、ニーズに的確に対応した農産物の生産や販路の開拓、6次産業化の取組などにより、収益を上げる環境を整え、その付加価値を高めていくことが重要であり、以下のような施策と事業が実施されている。

1.2.3.1 農林業を支える担い手の確保・育成

主な事業内容

- ・意欲ある担い手の確保・育成
- ・地域農業を支える担い手づくり

1.2.3.2 安定的な農林業経営を支える基盤の確立

主な事業内容

- ・生産性の高い土地基盤の整備・保全
- ・効率的な生産・出荷体制の確立

1.2.3.3 良質な農林産物の生産・普及の促進

主な事業内容

- ・農産物のブランド化推進
- ・地産地消の推進

1.2.3.4 環境と調和した農林業の推進

主な事業内容

- ・環境保全型農業の推進
- ・農資源・農村環境の保全推進

1.2.4 魅力ある観光と交流を創出する（基本施策 20）

近年、観光に対するニーズが、「周遊する」、「参加・体験する」、「滞在する」へと変化するとともに、内容、範囲も多様化している。産業・文化・歴史・スポーツ等の資源を観光資源と捉え、地域間や資源間のネットワークを強化しながら宇都宮市へより多くの来訪者を呼び込み、満足感や再来意欲を高め、魅力ある観光と交流を創出することが重要であり、以下のような施策と事業が実施されている。

1.2.4.1 おもてなしある受入体制の充実

主な事業内容

- ・おもてなし事業の推進
- ・観光セールスの強化

1.2.4.2 観光資源の活用促進

主な事業内容

- ・戦略的観光事業の推進
- ・広域観光ネットワークの構築

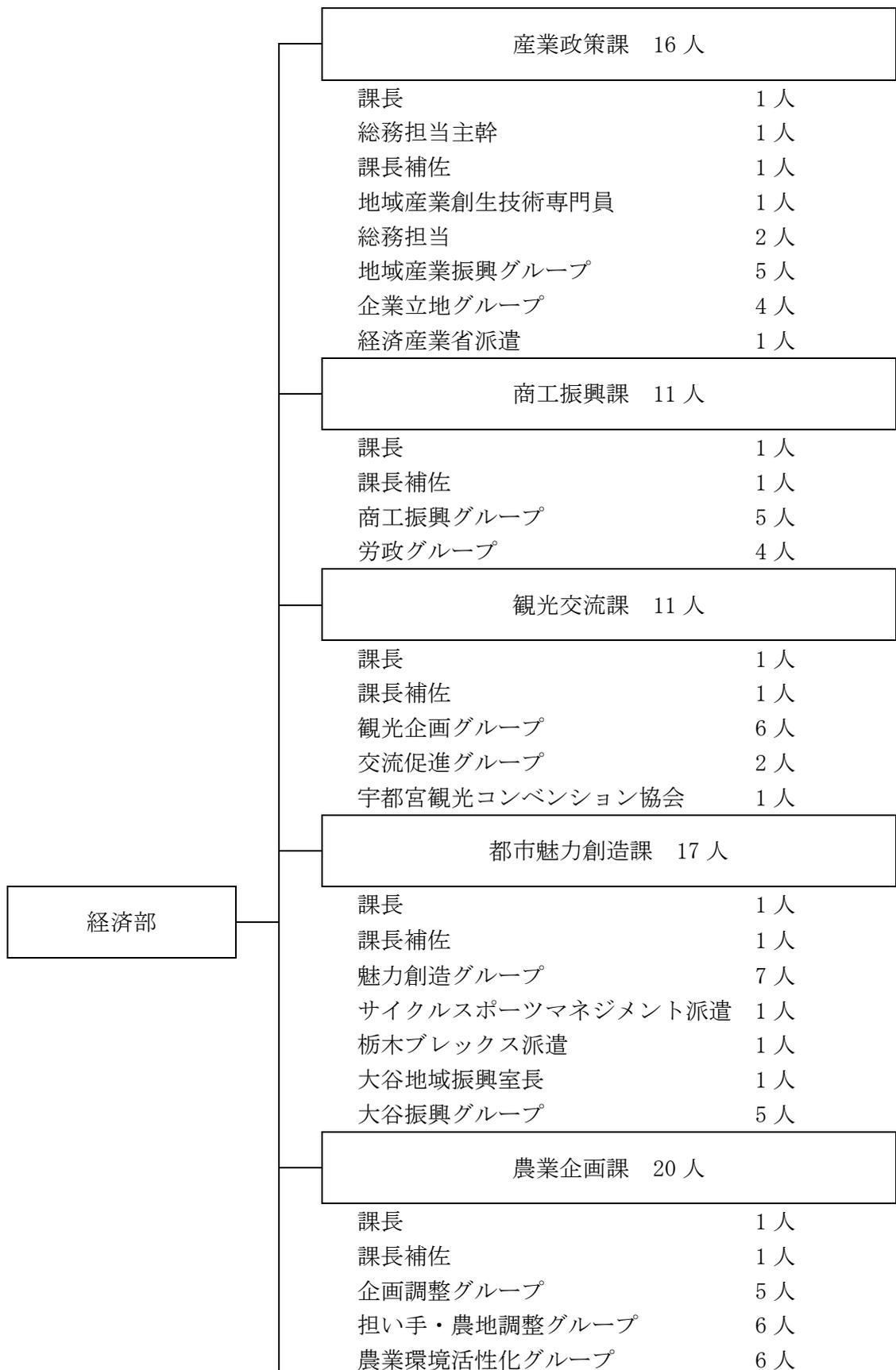
1.2.4.3 都市と農村の交流促進

主な事業内容

- ・農業・農村ふれあい交流事業の推進
- ・農林業の魅力発信

2. 経済部の概要

2.1 組織



公益財団法人宇都宮市農業公社	1人
農林生産流通課 21人	
課長	1人
課長補佐	1人
農産物マーケティンググループ	5人
生産振興グループ	9人
森林整備・鳥獣対策グループ	5人
中央卸売市場 15人	
場長	1人
次長	1人
管理グループ	6人
施設グループ	3人
業務グループ	4人
公営事業所 17人	
所長	1人
副所長	1人
経理グループ	6人
事業グループ	5人
施設グループ	4人

2.2 業務内容

経済部の所管する主な業務は、以下のようになっている。

2.2.1 産業政策課

産業政策の立案や次世代モビリティ産業の集積促進、企業の誘致など

2.2.1.1 総務担当

- ・部の基本施策に関する調査研究に関すること
- ・部の事務事業の進行管理及び評価に関すること
- ・部の予算・決算に関すること
- ・部の組織、定員及び人事に関すること
- ・部の運営に関すること

2.2.1.2 地域産業振興グループ

- ・産業振興ビジョンの推進に関すること
- ・成長産業分野の振興に関すること
- ・企業家・ベンチャー企業の育成に関すること
- ・産学官連携の強化に関すること
- ・起業及び創業の相談に関すること

2.2.1.3 企業立地グループ

- ・企業の誘致に関する事
- ・企業立地・定着の促進に関する事

2.2.2 商工振興課

中小企業の経営基盤の強化、雇用の確保、労働環境の整備など

2.2.2.1 商工振興グループ

- ・中心商店街景観整備支援事業に関する事
- ・中心市街地拠点広場管理運営事業に関する事
- ・商店街の活性化に関する事
- ・中小企業の支援に関する事
- ・宇都宮版 CSR の構築に関する事
- ・制度融資に関する事
- ・市営駐車場の管理運営に関する事
- ・宮のものづくり達人制度に関する事
- ・伝統工芸品産業の振興に関する事
- ・工場立地法に基づく事務に関する事
- ・大規模小売店舗立地法に基づく事務に関する事

2.2.2.2 労政グループ

- ・雇用促進に関する事
- ・労働環境、労働相談に関する事
- ・労働環境の向上に関する事
- ・職業能力の開発に関する事

2.2.3 観光交流課

本市の魅力を生かした都市観光、農業・農村ふれあい交流事業の推進など

2.2.3.1 観光企画グループ

- ・観光宣伝に関する事
- ・観光事業の推進及び支援に関する事
- ・おもてなし運動の推進に関する事
- ・着地型観光の推進に関する事
- ・宇都宮観光コンベンション協会に関する事

2.2.3.2 交流促進グループ

- ・農林公園ろまんちっく村、上河内地域交流館等の管理に関する事
- ・さつき&花フェアの開催に関する事
- ・農業・農村ふれあい交流事業の推進に関する事

2.2.4 都市魅力創造課

本市の魅力、活力向上に向けた企画及び立案、大谷の振興など

2.2.4.1 魅力創造グループ

- ・本市の魅力、活力向上に向けた企画及び立案に関する事

- ・大規模スポーツイベントの開催に関すること（ジャパンカップサイクルロードレース、3x3等）
- ・プロスポーツチームの支援及び連携に関すること

2.2.4.2 大谷振興室（課内室） 大谷振興グループ

- ・大谷の振興・安全対策に関すること
- ・大谷石産業の振興に関すること
- ・採石法（大谷石に係るもの）に関すること

2.2.5 農業企画課

農業政策に係る企画調整、担い手の育成、農業環境の整備など

2.2.5.1 企画調整グループ

- ・食料・農業・農村基本計画の統括管理に関すること
- ・農業再生協議会（会議）の統括に関すること
- ・水田フル活用ビジョンの策定に関すること
- ・農業振興対策審議会に関すること

2.2.5.2 担い手・農地調整グループ

- ・担い手（認定農業者、集落営農組織等）の確保、育成に関すること
- ・人・農地プラン関連事業の推進に関すること
- ・農業振興地域整備計画の適正管理に関すること
- ・環境保全型農業直接支払交付金事業に関すること
- ・耕作放棄地対策事業に関すること
- ・農村整備の基本的施策の調査、企画に関すること
- ・農地中間管理事業（機構集積協力金）に関すること

2.2.5.3 農業環境活性化グループ

- ・ほ場整備事業に関すること
- ・農道舗装事業に関すること
- ・かんがい排水施設整備事業に関すること
- ・災害復旧事業に関すること
- ・農林業祭、農業施設管理、河内ふれあい市民農園に関すること
- ・多面的機能支払交付金事業に関すること

2.2.6 農林生産流通課

農産物のブランド化、生産振興、森林資源の保全、有害鳥獣対策など

2.2.6.1 農産物マーケティンググループ

- ・うつのみやアグリネットワークに関すること
- ・農産物ブランド化推進事業に関すること
- ・地産地消の推進に関すること
- ・米普及事業に関すること

2.2.6.2 生産振興グループ

- ・米麦大豆、野菜、花き、果樹、特用林産物の生産振興に関する事
- ・畜産振興に関する事
- ・家畜、家きんの防疫に関する事
- ・農作物災害、被害対策に関する事
- ・環境保全型農業の推進に関する事
- ・地区農業協力委員に関する事

2.2.6.3 森林整備・鳥獣対策グループ

- ・民有林整備の推進に関する事
- ・保安林、林地開発許可に関する事
- ・伐採届、森林所有者届の受理に関する事
- ・とちぎの元気な森づくり事業に関する事
- ・有害鳥獣被害対策に関する事
- ・林道に関する事
- ・森林整備計画・森林施業計画に関する事
- ・林業担い手対策、ボランティア育成に関する事
- ・林野保護に関する事

3. 経済部の事業費

3.1 過去5年間の事業費の状況

課別の事業費の推移

(単位：円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
産業政策課	79,255,118	322,058,309	249,969,200	904,379,222	2,264,341,556
商工振興課	20,113,333,893	20,669,600,670	18,908,540,949	16,453,012,752	13,407,407,991
観光交流課	507,606,958	685,527,246	714,031,175	477,765,052	498,951,237
都市魅力創造課(※)	0	0	0	231,949,865	263,775,870
農業企画課	274,234,644	684,986,477	751,924,552	715,726,112	743,638,771
農林生産流通課	308,699,956	383,337,196	563,396,067	201,888,025	289,611,862

※平成 26 年度に観光交流課内に都市魅力創造室として設置。平成 28 年度に課として設置

産業政策課の事業費は、平成 28 年度と平成 29 年度にテクノポリスセンター地区及び宇都宮工業団地の企業立地促進事業用地購入が行われたため増加している。商工振興課の事業費は、宇都宮市中小企業事業資金融資の原資である市内金融機関への預託金を減らしているため、平成 27 年以降減少している。

一般会計に対する経済部事業費の割合

(単位：万円)

	一般会計歳出決算額	経済部歳出額	一般会計に占める 経済部歳出額の割合
平成 25 年度	18,183,749	2,215,890	12.2%
平成 26 年度	18,975,805	2,373,107	12.5%
平成 27 年度	19,394,803	2,227,158	11.5%
平成 28 年度	19,290,288	2,006,106	10.4%
平成 29 年度	19,015,769	1,853,735	9.7%

一般会計に占める経済部歳出額の割合は、市内金融機関への預託金が平成 27 年以降、年々減少しているため、平成 29 年度は 9.7%（平成 25 年度比 2.5%減）となっている。

Ⅲ 包括外部監査の結果

1. 産業政策課の事務事業

1.1 次世代産業イノベーション推進事業交付金

1.1.1 概要

1.1.1.1 目的

産学官が一体となり、市内企業が経済状況の変化に対応し、継続的な成長が図れるよう、次世代モビリティ産業の振興を図るとともに、企業間連携や産学官連携により、その優れた技術を活かし、今後成長が期待される環境・エネルギー分野や医療・健康福祉分野などへの進出を促進し、次世代産業の振興を図る。併せて人材育成事業として、科学技術体験教室を実施し、次代のものづくり人材の育成に取り組む。

1.1.1.2 内容等

(1) 「うつのみや次世代産業イノベーション推進会議」への交付金の交付

①交付金の推移

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
次世代産業イノベーション推進事業交付金	4,659	5,388	1,656	1,783	1,910

平成26年度までは「WRO JAPAN うつのみや（*1）」や「医療分野ニーズ発掘調査」等が実施されていたが、平成27年度からは他機関が同事業を実施していること等により交付金が減少した。

(*1) 中高生の科学技術への興味喚起やプログラミング技術の向上目的の事業

②構成メンバー

(平成29年4月1日現在)

分野	団体等
産業界	①株式会社アイ・レック、②興新特殊鋼株式会社 ③株式会社三洋製作所、④株式会社城北工範製作所 ⑤東都工業株式会社
大学	⑥国立大学法人宇都宮大学 地域共生研究開発センター ⑦学校法人船田教育会作新学院大学 地域連携支援センター ⑧学校法人帝京大学 理工学部機械・精密システム工学科 ⑨文星芸術大学美術学部 ⑩宇都宮共和大学都市経済研究センター ⑪宇都宮短期大学人間福祉学科
コーディネータ	⑫株式会社アール・ティー・シー、⑬オノオフィス ⑭株式会社ビジネスアファ総合研究所 ⑮有限会社メイユウ経営研究所
産業支援機関	⑯公益財団法人栃木県産業振興センター産業振興部ものづくり産業振興グループ ⑰宇都宮商工会議所
行政	⑱栃木県産業労働観光部工業振興課ものづくり企業支援室 ⑲宇都宮市経済部産業政策課

(2) 産学官ネットワークを活用し、様々な事業主体と連携を図りながら、次の2つの事業に取り組み、次世代産業イノベーションの推進を図る。

① イノベーション創出事業

「次世代モビリティ産業分野」、「環境・エネルギー分野」、「医療・健康福祉分野」などの次世代産業分野におけるイノベーションの創出を促進する。

② 人材育成事業

次世代を担う未来の科学者、技術者育成のため、「科学技術体験教室」の開催や、小中高校等におけるロボット体験活動への機材貸出し支援等を実施する。

(3) 実績（平成 29 年度）

① コーディネート活動

- ・ 市内金属加工企業が、新たに介護分野への参入を目指し開発した介護用移動式リフト装置について、栃木県内の介護福祉施設に加え栃木県内や東北地方、中部地方において介護機器を販売している業者 2 社に紹介するとともに、量産で製造する場合の下請け企業として 3 社を紹介した。現在販売を開始するとともに、並行してユーザーへの評価試験を実施中
- ・ 県内医療系大学と医療教育ツールを開発している電子機器開発・製造企業（県内）から、関連スマートフォンアプリの開発オファーを受け、宇都宮市内のソフトウェア企業 2 社とマッチングし、協業アレンジメントを実施。試作品が完成し現在上市に向けた準備が進行中

② 交流会の実施状況

開催日	内容	参加者数
10月20日	中小企業の海外展開支援セミナー	46名
11月30日	第1回農工連携事業創出交流会	62名
2月5日	第2回農工連携事業創出交流会	50名
2月19日	栃木県内大学・高専研究シーズ紹介セミナー	35名

③ イノベーションセミナーの開催状況

開催日	内容	参加者数
2月9日	ドローンのビジネス活用セミナー	91名

④ 科学技術体験教室の開催状況

開催日	内容	参加者数
5月21日	フェスタmy うつのみや	304名
9月10日	エンジョイ！カガク	136名

1.1.2 監査手続

次世代産業イノベーション推進事業交付金交付要綱、支出負担行為等の関連資料の閲覧、担当者への質問を実施した。

1.1.3 監査の結果

交付金の交付について指摘すべき事項は検出されなかった。

1.2 産業機能強化事業（うつのみや産業振興協議会の運営）

1.2.1 概要

1.2.1.1 目的

市内の幅広い産業界の企業等で組織する「うつのみや産業振興協議会」において、平成24年3月に策定した「うつのみや産業振興ビジョン」（以下、「ビジョン」）の推進に向けた施策に対する大所高所からの意見を伺いながら、ビジョンに掲げた目標である「地域の力を結集し、新たな時代に飛躍する産業都市」の実現を目指すもの

1.2.1.2 内容等

- (1) 「うつのみや産業振興協議会」を有効活用し、ビジョン施策を推進する。
- (2) ビジョン推進に向けた実施計画や予算要求事業に対し、産業界等から意見聴取
- (3) 経済産業に関連する特定テーマに係る意見交換
- (4) 構成員

分野（組織名）		人数
産業界	農業（農業協同組合、(株)ファーマーズ・フォレスト）	2名
	工業（宇都宮精機(株)、キヤノン(株)、富士重工業(株)、フタバ食品(株)）	4名
	商業（(株)TKC、(株)東武宇都宮百貨店）	2名
	観光（(株)JT B 関東）	1名
	スポーツ（サイクルスポーツマネージメント(株)、(株)栃木サッカークラブ）	2名
支援機関（商工会議所、まちづくり推進機構、県産業振興センター）		3名
学識経験者（(株)あしぎん総合研究所、宇都宮大学）		2名
行政（栃木労働局、宇都宮市）		2名

(5) 実績

区分		主な議事内容
平成 27 年度	第8回 (8月27日)	・ビジョン推進に向けた今後取り組む事業（案）について ・産業人材育成支援に向けた今後の施策（案）について
	第9回 (2月25日)	・TPP が我が国産業・経済に与える影響及びその活用策について ・ビジョン推進に向けた取組について
平成 28 年度	第10回 (2月22日)	・ビジョンにおける中間見直しについて ・ビジョンの施策事業に係るこれまでの取組状況等 ・本市産業を取り巻く社会経済情勢の変化等
平成 29 年度	第11回 (7月5日)	・本市産業構造の現状と取り巻く社会環境 ・前期5年間（平成24年度～平成28年度）の取組評価
	第12回 (11月28日)	・「うつのみや産業振興ビジョン改定」の素案について ・本市産業の課題、新たな目標値、施策体系について
	第13回 (2月20日)	・「うつのみや産業振興ビジョン」（改定案）に関するパブリックコメント等について

1.2.2 監査手続

議事録の閲覧、担当者への質問を実施した。

1.2.3 監査の結果

うつのみや産業振興協議会の運営及び同協議会の意見の活用について指摘すべき事項は検出されなかった。

1.3 産業機能強化事業（産業・企業の動向把握等調査）

1.3.1 概要

1.3.1.1 目的

本市産業基盤の強化や産業活動の活性化に向け、現状の産業構造の分析や企業ニーズなどを収集し、産業・経済の動向を的確に捉えた施策の企画・立案に繋げるとともに、新たな産業用地の需要への対応等に向けて、ネットワーク型コンパクトシティ形成の推進という観点など本市の実情を踏まえ、新たな産業用地に係る需要と整備する際の法的等な課題整理、事業手法など、整備に向けた可能性を調査するもの。

1.3.1.2 内容等

(1) 実績の推移

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
産業・経済動向及び産業用地の需要等に係る調査業務委託	—	—	—	—	11,988

(注) 単年度事業

(2) 調査内容

項目	内容
本市産業構造の現状や企業ニーズ等の収集・分析	<ul style="list-style-type: none">・本市産業構造の分析（成長産業、地域資源、人材、強み弱みの把握等）・企業概要（創業年数、資本金、従業員数、売上規模等）・事業分野の概要（産業分野、主力製品、異業種への参入意欲等）・取引先情報（仕入れ企業分布、販売先企業分布 等）・事業課題情報（技術的、人的、金銭的、需要、事業アイデア 等）など
新たな産業用地に係る需要等の整理	<ul style="list-style-type: none">・本市や周辺への企業立地状況、需要の整理・候補地の選定・候補地の比較検討・新たな産業用地確保に向けた課題（法規制等）・開発手法や事業手法等の検討・事業スケジュールの検討 など

1.3.2 監査手続

支出負担行為、調査報告書等の関連資料の閲覧、担当者への質問を実施した。

1.3.3 監査の結果

1.3.3.1 入札について

プロポーザル方式による見積競争入札を実施しており、指摘すべき事項は検出されなかった。

1.3.3.2 調査結果の活用状況について

「産業・経済動向」については、うつのみや産業振興ビジョン（平成29年度改定）に活用されており、「産業用地の需要等」については、新たな産業団地確保に活用し、立地候補を選定しているところである。調査結果の活用がなされており、指摘すべき事項は検出されなかった。

1.4 公益財団法人栃木県産業振興センター

1.4.1 概要

1.4.1.1 目的

新事業創出促進事業、中小企業経営基盤強化事業、高度技術開発及び利用促進事業により県内の産業振興、経済発展に寄与することを目的に、平成18年度に設立。

1.4.1.2 内容等

(1) 出捐

基金名	金額	うち、宇都宮市出捐金
産業活力推進事業	25 億円	—
高度技術振興事業（*）	11 億円	2 億 6 千万円
フードバレーとちぎ推進事業	25 億円	—
世界一研究開発助成事業	2 千万円	—
合計	61 億 2 千万円	2 億 6 千万円

（*）下請企業振興事業、高度技術振興事業、情報化支援事業、知的財産支援事業、各種研修事業

(2) 人員（平成 29 年 6 月現在）

役職等	
事務局	常勤 25 名（役員 2 名、プロパー 18 名、派遣 5 名） その他 非常勤・嘱託等
	理事 10 名
	評議員 9 名（宇都宮市副市長含む）
	監事 2 名

(3) 決算の推移（抜粋）

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
貸借対照表内訳表（公益目的事業会計）			
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	752, 210	117, 832	106, 517
未収金	282, 961	238, 754	225, 856
2. 固定資産			
特定資産			
高度技術振興基金積立資産	1, 099, 754	989, 787	989, 822
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1, 100, 000	1, 100, 000	1, 100, 000
正味財産増減計算書内訳表			
受取国庫補助金	85, 159	136, 904	74, 177
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高			
戦略的基盤技術高度化支援事業国補助金 増加額	85, 159	138, 933	75, 841
同上 減少額	85, 159	138, 933	75, 841

1.4.2 監査手続

決算書等の関連資料の閲覧、担当者への質問を実施した。

1.4.3 監査の結果

1.4.3.1 出捐金（寄付金）について（意見）

高度技術振興基金 11 億円のうち 2 億 6 千万円は用途の目的を付した宇都宮市からの出捐金（寄付金）である。平成 30 年 3 月末の同基金積立資産残高は 9 億 8 千 9 百万円であるが、平成 28 年度に行われた積立資産の取崩し 1 億 1 千万円について用途・目的が把握されていない。

宇都宮市によると、「国からの補助事業である「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）」の運用上の運転資金として一時的に年度末に取崩したもので、取崩し額については国からの補助金収入が入り次第（翌年度 5 月）、速やかに戻している」との回答を得ている。翌年度である平成 29 年度の決算書でも積立資産残高は取崩されたままとなっているが、運転資金として流動資産の「現金預金」「未収金（補助金）」とされているためである。

公益財団法人栃木県産業振興センターは栃木県の外郭団体であり、主たる管理は栃木県が主体となって行うべき法人である。しかし、用途の目的を付した寄付であること、及び、副市長が評議員に就任していることから、宇都宮市として寄付金の用途や法人運営についての概要を把握し、記録として残すべきである。

宇都宮市の今後の関与方針としては、栃木県など他の出捐団体とともに、評議員会において必要な意見を述べるとともに、重要な事業の実施等については適宜、相談や報告を行うよう要請するとの回答を得ている。

1.5 株式会社とちぎ産業交流センター

1.5.1 概要

1.5.1.1 目的

(1) 高度な研究開発や地域企業の研究開発の支援、(2) 高度技術等の実践的研修による人材の育成、(3) 企業間交流や研究者との交流機会の創出、(4) 技術・研究情報等の収集提供を目的に、平成6年4月に設立

1.5.1.2 内容等

栃木県、独立行政法人中小企業基盤整備機構等と共同出資により設立し、宇都宮市は6億4千万円を出資し、23.4%の議決権を有している。また、副市長が取締役副社長、経済部長が取締役に就任している。

(1) 株主

株主名	出資額	持株数	出資比率
栃木県	800,000 千円	16,000 株	29.3%
宇都宮市	640,000 千円	12,800 株	23.4%
(独) 中小企業基盤整備機構	600,000 千円	12,000 株	22.0%
その他市町・民間企業	691,000 千円	13,820 株	25.3%
合計	2,731,000 千円	54,620 株	100.0%

(2) 役員

役職等	
代表取締役社長	常勤1名
取締役副社長	非常勤1名(宇都宮市副市長)
常務取締役	常勤1名
取締役	非常勤20名(宇都宮市経済部長含む)
監査役	常勤1名、非常勤3名

1.5.1.3 決算の推移(抜粋)

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
売上高	96,425	91,179	98,115
営業利益	8,296	1,561	5,243
経常利益	22,619	15,980	20,202
当期純利益	21,262	14,887	17,909
資本金	2,731,000	2,731,000	2,731,000
利益剰余金	△966,575	△951,688	△933,779
純資産	1,764,424	1,779,311	1,797,220

1.5.2 監査手続

決算書等の関連資料の閲覧、担当者への質問を実施した。

1.5.3 監査の結果

1.5.3.1 株式会社とちぎ産業交流センターの管理について（指摘）

9億3千万円の累積損失の要因及び今後の対応方針の把握並びに累積損失に対する宇都宮市としての評価が不十分である。

筆頭株主は栃木県（出資比率29.3%）であるが、宇都宮市も栃木県に次ぐ大株主（出資比率23.4%）である。また、副市長が取締役副社長、経済部長が取締役に就任している。1.4.3.1に記載の公益財団法人に対する出捐（寄付）と異なり、出資であることから、法人の運営方針に積極的に関与すべきである。また、非常勤ではあるものの2名の取締役を派遣しており、法人の運営・維持・継続に対して一定の責任を有する。

過去3期間は、それぞれ約20百万円の当期純利益を計上しているが、累積損失の要因及び解消方針について把握し、出資の毀損が生じないよう管理する必要がある。

なお、宇都宮市によると、累積損失の主な要因は平成17年度の国からの指導に基づいて行った固定資産の減損損失計上とのことである。固定資産の減損損失は、固定資産への投下資金が使用価値又は正味売却価額により回収が困難と判断される場合に、回収可能価額まで固定資産の評価を切り下げることにより計上されるものである。すなわち、投下資金の回収が可能となるような経営方針への転換が必要であることを示している。

宇都宮市の今後の関与方針としては、栃木県など他の出資団体とともに、株主総会において必要な意見を述べるとともに、重要な事業の実施等については適宜、相談や報告を行うよう要請するとの回答を得ているが、現在の収益力では累積損失の解消には長期を要する。出資の毀損が生じないよう、累積損失の解消方針について積極的に関与していく必要がある。

1.6 地域産業活性化支援事業（新産業創出支援事業補助金）

1.6.1 概要

1.6.1.1 目的

将来の本市経済を支える新たな産業として期待される、次世代モビリティ分野及び環境・エネルギー分野、医療・健康福祉分野の事業創出を促進するため、これらの新産業分野において企業が行う研究開発から市場化までの支援を行うもの

1.6.1.2 内容等

(1) 内容

	フェーズⅠ（初期検証段階）	フェーズⅡ（市場投入段階）
事業内容	市場調査及び商品開発	商品開発及び販路開拓
事業化見込み	交付決定日より2年以内	交付決定日より1年以内

・補助対象経費：機械装置費、原材料費、外注費、共同研究費、産業財産権関係費、フィジビリティ・スタディ調査費（フェーズⅠのみ）、認証等取得費、販路開拓費（フェーズⅡのみ）

・補助額：補助対象経費の2分の1以内の額（上限2,000千円）
2,000千円／年×4件

※同一テーマについて、フェーズⅠ～フェーズⅡにかけ、最大2か年度申請が可能

(2) 実績の推移

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新産業創出支援 事業補助金	2,976	5,605	4,171	5,184	3,975
件数	4件	5件	4件	5件	5件

①事業実績（平成27年度）

	事業者名	事業内容	補助金額 (千円)
フェーズⅡ	(株)アイ・レック	屋上防水層内の脱気システムの建設技術審査証明取得によって本格的な市場投入	225
	江田特殊防水工業(株)	太陽光パネルの故障診断システム	1,340
	(有)マロニエ技術研究所	酸化チタン光触媒を用いたVOC除去・脱臭機の実用化	665
	(同)ライフサイズモビリティ	新商品の開発と環境開発の構築	1,941
	合計	4件	4,171

②事業実績（平成28年度）

	事業者名	事業内容	補助金額 (千円)
フェーズⅠ	江田特殊防水工業(株)	漏水検出方法の新技術開発	534
	(有)ウィンウィン	「健康寿命増進のまちづくり」に貢献する、革新的なパッケージング・サプリ自動販売機	335
	(株)ぶらんこ	IT を利用した水田管理システム	1,693
	3DS(株)	災害時に発生するケガ人を安全に搬送したい	899
フェーズⅡ	(株)スキット	「健康づくりサイクル」実施を核とした健康づくり継続と地域活性化	1,723
	合計	5件	5,184

③事業実績（平成29年度）

	事業者名	事業内容	補助金額 (千円)
フェーズⅠ	(株)栃木日化サービス	大型長距離バスに搭載可能な「超コンパクト水洗トイレ」の開発	915
	(同)ライフサイズモビリティ	世界法規に対応した電動アシスト自転車の世界展開を視野に入れた商品の開発	2,000
フェーズⅡ	江田特殊防水工業(株)	漏水検出方法の新技術開発	300
	(株)アイ・レック	強制吸入ファン付吸気筒装置、温湿度測定装置の検証と工法及び新開発装置の販路開拓事業	228
	(株)ぶらんこ	IT を利用した水田管理システム化	532
合計		5件	3,975

1.6.2 監査手続

宇都宮市新産業創出支援事業補助金交付要綱、支出負担行為等の関連資料の閲覧、担当者への質問を実施した。

1.6.3 監査の結果

1.6.3.1 補助対象経費の判断記録について（意見）

補助対象経費については宇都宮市新産業創出支援事業補助金交付要綱の別表第1に「機械装置・工具器具の購入、製造、改良、据付、借用等に要する経費（汎用性の高いものや量産が目的のものは除く）」と規定されているが、汎用性の高低について検討した記録がない。

宇都宮市では、汎用性の高い設備費の判断基準について、「機械装置や工具器具等の普及の度合いを踏まえながら、事務用パソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機などの事務機器を想定しているほか、企業の技術・商品にとって中核的な役割をもち、代替性がないものについては補助対象とすることを基本的な考え方としている。また、この考え方を基に、判断基準に係る問い合わせがあった場合については、一律に回答を統一し、申請企業からの事前相談においても、この基準に基づき、当該企業の事業内容等も勘案しながら厳密に判断している。」との回答を得ている。

監査対象とした事案の中には、申請企業の通常業務への使用可能性について判断が分かれる設備費が含まれている事例もあったが、汎用性の高低について検討した過程が記録されていなかったため、妥当性について検証ができなかった。

補助金の交付については公正性が求められることから、対象経費の判断は厳密に行うべきであり、事務機器に該当しないもの、企業の技術・商品にとって中核的な役割をもち、代替性がないものなど、判断の経過を記録として残すべきである。

1.6.3.2 補助限度額について（意見）

宇都宮市新産業創出支援事業補助金交付要綱第5条第2項において「1事業につき200万円を限度とする」と規定されている。また、交付要綱に明示はされていないが、「同一テーマ

についてフェーズⅠ・フェーズⅡそれぞれ補助金の交付対象とする」ことが事務概要上に記載されている。

一方で補助金の上限額がフェーズⅠとフェーズⅡで合算されるのか否かについては、明示されていない。同一テーマのフェーズⅠ・フェーズⅡの補助金額が合算で200万円を超えている案件があることから判断基準を明確にすべきである。

なお、当該事例については年度ごとに「事業」として判断を行っており、合算で200万円超であったとしても、各年度の補助額が200万円以内であれば、規定には違反しないとの回答を得ている。

1.6.3.3 周知方法について（意見）

各支援機関やメディアへのチラシの送付・投げ込み、ホームページへの補助金概要の掲載など当該補助金の周知を図っているが、年間応募が5件程度で推移しており、同一企業の利用も目立つ状況である。

金融機関から対象となる融資先への周知を徹底してもらうなど、より多くの企業に利用してもらえるよう更なる周知方法の工夫が求められる。

1.7 起業家支援事業（宇都宮ベンチャーズの運営）

1.7.1 概要

1.7.1.1 目的

多様な分野の企業の創出・集積による本市経済の持続的発展を図るため、インキュベーション施設である宇都宮市起業家支援施設の管理、並びに、起業家育成の効果的な支援体制として「宇都宮ベンチャーズ」を運営し、新事業の創出促進を図ろうとするもの

1.7.1.2 内容等

(1) 宇都宮市起業家支援施設入居・更新審査会の開催

(2) 宇都宮ベンチャーズの運営状況（平成14年9月設立）

宇都宮ベンチャーズの運営	総会（年1回） 運営委員会の開催（年2～3回）
入居企業の育成支援	経営コンサルティング（半年に1回）の開催
サポーターとの連携	月1回のサポーター勤務に関する連絡調整
宇都宮ベンチャーズClubの活動支援	年3～4回主催事業を実施
各種事業の実施	交流サロン、セミナー、フォーラム等の事業の実施
情報発信	Clubメルマガの配信、HP及びFacebookページの管理・運営

(3) 宇都宮ベンチャーズの施設概要

場所	宇都宮市中央3丁目1番4号 栃木県産業会館3階北側
施設内容	専有面積380.31 m ² 、共有面積184.20 m ² （購入金額39,568千円）
	事務室（8部屋） 約200m ² （約16m ² ～約37m ² ）
	共用事務室（7席） 約21m ² （約3m ² ）
	共用エリア 約160m ² （交流スペース、創業相談スペース、会議スペース、情報提供スペース）
	事務室及び共用事務室設備概要 （電気・空調・冷暖房設備／電話設備／ネットワーク環境／防犯設備）
月額使用料	事務室（1室 19,690～51,000 円／月）
(※1)	共用事務室（1区画 3,600 円）

(※1) 使用料には、共益費（電気、水道、下水道、ガス、清掃、警備に係る費用）を含む。なお、空調時間外使用料については、使用者の負担とする。

(4) 実績

- ・ M&A（企業売却）でイグジット※1した卒業企業が出ている。
- ・ 平成29年度までの卒業企業は32社（平成30年3月末時点）
- ・ 平成28年度とちぎビジネスプランコンテスト（栃木県主催）において、入居企業が最優秀賞、優秀賞等を受賞した。
- ・ 市内における起業家支援の中心的な存在となっており、卒業企業・Club会員・起業予定者のネットワークが形成されている

※1 創業者や投資家が株式を売却し、利潤を手にするをいい、事業が成功したことを表現するもの。他にIPO（株式公開）などの方法がある。

①宇都宮ベンチャーズの歳入歳出の推移

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
歳入					
起業家支援施設 使用料	3,151	2,517	2,097	2,416	2,429
歳出					
光熱水費	1,818	1,416	972	707	787
通信運搬費	64	89	120	157	154
委託料	2,649	2,931	2,419	2,370	2,363
負担金	—	4,298	4,683	4,522	4,522
宇都宮ベンチャ ーズ事業補助金	1,544	4,035	4,408	4,029	4,004
歳出合計	6,076	12,771	12,603	11,787	11,832

(注) 平成 26 年 10 月に旧西消防署から産業会館に移転

②業務委託内容

業務内容	<p>① 受付事務 入退出者の管理、来客・電話応対、郵便物の受け取り、共用スペース等の管理、外来者専用駐車場のパーキングチケット管理、鍵の管理、備品の予約・貸出</p> <p>② 施設内の管理事務 掲示物の作成、ホームページの編集・更新、メールマガジンの案文作成・公開、各種セミナー関連イベントの情報収集、来館者数のデータ作成、鍵管理簿の管理・更新、facebook の記事作成・公開、会議資料等の訂正</p> <p>③ 連絡調整 入居企業等施設関係者との連絡調整、一般社団法人栃木県産業会館との連絡調整</p> <p>④ その他施設運営業務に係る業務 清掃業務、電気消灯、イベント準備（会場設営等）、備品補充</p>
委託期間	各年度 4月1日～3月31日
業務従事日	原則、毎週月曜日から金曜日まで
業務従事時間	8時30分～17時15分
休日	原則、土曜日・日曜日・祝日・祭日・年末年始

③実績の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
インキュベーションオフィス入居者	1社	5社	5社	6社	8社
シェアオフィス入居者	5者	3者	5者	7者	7者
卒業企業（累計）	24社	25社	27社	32社	32社
運営委員会の開催	3回	4回	2回	2回	1回
入居企業カウンセリング （年1～2回）	7社／7社	4社／5社	6社／7社	6社／6社	1社／8社
交流サロン等イベント事業	87人	138人	131人	142人	86人
ベンチャー起業家講演会（年1回）	150人	100人	99人	51人	95人
メールマガジン配信	26回	33回	38回	48回	44回

（注）平成26年10月に旧西消防署から産業会館に移転

1.7.2 監査手続

宇都宮ベンチャーズ事業費補助金交付要綱、支出負担行為等の関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

1.7.3 監査の結果

1.7.3.1 宇都宮ベンチャーズ補助金

補助金支給に関して指摘すべき事項は検出されなかった。

1.7.3.2 運營業務委託料

指名競争入札により業者が選定されており、指摘すべき事項は検出されなかった。

1.8 起業家創出事業（起業家養成事業）

1.8.1 概要

1.8.1.1 目的

将来にわたり、継続的に起業家精神溢れる人材を創出するために、若者等の起業家精神を刺激し、中長期的に本市全体のアントレプレナーシップ醸成を目指すもの

1.8.1.2 内容等

(1) 内容

内容	大学や産業界との連携により、宇都宮大学において起業家養成講座を開催 ・ 宇都宮大学 基盤教育科目 後期課程「起業の実際と理論」（全15回） ・ 大学コンソーシアムとちぎオリジナル科目登録
対象	・ 県内の大学生（大学コンソーシアムとちぎ加盟の高等教育機関が対象） ⇒単位取得 ・ 社会人

(2) 決算額

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
起業家養成講座運営等業務委託 (※)	1,929	2,569	1,944	2,268	2,160

(※) 平成25年度及び平成26年度は「起業家養成事業費」。

(3) 実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
最終受講生 (女性)	30人 (10人)	11人 (6人)	19人 (13人)	36人 (8人)	29人 (13人)
うち社会人 (女性)	3人 (3人)	3人 (3人)	11人 (11人)	4人 (3人)	5人 (4人)
提出ビジネスプラン	29件	6件	15件	36件	23件
決勝ビジネスプラン	10件	5件	6件	9件	8件

1.8.2 監査手続

支出負担行為等の関連資料の閲覧、担当者への質問を実施した。

1.8.3 監査の結果

1.8.3.1 起業家養成講座運営等業務委託（意見）

平成 25 年度に指名型プロポーザル（3 社応札）、平成 27 年度に指名競争入札（2 社応札）を行っているが、平成 28 年度以降は平成 27 年度落札者との随意契約となっている。宇都宮市担当者からは、現在、当該業務の履行可能な市内事業者は 1 社のみであるが、今後、市内事業者の現状を踏まえた上で、入札の実施を検討するとの回答を得ている。

講座を実施する大学との連携など一定のノウハウは認められるが、同一業者との随意契約が 3 年間継続しており、一定期間経過後には入札を実施することについて検討すべきである。

1.9 起業家創出事業（U J I ターン起業促進補助金）

1.9.1 概要

1.9.1.1 目的

地域活性化に資する起業家を発掘・育成するため、本市で新規開業や新事業創出に積極的に取り組もうとする市外起業家の促進を図る。

1.9.1.2 内容等

U J I ターンにより、本市で新たに起業する人を対象に、法人設立や事業拠点、生活拠点の確保に要する費用を助成するもの。U J I ターン起業促進補助金指定事業者に対し、中小企業診断士による経営診断を実施し、結果に応じたフォローを各事業者に行う。

(1) 補助要件

- ①優れたビジネスプランを持ち、本市の地域資源を活用した事業展開が期待できるもの
- ②首都圏などの本市の域外にネットワークを持ち、本市の地域資源を活用した事業展開が期待できるもの
- ③コミュニティビジネス等の地域活性化に寄与することが期待できるもの
- ④市内ベンチャー等の牽引的存在となることが期待できるもの
- ⑤市場性、成長性及び本市の雇用増加が期待できるもの

(2) 補助対象内容

区分		対象経費	補助率	限度額
法人設立		法人定款認証費 法人登録免許税	補助対象経費の2分の1	15万円
事業拠点	賃借	家賃（賃借契約上の賃料）	補助対象経費の10分の3	月額6万円 （最長36月）
	取得	建物の不動産購入費用	補助対象経費の10分の1	216万円
生活拠点	賃借	家賃（賃借契約上の賃料）	補助対象経費の10分の3	月額2万円 （最長36月）
	取得	建物の不動産購入費用	補助対象経費の10分の1	72万円

(3) 補助金等の推移

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
決算額	1,819	1,339	578	1,408	2,209
件数	4件	3件	4件	3件	6件
うち新規件数	0件	1件	2件	1件	3件

1.9.2 監査手続

宇都宮市UJIターン起業促進補助金交付要綱、支出負担行為等の関連資料の閲覧、担当者への質問を実施した。

1.9.3 監査の結果

1.9.3.1 UJI ターン起業促進補助金

一部、支出負担行為等を入手して検討した結果、補助金交付に問題点は検出されなかった。また、中小企業診断士によるフォローも実施されており、指摘すべき事項は検出されなかった。

1.10 企業立地の促進

1.10.1 概要

1.10.1.1 目的

本市産業の継続的発展、地域産業の充実強化を図るため、新規企業の立地推進と、市内既存企業に対する定着促進、事業拡大及び、技術力向上に向けた支援を行う。

1.10.1.2 内容等

(1) 情報収集活動

- ・ 民間調査機関の利活用（金融機関やゼネコンと連携した情報収集）
- ・ 既存立地企業への訪問、電話折衝
- ・ 産業・企業動向調査等を実施し、企業ニーズの把握に努め、企業誘致の効果的な手段を検討していく。

(2) PR活動の実施

- ・ 企業誘致パンフレットによる周知活動
- ・ 県企業立地促進協議会活動への参画
- ・ 大都市圏開催の企業向けイベントにおいて本市ブースを設置
- ・ ビジネス交流会の開催

(3) 誘致推進体制の整備

- ・ 企業誘致推進員の増員（1名 ⇒ 2名体制）
- ・ 企業誘致に関する専門部署の創設（企業立地グループ）

- (4) 新規立地・増設企業に対する支援（詳細後述）
- ・ 企業立地補助金の交付
 - ・ 企業定着促進拡大再投資補助金の交付
 - ・ 本社機能等立地支援補助金の交付
 - ・ 東京圏からの本社機能移転に対する税制優遇
- (5) パナソニック跡地の有効活用
- ・ 産業用地として活用するため、パナソニック跡地を市が取得し、処分を実施
- (6) テクノポリスセンターにおける産業用地の販売
- ・ 企業誘致推進のため、市が取得したテクノポリスセンターの用地（1.3ha、1.4ha）を販売

1.10.1.3 企業立地補助金・企業定着促進拡大再投資補助金

(1) 補助額の推移

（単位：千円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
企業立地・定着促進 拡大再投資補助金	75,225	176,603	177,397	223,283	194,420
件数	2件	3件	4件	3件	3件

	平成29年度
A社（企業定着促進拡大再投資補助金）	7,852千円
B社（企業定着促進拡大再投資補助金）	91,749千円
C社（企業立地補助金）	94,817千円
合計	194,420千円

(2) 補助対象等

①企業立地補助金

(イ) 対象

次のいずれかの産業団地に市外から新規立地又は市内から移設する企業

①宇都宮工業団地、②瑞穂野工業団地、③清原工業団地

④インターパーク宇都宮南、⑤宇都宮テクノポリスセンター地区

⑥河内工業団地、⑦白沢工業団地、⑧工業専用地域

⑨工業地域（既存工場の撤退後の用地に限る）

(ロ) 対象業種

次のいずれかに該当する企業

①市外から新規立地し、又は市内から移設する製造業、②特定サービス業

③物流関連産業（道路貨物運送業・倉庫業・梱包業・卸売業）

④企業立地補助金の対象区域でない区域（市内に限る。）から当該対象区域のいずれかの地域に移設する製造業、⑤完全人工光型の植物工場を営むもの

(ハ) 補助額

【基本部分】

- ・土地：土地取得額の3%
※造成費、地質調査費は補助対象としない。
- ・建物：工場等建設費の3%
※対象業種の事業の用に直接供する建物及び建物附属設備
- ・設備：設備購入費の3%
※取得額300万円以上の償却資産に限る。

【上乗せ部分】

- ※次のいずれかに該当する場合、土地取得額の25%及び設備投資額の3%を上乗せ補助
※ただし大規模上乗せが適用対象となる場合は、本項は適用しない。
- ・テクノポリスセンター地区、宇都宮工業団地において、業種等が「製造業のマザー工場」又は「次世代モビリティ産業」に該当する場合
→製造業のマザー工場、次世代モビリティ産業の進出
- ・基本補助の対象地域内において、業種等が「環境エネルギー分野」、「医療・健康福祉分野」、「研究所」に該当する場合

【大規模上乗せ部分】

- ・次世代モビリティ産業（航空宇宙・自動車・ロボット・情報通信）を対象（基本補助の対象地域）
- ・土地取得額の25%及び設備投資額の3%を上乗せ補助

(ニ) 限度額

基本部分1億円（上乗せ部分1億円、大規模上乗せ部分9億円）

※ 借地の場合は基本部分（建物、設備のみ）7,000万円

（上乗せ部分（設備のみ）1,100万円、大規模上乗せ部分（設備のみ）9,900万円）

(ホ) 条件

- ・土地取得後、又は賃貸借後5年以内に操業開始すること。
- ・補助金の交付決定日から5年以上操業すること。（満たせない場合は残存期間に応じた額を返還）
- ・土地の取得又は賃貸借契約があった日から6か月以内に事前協議書を提出すること。
- ・新規地元雇用者を1名以上雇用（ただし、大企業で上乗せ部分を適用する場合は2名以上、大規模上乗せ部分を適用する場合は5名以上）

②企業定着促進拡大再投資補助金

(イ) 対象

次のいずれかの産業団地又は地域に立地する企業

①宇都宮工業団地、②瑞穂野工業団地、③清原工業団地

④インターパーク宇都宮南、⑤宇都宮テクノポリスセンター地区、⑥河内工業団地

⑦白沢工業団地、⑧工業専用地域、⑨工業地域、⑩準工業地域

(ロ) 対象業種

製造業、特定サービス業、物流関連産業、完全人工光型の植物工場を営むもの

(ハ) 補助額

建物：建物建設費の5%、設備：購入費の5%

※平成28年度より建替えも対象

※取得額300万円以上の償却資産に限る。

【土地取得上乗せ部分】

土地：土地取得額の25%

【新産業・施設機能上乗せ部分】

設備：購入費の5%

※取得額300万円以上の償却資産に限る。

(ニ) 限度額

基本部分 5,000万円、土地取得上乗せ部分 5,000万円

新産業・施設機能上乗せ部分 5,000万円

(ホ) 条件

- ・土地の取得後、又は賃貸借後、5年以内に操業開始すること。
- ・補助金の交付決定日から5年以上操業すること。（満たせない場合は残存期間に応じた額を返還）
- ・土地の取得又は賃貸借契約があった日から、6か月以内に事前協議書を提出すること。土地の取得がない場合には、工場等の建築着手前又は取得前に、補助対象事業に係る事前協議書を提出すること。
- ・新規地元雇用者を1名以上雇用（ただし、大企業で上乗せ部分を適用する場合は2名以上）

1.10.1.4 パナソニック跡地の有効活用

(1) 目的

産業用地として活用するため、パナソニック跡地を、宇都宮市土地開発公社を活用して宇都宮市が取得し、処分を実施する。

(2) 用地の概要

所在地	宇都宮市平出工業団地3番2、3番3
面積	87,771.72㎡（工業専用地域）
処分方法	土地利用条件付き一般競争入札方式により、一括で売却
利用条件	・製造業、物流関連産業、特定サービス事業、研究所のいずれかで利用すること。 ・落札者が第三者へ転売・貸借する場合は市の承認を得ること。 など
購入者	大和ハウス工業㈱

(3) 金額

	金額
売却（平成30年度）	3,150,000千円
購入（平成29年度）	2,020,861千円
差引	1,129,139千円

1.10.1.5 テクノポリスセンターにおける産業用地の購入・販売

(1) 目的

企業誘致推進のため、テクノポリスセンターの用地（1.3ha、1.4ha）を、宇都宮市土地開発公社を活用して宇都宮市が取得し、処分を実施する。

(2) 用地の概要

所在地	①宇都宮市ゆいの杜8丁目3番6、17 ②宇都宮市ゆいの杜8丁目3番7
面積	①13,760.47㎡（準工業地域） ②14,327.81㎡（準工業地域）
処分方法	土地利用条件付き一般競争入札後、落札者辞退により再度入札を実施したが、応札者不在のため、公募による随意契約により一括で売却
利用条件	・製造業、物流関連産業、特定サービス事業のいずれかで利用すること。 ・宇都宮市の承認を受けた利用計画に従い、土地売買契約締結の日から5年以内に操業を開始すること。 など
購入者	ニッコンホールディングス㈱

(3) 金額

	金額
売却（平成29年度）	648,673千円
購入（平成28年度）	648,631千円
差引	42千円

1.10.2 監査手続

宇都宮市企業定着促進拡大再投資補助金交付要綱・宇都宮市企業立地補助金交付要綱、支出負担行為等の関連資料の閲覧、担当者への質問を実施した。

1.10.3 監査の結果

1.10.3.1 企業立地・定着促進拡大再投資補助金に関する訪問記録について（意見）

1.10.1.3 (2) ① (ホ) 及び1.10.1.3 (2) ② (ホ) に記載のとおり、企業立地・定着促進拡大再投資補助金の交付条件には、「補助金の交付決定日から5年以上操業すること」が規定されている。

宇都宮市は、過去5年間の補助対象企業に対して、補助金交付決定後の一定期間経過後に

操業状況の確認を行っている。しかし、訪問記録である「企業誘致関係記録書」において、対象企業の操業状況については記録されているものの、補助金の交付対象設備の操業状況であるかは不明確であり、補助金対象の設備の操業状況について、明確に記録すべきである。

1.10.3.2 テクノポリスセンターにおける産業用地売却価額について（意見）

テクノポリスセンターにおける産業用地については、一般競争入札に付しているが、入札者がなく（落札者の辞退による一般競争入札の再実施を含む）、公募に付している。

公募価格は1.10.1.5(3)に記載の購入価額648百万円に基づいて決定されているが、当該購入価額には土地開発公社職員人件費が含まれていない。また、宇都宮市職員人件費についても公募価格に含まれていない。工場等を誘致し、産業振興を図ることが主目的ではあるが、可能な限り宇都宮市財政に資する公募価格とすべきであり、人件費を付加した公募価格の採用について検討すべきである。

1.11 起業家育成支援施設整備事業

1.11.1 概要

1.11.1.1 目的

地域における創業支援事業の活性化に向けて、本市独自のノウハウが蓄積された「宇都宮ベンチャーズ」による起業家育成支援の継続と充実を図るために、老朽化が課題となっている起業家育成支援施設を移転・整備するもの

1.11.1.2 内容等

(1) 内容

- ①栃木県産業会館（3階フロア）買取
- ②起業家育成支援施設整備工事（建築・電気設備・機械設備）
- ③起業家育成支援施設の移転

(2) 効果

- ①入居企業に快適な業務環境の提供
- ②産業会館に入居する創業支援機関（商工会議所等）との連携による一体的な支援
- ③起業家に対する交流拠点の提供

1.11.1.3 実績の推移

(1) 商工施設整備費

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
起業家支援施設移転に伴う運搬業務委託料	—	698	—	—	—
起業家支援施設事務室その他整備工事費	—	11,188	—	—	—
建物購入費	—	39,567	—	—	—
起業家支援施設入居企業移転補償金	—	233	—	—	—
事務費	—	874	—	—	—
合計	—	52,563	—	—	—

1.11.2 監査手続

支出負担行為等の関連資料の閲覧、担当者への質問を実施した。

1.11.3 監査の結果

1.11.3.1 耐震性について（意見）

購入時に耐震性を確認した記録を残していない。

担当者によると、売主である栃木県が平成 22 年に耐震診断を実施しており、耐震性を満たしていることを口頭により確認しているとのことである。しかし、平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、公共施設の耐震性に対する重要性は増している。第三者に貸与する公共施設であることから、耐震性について公式に文章等で確認し、記録として残しておくことが望ましかったと考える。

1.11.3.2 購入の経済合理性について

起業家育成支援施設整備に際して、栃木県から購入及び賃貸それぞれの見積りを徴収し、経済合理性を検討の上、購入判断をしており、指摘すべき事項は検出されなかった。

2. 商工振興課の事務事業

2.1 商工関係団体支援事業

2.1.1 概要

2.1.1.1 目的

商工業の振興のため、商工会議所及び商工会・中小企業相談所・青年会議所・栃木県中小企業団体中央会が行う、事業者向け研修会・情報化支援、経営改善・創業、組織化事業などを支援する。

2.1.1.2 根拠法令等

- ・宇都宮市宇都宮商工会議所事業補助金交付要綱
- ・宇都宮市宇都宮商工会議所中小企業相談所事業補助金交付要綱
- ・宇都宮青年会議所事業補助金交付要綱
- ・宇都宮市栃木県中小企業団体中央会事業補助金交付要綱
- ・うつのみや市商工会事業補助金交付要綱

2.1.1.3 支出対象等

	支出対象	補助対象	支出方法
①	宇都宮商工会議所	商工会議所の実施する、商工業の振興のための商品開発、事業者向け講習会、ISO認証取得支援、調査、情報化支援事業への補助 (会員数：6,004 事業所/H30.3.31 現在)	年4回
②	中小企業相談所 (宇都宮商工会議所)	中小企業相談所の実施する、商工業の振興のための経営革新、経営改善、倒産防止、創業などの事業への補助 (窓口相談：3,996 件 巡回相談：5,229 件/H29 実績)	年4回
③	宇都宮青年会議所	青年会議所が行う青年経営者育成のための、人づくりを柱とした地域経済活性化事業などへの補助 (会員数：137 人/H30.3.31 現在)	年度当初
④	栃木県中小企業団体中央会	栃木県中小企業団体中央会が行う、商店街振興組合の組織化やその後の支援などの事業への補助 (支援事業所数：506 事業所/H29 実績)	年度当初
⑤	うつのみや市商工会	うつのみや市商工会の実施する、地域商工業の振興のための経営革新、経営改善・指導、商工業振興対策事業への補助 ※上河内・河内商工会において平成22年10月22日、合併契約書調印式。 平成23年4月1日付けで「うつのみや市商工会」となる。 (会員数：601 事業所/H30.3.31 現在)	年4回

2.1.1.4 補助基準等

	支出対象	補助率等
①	宇都宮商工会議所	対象事業費の 3/10 以内
②	中小企業相談所 (宇都宮商工会議所)	対象事業費の 3/10 以内
③	宇都宮青年会議所	対象事業費の 3/10 以内
④	栃木県中小企業団体 中央会	対象事業費の 3/10 以内
⑤	うつのみや市商工会	対象事業費の 3/10 以内

2.1.2 事業実績（平成 29 年度）

	支出対象	補助率	上限※1	対象事業費※2
①	宇都宮商工会議所	30%	7,932 千円	10,866 千円
②	中小企業相談所 (宇都宮商工会議所)	30%	4,888 千円	8,242 千円
③	宇都宮青年会議所	30%	336 千円	4,536 千円
④	栃木県中小企業団体 中央会	30%	255 千円	1,317 千円
⑤	うつのみや市商工会	30%	9,854 千円	19,467 千円

※1 各補助金は毎年度予算の範囲内で市長が定める額が交付されるため、上限あり。

※2 対象事業費 = (事業費 + 管理費) × 30%

2.1.3 補助金の推移

(単位：千円)

支出団体	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
宇都宮商工会議所	9,737	9,251	8,789	8,350	7,932
中小企業相談所 (宇都宮商工会議所)	6,001	5,701	5,416	5,146	4,888
宇都宮青年会議所	411	391	372	354	336
栃木県中小企業団体 中央会	307	292	278	265	255
うつのみや市商工会	14,500	12,615	11,641	10,710	9,854
合計	30,956	28,250	26,496	24,825	23,265

2.1.4 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・関連する規定等の閲覧

2.1.5 監査の結果

2.1.5.1 補助対象経費について（意見）

各支出団体に対する補助対象経費は、事業費・管理費の 30%以内とされているが、経費規

程がなく、事業費・管理費のうち、どの科目が対象科目となるかは具体的な規定が存在していない。他方、宇都宮市の担当者から、毎年予算査定の中で、これまでの対象経費をベースに必要性を検討した上で、対象経費を決定している旨の回答を得ている。

この点について、対象事業者の収支予算に基づき、宇都宮市の担当者が過去の経験等により、事業費・管理費に該当するかの判定を行い、補助対象経費を集計している証跡資料を確認した。

対象経費の判断は補助金額の決定の上で、重要な基礎データであるので、対象科目の定義・内容を明確にした経費規程を策定し、対象経費の峻別ができる体制を構築すべきである。また、当該規程の存在により、担当者による判断ミス等を防止することができると思う。

2.2 中小企業事業資金融資（制度融資）事業

2.2.1 概要

2.2.1.1 目的

中小企業の資金調達を円滑にし、経営の安定を図り、もって産業振興に寄与するため、金融機関と協調し低利で有利な事業資金の貸付を行う。

2.2.1.2 根拠法令等

- ・ 中小企業信用保険法
- ・ 宇都宮市中小企業者に対する融資に関する条例
- ・ 宇都宮市中小企業事業資金融資規則
- ・ 宇都宮市中小企業事業資金融資取扱要領
- ・ 宇都宮市小規模企業支援資金融資取扱要領
- ・ 市町村特別保証制度取扱要領

2.2.1.3 事業の概要

- ・ 栃木県信用保証協会を通じて、市予算を市内金融機関に預託
 - ・ 金融機関は、各資金に応じた協調倍率（※）を併せた資金枠の範囲で貸付を実施
- ※協調倍率：市の預託資金に金融機関が自己資金を上乗せし、融資枠を確保するもの

資金の種類	協調倍率	資金の種類	協調倍率
中小企業設備資金	3倍	耐震・免震・制震対策関連資金	2倍
中小企業運転資金	3倍	大谷地区活性化資金	2倍
季節経営安定資金	3.5倍	まちづくり貢献企業支援資金	2倍
緊急景気対策特別資金	2倍	小規模企業支援資金	3倍
緊急災害対策特別資金	2倍	街づくり活性化創業資金	3倍
経営安定化借換資金	2倍		

※「協調倍率1倍」＝市の資金のみでの貸付（現在は対象なし）

「協調倍率2倍」＝市の資金と同額の資金を金融機関が用意し、2倍額で貸付

「協調なし」＝金融機関の資金のみでの貸付。市の預託なし（現在は対象なし）

(1) 市町村特別保証制度負担金

- ・ 制度融資を利用しやすくするために栃木県信用保証協会の保証をつけているが、その保証料負担軽減のため市が負担し、保証料を引き下げる。

- ・平成 18 年度から保証料を弾力化し、事業者の財務内容等により 9 段階に分ける。(保証料率は保証協会の審査により決定)
- ・平成 19 年 10 月から責任共有制度の開始により、責任共有制度対象の保証料率を引き下げる。
- ・平成 24 年 4 月「市町村特別保証制度取扱要領」の変更により、引下げ率を一律 10%、市と保証協会との同率負担から市の全額負担に変更

(2) 信用保証料補助金

中小企業が負担する少額融資の債務保証に係る信用保証料の全部（一部）を補助することにより、事業者の負担を軽減する。

対象となる資金	申込金額	補助回数	割合
中小企業設備資金、緊急景気対策特別資金、緊急災害対策特別資金、街づくり活性化創業資金	1,000 万円以内	年度内 1 回	100%
中小企業運転資金、小規模企業支援資金	1,000 万円以内	申込みの都度	100%
耐震・免震・制震対策資金、大谷地区活性化資金、まちづくり貢献企業支援資金	2,000 万円以内	申込みの都度	100%
経営安定化借換資金	3,000 万円以内	申込みの都度	1/3

※平成 20 年 12 月に条件緩和（平成 20 年 9 月のリーマンショック対応のため）

（緩和前） 対象金額：300 万円まで

対象者：小規模企業者（業種に応じて年商 1 億以下又は 3 億以下）

※県の制度融資では信用保証料の補助は行っていない。

(3) 損失補償

業績不振などの理由により返済の見込みがなくなった者に対し、栃木県信用保証協会が代位弁済をする対象の資金については、宇都宮市が損失補償契約に基づき、その損失の一部を補償するもの

【対象資金】

緊急景気対策特別資金、緊急災害対策特別資金、緊急企業支援資金、街づくり活性化創業資金、経営安定化借換資金

※緊急企業支援資金は、平成 26 年度分まで対象

資金の種類	補償割合 (%)		
	国 (日本政策金融公庫)	信用保証協会	宇都宮市
緊急景気対策特別資金 (セーフティネット 6 号認定付)	80 (90)	10 (5)	10 (5)
緊急災害対策特別資金 (セーフティネット 4 号認定付)	80 (90)	10 (5)	10 (5)
街づくり活性化創業資金	80	10	10
経営安定化借換資金	80	13.3	6.7

2.2.1.4 市制度融資について（法令関係・仕組み）

【宇都宮市】

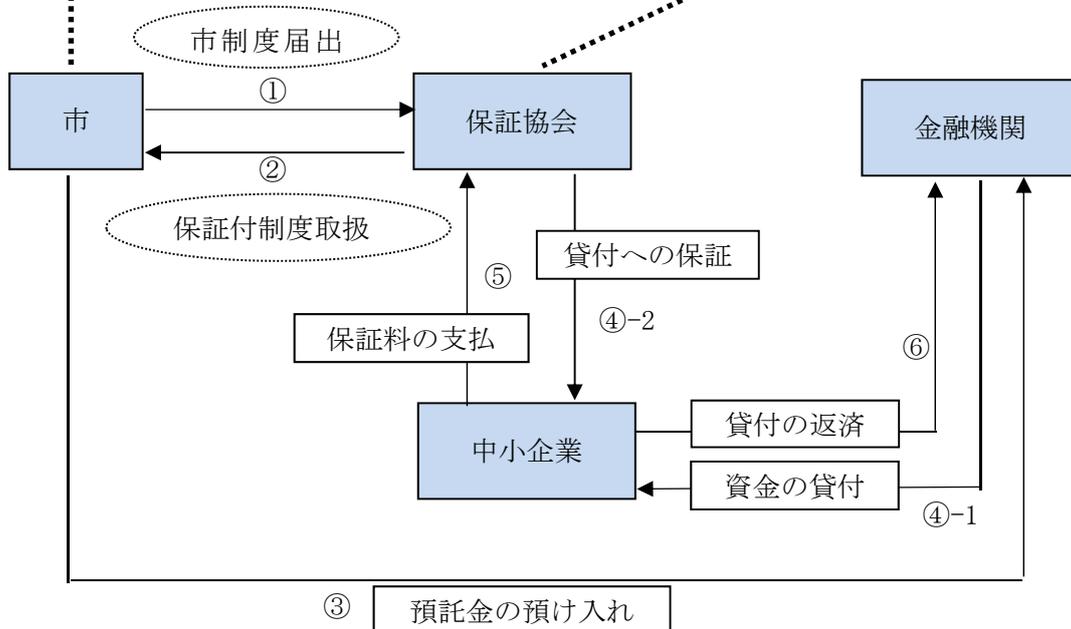
- ・ 宇都宮市中小企業者に対する融資に関する条例
- ・ 宇都宮市中小企業事業資金施行規則
 - ⇒ 中小企業信用保険法（中小企業者の定義のみ）
 - ⇒ 市制度融資は、栃木県信用保証協会の保証を付加して融資を行う仕組みであるため、間接的に保証協会の法的な仕組みの影響を受ける。
 - ※ 季節経営安定資金（保証なし）を除く
- ・ 宇都宮市中小企業事業資金融資取扱要領
 - ⇒ 預託金の算出方法など、市制度融資全般の取扱
- ・ 宇都宮市小規模企業支援資金融資取扱要領
 - ⇒ 小規模企業支援資金の融資条件などの詳細な取扱

【国】

- ・ 中小企業信用保険法
 - ⇒ 信用保証制度について、小規模事業者の保証など
- ・ 信用保証協会法
 - ⇒ 信用保証協会の制度について
- ・ 産業競争力強化法
 - ⇒ 創業関連保証など
- ・ 経営承継法
 - ⇒ 経営承継関連保証など

【栃木県信用保証協会】

- ・ 市町村特別保証制度取扱要領
 - ⇒ 保証付市制度融資の取扱
 - ⇒ 宇都宮市制度では、季節経営安定資金（保証なし）以外が該当



※預託金は各年度の4月、7月、10月及び1月に金融機関へ支払われ、年度末に市へ一括で償還される。

2.2.1.5 制度一覧（平成30年4月1日現在）

資金の種類		資金のつかいみち	融資対象者	限度額	融資期間（括弧期間）	利率
中小企業設備資金		機械・設備の設置、店舗等の 新增改築など （市内に設置するもの。土地 購入資金は、対象外）	中小企業者及び中小企業団体	1企業 年度間 3,000万円 1団体 1億円	5年以内（1年以内） 10年以内（1年以内） 15年以内（1年以内）	年利1.8% 年利2.0% 年利2.3%
中小企業運転資金		原材料、商品仕入など	中小企業者及び中小企業団体	1回 1,000万円	5年以内（1年以内）	年利1.8%
季節経営安定資金		夏季又は年末年始における原 材料、商品仕入など	中小企業者	1企業 1,000万円	夏季6/1～10/31 （申込期間5/22～7/31） 年末年始11/1～5/31 （申込期間10/22～12/28） 月賦又は期日一括返済	保証付き1.3% 保証付きなし1.7%
緊急景気対策特別資金		原材料、商品仕入など	景気低迷により最近3か月間又は6 か月間の売上高、販売数量、月平 均売上総利益率又は月平均営業利 益率が前々年又は前年同期の売上 高、販売数量、月平均売上総利益 率又は月平均営業利益率に比較し て3%以上減少した中小企業者 ※支店の場合は市内の売上高等	1企業 年度間 運転資金 3,000万円	7年以内（1年以内）	5年以内 年利1.4% 7年以内 年利1.5%
緊急災害対策特別資金		事業の再建に必要な運転資 金・設備資金	融資の申請前1年以内に、自然災害 により直接被害を受けた中小企業 者 ※市の発行する罹災証明書又は被 災証明書を添付することが要件	1企業 年度間 運転資金・設備資金 3,000万円	10年以内（1年以内）	7年以内 年利1.4% 10年以内 年利1.5%
経営安定化借換資金		既に借り入れている資金（中 小企業運転資金等）のうち運 転資金の借換えに係る運転資 金及び新たに借り入れる運転 資金	中小企業者及び中小企業団体	1企業・1団体 運転資金 3,000万円	5年以内（1年以内） 7年以内（1年以内） 10年以内（1年以内）	年利1.9% 年利2.0% 年利2.2%
耐震・免 震・制震 対策資金	耐震対策資金	耐震診断、補強計画、耐震改 修設計、耐震補強工事 ※建替え又は改修 ※昭和56 年6月1日前に建築確認を受け たもの	中小企業者及び中小企業団体	1企業・1団体 年度間 設備資金 3,000万円 運転資金 300万円	設備資金 10年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年利1.5%
	免震・制震対策資金	免震・制震計画及び設計の策 定、免震・制震対策工事 ※新築又は建替え				
	事業継続計画関連 資金	事業継続計画の策定、事業継 続計画に基づき必要な事業所 の耐震・免震・制震関連工事				
大谷地区活性化資金		大谷地区の振興や活性化を図 る用途	市長の事業認定を受けた中小企業 者及び中小企業団体	1企業 設備資金 5,000万円 （所要経費の80%以内） 運転資金 1,000万円 1団体 設備資金 1億円 （所要経費の80%以内） 運転資金 1億円 ※運転資金は設備を伴う場合のみ	設備資金 10年以内（1年以内） 運転資金 7年以内（1年以内）	年利1.5%
まちづくり貢献企業支援資金		機械、設備の設置や商品仕入 など	市の宇都宮まちづくり貢献企業認 証を受けた中小企業者	1企業 設備資金 2,000万円 運転資金 1,000万円	設備資金 10年以内（1年以内） 運転資金 7年以内（1年以内）	年利1.5%
小規模企業支援資金		機械、設備の設置や商品仕入 など	小規模企業者（注1）	1企業 2,000万円 ※限度額は保証付融資残高と合算した もの	設備資金 5年以内（1年以内） 10年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	5年以内 年利1.8% 10年以内 年利2.0%
街づくり 活性化創 業資金	一般創業資金	創業や事業転換等の用途 ※新事業創出資金との併用不 可	創業者及び中小企業者（注2）	1企業 設備資金 1,000万円 （所要経費の80%以内） 運転資金 1,000万円 併用は2,000万円まで	設備資金 7年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	5年以内 年利1.8% 7年以内 年利1.9%
	新事業創出資金	創業や分社化の用途 ※一般創業資金との併用不 可	創業者及び中小企業者（注3）	1企業 設備資金 1,000万円 （所要経費の80%以内） 運転資金 1,000万円 併用は2,000万円まで	設備資金 7年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	5年以内 年利1.8% 7年以内 年利1.9%

（注1）小規模企業支援資金

下記条件のほか、従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の者

（注2）街づくり活性化創業資金（一般創業資金）

市内に1年以上居住している方又は中小企業者で次のいずれかに該当する者

- (1) 同一業種の企業に5年間以上勤務している従業員（創業のため退職して1年未満の方を含む。）で、その技術、経験を活かして市内で創業しようとする者
- (2) 法律に基づく資格を有し、その資格を活かして市内で創業しようとする者
- (3) 市内で新たに事業を開始した中小企業者で1年未満の者
- (4) 事業転換又は新分野に進出を図る中小企業者で、市内に1年以上事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる者

（注3）街づくり活性化創業資金（新事業創出資金）

(1) 市内に居住する事業を営んでいない方で、借入金額の1/3以上の自己資金を有し、次のいずれかに該当する者

- 1か月以内に市内で新たに事業を開始する具体的な計画を有する者
- 2か月以内に市内に新たに会社を設立し、当該会社が市内で事業を開始する具体的な計画を有する者

(2) 経営資源を活かし、分社化事業の全部又は一部を継続しつつ、市内に新たに法人を設立し、当該法人が市内で事業を開始する具体的な計画を有すること。しようとする中小企業者（法人）で、市内に1年以上事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる者

◆中小企業者の範囲(融資条件1)

中小企業者とは、企業規模(資本金・従業員数のいずれか)が、下表の範囲内にある個人及び会社です。

業種 企業規模	製造・建設 運輸業・その他	卸売業	小売業・飲食業	サービス業 (ソフトウェア業・ 情報処理サービス業な ど)	旅館業
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下 (3億円以下)	5,000万円以下
従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下 (300人以下)	200人以下

*ゴム製品製造業(一部業態を除く。)は、従業員900人以下

◆融資申込資格(融資条件2)

宇都宮市内に住所及び事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者及び協同組合等(法人にあっては市内での商業登記を、個人にあっては市内での住民登録をそれぞれ1年以上前から行っていること。)で、返済能力の確実な方(街づくり活性化創業資金及び緊急災害対策特別資金は除く。)

2.2.2 事業実績

2.2.2.1 融資実績

(単位：件・千円)

年度	貸付金(預託金)	融資	
	金額	件数	金額
平成25	19,280,000	3,180	17,511,495
平成26	20,000,000	2,959	15,639,427
平成27	18,000,000	2,473	12,521,348
平成28	16,000,000	2,150	10,772,739
平成29	13,000,000	1,687	8,585,607

2.2.2.2 資金別融資実績

資金名	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数/件	金額/千円	件数/件	金額/千円	件数/件	金額/千円	件数/件	金額/千円	件数/件	金額/千円
中小企業設備資金	175	807,938	124	533,290	114	536,090	74	339,206	82	363,810
中小企業運転資金	918	3,882,550	989	4,464,030	940	4,111,630	808	3,404,600	585	2,463,660
小規模企業支援資金	242	515,260	343	821,060	331	790,600	307	673,360	256	628,190
街づくり活性化創業資金	47	129,500	27	89,370	17	48,200	14	28,600	18	48,850
緊急景気対策特別資金	1,018	6,946,200	812	5,645,050	502	3,360,758	411	2,705,356	292	1,940,440
緊急災害対策特別資金	0	0	0	0	1	5,000	0	0	0	0
経営安定化借換資金	75	827,747	30	309,927	47	475,688	73	861,357	91	898,557
環境保全対策資金	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
節電対策特別資金	3	13,300	1	3,500	-	-	-	-	-	-
耐震・免震・制震対策資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
まちづくり貢献企業支援資金	0	0	1	5,000	4	23,000	1	4,960	3	21,000
商工振興資金	3	25,700	4	33,000	-	-	-	-	-	-
大谷地区活性化資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
季節経営安定資金	699	4,363,300	628	3,735,200	517	3,170,382	462	2,755,300	360	2,221,100
合計	3,180	17,511,495	2,959	15,639,427	2,473	12,521,348	2,150	10,772,739	1,687	8,585,607

※ 件数・金額が「-」の資金は制度融資見直しで廃止されたものである。

2.2.2.3 資金別融資残高

資金名	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数/件	金額/千円								
中小企業設備資金	598	2,103,527	614	2,120,811	623	1,997,162	587	1,753,090	544	1,547,072
中小企業運転資金	3,371	8,322,345	3,150	8,387,795	3,056	8,381,694	3,005	7,869,762	2,886	6,465,171
小規模支援資金	853	1,121,108	915	1,330,460	974	1,481,055	1,029	1,520,590	1,018	1,449,293
街づくり活性化創業資金	164	326,903	154	280,142	134	219,560	116	155,735	92	117,022
緊急景気対策特別資金	3,703	17,395,974	3,713	16,322,704	3,387	13,370,583	2,863	10,546,972	2,270	7,774,032
※1 緊急災害対策特別資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経営安定化借換資金	72	765,422	99	913,849	139	1,160,837	197	1,697,639	261	2,141,109
※2 耐震・免震・制震対策資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
まちづくり貢献企業支援資金	3	4,884	3	6,936	7	25,240	4	16,763	7	32,035
※3 大谷地区活性化資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
季節経営安定資金	187	1,107,158	186	1,098,575	258	1,528,368	441	2,620,200	359	2,211,100
※4 環境保全対策資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商工振興資金	11	92,650	11	84,334	9	54,819	9	44,771	9	34,722
節電対策特別資金	26	124,458	25	101,432	22	82,749	22	68,688	19	49,334
※5 旧町	1	1,260	1	1,260	1	1,160	1	1,040	1	920
合計	8,989	31,365,689	8,871	30,648,298	8,610	28,303,226	8,274	26,295,250	7,266	21,821,811

- ※1 残高はゼロであるが、自然災害に係る臨時的な景気対策の資金である。
 ※2 残高はゼロであるが、市が促進している耐震化支援の政策的資金である。
 ※3 残高はゼロであるが、大谷地区の振興を支援するための政策的資金である。
 ※4 平成29年度から制度融資見直しにより、廃止されている。
 ※5 本市と合併した旧河内町で利用のあった制度融資である。

2.2.2.4 資金別預託額

資金名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	金額/千円	金額/千円	金額/千円	金額/千円	金額/千円
中小企業設備資金	929,060	972,019	932,156	899,260	728,131
中小企業運転資金	4,591,325	4,194,170	3,837,042	3,797,080	3,382,842
まちづくり貢献企業支援資金	11,453	9,406	9,458	16,993	14,544
大谷地区活性化資金	85,148	67,232	49,265	35,044	29,273
小規模企業支援資金	594,223	552,780	599,952	651,060	641,746
街づくり活性化創業資金	152,486	160,560	130,830	101,279	68,033
緊急景気対策特別資金	12,084,252	12,745,350	11,213,865	9,154,842	6,605,669
緊急災害対策特別資金	0	0	0	3,819	2,213
経営安定化借換資金	0	555,766	584,359	771,929	1,032,143
季節経営安定資金	832,053	742,717	643,073	568,694	495,406
合計	19,280,000	20,000,000	18,000,000	16,000,000	13,000,000

※厳密な資金別の預託額を明示することは困難であったため、金融機関の資金別の残債分と新規融資分を勘案し、必要な調整を行っている。

2.2.2.5 預託金の協調倍率の推移

資金名	協調倍率				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中小企業設備資金	3	3	3	3	3
中小企業運転資金	3	3	3	3	3
小規模支援資金	3	3	3	3	3
街づくり活性化創業資金	3	3	3	3	3
緊急景気対策特別資金	2	2	2	2	2
緊急災害対策特別資金	2	2	2	2	2
経営安定化借換資金	2	2	2	2	2
環境保全対策資金	2	2	2	2	-
節電対策特別資金	2	2	-	-	-
耐震・免震・制震対策資金	2	2	2	2	2
まちづくり貢献企業支援資金	2	2	2	2	2
商工振興資金	2	2	-	-	-
大谷地区活性化資金	2	2	2	2	2
季節経営安定資金	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5

2.2.2.6 市町村特別保証制度負担金および信用保証料補助金

(単位：件・千円)

年度	市町村特別保証制度負担金		信用保証料補助金	
	件数	金額	件数	金額
平成 25	2,102	35,104	2,433	310,659
平成 26	2,230	32,539	2,292	297,030
平成 27	1,904	23,910	1,920	226,571
平成 28	1,669	21,549	1,665	190,371
平成 29	1,321	16,531	1,311	157,597

2.2.2.7 代位弁済実績

(単位：件・千円)

年度	全資金		左記のうち損失補償負担金	
	件数	金額	件数	金額
平成 25	65	180,032	17	5,058
平成 26	97	385,783	44	15,933
平成 27	67	334,474	41	16,604
平成 28	59	192,551	27	6,708
平成 29	51	186,952	18	4,845

※全資金が栃木県信用保証協会における宇都宮市制度融資分の代位弁済額となる。

そのうち、損失補償負担金分を宇都宮市が損失補償契約に基づき補償している。

2.2.3 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・関連する規定等の閲覧

2.2.4 監査の結果

2.2.4.1 預託金について（意見）

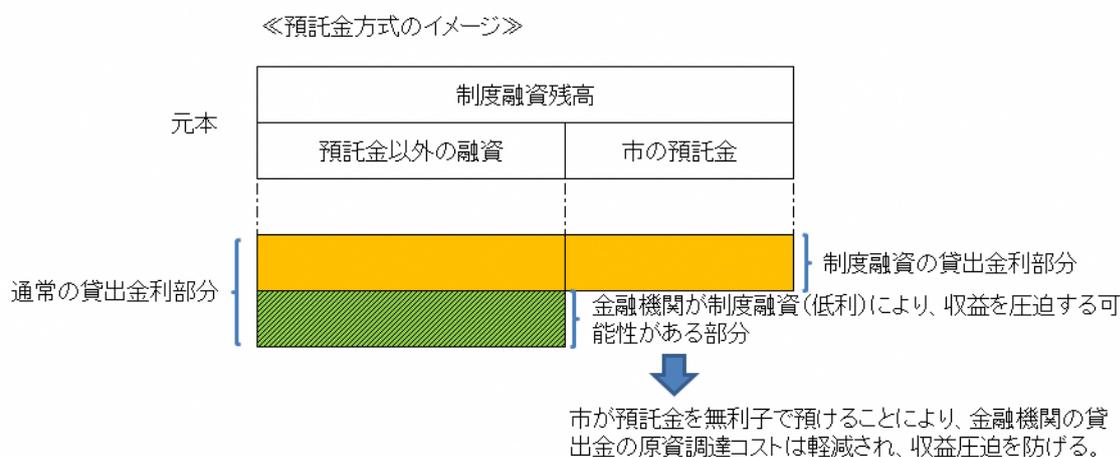
宇都宮市の制度融資は金融機関に無利子で預託金を預け入れる「預託金方式」と信用保証協会の「保証制度」の2本柱で成り立っている。預託金は各年度の4月、7月、10月及び1月に金融機関へ預け入れられ、年度末に一括で宇都宮市に償還されるため、歳出・歳入に「両建て」で計上されることになる。実際の宇都宮市の財政コストとしては、①信用保証料の補助及び②信用保証協会に対する損失補償となる。

預託金方式によると、金融機関に市が無利子で預託金を預け入れることにより、金融機関は収益を圧迫することなく、通常の融資よりも低利の貸出しを実行することができた（次の表、預託金方式のイメージ参照）。他方、「保証制度」により、金融機関は貸出金利に信用リスク分を上乗せする必要がないことも、低利の貸出しに寄与していた。

しかしながら、ゼロ金利政策以降、通常の金融機関の貸出金利が低下したため、中小企業者の制度融資利用は減少し、制度融資残高も年々、減少傾向となっている。

今後も廃業や事業承継等により、中小企業者数が減少し、制度融資の利用は減少することが予想されるため、将来に向けて預託金方式の在り方を検討する必要があると考える。平成29年度では市は130億円を金融機関に預けている。つまり、130億円の公金が無利子で金融

機関に預け入れられているのであるから、機会コストは発生している。多額の預託金を拠出するのではなく、制度融資に伴い発生する貸出金利の差を補填する制度への移行など、実際に負担すべきコストのみの拠出で運用する仕組みを作ることが、公金保護の観点からも有用であると考ええる。



2.2.4.2 施策指標について（指摘）

行政評価 施策カルテ「施策名 3 安定した経営基盤の確立」における施策指標として、「制度融資における中小企業設備資金貸出総額」が設定されている。平成 29 年度における行政評価の結果は次の表のとおり、達成率が 56.0%となっている。

過年度の中小企業設備資金に係る預託金が減少傾向にあるのに対して、施策指標としての目標値が一定間隔で右肩上がりとなっており、施策指標に係る外部環境の分析が適切に行われていない結果となっている。

平成 30 年度以降、「安定した経営基盤の確立」における施策指標は、「制度融資における中小企業設備資金貸出総額」から「市内中小企業の倒産件数」及び「事業承継に関する相談件数」へと変更されるが、施策指標の目標値の設定は、毎年、中小企業の経済環境や産業統計等の外部環境分析を適切に反映し、適宜見直しを行うことが望まれる。

〔制度融資における中小企業設備資金貸出総額〕 (単位：千円)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	530,000	560,000	590,000	620,000	650,000
融資実績	807,938	533,290	536,090	339,206	363,810
達成率	152.4%	95.2%	90.9%	54.7%	56.0%

出所：平成 30 年度 行政評価 施策カルテ

〔中小企業設備資金に係る預託金の推移〕 (単位：千円)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
預託金	929,060	972,019	932,156	899,260	728,131

2.3 中小企業高度化設備設置支援事業

2.3.1 概要

2.3.1.1 目的

中小企業の育成を促進するため、技術の高度化及び経営の合理化を図るために設置した設備投資に対して支援する。

2.3.1.2 事業の概要

新規・更新の設備投資を行った中小企業に対して、取得額に対する助成を行う。

2.3.1.3 法令等

宇都宮市中小企業高度化設備設置補助金交付要綱

2.3.1.4 補助金の内容

補助金の名称	中小企業高度化設備設置補助金
対象地域	市内全域
対象事業・業種	市内で事業を営む製造業又は特定サービス業者で、市税を滞納していない中小企業者
内容 条件	<p>新設・増設した設備の取得額の3%を助成</p> <p>①1台（基）当たりの取得価格が300万円以上のもの</p> <p>②小規模事業者は取得額の4%を助成</p> <p>③助成限度額1千万円</p>
30年度 補助金の対象期間	設備設置の日が平成29年1月2日から 平成30年1月1日までのもの

2.3.2 中小企業高度化設備設置補助金

2.3.2.1 交付実績

年度	小規模事業者		中小企業		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成25年	12件	6,098千円	24件	64,778千円	36件	70,876千円
平成26年	18件	13,804千円	31件	73,596千円	49件	87,400千円
平成27年	10件	3,594千円	23件	67,739千円	33件	71,333千円
平成28年	8件	9,805千円	27件	68,170千円	35件	77,975千円
平成29年	20件	16,815千円	22件	50,544千円	42件	67,359千円

2.3.2.2 補助金の推移

(単位：千円)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
補助金（予算額）	70,000	86,000	100,000	80,000	80,000

2.3.3 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング

- ・関連する規定等の閲覧
- ・補助金交付手続の検証

2.3.4 監査の結果

特段指摘すべき事項は検出されなかった。

2.4 「宇都宮版CSR」推進事業

2.4.1 概要

2.4.1.1 目的

宇都宮市のまちづくりの一環として、地域におけるCSR活動を活発化し、市民、企業、行政の円滑な連携による活力あふれるまちづくりを形成するとともに、CSR活動企業の社会的価値（信用）を高め、産業の振興を図る。

※CSR：Corporate Social Responsibilityの略で、日本語では「企業の社会的責任」と一般に言われる。企業は社会の中で事業活動を展開するから、社会の一員である以上、社会に迷惑をかけてはならない、社会に期待される役割を果たす責任を持っているという意味

2.4.1.2 法令等

- ・宇都宮CSR推進協議会事務取扱要領
- ・宇都宮CSR推進協議会事務局規程

2.4.1.3 事業の概要

(1) 宇都宮版CSRについて

- ・企業のCSR活動を本市のまちづくりの重要な仕組みと位置づけ、様々な分野での活動を総合的に支援・推奨していくことで、市民・企業・行政の協働のまちづくりを行うもの
- ・CSR活動を行う企業を「宇都宮まちづくり貢献企業」として認証し、これにより企業の地域貢献活動を促進させる。
- ・認証に当たっては、「企業による人づくり」や「企業との協働のまちづくり」を重視する宇都宮らしさを特徴づけた評価や、地元密着・地元志向など地域貢献性を重視する。

「宇都宮まちづくり貢献企業」認証マーク



出所：宇都宮市 HP「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度について」

(2) 宇都宮CSR推進協議会

宇都宮版CSRを推進するため、「宇都宮CSR推進協議会」を設置し、事業を運営する。

① 設置目的

民間団体と行政が一堂に会し、CSR活動に関する方向性や活動支援事業の共通理解を図ることにより、地域におけるCSR活動を活発化し、企業・市民・行政の協働のまちづくりに寄与することを目的とする。

② 構成

経済団体、企業、学識経験者、NPO団体、専門分野の団体等
(平成29年度：委員10名)

(3) 事業内容

① CSR企業認証

- ・認証希望企業の募集、審査
- ・認証式典の実施

② CSR活動の普及・啓発

- ・CSRホームページの運用
- ・「CSRセミナー」の開催（認証式典と同時開催）
- ・会議所機関紙等の活用

③ 優遇制度の運用

認証企業に対しては、「低利融資制度」、「入札優遇制度」あり

2.4.2 事業実績

2.4.2.1 認証実績（H30.4現在 147社）

年度	新規認証	認証更新	未更新	認証取消
平成20年	25社	16社(H24更新) (※4)	7社	3社(※1、3)
平成21年	32社	27社(H25更新)	3社	2社(※2)
平成22年	29社	28社(H26更新)	1社	—
平成23年	17社	15社(H27更新)	2社	—
平成24年	14社	12社(H28更新)	1社	1社(※3)
平成25年	9社	(※4) —	—	—
平成26年	14社	—	—	—
平成27年	10社	—	—	—
平成28年	17社	—	—	—
平成29年	(※4)	—	—	1社(※1)
合計	167社	98社	14社	6社

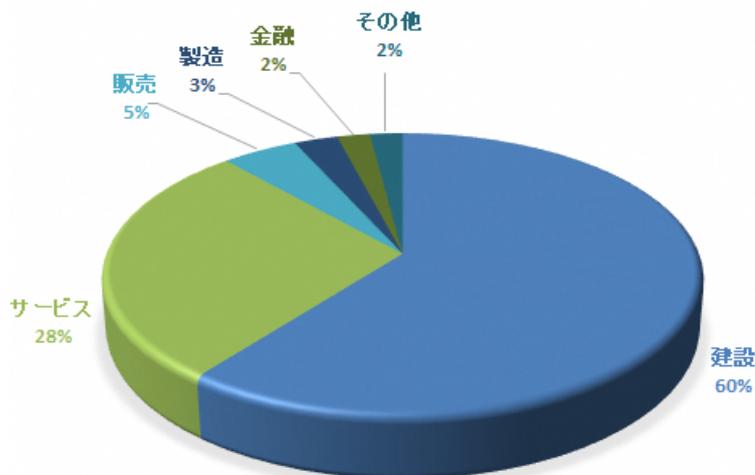
※1 認証期間内に自己都合等により認証返上した企業

※2 更新申請の結果、継続審査企業1社、取消企業1社

※3 会社の吸収合併により廃止した企業

※4 平成29年度の認証制度見直しにより、新規企業認証審査及び更新企業審査を実施しなかった。これにより、更新対象企業の認証期間を1年延長して対応

認証企業の業種割合(平成30.4現在)



出所：認定企業業種別一覧（H30.4現在）から監査人が集計

2.4.2.2 CSR活動の普及・啓発

- ・CSR活動の促進や企業等との円滑な連携を可能とするHPを運用
- ・屋外壁面広告物作成及び掲示（オリオンスクエア南西壁面）
- ・宇都宮商工会議所機関紙への広告掲載
- ・普及啓発物品（ポスター、ステッカー）の作成・配付
- ・「宇都宮CSRセミナー」の開催

「宇都宮CSRセミナー」の開催実績

年度	開催場所	日時	参加企業数	参加人数
平成20年	チサンホテル	H21. 2. 16(火)	50社	101名
平成21年	ホテルニューイタヤ	H21. 11. 27(金)	46社	66名
平成22年	ホテルニューイタヤ	H22. 11. 25(金)	58社	98名
平成23年	東武ホテルグランデ	H23. 11. 25(金)	49社	74名
平成24年	ホテル東日本宇都宮	H25. 2. 1(金)	58社	86名
平成25年	宇都宮グランドホテル	H25. 11. 29(金)	64社	99名
平成26年	ホテル東日本宇都宮	H27. 2. 5(木)	80社	124名
平成27年	市役所14大会議室	H27. 11. 19(木)	77社	99名
平成28年	市役所14大会議室	H29. 2. 3(金)	73社	100名
平成29年	ホテル東日本宇都宮	H30. 2. 6(火)	75社	93名

2.4.2.3 優遇制度の運用

(1) 低利融資制度「まちづくり貢献企業支援資金」

(2) 入札優遇制度

- ・「建設工事に係る総合評価落札方式」における技術評価に加点
- ・入札参加資格審査項目に追加（平成23・24年度分～）

2.4.2.4 認証制度の見直し

人口減少、少子・超高齢化が進行する中、地域のまちづくり活動において、企業が求められる役割が高まり、企業の地域貢献活動を更に促進する必要があるほか、認証企業から、制度更新時の手続の負担軽減など声があったことから、これらに対応するため、平成 29 年度に認証制度の見直しを実施した。

■制度見直しのポイント

「企業における地域との協働のまちづくり」を進めることを目指し、既存の認証制度における入札優遇などの支援を継続しながら、認証制度の変更及び支援の充実を図る。

(1) 地域との協働のまちづくりに対する取組の促進

- ・認証における地域のボランティア活動などの協働に関連する項目の重点化
- ・認証企業に対する地域イベントなどの協働のまちづくり活動に関する情報提供の実施

(2) 企業の認証更新手続の簡素化

宇都宮 CSR のホームページを活用し、認証企業が自社の取組を定期的に掲載することを認証更新の条件とすることで、更新時の書類作成の簡素化を図る。

(3) 認証企業の PR 強化

宇都宮 CSR のホームページにおいて、認証企業が実施している CSR 活動の最新情報を随時発信するとともに、好事例発表会等を開催する。

(4) 認証企業への優遇制度の継続

- ・入札優遇制度「建設工事に係る総合評価落札方式」における技術評価に加点
- ・入札参加資格審査項目への追加（主観的事項審査点数に加点）

2.4.2.5 予算額

35 款 5 項 10 目 (CSR 推進費)

細事業名: CSR 推進事業 4,045 千円

節	科目	平成 28 年度	平成 29 年度	比較増減
8 節	報償費	379 千円	355 千円	▲24 千円
19 節	交付金	3,885 千円	3,690 千円	▲195 千円

2.4.3 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・関連する規定等の閲覧

2.4.4 監査の結果

2.4.4.1 CSR 認証制度の認知度向上について（意見）

宇都宮市における CSR の認証は、入札優遇制度を採用しているため、認証企業の半数以上（60%）は建設業となっている。しかしながら、平成 29 年度に、「企業における地域との協働のまちづくり」を進めることを目指し、認証制度の見直しが実施されていることから、今後

は業種の裾野を広げた CSR 認証制度の展開が望まれる。その展開には、CSR 認証制度の認知度向上が必要となる。

この点に関して、宇都宮市では、ホームページ上の産業・ビジネスのコーナーで「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度について」を設け、外部リンクとして、宇都宮 CSR 推進協議会のリンクが貼られており、クリックすると宇都宮 CSR 推進協議会の詳細ページにアクセスすることができる。CSR 認証制度に関心がある企業や消費者にとっては、制度概要・申請手続・申請書類・認証企業（貢献企業）の紹介等、分かりやすいサイト内容になっている。

他方、宇都宮 CSR 推進協議会のサイトの認証企業（貢献企業）の紹介ページを閲覧し、各社の基本情報からホームページのリンクを辿り、各社のホームページにアクセスすると、一部の認証企業を除き、宇都宮 CSR 推進協議会のリンクは貼られていなかった。

宇都宮市としては、各社のホームページの広告等に宇都宮 CSR 推進協議会のサイトのリンクを強制できないが、各社のホームページに当該協議会のサイトのリンクを貼ってもらうことは、CSR 認証制度を知らない企業や消費者への PR 活動として、特に有用であると考え。つまり、CSR 認証制度の認知度向上のために、PR 活動は市と企業の双方で行われることが望まれる。

2.5 オリオン市民広場（オリオンスクエア）事業

2.5.1 概要

2.5.1.1 目的

中心市街地の拠点施設として、様々なイベントや活動などを通し、市民の憩いとふれあいの場を提供することにより、市民相互の交流を図り、中心市街地の集客力を高める。また、他の公共施設や商業施設と連携することにより、まちなかの回遊性を高め、魅力的な都市空間の形成を図る。

2.5.1.2 法令等

- ・宇都宮市中心市街地拠点広場条例
- ・宇都宮市中心市街地拠点広場条例施行規則
- ・障害者が利用する場合における公の施設の使用料の免除に関する規則
- ・宇都宮市オリオン市民広場運営管理要領

2.5.1.3 事業の概要

指定管理者に運営管理を行わせることにより、利用希望者へ専門的なノウハウを活かしたアドバイスをする。年間 12 回以上の活性化事業を開催し、オリオンスクエアを使用した、先進かつモデル的な事業を広く市民に提示し、市民、企業、団体が実施する広場の有効活用を促進させる。

【施設整備経過】

年月日	内容
平成 18 年 11 月 3 日	施設供用開始（ステージ[約 150 m ²]、広場[約 1,000 m ²]
平成 20 年 4 月 1 日	オリオンステーション供用開始
平成 23 年 10 月 21 日	大型映像装置供用開始
平成 29 年 2 月 21 日	倉庫新築供用開始

2.5.1.4 広場概要

(1) 施設

- ・公募施設
- ・総面積：2,061 m²
(ステージ：154.79 m²、広場：1,089.3 m²、交流施設：83.9 m²)
- ・その他：大型映像装置、防犯カメラ、AED 設置済み

(2) 指定管理者

- ・平成 19 年度より指定管理制度導入
- ・指定管理者 株式会社五光宇都宮店（平成 19 年度～平成 26 年度）
宇都宮市オリオン市民広場運営共同事業体（平成 27 年度～31 年度）
株式会社五光宇都宮店、株式会社下野新聞社、宇都宮オリオン通り商店街振興組合
- ・指定管理期間 平成 19 年度～平成 21 年度（指定管理者：(株)五光）
平成 22 年度～平成 26 年度（ " : " ）
平成 27 年度～平成 31 年度（ " : 上記のとおり）

(3) 広場利用促進業務

年月日	内容
平成 23 年 4 月	まちの駅登録
平成 23 年 4 月	赤ちゃんの駅登録
平成 24 年 10 月	自転車の駅登録

(4) 利用料金 使用料（利用料）収入 H29：1,282,045 円（H28：1,099,865 円）

※自販機土地使用料含む H29：6,920 円（H28：7,070 円）

項目	料金
ステージ	日額 3,080 円
交流広場	全面使用 日額 3,080 円 半面使用 日額 1,540 円
大型映像装置	日額 2,050 円
付属設備（折イス、エアドーム等）	日額 3,080 円を超えない範囲内において規則で定める額

※1 使用時間が 4 時間に満たない時間で使用する場合は、当該施設に係る金額の 3 分の 1 の額（10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

※2 商品の広告・営業に関する宣伝、物品の販売・頒布、興行、業として写真・映画の撮影を目的として使用する場合は 2 倍の額とする。

《減免規定》

- ・国及び公共団体が主催又は共催する事業（100%減免）
- ・中心市街地の活性化に資する事業であり、公共的な団体が主催又は共催するもの、国及び公共団体が後援するもの（50%減免）
- ・中心市街地の活性化に資する事業であり、公共的な団体が後援するもの（25%減免）

2.5.2 事業実績

2.5.2.1 利用状況

年度	利用日数	稼働率	イベント回数	集客数
平成 25 年度	218 日	59.7%	244 回	106,560 人
平成 26 年度	252 日	69.0%	286 回	179,120 人
平成 27 年度	293 日	80.2%	307 回	209,310 人
平成 28 年度	258 日	70.6%	242 回	255,720 人
平成 29 年度	271 日	74.2%	254 回	256,560 人
計	1,292 日	平均：70.7%	1,333 回	1,007,270 人

2.5.2.2 主なイベント（平成 29 年度実績）

実施場所	イベント名	参加人数	開催時期
オリオン	に〜きゅ〜 2 ⁹ グルメフェスティバル	7,000 人	4 月
	宇都宮カクテルカーニバル	7,000 人	5 月
	とちテレアニメフェスタ	21,000 人（2 日間）	5 月
	ふるさと宮まつり	16,500 人（2 日間）	8 月
	宮っ子フェスタ	7,000 人	10 月
	ジャパ ^o ンカップ サイクルロードレース	19,800 人（2 日間）	10 月
	ミヤ・ジャズ・イン	23,500 人（2 日間）	11 月
	うつのみや大道芸フェスティバル	20,000 人（2 日間）	3 月

2.5.2.3 指定管理料の推移

（単位：千円）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	26,833	27,724	25,935	25,967	26,071
決算額	26,833	27,724	25,935	25,967	26,071

2.5.3 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・関連する規定等の閲覧
- ・指定管理者の選定手続の検証
- ・指定管理者へのモニタリング手続の検証

2.5.4 監査の結果

特段指摘すべき事項は検出されなかった。

2.6 バンバ市民広場（バンバひろば）事業

2.6.1 概要

2.6.1.1 目的

中心市街地の拠点施設として、日常的な賑わいづくりを創出するための取組みを実施するとともに、市民の憩いとやすらぎの場を提供することにより、市民相互の交流を図り、中心市街地の集客力を高める。

2.6.1.2 法令等

- ・宇都宮市中心市街地拠点広場条例
- ・宇都宮市中心市街地拠点広場条例施行規則
- ・障害者が利用する場合における公の施設の使用料の免除に関する規則
- ・宇都宮市バンバ市民広場運営管理要領

2.6.1.3 事業の概要

指定管理制度により、広場を中心に実施される各種活性化事業の効果を周辺商業地へ効果的に波及させ、中心商業地の活性化を促進する。

【施設整備経過】

年月日	内容
平成 19 年 7 月 31 日	施設供用開始（東側広場・水景施設面積[約 1,000 m ²]
平成 23 年 2 月 1 日	西側広場供用開始（約 800 m ² ）
平成 29 年 2 月 25 日	電源設備増設工事（広場東側）

2.6.1.4 広場概要

(1) 施設

- ・敷地面積：1,800 m²（二荒山参道 750 m²は含まず）

(2) 指定管理

- ・平成 20 年度より指定管理制度導入
- ・指定管理者：NPO 法人宇都宮中心商店街活性化委員会（平成 20 年度～現在まで）

「NPO 法人宇都宮中心商店街活性化委員会」構成メンバー

バンバ通り商店街・オリオン通り曲師町商業協同組合・日野町商店街振興組合
馬場町通り商店街・二荒通り商店街・互運会・馬場南通り会・鉄砲町商店会
みはし通り商店会 等

- ・公募、非公募の別：非公募施設

(3) 利用料金

使用料（利用料）収入 H29：231,275 円（H28：223,935 円）

項目	料金
交流広場	東側・西側全面使用 日額 3,080 円
	東側・西側半面使用 日額 1,540 円
付属設備	日額 3,080 円を超えない範囲内において規則で定める額

※1 使用時間が 4 時間に満たない時間で使用する場合は、当該施設に係る金額の 3 分の 1 の額（10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

※2 商品の広告・営業に関する宣伝、物品の販売・頒布、興行、業として写真・映画の撮影を目的として使用する場合は 2 倍の額とする。

《減免規定》

- ・国及び公共団体が主催又は共催する事業（100%減免）
- ・バンバひろばの特性を活かし、中心市街地の活性化に資する長期的な出店で特に市長が必要と認めたもの（75%減免）
- ・中心市街地の活性化に資する事業であり、公共的な団体が主催又は共催するもの、国及び公共団体が後援するもの（50%減免）
- ・中心市街地の活性化に資する事業であり、公共的な団体が後援するもの（25%減免）

2.6.2 事業実績

2.6.2.1 利用状況

年度	広場利用日数	稼働率	イベント回数	集客数
平成 25 年度	73 日	20.0%	85 回	116,100 人
平成 26 年度	74 日	20.2%	77 回	103,188 人
平成 27 年度	80 日	21.9%	85 回	103,796 人
平成 28 年度	85 日	23.2%	81 回	145,261 人
平成 29 年度	97 日	26.5%	79 回	185,919 人
計	409 日	22.4%	407 回	654,264 人

2.6.2.2 主なイベント（平成 29 年度実績）

実施場所	イベント名	参加人数	開催時期
バンバ	スーパーカーミーティング	18,000 人（2 日間）	4 月
	とちテレアニメフェスタ	12,000 人（2 日間）	5 月
	FIBA 3×3 World Tour Utsunomiya Masters	64,700 人（2 日間）	7 月
	ふるさと宮まつり	10,000 人（2 日間）	8 月
	よ一元気祭り	6,000 人（2 日間）	5 月
		4,500 人（2 日間）	11 月

2.6.2.3 指定管理料の推移

(単位：千円)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	17,064	17,552	17,552	17,549	17,535
決算額	17,064	17,552	17,552	17,549	17,535

2.6.3 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・関連する規定等の閲覧
- ・指定管理者の選定手続の検証
- ・指定管理者へのモニタリング手続の検証

2.6.4 監査の結果

特段指摘すべき事項は検出されなかった。

2.7 中心商業地出店等促進事業

2.7.1 概要

2.7.1.1 目的

中心商業地（宇都宮市中心市街地活性化基本計画対象区域）の空き店舗等に新規出店し、又は当該店舗を利用した商店街のイベント若しくは地域情報の提供等をするために、必要な経費の一部を補助することにより、中心商業地の活性化を図り、商業の振興に寄与することを目的とする。

2.7.1.2 法令等

- ・宇都宮市中心商業地出店等促進事業補助金交付要綱
- ・宇都宮商工会議所中心商業地新規出店促進事業補助金取扱要領

2.7.1.3 事業の概要

小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業（洗濯業・理容業・美容業）、教育、学習支援業、医療、福祉が対象である。ただし、飲酒業は対象外であるが、カクテル専門店であれば対象とする。

宇都宮商工会議所にて申請受付を行い、商工会議所及び市の職員で構成される審査委員会にて受給資格認定審査を行い、商工会議所が出店者に補助を行う。（商工会議所が補助する額を、市が商工会議所に補助する間接補助事業）

(1) 一般店舗

- ・ 中心商業地の空いている物件に出店する経営者を支援する。
- ・ 商店街が計画等に基づいて誘致する業種であって市が認めるもの（以下「特例業種」という。）については、補助率を引き上げる。

【助成内容】

	対象経費	補助率	補助限度額
内外装改造費	店舗の内外装改造費	30%～50% ※特例業種は 50%	150 万円
店舗改装事業	出店から 2～5 年以内の リニューアル工事費	30%	50 万円
経営財務診断費	新規出店時、出店後 6 か 月及び 1 年経過後に行っ た専門家による経営財務 診断費	50%	1 回につき 1 万 5 千円

(2) 大谷石蔵

- ・ 宇都宮市中心市街地活性化基本計画（平成 11 年 3 月策定）対象区域内にある大谷石蔵を店舗に転用した場合に支援する。

【助成内容】

	対象経費	助成率	助成限度額
内外装改造費	店舗の内外装改造費	30%	200 万円
店舗改装事業	一般店舗と同様		
経営財務診断費	一般店舗と同様		

(3) 特例加算

おもてなし事業（おもてなしコーナーの設置、バリアフリー仕様の店舗づくり、夜間照明設備等の設置）を実施した場合には、内外装改造費補助とは別に、対象経費の 30%の額を補助する。（限度額 50 万円）

2.7.2 事業実績等

2.7.2.1 事業実績

年度	認定件数	支払実績			
		特例 加算	内装 改造	経営 診断	家賃
平成15年	30		22		11
平成16年	38		30		53
平成17年	39+1 (作新学院エッグステージ)		42		72
平成18年	32		30		65
平成19年	28 (うち大谷石蔵 1)	6	22	10	53
平成20年	21+1 (ほっとステーション)	10	20	19	39
平成21年	34 (うち大谷石蔵 1)	18	29	27	74
平成22年	44	16	26	27	104
平成23年	28 (うち大谷石蔵 1)	11	25	32	102
平成24年	22	16	17	35	57
平成25年	36		19	37	35
平成26年	26 (うち大谷石蔵 1)	4	27	51	47
平成27年	26	4	25	30	13
平成28年	21	3	14	19	1
平成29年	14	4	15	19	

2.7.2.2 空き店舗数の推移

調査時期	空き店舗数	調査店舗数	空き店舗率
平成24年1月	123	1,279	9.6%
平成25年1月	107	1,308	8.2%
平成26年1月	76	1,318	5.8%
平成27年1月	63	1,317	4.8%
平成28年1月	51	1,311	3.9%
平成29年1月	44	1,293	3.4%
平成30年1月	43	1,283	3.4%

出所：まちづくり推進機構

中心商業地出店等促進事業補助金の交付目的は、「中心商業地の空き物件若しくは、中心市街地内に存在する大谷石蔵に新たに店舗として出店し、又は当該物件若しくは大谷石蔵を継続的に利用した商店街のイベント若しくは地域情報の提供等をするために必要な経費の一部を補助することにより、中心商業地の活性化を図ること（宇都宮市中心商業地出店等促進事業補助金交付要綱 第2条）」である。この目的に照らすと、当該補助金の効果は中心市街地の空き店舗数率によって測定することができる。

この点につき、中心市街地の空き店舗率の推移は、上記のとおりであり、空き店舗率は年々減少している。このことから、当該補助金は一定の効果が認められると評価できる。

2.7.2.3 補助金の推移

【中心商業地出店等促進事業補助金】

(単位：千円)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補助金 (決算額)	16,735	34,374	29,793	14,672	16,331

2.7.3 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・関連する規定等の閲覧
- ・補助金交付手続の検証

2.7.4 監査の結果

特段指摘すべき事項は検出されなかった。

2.8 魅力ある商店街等支援事業

2.8.1 概要

2.8.1.1 目的

宇都宮市内全域の商店街、商業組合、商店街連盟その他これらに類する団体が取り組む商店街等の魅力を高めることを目的とした、販売促進を図るための共同事業・おもてなし事業（駐輪ラック・ベンチ整備）・中心商業地ライトアップ事業や、共同施設（街路灯・防犯カメラ等）の設置及び維持管理などに要した経費の一部を補助し商業振興を図る。

2.8.1.2 法令等

- ・宇都宮市魅力ある商店街等支援事業補助金交付要綱
- ・宇都宮市魅力ある商店街等支援事業補助金交付要綱取扱内規

2.8.1.3 事業の概要

事業名	事業の内容	補助率及び限度額
1 販売促進事業	特定の地域で商店街等の販売促進を図るための共同事業 ＜連携団体の例＞ ・宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会 「みやの盆踊り」 「みやのひなまつり」 ・特定非営利活動法人中心商店街活性化委員会 「よ一元気まつり」 など	30 パーセント 100 万円 (中心商業地の商店街が連携する団体の場合 40 パーセント・300 万円) (講習会費及び視察研修費の場合 20 パーセント・100 万円)
2 中心商業地におけるライトアップ事業	中心商業地におけるライトアップの計画策定又は実施事業	50 パーセント 200 万円
3 中心商業地におけるおもてなし事業	中心商業地における商店街の集客力向上のためのおもてなし事業 (1) 自転車と歩行者の安全対策と	50 パーセント (1) 15 万円 (2) 10 万円 (1 基当たりの限

事業名	事業の内容	補助率及び限度額
	して設置する駐輪ラックなどの整備事業 (2)憩いの空間創出のためのベンチの設置事業	度額：5 千円)
4 計画又は地区協定等の策定事業	商店街の活性化又は近代化のための計画、街並み整備に係る地区協定等の策定事業	50 パーセント 100 万円 (中心商業地の商店街が連携する団体の場合 50 パーセント 150 万円)
5 ショッピングモール化事業	商店街の商業集積を図るためのショッピングモール化事業	宇都宮商工会議所の指導により商店街が作成し、市長の承認を受けたプランに基づき、ファサード整備した店舗又は共同設備それぞれ 1 件 (店舗は 1 回に限る。) につき ファサード整備費の 30 パーセント 50 万円
		宇都宮商工会議所の指導により商店街が作成し、市長の承認を受けたプランに基づき、業種誘導に応じ、又は業種転換した店舗 1 件につき内装改造費の 10 パーセント 100 万円
6 共同施設設置事業	販売促進や環境改善のために整備するアーケードや街路灯等の施設 (7 の項を除く) の設置事業	20 パーセント 200 万円
7 共同施設 LED 化事業	LED を利用した街路灯、アーケード等の設置又はこれらの改修事業	40 パーセント 400 万円
8 共同施設維持管理事業	(1) 街路灯、アーケード等の電灯料	30 パーセント
	(2) 街路灯、アーケード等の修繕事業	10 パーセント 100 万円

※ 平成 27 年度から、従前からある魅力補助金と共同補助金が魅力ある商店街等支援事業補助金に統合されている。

上記の 1～5「販売促進事業関連」が従来の魅力補助金に係る補助事業で、6～8「共同施設設置関連」が従来の共同補助金に係る補助事業である。

※ 平成 30 年度から以下の変更が行われる。

- ・計画又は地区協定等の策定事業に「マーケティング調査」を拡充
- ・共同施設 LED 化事業の補助率「40%」⇒「50%」へ拡充

2.8.2 交付実績

2.8.2.1 補助金の推移

(単位：件・千円)

年度	魅力補助金			共同補助金			補助金合計	
	予算	実績		予算	実績		予算	実績
		件数	交付額		件数	交付額		
平成 25	13,000	28	10,694	6,500	24	7,050	19,500	17,744
平成 26	13,000	27	10,189	6,500	29	29,293	19,500	39,482 ※1
平成 27	12,000	29	12,752	11,500	22	2,657	23,500	15,409
平成 28	12,000	27	16,183	11,500	24	2,076	23,500	18,259
平成 29	11,500	26	14,319	10,484	22	3,253	21,984	17,572

(注) 平成 27 年度から、従前からある魅力補助金と共同補助金が魅力ある商店街等支援事業補助金に統合されている。補助金としては統合されているが、内訳は従前の事業区分であるため、比較可能性から魅力補助金と共同補助金を区分して明示している。

※1 平成 26 年度の共同補助金の補助額が増えた理由は、街路灯 LED 化をした団体が 9 団体、21,893 千円申請があったためである。

2.8.2.2 予算消化率

年度	魅力補助金	共同補助金	補助金合計
平成 25 年度	82.3%	108.5%	91.0%
平成 26 年度	78.4%	450.7% ※1	202.5%
平成 27 年度	106.3%	23.1%	65.6%
平成 28 年度	134.9%	18.1%	77.7%
平成 29 年度	124.5%	31.0%	79.9%

※1 平成 26 年度の共同補助金の補助額が増えた理由は、街路灯 LED 化をした団体が 9 団体、21,893 千円申請があったためである。

2.8.2.3 事業ごとの交付実績

(単位：千円)

年度	1 販売促進事業	2 中心商業地におけるライトアップ事業	3 中心商業地におけるおもてなし事業	4 計画又は地区協定等の策定事業	5 ショッピングモール化事業	6 共同施設設置事業	7 共同施設 LED 化事業	8 共同施設維持管理事業	計
平成 25	6,123	4,571	0	0	0	1,535	0	5,515	17,744
平成 26	5,716	4,473	0	0	0	4,184	21,893	3,216	39,482
平成 27	6,054	6,698	0	0	0	28	124	2,505	15,409
平成 28	9,076	7,107	0	0	0	0	63	2,013	18,259
平成 29	9,067	5,252	0	0	0	0	1,382	1,871	17,572

2.8.3 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・関連する規定等の閲覧

2.8.4 監査の結果

2.8.4.1 事業ごとの交付実績について（意見）

過去5年間で、「3 中心商業地におけるおもてなし事業」、「4 計画又は地区協定等の策定事業」及び「5 ショッピングモール化事業」の3事業は補助金の交付実績がない。

当該補助金の交付目的に照らし、商店街の動向等を見極めながら、交付対象事業を適宜見直すべきであると考えます。

また、補助金の予算消化率をみると、平成29年度は魅力補助金関連が124.5%に対して共同補助金関連が31.0%と各事業の予算均衡がとれていない。補助金全体として、79.9%の予算消化率となっているが、予算は各事業の予算の積み上げであり、上記の交付対象事業の見直しと併せて、慎重に検討することが望まれる。

2.9 駐車場の管理運営事業

2.9.1 概要

2.9.1.1 目的

市営駐車場を一体的に管理し、都市交通機能の高度化を図るとともに、中心商店街の活性化やJR宇都宮駅利用者の利便性向上を図る。

2.9.1.2 法令等

- ・駐車場法
- ・宇都宮市営駐車場条例及び施行規則
- ・障害者が利用する公の施設の利用料の免除に関する規則

2.9.1.3 施設概要

(1) 施設名称等

名称	台数	構造等	料金体系	供用開始年度	備考
中央駐車場	81	立体自走式	有料	S58	【所管】 商工振興課
駅西駐車場	46	平面自走式		S62	
相生駐車場	186	立体機械式		H9	
大谷駐車場	111	平面自走式	無料	-	【所管】 観光交流課
多気山駐車場	60				
古賀志山南登山道駐車場	30				

※6か所（有料3か所・無料3か所）合わせて指定管理制度による管理

(2) 指定管理者

- ・平成18年度から指定管理制度導入
- ・指定管理者 野里電気工業(株)（指定管理期間：平成18年度～平成20年度）
北関東総合警備保障(株)（指定管理期間：平成21年度～平成25年度）
野里電気工業(株)（指定管理期間：平成26年度～平成30年度）

※平成21年度から利用料金制度導入

(3) 料金体系

①通常料金

名称	営業時間 (有人の時間帯)	基本料金 (20分ごとに100円)	夜間料金 (1時間ごとに100円)
中央	24時間(午前7時30分～午後10時) ※障がい者の減免は、規則上8時～午後10時での取扱い	午前8時～午後10時	午後10時～翌午前8時
駅西	24時間(午前7時～午後9時)	午前7時～午後10時	午後10時～翌午前7時
相生	午前7時30分～午前0時(同左)	午前9時～午後10時	午後10時～翌午前9時

※相生駐車場平日昼間のみ上限料金制(午前9時～午後10時1,000円)

②回数券及び定期券

利用者の利便を図るため、回数券及び定期券を発行できる。

- ・回数券は券面額総額の100分の80以上の額
回数券：3,000円(100円×36枚)、2時間駐車券：30,000円(600円×60枚)
- ・定期券は1か月当たり41,140円以下の範囲で設定する。
- ・上記の有料駐車場(有人の時間帯)で販売
※2時間駐車券は、中央・相生でのみ利用・販売

③減免規定

- ・障害者が利用する公の施設の利用料の免除に関する規則に基づき、障害者が市営駐車場を利用する場合における使用料を減免する。
⇒中央、駅西、相生駐車場とも最初の2時間に限る。(中央駐車場は、総合福祉センター・中央生涯学習センター利用に限り最初3時間まで減免)
- ・道路交通法に規定する緊急自動車を駐車させる場合のほか、国又は地方公共団体の職員が公務のために使用する場合に駐車料金を免除する。

2.9.2 事業実績等

2.9.2.1 事業実績

【利用料金、利用台数の実績】

(台数：台、使用料：円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中央 駐車場	台数	64,951	66,567	70,238	68,724	65,291
	使用料	32,125,830	31,700,529	34,185,410	34,395,830	36,478,880
駅西 駐車場	台数	198,330	211,159	220,854	231,731	231,598
	使用料	62,864,940	63,386,580	62,310,000	64,577,020	63,842,550
	他使用料※	1,417,500	1,458,000	1,458,000	1,458,000	1,458,000
相生 駐車場	台数	109,130	107,421	116,595	111,364	106,136
	使用料	45,934,350	44,441,700	49,340,760	48,070,420	44,661,520
合計	台数	372,411	385,147	407,687	411,819	403,025
	使用料	142,342,620	140,986,809	147,294,170	148,501,270	146,440,950

2.9.2.2 駐車場特別会計（予算額）

歳入	平成 29 年	平成 28 年	増減	内容
事業収入	143,208	143,208	0	駐車場使用料、指定管理者納付金等
財産収入	6	6	0	土地建物貸付収入
繰越金	1	1	0	前年度繰越金
諸収入	1	1	0	
合計	143,216	143,216	0	

歳出	平成 29 年	平成 28 年	増減	内容
総務費	100,904	100,443	461	指定管理料、賃借料等
施設費	6,940	1,600	5,340	施設整備費、修繕料
繰出金	34,372	40,173	▲5,801	一般会計への繰出金
予備費	1,000	1,000	0	
合計	143,216	143,216	0	

※利用料金制度の採用により、指定管理期間 5 年間の指定管理者納付金は、年額 141,750 千円で契約を締結

2.9.2.3 指定管理料の推移

(単位：千円)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	56,122	68,898	68,898	68,898	68,898
決算額	56,122	68,897	68,897	68,897	68,897

2.9.3 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・関連する規定等の閲覧
- ・指定管理者の選定手続の検証
- ・指定管理者へのモニタリング手続の検証

2.9.4 監査の結果

2.9.4.1 指定管理者へのモニタリング手続について（指摘）

指定管理者に対するモニタリングは「指定管理者制度モニタリングマニュアル（平成 22 年 10 月作成（平成 28 年 4 月（一部改訂））（以下、モニタリングマニュアルという。））」に必要最低限、かつ、標準的なモニタリング手続が規定されている。具体的な運用は、施設所管課によって取扱いが異なる。

当該課の指定管理者の業務報告書・事業報告書の検査等を確認した結果、「事業計画書」のモニタリングについて、検査結果（報告書）の作成はモニタリングマニュアルでは、必須ではないことから、指定管理者からの業務報告書が提出された際に併せて事業の実施状況等の説明を受けるなどして確認を行っている旨の回答を担当者から聴取した。

駐車場の利用料金（納付金）は、リーマンショック等の景気減退の煽りを受けて、平成 21 年度から減額が行われ、それ以降、横ばい状態である。これに対して、指定管理者の「事業計

画書」の「3 利用促進、利用拡大の取組内容」において、市営駐車場の利用台数、利用料金収入が年々下がり続けていることを受け、利用促進の施策が記載されている。

市営駐車場の利用の低下は、過去からの課題であり、指定管理者が「事業計画書」で掲げている施策について、モニタリングを実施する上で、特に注視すべき項目であるといえる。

従って、「事業計画書」の施策の進捗状況について、指定管理者が作成した「事業計画書に対する自己評価」の入手と口頭での確認等にとどまらず、施設所管課としてあるべき指標等を設定し、実効性のあるモニタリングを実施することが望まれる。つまり、施設ごとの課題に応じた弾力的なモニタリングが必要と考える。

2.10 商店街通行量実態調査・来街者実態調査事業

2.10.1 概要

2.10.1.1 目的

中心商店街の通行量や来街者の実態を把握し、商業施設等のデータとすることにより、商業の振興と中心市街地活性化に役立てる。

2.10.1.2 事業の概要

- ・本市中心部の通行量を調査するとともに、来街者を対象に、来街目的、消費動向、及び中心部に対するイメージ等を調査することにより、中心部の商業に関する現状を把握するもの
- ・平成 27 年度までは、商工会議所との共催事業として隔年で実施
- ・平成 29 年度は、市単独で「商店街通行量実態調査」のみ実施

(1) 商店街通行量実態調査

- ・本市中心部 28 地点において、中学生以上の歩行者を時間帯別、曜日別、方向別及び男女別に計測
- ・28 地点のうち 4 地点では、通行量タイプ（家族連れ・友人同士など）別、年代別に計測

(2) 商店街来街者実態調査

- ・本市中心部 7 地点において、高校生以上の来街者を対象に、居住地や来街目的、利用交通機関、利用店舗などについて聞き取り調査
- ・平成 27 年度は未実施
- ・平成 29 年度は、宇都宮市商工会議所が単独で実施

2.10.2 調査結果等

2.10.2.1 通行量の推移

【通行量の推移】(28地点)

年度	休日			平日		
	通行量	増減人数	対前回比	通行量	増減人数	対前回比
平成21年	97,306人	—	—	95,175人	—	—
平成22年	92,648人	△4,658人	△4.8%	99,942人	4,767人	5.0%
平成23年	104,076人	11,428人	12.3%	103,880人	3,938人	3.9%
平成25年	116,189人	12,113人	11.6%	99,428人	△4,452人	△4.3%
平成27年	92,080人	△24,109人	△20.7%	86,245人	△13,183人	△13.3%
平成29年	92,636人	556人	0.6%	87,543人	1,298人	1.5%

※平成23年度から平成29年度までは隔年で実施している。平成30年度以降の実施頻度については、関連部署を含めて検討中である。

2.10.2.2 商店街通行量実態調査(平成29年度)

(1) 調査概要

調査年月日 平成29年7月23日(日)・24日(月)

調査時間 午前10時～午後7時

調査要員 延べ118名

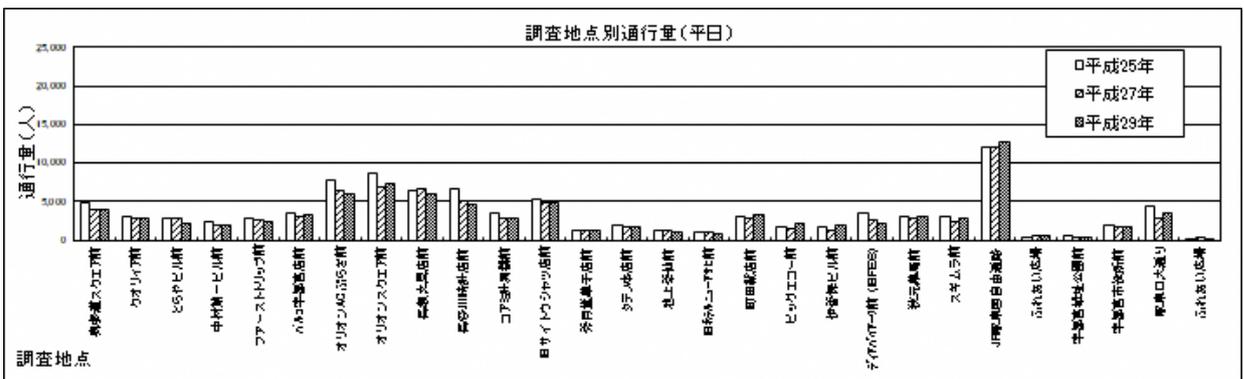
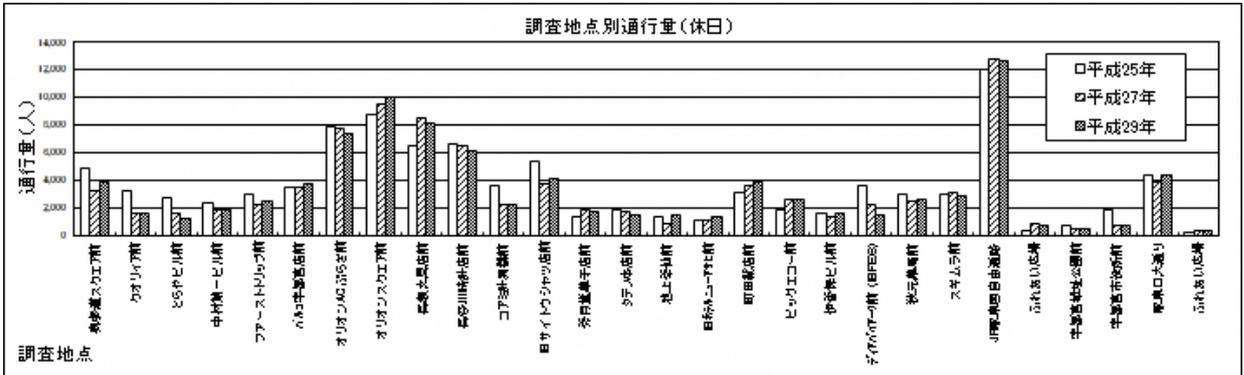
調査地点 市内中心部28地点

地点番号	調査地点		地点番号	調査地点	
	調査地点名	場所		調査地点名	場所
1	表参道スクエア前	大通り北:馬場通り4丁目	15	池上季仙前	中央通り 東
2	クオリア前	大通り北:馬場通り1丁目	16	旧ホテルニューアサヒ前	鉄砲町通り
3	とらやビル前	大通り北:本町	17	町田靴店前	二荒通り 西
4	中村第一ビル前	大通り南:池上町東	18	ビックエコー前	二荒通り 東
5	ファーストリップ前	大通り南:馬場通り2丁目東	19	伊香保ビル前	みはし通り
6	ハルコ宇都宮店前	大通り南:馬場通り3丁目	20	ディアハイパーク前(旧FES)	ユニオン通り
7	オリオンACぶらざ前	オリオン通り:江野町西	21	秋元薬局前	JR駅前通り 北
8	オリオンスクエア前	オリオン通り:江野町中央	22	スギムラ前	JR駅前通り 南
9	長瀬文具店前	オリオン通り:曲師町西	23	JR駅東西自由通路	JR駅庁舎2階東
10	長谷川時計店前	オリオン通り:曲師町東	24	ふれあい広場	釜川沿い 北
11	コアミ計測機前	日野町通り	25	宇都宮城址公園前	本丸通り
12	旧サイトウシャツ店前	東武馬車道通り	26	宇都宮市役所前	シンボルロード南端
13	秀月堂菓子店前	江野町通り	27	駅東口大通り	JR駅庁舎東口
14	タノ本店前	中央通り 西	28	ふれあい広場	釜川沿い 南

(2) 調査結果（市の調査結果資料の一部抜粋）

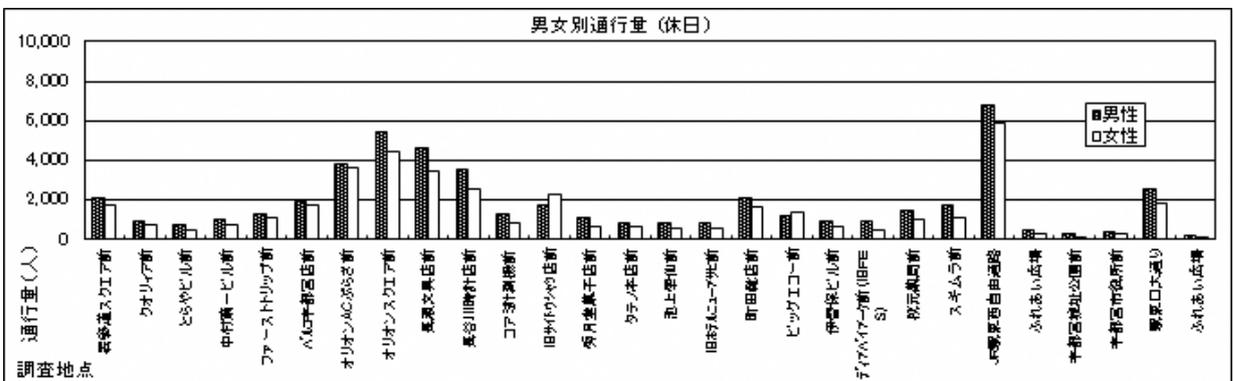
① 調査地点別通行量

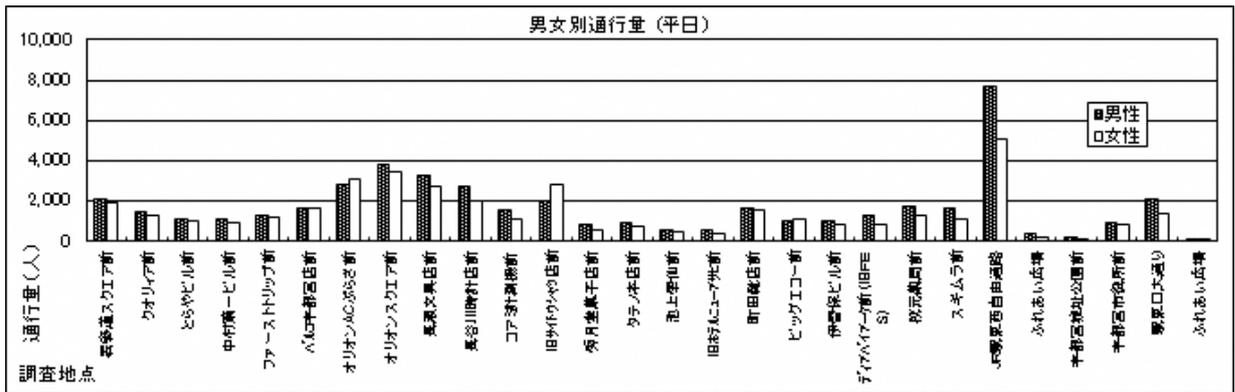
・休日通行量は、前回は28地点中3地点が前々回年度比を上回っていたが、今回は、28地点中14地点で前回年度比を上回っている。
 ・平日通行量は、前回28地点中5地点が前々回年度比を上回っていたが、今回は、28地点中16地点で前回年度比を上回っている。



② 男女別割合

・休日と平日では総合的に男女の比率は大体同様の傾向を示している。
 ・女性の割合が最も高かった地点は、休日平日とも前回同様、東武馬車道通りの旧サイトウシャツ店前である。
 ・男性の割合が最も高かった地点は休日はディアバイアーく前とふれあい広場(釜川沿い北)、平日はふれあい広場(釜川沿い北)である。





2.10.3 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・関連する規定等の閲覧
- ・実態調査結果の閲覧

2.10.4 監査の結果

2.10.4.1 商店街通行量実態調査結果について（意見）

商店街通行量実態調査は宇都宮市が単独で実施しており、調査結果は上記 2.10.2.2 (2) に一部抜粋を記載しているが、調査結果に対して、前回と比べて増減した地点はコメントされているが、どのような要因から増減したのかが、調査結果からは読み取ることができない。

この点について、市の担当者から商店街通行量実態調査について、現時点では商店街等から意見や要望は特にないこと、商店街では、通行量の調査結果を国の補助金の事業効果を示す資料として活用している旨を聴取している。

しかしながら、商店街通行量実態調査・来街者実態調査事業の目的は、中心商店街の通行量や来街者の実態を把握し、商業施設等のデータとすることにより、商業の振興と中心市街地活性化に役立てることにある。この目的を達成するためには、単に調査結果について、通行量の増減だけでなく、通行量の増減要因まで分析し言及することが、中心市街地活性化に資すると考える。

他方、宇都宮商工会議所が単独で実施した商店街来街者実態調査の調査結果報告書では以下に掲載のとおり、調査結果に基づき分析されている。これとの平仄を合わせる意味でも、商店街通行量実態調査についても、調査結果報告書において、調査結果分析を行うことが望まれる。

〔平成 29 年度商店街来街者実態調査結果報告書（一部抜粋）〕

調査結果分析

■市内・県内来街者の動向について

市外・県内来街者は趣味・娯楽品や衣料品などの買物を目的に来訪している方が多く、消費額の中央値は2,000円である。

■県外来街者の動向について

県外来街者はイベントや観光を主な目的として来訪しており、餃子を食へに来ている来街者が多く、消費額の中央値は4,000円である。

■センターコア来街者の特徴について

センターコアは商業機能の集積地であることから、衣料品の買物等を目的にしている来街者が多く、消費額の中央値は3,000円である。そのため、来街頻度は月1回が最多であり、滞在時間は2時間以内という回答が最も多く、JRコアと比較して滞在時間が長い。

■JRコア来街者の特徴について

JRコアは調査地点付近では駅東口の餃子の集積店舗に近いことから、餃子・観光を目的とした来街者が多く、消費額の中央値は2,000円であった。また、駅という特性から通勤や通学利用の来街者も多く、来街頻度はほぼ毎日が最多であり、滞在時間は1時間以内という回答が最も多い。

■来街者の買い回りについて

大型商業施設で買い物した後に、別の大型商業施設に行く割合は34.39%にとどまり、1つの大型商業施設で買い物を済ませてしまう割合が高い。また、買い回りする場合、二荒山神社周辺からJR駅周辺への買い回り率と、JR駅周辺から二荒山神社周辺への買い回り率を比較した場合、二荒山神社周辺からJR駅周辺への買い回り率が高い。

■来街者の消費傾向について

消費傾向について、衣料品・アクセサリー類のシーズン予算は全て1万円以下が最多となった。一方で、趣味や娯楽への支出は1万円以上が最多であったことから、消費者の嗜好が多様化している現状が推測される。

■商店街への要望について

商店街への要望については、品揃えが最も高く、次いでお店への入りやすさが続いた。特に来街者から高い要望としてはカフェや喫茶店、定食屋などの飲食機能を要望している。

2.11 労政グループの事務事業

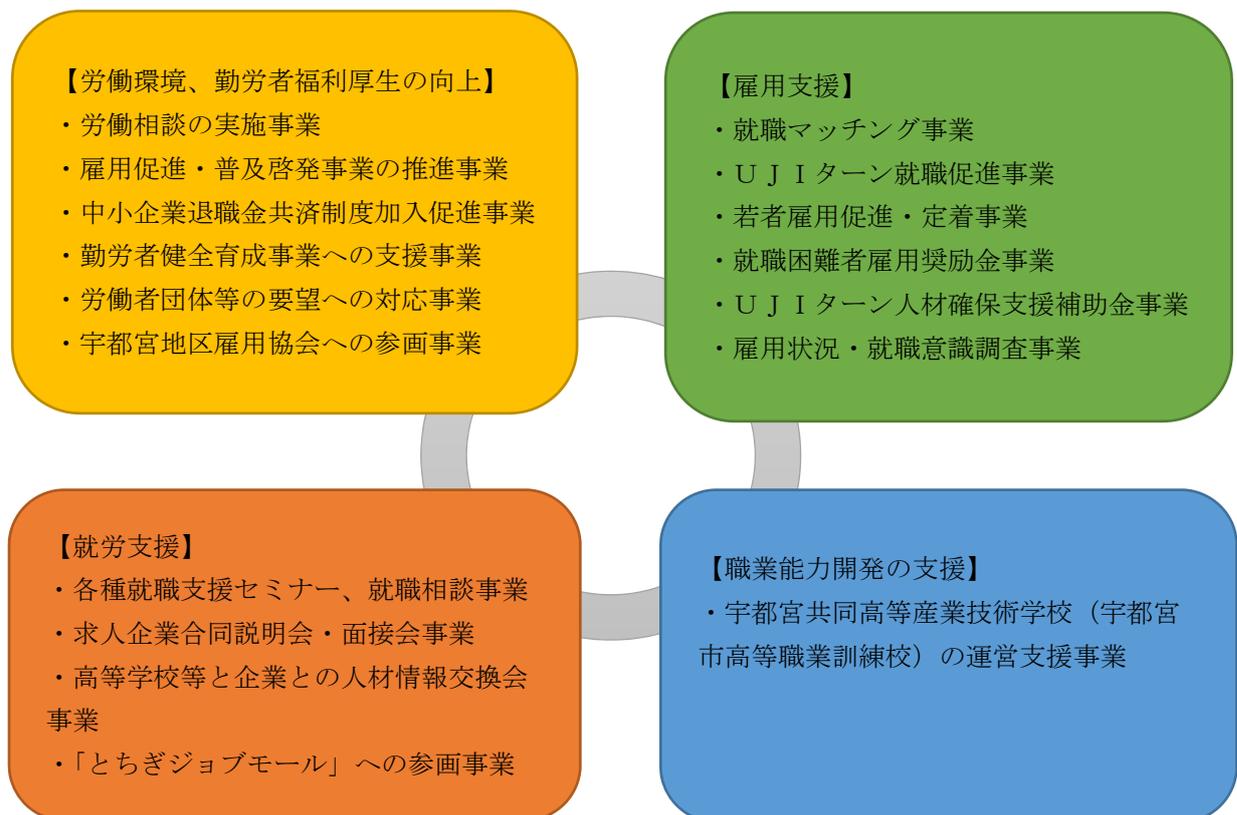
2.11.1 概要

2.11.1.1 事務分掌

商工振興課労政グループの主な事務分掌は以下のとおりである。

- (1) 雇用促進・啓発事業に関すること。
- (2) 就職支援に関すること。
- (3) 労働相談、労働環境の向上に関すること。
- (4) 職業能力の開発に関すること。
- (5) 若年者・女性の就職促進に関すること。
- (6) U J I ターン就職に関すること。
- (7) 働き方改革に関すること。
- (8) 宇都宮共同高等産業技術学校に関すること。
- (9) 旧瑞穂野勤労者会館に関すること。
- (10) 労働関係諸団体に関すること。

2.11.1.2 主な事務事業



2.11.1.3 予算額

単位：千円

No.	款	項	目		平成28年度 当初予算	平成29年度 当初予算
			大事業名称			
			細事業			
	25	10	5	労働諸費	33,451	27,302
			03	労働環境対策費	4,982	5,277
1			01	労政費一般事務費	240	234
2			02	労働相談事業	480	480
3			03	勤労者向けガイドブック等の発行	114	563
4			04	宇都宮地区雇用協会事業補助金	398	200
5			05	中小企業退職金共済制度加入促進補助金	2,500	2,800
6			10	永年勤続表彰事業補助金	250	200
7			11	勤労者健全育成事業補助金	1,000	800
			06	就業支援費	6,718	6,655
8			01	就業支援事業	303	280
9			02	雇用確保のための普及・推進事業	455	0
10			05	共同職業訓練事業補助金	1,400	1,400
11			32	高等学校等と企業との人材情報交換会事業	0	415
12			36	とちぎジョブモール職業相談員報酬	2,280	2,280
13			37	雇用普及推進・キャリアコンサルティング嘱託員報酬	2,280	2,280
14			60	就労支援事業備品購入費	0	0
			09	勤労者金融対策費	583	422
15			61	中小企業等勤労者福利厚生資金融資貸付金	583	422
			12	雇用支援対策費	20,439	14,390
16			03	女性再就職マッチング事業	6,055	4,551
17			04	若年者雇用マッチング事業	6,000	5,810
18			05	U J I ターン就職促進事業	2,120	605
19			06	若者雇用促進・定着事業	664	444
20			31	U J I ターン人材確保支援補助金	0	980
23			63	就職困難者雇用奨励金	3,000	2,000
24			64	資格取得講座の実施	2,600	0
			15	雇用支援対策基金費	155	38
25			61	雇用支援対策基金費	155	38
			18	高等職業訓練校管理費	224	78
26			01	高等職業校管理費	224	78
			24	労働施設維持修繕費	350	442
27			01	労働施設維持修繕費	350	442

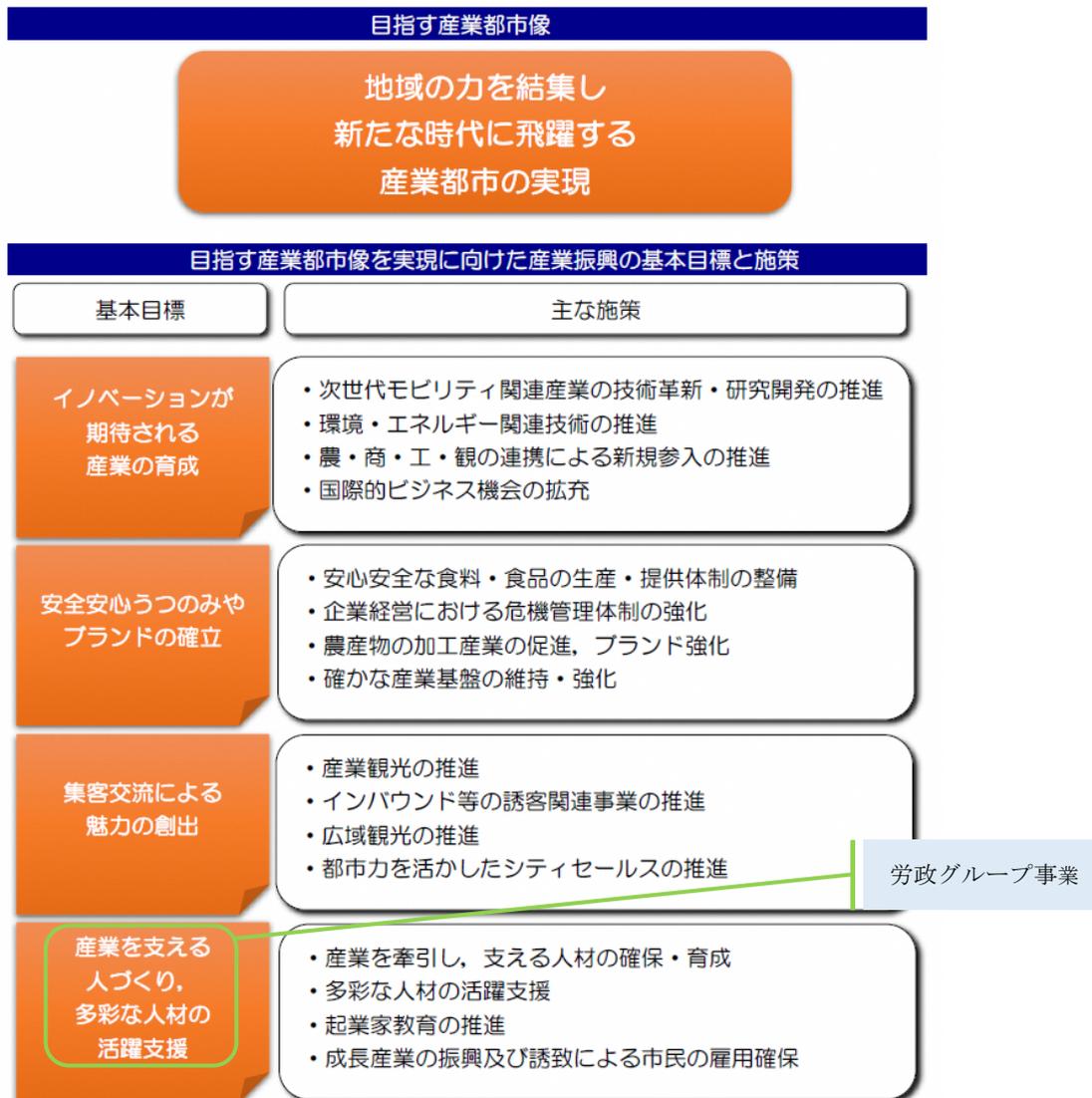
2.11.2. 「うつのみや産業振興ビジョン」と労政グループ事業

2.11.2.1 「うつのみや産業振興ビジョン」

宇都宮市では、産業全体の持続的な発展や地域産業の充実と強化を図るため、第一次産業から第三次産業までの産業全般にわたる中長期的なビジョンとして、平成24年3月に「うつ

のみや産業振興ビジョン」を策定した。その後、「IoT」や「ビックデータ」、「AI（人工知能）」などの産業・技術革新等により、生産や消費など経済活動が大きく変化し、新たなまちづくりの進展が見込まれるため、平成30年3月に「うつのみや産業振興ビジョン」を改定している（「うつのみや産業振興ビジョン 平成29年度改訂」）。

2.11.2.2 これまでの取組評価（労政グループ事業に関連する部分に限定）
 ≪平成29年度改訂前のうつのみや産業振興ビジョン体系≫



《「産業を支える人づくり、多彩な人材の活動支援」に係る取組評価と取組期間における労働生産人口の推移》

産業を支える人づくり、多彩な人材の活動支援（取組評価）

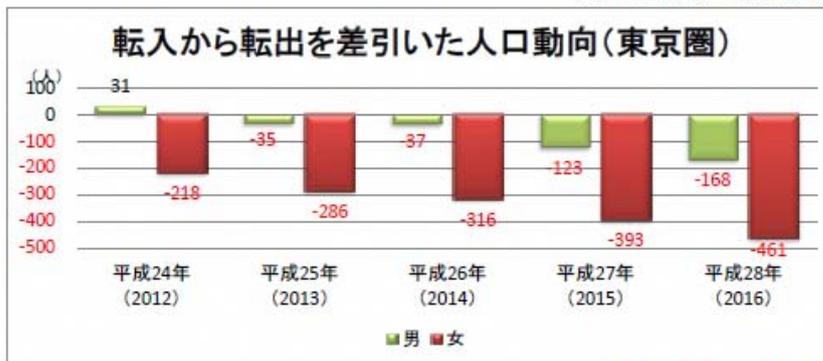
- 女性の市内就業者は、増加傾向にあります。
- 本市の20歳代の転入転出の状況は男女とも転入超過の状況ではありますが、東京圏への流出は継続しており、特に女性が多く流出しています。
- 有効求人倍率は、全体としては国と比較すると高い状況ですが、職種別では建設業などが高い一方で、事務職は低く職種別で差があります。
- 産業界全体で、「人材確保が困難」と認識されています。

⇒労働生産人口の確保に向けて、若年層の流出抑制及び市内への流入促進が必要であり、雇用の受け皿づくりが必要です。

⇒中小企業・小規模事業者や農業者が減少傾向にあり、事業を継承する人や農業の担い手不足への対応が必要です。



出所：社会動態調査（政策審議室加工）



出所：社会動態調査（政策審議室加工）

平成24年度から平成28年度までの取組評価から、労働生産人口確保に向けて、若年層の流出抑制及び市内への流入促進が必要となる。

2.11.2.3 「うつのみや産業振興ビジョン 平成 29 年度改訂」 施策と労政グループ事業との関連

施策 5 産業活動の源となる人材の確保と育成

- ・ 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、女性を中心とした若年層の東京圏への転出超過などが続く中、企業の最も重要な経営資源である産業人材を確保するため、地元での就職促進や若者のUターン就職支援の強化、子育てと仕事を両立できる環境の整備、女性の雇用創出効果が高い企業の立地を促進します。
- ・ 伝統技術や高度技術の「担い手」や、新たな事業を創出する「起業家」など、地域産業を牽引する人材の確保・育成を図ります。
- ・ 次代を担う若者の職業観・就業観・起業家精神を醸成します。

【重点取組】

- 東京圏等からの本社機能の移転促進とオフィス系企業の立地促進
- UJIターン就職・地元進学者の地元就職・就農支援の強化
- 企業の新たな価値を創出する「高度人材」、地域産業を牽引する多様な人材確保・育成
- 起業家精神の醸成と創業支援の充実による「起業家」の創出促進
- 事業承継や技術承継の担い手確保・育成の強化
- 「働き方改革（女性や若者が活躍しやすい環境整備など）」の推進
- 新規就農者の確保・育成

【指標】
施策の進捗状況を把握するため、以下の指標を確認していきます。

指標	現状値
就業者数（15歳以上）	242,002 人 （平成 27 年）
若年層（20、30歳代）の 転入、転出数	転入 7,507 人 （平成 28 年） 転出 6,695 人 （平成 28 年）
認定農業者数	748 経営体 （平成 29 年 3 月）

- ・ 求人企業合同説明会・面接会事業
- ・ 高等学校等と企業との人材情報交換会事業
- ・ UJIターン就職促進事業
- ・ UJIターン人材確保支援補助金事業
- ・ 雇用状況・就職意識調査事業

- ・ 各種就職支援セミナー、就職相談事業
- ・ 求人企業合同説明会・面接会事業（再）
- ・ 高等学校等と企業との人材情報交換会事業（再）
- ・ 「とちぎジョブモール」への参画事業
- ・ 就職マッチング事業
- ・ UJIターン就職促進事業（再）
- ・ 若者雇用促進・定着事業
- ・ UJIターン人材確保支援補助金事業（再）
- ・ 雇用状況・就職意識調査事業（再）

- ・ 労働相談の実施事業
- ・ 雇用促進・普及啓発事業の推進事業
- ・ 中小企業退職金共済制度加入促進事業
- ・ 勤労者健全育成事業への支援事業
- ・ 若者雇用促進・定着事業（再）

※重点取組が重複する事業については「(再)」にて表示している。

2.11.2.4 監査手続

- ・ 「うつのみや産業振興ビジョン」の施策内容と取組評価の把握
- ・ 「うつのみや産業振興ビジョン」の施策対象事業の予算額の比較
- ・ 労政グループ全体の事業の目的、内容等に関する担当者からのヒアリング

2.11.2.5 監査の結果

労政グループ事業の施策内容について（意見）

「うつのみや産業振興ビジョン 平成 29 年度改訂」の重点取組と労政グループの各事業との関連に鑑みると、全体として、5 年前の「うつのみや産業振興ビジョン」の取組評価を十分に反映させた施策内容になっていないように思われる。

例えば、「うつのみや産業振興ビジョン 平成 29 年度改訂」での重点取組に、「UJI ターン就職・地元進学者の地元就職の強化」や「地域産業を牽引する多様な人材確保」等が掲げられているが、それらに関連する雇用支援対策費・就業支援費の当初予算額が、平成 29 年度は

雇用支援対策費 14,390 千円、就業支援費 6,655 千円、平成 30 年度は雇用支援対策費 13,743 千円、就業支援費 6,953 千円とほとんど横ばいである。

この点に関し、市の担当者からは、以下の回答を得ている。

「平成 29 年度においては、UJI ターン就職の促進を図るため、「UJI ターン人材確保支援補助金制度」の導入や地元就職の促進を図るため、「高等学校等と企業との人材情報交換会」を新たに導入している。平成 30 年度においても、新規事業として市内高校生の就職意識調査業務委託のほか、大学等に進学する高校生を対象に、将来、市内企業への就職を選択してもらうため、試行的に市内高校 1 校にて、仕事の体験等を通して企業の魅力の理解促進を図る事業を実施している。」

上記の回答のとおり、各年度で新規事業は行われており、施策の取組については、一定の評価はできる。

しかしながら、平成 29 年度における「UJI ターン人材確保支援補助金制度」の補助実績は 78 千円（申請件数 3 件、受入件数 11 人）と、当該補助事業の効果が測定できる水準にはない。他方、「高等学校等と企業との人材情報交換会」事業についても、年度内 2 回のマッチングの場の提供は非常に重要であるが、学校側と企業側の双方のニーズを十分に取り込んだものになっているかは、人材情報交換会開催後のアンケート結果からは判断できなかった。例えば、参加学校と参加企業のニーズを一覧化し、双方のどこに齟齬があるのかを分析し、参加企業側に情報提供するなどして、地元の学生が受け入れやすい雇用環境を構築することも有用であると考ええる。

地元産業の維持・発展のために、人材確保は最重要課題であり、また、「うつのみや産業振興ビジョン 平成 29 年度改訂」での重点取組の中長期的な達成のためにも、労政グループの各事業の施策の更なる充実が望まれる。施策の充実は、外部委託事業を単に増やすのではなく、人材確保のための取組（働き方改革等）を市の職員が十分に理解し、事業を展開していくことが必要であると考ええる。

なお、「うつのみや産業振興ビジョン 平成 29 年度改訂」での重点取組の達成指標として、就職者や若年層の転入・転出数を設定しているが、市内の就職者が増加する過程を評価できるもの（とちまる就活アプリのダウンロード数等）を新たな KPI (Key Performance Indicator: 重要業績指標) として、設定するのも取組評価の手法の 1 つであると考ええる。

(参考) 平成 30 年度当初予算 (労政グループ)

単位：千円

款	項	目		平成30年度 当初予算
		大 事 業 名 称		
		細 事 業		
25	10	5	労働諸費	27,210
		03	労働環境対策費	5,716
		01	労政費一般事務費	234
		02	労働相談事業	480
		03	勤労者向けガイドブック等の発行	552
		04	宇都宮地区雇用協会事業補助金	0
		05	中小企業退職金共済制度加入促進補助金	3,500
		10	永年勤続表彰事業補助金	150
		11	勤労者健全育成事業補助金	800
		06	就業支援費	6,953
		01	就業支援事業	279
		05	共同職業訓練事業補助金	1,400
		32	高等学校等と企業との人材情報交換会事業	714
		36	とちぎジョブモール職業相談員報酬	2,280
		37	雇用普及推進・キャリアコンサルティング嘱託員報酬	2,280
		61	就労支援事業備品購入費	0
		09	勤労者金融対策費	255
		61	中小企業等勤労者福利厚生資金融資貸付金	255
		12	雇用支援対策費	13,743
		03	女性再就職マッチング事業 〔廃止〕	0
		04	就職マッチング事業 (変更前：若年者雇用マッチング事業)	9,000
		05	U J I ターン就職促進事業	774
		06	若者雇用促進・定着事業	473
		07	就職困難者雇用奨励金	2,000
		31	U J I ターン人材確保支援補助金	497
		32	雇用状況・就職意識調査	999
		15	雇用支援対策基金費	15
		61	雇用支援対策基金費	15
		18	高等職業訓練校管理費	78
		01	高等職業校管理費	78
		24	労働施設維持修繕費	450
		01	労働施設維持修繕費	450

2.11.3 労働相談の実施事業

2.11.3.1 目的

健全な労使関係の確立及び勤労者の生活の安定を図ることを目的に、労働に関する諸問題について総合的に相談に応じることにより、個別労使紛争の早期かつ円満な解決を目指す。

2.11.3.2 事業の概要

- ・事業開始年度：平成 17 年度
- ・内容：栃木県社会保険労務士会から派遣される社会保険労務士が、勤労者・事業主からの相談に対し、助言を行う。
- ・主な相談事案：賃金（不払いなど）、解雇、社会保険、雇用保険、年金、扶養、労災補償、退職、セクハラ・パワハラ
- ・開催：毎月 2 回
- ・時間：午後 1 時 30 分～4 時 30 分、1 人当たり概ね 30 分間～1 時間
- ・対象：本市在住・在勤者又は本市で事業を営む者とその家族
- ・場所：宇都宮市役所内会議室等

2.11.3.3 事業実績

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
労働相談件数	33 件	35 件	43 件	42 件	33 件

2.11.3.4 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・労務相談対応内訳の閲覧

2.11.3.5 監査の結果

特段指摘すべき事項は検出されなかった。

2.11.4 雇用促進・普及啓発事業の推進事業

2.11.4.1 目的

雇用の促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のための福利厚生制度の周知啓発を行うとともに、併せて、雇用や求人に関する情報を収集し、新規雇用や雇用定着に結びつける。

2.11.4.2 事業の概要

(1) 啓発冊子の作成・配布

- ・勤労者向け、事業者向けの各啓発冊子を作成し、勤労者、市内中小事業所、関係機関等へ配付
- ・労働に関する法律や制度、事業所向けの各種情報等を掲載
- ・平成 26 年度から訪問による配付に加え、郵送による配付及び栃木県社会保険労務士会を通じての配付を開始

(2) 雇用確保のための普及・推進事業

- ・職員及び普及推進員が市内中小事業所を訪問し、各種助成制度等の周知や求人情報の収集を行う。

2.11.4.3 事業実績

[29年度実績]

- ・勤労者向け冊子「働くあなたのサポートガイド」
- ・事業者向け冊子「事業所便利帳」 各 2,500 部配布

[配付実績]

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配付数	2,201 冊	2,500 冊	2,500 冊	2,500 冊	2,500 冊

2.11.4.4 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・啓発冊子の閲覧及び配付状況の確認

2.11.4.5 監査の結果

特段指摘すべき事項は検出されなかった。

2.11.5 勤労者健全育成事業への支援事業

2.11.5.1 目的

中小企業又は労働組合で組織される団体が勤労者の健全な育成に必要な事業を実施する場合の費用の一部（事業費の 1/3 以内）を市が補助することにより、市内の勤労者の健全な育成を図ることを目的とする。

2.11.5.2 法令等

宇都宮市勤労者健全育成事業補助金交付要綱

2.11.5.3 事業の概要

(1) 交付対象団体

- ・以下の項目を全て満たす団体
 - ① 主たる構成員が、市内に事業所を有する中小企業又は労働組合であること
 - ② 会則又は規約等により、団体の組織、運営等に関する事項を定めていること
 - ③ 団体において、申請年度内に実施する補助対象事業に係る経費が 10 万円以上であること

(2) 対象事業

- ・相談事業（労働相談、法律相談、メンタルヘルス相談など）
- ・研修事業（労働者の義務・権利に関する勉強会、労働基準法に関するセミナー、働き方改革に係る講演会など）
- ・事業主に義務化されている以外の各種健診事業（※）（がん検診、騒音健康診断、V

D T作業健康診断など)

※義務化されている健診とは、一般健康診断、ストレスチェック、特定業務に係る健診（じん肺健診、歯科検診等）など

(3) 補助率・限度額

・上記対象事業の実施に係る経費の1/3の額（千円未満切捨て）で、20万円を上限とする。

2.11.5.4 補助実績

年度	申請団体	交付額
平成28年度	2団体 (連合栃木宇河地域協議会、宇都宮地区労働組合会議)	288,000円 (連合栃木：200,000円、地区労：88,000円)
平成29年度	2団体 (連合栃木宇河地域協議会、宇都宮地区労働組合会議)	287,000円 (連合栃木：200,000円、地区労：87,000円)

2.11.5.5 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・関連する規定等の閲覧
- ・補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書等の閲覧

2.11.5.6 監査の結果

特段指摘すべき事項は検出されなかった。

2.11.6 各種就職支援セミナー、就職相談事業

2.11.6.1 目的

地域経済と市民生活の安定を図るため、市内の中小事業所の雇用の維持・確保、求職者の就労や新卒者の円滑な就職への支援として、就職・再就職支援に係るセミナーや就職相談などの事業を実施する。

2.11.6.2 事業の概要

(1) 各種就職支援セミナー

① 就職支援セミナー（平成18年度～）

- ・対象：市内在住・在勤の求職者、非正規労働者など
(市外在住でも市内に就職希望の者は受講可能)
- ・開催：月1回(2日コース)
- ・内容：求職活動に必要な知識と実践的セミナー（適職分析、キャリアカウンセリング、求人情報入手方法、書類の書き方、模擬面接など）

〔実績〕

年度	委託金額	受託業者	実施回数	受講者数	就職者数(※1)	
平成 24	934,500 円	テンブ スタッフ・キャリア コンサルティング(株)	2 回	24 名	5 名	
平成 25	687,015 円	(株)ティビィイシィ・スキ ヤット	2 回	11 名	4 名	
平成 26			※2	9 回	45 名	9 名
平成 27				12 回	57 名	13 名
平成 28				12 回	48 名	11 名
平成 29				12 回	63 名	—

※1「就職者数」は、毎年度 5 月に実施する追跡アンケート調査による。

※2 平成 26 年度から雇用支援対策基金充当事業から除外、キャリアコンサルタントを非常勤で雇用して実施

② 中高年齢者のための再就職支援セミナー（平成 27 年 10 月～）

- ・対象：市内在住・在勤のおおむね 45 歳以上の求職者、非正規労働者など
（市外在住でも市内に就職希望の者は受講可能）
- ・開催：月 1 回（1 日コース）
- ・内容：企業が再就職者に求める人材像、職業経験の整理と生かし方、職業経験を
生かした応募書類の書き方、中高年齢者のための面接対策

〔実績〕

年度	実施回数	受講者数	就職者数(※1)
平成 27	5 回	28 名	5 名
平成 28	12 回	44 名	14 名
平成 29	11 回(※2)	45 名	—

※1「就職者数」は、毎年度 5 月に実施する追跡アンケート調査による。

※2 H30.1 月は大雪のため中止

③ 外部講師によるセミナー

〔実績〕

年度	事業名	講師	参加者
平成 27	就職活動のためのメンタルト レーニング （スランプ 脱出の方法）	ギャラクシビジネス研究所 代表 大垣 寿郎	10 名
平成 28	就職活動のためのメンタルト レーニング （内定を勝ち取る、折れない 心のつくり方）	”	6 名
平成 29	就職活動に役立つコミュニケ ーション講座	とちぎ話し方センター 所長 小林 和広	8 名

(2) 就職相談（平成 25 年度～）

- ・毎週月・火・水・金曜日は市役所、木曜日はとちぎジョブモールにおいて実施
- ・相談は、非常勤嘱託員のキャリアコンサルタントが対応

〔実績〕

年度	商工振興課内	とちぎジョブモール	合計
平成 25	11 件	88 件	99 件
平成 26	43 件	67 件	110 件
平成 27	87 件	59 件	146 件
平成 28	86 件	66 件	152 件
平成 29	130 件	34 件	164 件

2.11.6.3 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・各種就職支援セミナーのアンケートの閲覧及びアンケート回収状況の確認

2.11.6.4 監査の結果

特段指摘すべき事項は検出されなかった。

2.11.7 高等学校等と企業との人材情報交換会事業

2.11.7.1 目的

人口減少社会において、労働力人口の減少が見込まれる中、本市における若い労働力の定着を図るため、県内高等学校等の進路指導担当者と高卒等の人材を求める市内企業とのマッチングの機会を創出し、本市経済の持続的な発展を目指すことを目的とする。

2.11.7.2 事業の概要

(1) 開催回数

- ・年度内 2 回の開催を予定

(2) 開催時期及び主なテーマ

- ・第 1 回（7 月）：採用・就職活動に向けた情報交換
（宇都宮新卒応援ハローワークとの共同開催を予定）
- ・第 2 回（2～3 月頃）：翌年度のインターンシップ実施に向けた情報交換

(3) 対象者

- ① ハローワーク宇都宮管内（※）の高等学校等
- ② 宇都宮市内の中小企業（各回 30 社程度）

※宇都宮管内：宇都宮市・上三川町・高根沢町

2.11.7.3 事業実績

年度	開催回	開催日（会場）	参加学校数	参加企業数
平成 29 年	第 1 回	H29. 10. 10（ホテル東日本宇都宮）	16 校	30 社
	第 2 回	H30. 3. 19（ホテルニューイタヤ）	15 校	44 社
	年度計 延べ参加企業数 74 社			

2.11.7.4 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・情報交換会実施後のアンケートの閲覧

2.11.7.5 監査の結果

特段指摘すべき事項は検出されなかった。

2.11.8 就職マッチング事業

2.11.8.1 目的

求職者の早期就職・再就職を支援するため、市内在住で正社員を目指す 45 歳未満の未就職者及び再就職を目指す女性求職者を対象に、就職活動に必要な知識習得のための研修や企業見学、就職のあっせんまでを一連の流れでサポートする就職支援プログラムを実施する。

※平成 29 年度までは「若年者雇用マッチング事業」及び「女性再就職マッチング事業」として個別に実施（平成 30 年度からは就職マッチング事業として統合）

2.11.8.2 事業の概要

(1) 事業内容

- ・キャリアコンサルティング（参加者ごとに抱える就職・再就職に関わる悩み等について個別に相談・アドバイス）
- ・パソコン研修（参加者のレベルに応じて基本操作又はエクセル資格取得）
- ・基礎研修（就職活動に必要なマナーやスキルの習得）
- ・企業での就業体験・職場見学
- ・就職のマッチング（就職先のあっせん）

(2) 対象者

- ・市内在住で正社員を目指す 45 歳未満の既卒若年求職者
- ・ 〃 再就職を目指す女性求職者

(3) 定員

70 名／年間（若年 20 人＋女性 15 人＝計 35 人の事業を年 2 回開催）

(4) 委託先

就労支援事業の実績、ノウハウや職業紹介の資格を有する業者

2.11.8.3 事業実績

[若年者雇用マッチング事業]

年度	委託金額・受託業者	受講者数	就職者数
平成 26	5,491,238 円 テンプ スタッフキャリアコンサルティング(株)	20 人	就職者 11 人 (正規雇用 7)
平成 27	4,956,145 円 (株)キープ キャリエール	12 人	就職者 7 人 (正規雇用 2)
平成 28	4,212,000 円 シーデーピー ジャパン(株)	13 人	就職者 10 人 (正規雇用 7)
平成 29	4,266,000 円 (株)ワークエントリー	16 人	就職者 10 人 (正規雇用 6)

[女性再就職マッチング事業]

年度	委託金額・受託業者	受講者数	就職者数
平成 27	4,307,379 円 (株)キープ キャリエール	11 人	就職者 7 人 (正規雇用 0)
平成 28	4,860,000 円 テンプ スタッフキャリアコンサルティング(株)	12 人	就職者 10 人 (正規雇用 8)
平成 29	3,402,000 円 (株)ワークエントリー	27 人	就職者 13 人 (正規雇用 3)

2.11.8.4 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・研修受講生のアンケートの閲覧
- ・入札手続の検証

2.11.8.5 監査の結果

特段指摘すべき事項は検出されなかった。

2.11.9 UJI ターン人材確保支援補助金事業

2.11.9.1 目的

人口減少社会において、労働力人口の減少が見込まれる中、県外の大学生等の市内中小企業におけるインターンシップ参加を促すことで、市内中小企業の魅力に対する理解促進や、UJI ターン就職の意識醸成を図り、もって市内中小企業の人材確保を支援し、本市経済の持続的な発展を目指すことを目的とする。

2.11.9.2 法令等

宇都宮市UJI ターン人材確保支援補助金交付要綱

2.11.9.3 事業の概要

(1) 補助対象者

以下の条件を満たし、本補助金制度の「事業者登録」の認定を受けた事業者

- ・中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者、又は同項第3号に規定

- する中小企業者と同規模（資本金の額又は出資の総額 5,000 万以下、又は常時使用する従業員の数が 100 人以下）の医療法人若しくは社会福祉法人であること
- ・市内に本社若しくは本店を有する法人事業者若しくは市内に住所を有する個人事業者又は市内に支社、営業所、工場等があつて、採用予定勤務地が市内にある法人事業者若しくは個人事業者
- ・雇用保険法の適用を受けている事業者であること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う事業者でない者
- ・市税を滞納していない者であること

(2) 補助対象事業

以下の要件を全て満たすインターンシップ

- ・県外の大学等に在籍し、かつ県外に在住する大学生等（※）を受け入れること
 - ・市内の事業所等で実施するものであること
 - ・実施期間が実働 1 日以上であること
 - ・採用選考活動とは一切関係ないことを明確にし、就業体験の提供を目的としたものであること
 - ・受入事業者とインターンシップ実習生が雇用関係にないこと
 - ・労働関係法令が遵守されたものであること
 - ・受入事業者がインターンシップ実習生の参加に要する交通費等の一部又は全部を負担するものであること
- ※大学生等…大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する学生をいう。

(3) 補助対象経費

事業者が負担する費用で以下のもの

- ・交通費
大学生等の居住地から（宿泊を伴う場合は、宿泊先を経由して）インターンシップの事業所等を往復するために必要な交通機関の使用に要した実費
(ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。)
(交通機関：鉄道、航空機、高速・路線バス)
- ・宿泊費
インターンシップ実施期間（実施日の前後を含む。）において、インターンシップ実施先に滞在するために要した実費（ただし、食事代は対象外）

(4) 補助率・補助額

- ・対象経費の $\frac{1}{2}$ の額（100 円未満切り捨て）
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 〔 交通費：大学生等 1 人あたり上限 5 千円 〔 宿泊費：大学生等 1 人あたり上限 1 泊当たり 5 千円、5 泊分まで |
|--|

※1 企業あたり 1 年度当たり 上限 60,000 円
 同一年度中に限り、限度額に達するまで複数回申請可能
 なお、申請人数に上限はなし。

2.11.9.4 補助実績

・登録事業者数 13 社

年度	件数(申請件数/企業数)	受入人数	補助金額
平成 29	3 件/3 社	11 人	78,500 円

2.11.9.5 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・関連する規定等の閲覧

2.11.9.6 監査の結果

特段指摘すべき事項は検出されなかった。

2.11.10 宇都宮共同高等産業技術学校運営支援事業

2.11.10.1 目的

宇都宮共同高等産業技術学校の運営事業に係る経費の一部を補助することにより、熟練技能者の養成と技能の向上を図る。

2.11.10.2 法令等

宇都宮市共同職業訓練事業補助金交付要綱

2.11.10.3 事業の概要

- ・運営会への建物・用地の無償貸与（市の公有財産（行政財産））
- ・事業費補助（上限 1,400 千円、事業経費の 10%）

2.11.10.4 訓練校の概要

(1) 施設概要

名称等：宇都宮市高等職業訓練校（市の設置条例による）

宇都宮共同高等産業技術学校（職業能力開発促進法による）

所在地：中戸祭町 848 TEL 622-1271

開校：昭和 43 年 4 月 1 日

運営：宇都宮共同高等産業技術学校運営会（会長 篠崎 八郎）

115 会員事業所（H30.4 月末現在）で構成

講師等：（校長）亀井 光夫、（講師）運営会会員で職業訓練資格を有する者

(2) 訓練方法

関連する企業に就職し、現場作業の実地指導を受けながら、本校で週 1 回の集合訓練である下記課程で学び、それぞれの専門知識・技術職種の習得を図る。

① 普通職業訓練（普通課程）

[普通課程訓練生数]

H30.4月末現在

訓練科	対象者	訓練期間	訓練生数	1年	2年	3年	備考
木造建築科	中卒等	3年	4人	0人	0人	4人	週1回(土)
畳科	中卒等	2年	4人	0人	4人	-	週1回(土)
建築設計科	高卒等	2年	0人	0人	0人	-	週1回(土)
広告美術科	高卒等	2年	3人	2人	1人	-	週1回(土)
フラワー装飾科	高卒等	2年	8人	8人	0人	-	週1回(木)
計			19人	10人	5人	4人	

② 短期課程 2~3科目について、5日間（25時間）程度の課程を実施

2.11.10.5 訓練生数の推移

[普通課程訓練生数の推移]

年度	訓練生数(4月)	修了者数(翌年3月)
平成20	46人	33人
平成21	36人	25人
平成22	29人	20人
平成23	26人	3人
平成24	20人	17人
平成25	27人	16人
平成26	21人	6人
平成27	15人	10人
平成28	24人	4人
平成29	20人	9人

※修了時に技能照査に合格すると「技能士補」と称することができ、2級技能検定試験の学科試験が免除となる。

2.11.10.6 補助金の推移

共同職業訓練事業補助金

(単位：千円)

年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
補助金(決算額)	590	590	1,216	1,152	1,094

2.11.10.7 監査手続

- ・事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ・関連する規定等の閲覧

2.11.10.8 監査の結果

特段指摘すべき事項は検出されなかった。

3. 観光交流課の事務事業

3.1 「第2次宇都宮市観光振興プラン」

3.1.1 目的

平成29年度に策定した、「第2次宇都宮市観光振興プラン」を着実に推進し、本市の観光振興を図る。

3.1.2 プランの概要

3.1.2.1 プラン策定の目的

国や県における観光立国や観光立県を掲げた積極的な観光施策の推進、人々の観光に対するニーズの多様化や旅行形態の変化、更には2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催等、環境の著しい変化に対応する新たな観光施策の展開が必要であり、本市の地域資源を最大限に活用し、魅力ある観光を総合的に推進していくため、プランを策定する。

3.1.2.2 計画の位置付け

・「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画である「魅力創造・交流の未来都市」の基本施策「個性豊かな観光と交流を創出する」を実現するため、官民一体となって本市の観光振興を推進するための計画

3.1.2.3 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間

3.1.3 策定体制

3.1.3.1 第2次宇都宮市観光振興プラン策定委員会

「第2次宇都宮市観光振興プラン」の検討内容等について協議するもの

- (1) 策定委員：経済部次長、財政課長、政策審議室長、広報広聴課長、都市魅力創造課長、農業企画課長、農林生産流通課長、文化課長、観光交流課長

(2) 開催内容

開催日時	検討内容
平成29年5月10日	・策定について ・委託仕様書（案）について ・業者選定（案）について ・その他
平成29年8月31日	・「(仮称) 第2次宇都宮市観光振興プラン」 策定に向けた課題の整理について
平成29年11月20日	・観光都市像・基本戦略・推進施策について ・重点プロジェクトの設定について ・数値目標の設定について
平成29年12月14日	・素案について

3.1.3.2 第2次宇都宮市観光振興プラン策定懇談会

学識経験者・観光関係事業者・関係団体及び市民からの意見を聴取し、策定委員会へ報告するもの

(1) 策定懇談会 名簿

区分	所属	役職
学識経験者	宇都宮共和大学シティライフ学部	教授
	帝京大学経済学部地域経済学科	講師
	株式会社あしぎん総合研究所	企画部長
観光関係事業者	株式会社 JTB 関東法人営業宇都宮支店	支店長
	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	観光開発課長
	東武鉄道株式会社北関東営業支社	東武宇都宮駅長
	関東自動車株式会社路線バス部	部長
	宇都宮タクシー事業者協議会	会長
	宇都宮ホテル旅館協同組合	常任理事
	株式会社ファーマーズ・フォレスト	着地型観光コーディネーター
大谷資料館	館長	
関係団体	協同組合宇都宮餃子会	理事兼事務局長
	宇都宮農業協同組合	営農企画課長
	宇都宮観光コンベンション協会	常任理事
	宇都宮商工会議所女性部	会長
	一般社団法人うつのみやシティガイド協会	代表理事
	サイクルスポーツマネージメント株式会社	代表取締役社長
	株式会社新潮プレス	編集チーム
公募委員	公募委員	
	公募委員	

(2) 開催内容

開催日時	検討内容
平成29年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 第2次宇都宮市観光振興プラン」の策定について ・「(仮称) 第2次宇都宮市観光振興プラン」策定に向けた課題の整理について
平成29年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・観光都市像・基本戦略・推進施策について ・リーディングプロジェクトの設定について ・成果指標の設定について
平成30年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・素案について

3.1.4 本市観光の現状と課題

3.1.4.1 観光資源の特色

- (1) 宇都宮市民の食文化に深く根付いてきた「餃子のまち」
- (2) 著名なジャズプレイヤーを多数輩出している「ジャズのまち」
- (3) カクテル技能競技の全国大会で数多くの優勝者を輩出している「カクテルのまち」
- (4) 本市の代表的な産業でもあり特徴的な素材を持つ「大谷石のまち」
- (5) アジア最高位の大会である「ジャパンカップサイクルロードレース」が開催される「自転車のまち」
- (6) 3つのプロスポーツチームのホームタウンであり、3x3 など国際大会が開催される「スポーツのまち」
- (7) 農産物の6次産業化や収穫体験などのグリーンツーリズムが味わえる「豊かな農産物があふれるまち」

3.1.4.2 現状

(1) 観光動態調査 2016年

- ・観光入込客数 1,483万人
- ・宿泊者数 156万人（内外国人 8.3万人）
- ・滞在時間 日帰り 4.3時間（半日過ごして県内の他観光地へ）
- ・日帰りレジャー等の平均消費金額 4,491円（少額）
- ・来訪目的 餃子を食べた 62.4% ショッピング 38.4% 飲食をした 26.4% まちなか散策した 24.4%
- ・本市のイメージ 餃子 93.2% 大谷石 33.4% ジャズ 13.0% カクテル 12.9% 自転車 11.3%（餃子が突出）
- ・情報源 SNS等のインターネットがトップ

(2) ビックデータによる分析

①リーサス（経済産業省）

- ・外国人旅行者が本市へ来訪する直前の地域は、埼玉県、福島県、群馬県の順である。
- ・本市への来訪直後は、埼玉県、福島県、茨城県となっている。また、宮城県や山形県などの東北地方へ向かう外国人旅行者が多い。

②観光予報プラットフォーム（日本観光振興協会）

- ・宿泊者の男女比は男性7割と多く、年齢層では中年層が6割、若年層が3割となっている。
- ・参加形態は一人が6割と多く、次いで夫婦・カップルが2割である。
- ・本市への来訪者は、ビジネスパーソンや若年層の女性グループの割合が高い。
- ・宿泊者のうち購入単価が1万円未満は7割と多い。
- ・関東圏からの宿泊者の割合は高いが、福島県、宮城県を除く東北地方からの宿泊者数は少ない。
- ・月別宿泊者数は1月と8月が落ち込む時期である。

(3) 平成 25 年 4 月策定「宇都宮市観光振興プラン」におけるこれまでの取組評価

①目標指標

指標	平成 29 年度目標	平成 28 年度実績
「来てよかった」、「また訪れたい」と感じている来訪者の割合	50.0%	88.4%
年間入込客数	1,500 万人	1,483 万人
宿泊者数	150 万人	156 万人

②基本施策の主な成果

基本方向	評価内容
(1) おもてなしある受入体制の充実	<p>一部の事業で未達成であるものの、手法や内容を見直しながら、官民協働により観光客に対するおもてなしある受入体制の充実を図った。</p> <p>また、観光客のニーズに対応した観光案内や観光情報の提供、二次交通等の整備などを推進し、様々な手法による情報発信を行うことで、国内外に対して、本市観光 PR に積極的に取り組んだ。</p> <p><u>一方で、SNS の活用等、時代に応じた情報発信が弱い。</u></p>
(2) 観光資源の活用促進	<p>集客力の高いイベント等の実施により、本市の観光資源の磨き上げを行うとともに、それらを活用したツアーの催行やコンベンション事業の実施など、本市の魅力向上を図った。</p> <p>また、餃子のまちとしての認知度の向上に努め、餃子を広告塔とした本市観光 PR に取り組んだ。</p> <p>一方で、新たな魅力の創出や、観光資源を組み合わせたプロモーションなどが不十分である。<u>また、コンベンション誘致についても PR が不足している。</u></p>
(3) 着地型観光の促進	<p>スポーツイベント開催による本市の魅力向上と交流人口の増加を推進するとともに、関係団体や地域団体と連携したグリーン・ツーリズムの実施による地域活性化など、観光振興に取り組んだ。</p> <p>一方で、民間事業者と連携した旅行商品を開発したが、利用が低調であったことから、継続的な誘客には至らなかった。</p> <p><u>また、本市の独自性のある体験型観光が不足している。</u></p>
(4) 広域観光の推進	<p>企画商品の開発のほか、各事業における広域的な連携を図ることで、本市への誘客を促進するとともに、広域観光を推進した。</p> <p>また、イベント等での関係団体との連携により、外国人への本市 PR の他、公衆無線 LAN の整備など、</p>

基本方向	評価内容
	<p>受入体制の強化に取り組み、インバウンドの推進を図った。</p> <p>一方で、案内看板やメニューの多言語標記などが不十分である。また、民間事業者や近隣市町と連携した<u>広域周遊コースの開発などの取組が不足している。</u></p>

3.1.4.3 課題

(1) 観光資源の確立

- ・テーマ性やストーリー性を持った本市独自の観光資源の磨き上げや新たな魅力の創出を行い、滞在時間の延長や消費の拡大を目指す必要がある。
- ・大谷地域を中心とした北西部においては、地域資源をフル活用した観光拠点の形成について検討していく必要がある。

(2) ニューツーリズムの推進

- ・観光客のニーズの多様化に対応するため、特別な体験活動を備えたメニューを発掘・開発していく必要がある。

(3) 観光情報発信の強化

- ・SNSの活用や効果的な情報発信などを検討する必要がある。

(4) インバウンドの強化

- ・積極的な海外プロモーションに取り組む必要がある。

(5) MICEの誘致

- ・県内外への戦略的かつ積極的な誘致活動を行う必要がある。

(6) 広域連携の推進

- ・県内観光のハブとしての機能を確立するとともに、県内外を含めた広域連携による周遊ルートの開発などが必要である。

(7) 国内外からの観光客の受入体制の強化

- ・インフラ整備や二次交通の充実などに取り組む必要がある。
- ・公衆無線LANの整備、案内表示及びメニューの多言語化などを進める必要がある。

(8) 人材の育成

- ・観光ボランティアの育成などが必要である。
- ・宇都宮観光コンベンション協会の更なる機能強化が必要である。

3.1.5 第2次宇都宮市観光振興プランの内容

3.1.5.1 目指すべき観光都市像、基本戦略

(1) 観光都市像「きらめく資源と心のこもったおもてなしで記憶に残る感動を」

～観光交流未来都市・うつのみや～

本市の観光資源である餃子、ジャズ、カクテル、大谷、自転車、農産物など、豊富な資源を活用した宇都宮でしか味わえない体験や、心のこもったおもてなしを提供することで、来訪者に感動を与え、再訪してもらうなど、観光による経済の活性化を図りながら、将来にわたって魅力と交流を創出する都市の実現を目指す。

(2) 基本戦略等

- ①宇都宮らしさを追求した観光資源の磨き上げの強化
 - (イ) 宇都宮ブランドの確立
 - (ロ) 大谷地域の再創生
 - (ハ) 観光交流拠点の魅力向上
 - (ニ) 個性あるツーリズムの推進
- ②戦略的な情報発信とプロモーションの推進
 - (イ) 国内プロモーションの強化
 - (ロ) インバウンドの推進
 - (ハ) 効果的な観光情報の発信
 - (ニ) MICE 等の推進
- ③県内観光のハブ機能の強化及び周辺都市等との広域連携の推進
 - (イ) 県内観光のハブ機能の強化
 - (ロ) 広域連携の強化
- ④官民一体となった「おもてなし」の充実
 - (イ) 市民・事業者のおもてなし意識の向上
 - (ロ) 国内外からの観光客受入体制の整備
 - (ハ) 人材の育成

(3) リーディングプロジェクト

①「餃子の魅力」フル活用プロジェクト

➡「餃子と他の観光資源を組み合わせた企画商品の開発」や「餃子をイメージした空間演出による新たな観光スポットの創出」、「餃子の映画や人気スポットを活用した餃子ツーリズムの促進」などに取り組み、餃子を積極的に活用しながら「餃子のまち」の更なる確立を図る。

②「大谷の魅力」フル活用プロジェクト

➡再活性化へ向けた取組を加速するため、『今、ふたたび色づく大谷を、より色鮮やかに』をテーマに、「観る・食べる・遊ぶ・泊まるといった観光機能の創出」、「観光施設の誘導促進に向けた開発許可基準の弾力化」や、「歴史や魅力を伝える専門性の高いガイドの育成・活用」などに取り組み、世界に誇れる観光地域『大谷』への飛躍を図る。

③「スポーツの魅力」フル活用プロジェクト

➡「国際大会の更なる魅力向上」や「現在開催しているスポーツイベントのツーリズムへ磨き上げ」、「各種スポーツにおける観戦環境の向上」などに取り組み、多くの人々がスポーツと触れ合う機会を創出することで、更なる交流人口の拡大を図る。

3.1.5.2 成果指標と推進体制

(1) 成果指標

・観光入込客数	2016年	1,483万人	➡	2022年	1,550万人
・宿泊者数	2016年	156万人	➡	2022年	163万人
・来訪満足度	2016年	79.8%	➡	2022年	85.0%
・観光消費額	2016年	872億円	➡	2022年	915億円

(2) 推進体制

①各主体の役割

・市民の役割

おもてなしの実践や宇都宮の魅力を伝えるなどの情報発信に努める。

・地域の役割

地域の魅力向上や活性化に努めるとともに、地域の美観維持や観光客を温かく迎え入れる環境を整える。

・観光関係団体の役割

様々な活動を通して、積極的な情報発信に努めるとともに、魅力づくりや様々な観光交流の取組に努める。

・観光事業者の役割

魅力ある商品づくりや質の高いサービス提供、観光産業の振興、おもてなしの心あふれる接客サービスに努める。

・行政の役割

国、県、周辺市町や庁内各部局の動向を把握するとともに連携・調整を図るほか、観光施策の企画立案、観光情報の収集・分析・提供、各主体が自主的に行う活動への支援を行う。

・宇都宮観光コンベンション協会の役割

魅力発信、集客促進のための事業を積極的に展開するほか、観光に関わる様々な主体との連携や、効果的・効率的な観光振興のかじ取り役として、本市観光振興のけん引に努める。

※宇都宮観光コンベンション協会の在り方について、時代潮流に俊敏に対応できる機動力の高い組織へ変革できるよう、関係団体とともに、組織の在り方について検討していくこととしている。

②推進体制

総合計画実施計画や毎年度の予算編成において調整を図るとともに、観光関係団体との連携や他都市の取組状況を踏まえながら、施策・事業に着実に取り組んでいく。

また、宇都宮観光コンベンション協会や宇都宮商工会議所、観光・宿泊施設、飲食店、交通事業者などの民間事業者などで構成される「(仮称)宇都宮市観光推進委員会」を設置し、各種事業を推進していく。

3.2 宇都宮観光コンベンション協会補助事業

3.2.1 目的

観光・コンベンション事業の中核団体として、民間と一体になった観光宣伝活動、コンベンション推進事業を行う宇都宮観光コンベンション協会を支援することにより、本市の観光振興を図ることを目的としている。

3.2.2 宇都宮観光コンベンション協会

3.2.2.1 協会の概要

名 称	宇都宮観光コンベンション協会
所在地	宇都宮市中央3丁目1番4号（栃木県産業会館2F）
目 的	協会は、宇都宮市及び栃木県内に有する自然環境及び文化的・社会的・経済的特性を活かし、観光客、コンベンションの誘致等を行うことにより、宇都宮市における観光及びコンベンションの振興を図り、地域経済の活性化及び文化の向上に資することを目的とする。
形 態	任意団体
設 立	平成12年4月1日
会 長	関口 快流（宇都宮商工会議所会頭）
役員数	30名
会員数	正会員169件 賛助会員20件（平成29年3月現在）
職員数	14名（市1名、OB職員1名、プロパー4名、会議所1名、嘱託7名※JR宇都宮駅観光案内所含む 平成30年3月現在）

3.2.2.2 設立の経緯

昭和29年 宇都宮観光協会 設立
平成元年 宇都宮コンベンションビューロー 設立
平成12年4月 宇都宮観光コンベンション協会 設立
「宇都宮観光協会」及び「宇都宮コンベンションビューロー」を
発展的に再編し、一本化したもの

3.2.2.3 宇都宮観光コンベンション協会の事業

(1) 誘致宣伝事業

広報・宣伝印刷物の作成・配布、機関紙の発行・配布、デスティネーションキャンペーン（DC）事業への参画、DCに向けた観光プロモーションの実施、各種観光展への参加、各種媒体による情報発信（HP、Facebook等）、パブリシティの活用、おもてなし推進事業の実施、フィルムコミッション 等

(2) 観光推進事業

都市型観光・宿泊型観光の推進、広域観光事業の推進、観光施設の整備、観光案内所の運営、観光イベントの支援・協賛 等

(3) コンベンション事業の推進

支援資料等の作製（市内マップ、観光ガイド、バック）、主催者への支援（歓迎看板の掲出、情報発信等）、主要機関との連携、コンベンション推進事業（誘致セールスの実施、会員への情報提供） 等

(4) 会員活動の活性化事業

おもてなし推進委員会への参画 等

(5) 観光関係団体との連携

宇都宮餃子会、宇都宮ジャズ協会、宇都宮カクテル倶楽部の協力体制の構築、商工会議所との連携、観光イベント等への後援、協賛

3.2.2.4 観光案内所の概要（平成30年2月に移転）

目的	本市に来訪した観光客等に対し、観光情報等の提供を行う
名称	宇都宮市観光案内所
所在地	宇都宮市川向町1番23号（JR宇都宮駅構内2階 改札付近）
職員数	6名
勤務体制	8:30～17:00（3名交代制で常時2名） 17:00～20:00（3名交代制で常時1名）
営業日	毎年12月29日～1月3日を除く日
利用実績	平成27年度 120,332件（内外国人利用者数5,941件） 平成28年度 100,428件（内外国人利用者数6,756件） 平成29年度 91,988件（内外国人利用者数7,698件）

3.2.2.5 宇都宮コンベンション協会が関わる団体・委員会等一覧

平成29年度実績

名称	関わり（役割）	根拠（理由）
宇都宮市DC推進委員会	事務局	宇都宮市DC推進委員会設置要綱
宇都宮市おもてなし推進委員会	事務局	宇都宮市おもてなし推進委員会会則
MotoGP 日本グランプリイベント実行委員会	事務局	MotoGP 日本グランプリイベント実行委員会会則
ふるさと宮まつり開催委員会	事務局	ふるさと宮まつり開催委員会会則
宇都宮市地方創生ムービー2.0を推進する会	事務局	宇都宮市地方創生ムービー2.0を推進する会会則
宇都宮餃子祭り2017	事務局	宇都宮餃子祭り実行委員会会則
宇都宮カクテル倶楽部	事務局	宇都宮観光コンベンション協会会員事業の支援
宇都宮ジャズ協会	事務局	宇都宮観光コンベンション協会会員事業の支援

3.2.2.6 平成29年度の事業実績

・誘致宣伝事業

DC事業への参画、各種広報宣伝物等の作成・配布、首都圏観光PRキャンペーンへの参画、おもてなし推進委員会事業の実施等

・観光推進事業

MotoGPを利用した広域観光事業の実施や宇都宮観光フォトコンテストの実施、

ふるさと宮まつり等各種イベントの開催等

・コンベンション推進事業

県内大学や県内外の企業等への誘致セールスの実施や歓迎看板・ビラの作成、コンベンション資料の作成・提供等の支援サービスの実施等

【平成 29 年度支援実績 129 件・参加者数 877,843 人】

・フィルムコミッション事業

テレビや映画の制作会社の本市における撮影支援を実施

【平成 29 年度実績 支援数 27 件】

3.2.2.7 収支決算書及び事業費内訳

(1) 平成 29 年度収支決算書

収入

(単位：円)

項	目	予算額	収入済額	増減
1 会費		7,150,000	6,080,000	△ 1,070,000
	1 会費	7,150,000	6,080,000	△ 1,070,000
2 補助金		48,730,000	53,730,000	5,000,000
	1 宇都宮市補助金	48,730,000	53,730,000	5,000,000
3 負担金		10,829,000	10,774,595	△ 54,405
	1 宇都宮市負担金	9,159,000	9,159,000	0
	2 関係団体負担金	1,120,000	1,120,000	0
	3 その他の負担金	550,000	495,595	△ 54,405
4 事業収入		1,610,000	745,489	△ 864,511
	1 観光案内所収入	10,000	12,230	2,230
	2 観光宣伝収入	1,600,000	733,259	△ 866,741
5 繰越金		1,000	0	△ 1,000
	1 繰越金	1,000	0	△ 1,000
6 繰入金		1,000	9,366,000	9,365,000
	1 繰入金	1,000	9,366,000	9,365,000
7 利子及び 配当金		2,000	1,790	△ 210
	1 積立金基金利子	2,000	1,790	△ 210
8 雑収入		1,000	90	△ 910
	1 雑収入	1,000	90	△ 910
収入合計		68,324,000	80,697,964	12,373,964

支出

(単位：円)

項	目	予算額	支出済額	増減
1 事業費		33,929,000	36,793,708	2,864,708
	1 観光事業費	17,187,000	22,710,525	5,523,525
	2 観光施設費	9,159,000	8,727,429	△ 431,571
	3 コンベンション事業費	7,583,000	5,355,754	△ 2,227,246
2 管理費		34,295,000	39,355,121	5,060,121
	1 管理運営費	34,295,000	39,355,121	5,060,121
3 予備費		100,000	0	△ 100,000
	1 予備費	100,000	0	△ 100,000
支出合計		68,324,000	76,148,829	7,824,829

収入済額	80,697,964 円
支出済額	76,148,829 円
残額	4,549,135 円

残額 4,549,135 円は市に返還する。

補助金戻入精算	4,117,564 円
負担金戻入精算	431,571 円
合計	4,549,135 円

宇都宮市補助金 53,730,000 円－補助金戻入精算 4,117,564 円＝決算額 49,612,436 円
 宇都宮市負担金 9,159,000 円－負担金戻入精算 431,571 円＝決算額 8,727,429 円

(2) 事業費内訳

(単位：円)

事業費名	項目	金額	割合
観光事業費		22,710,525	100%
	職員給与等	5,193,000	23%
	「宇都宮市まちあるきマップ」作成費	581,040	3%
	平成29年度宇都宮市おもてなし推進委員会負担金	300,000	1%
	平成29年度「本物の出会い 栃木」観光キャンペーン推進	300,540	1%
	PR用宇都宮餃子クリアファイル作成費	421,400	2%
	「宇都宮市まちあるきマップ」作成費	842,940	4%
	平成29年度宇都宮餃子祭り実行委員会交付金	750,540	3%
	「宇都宮餃子マップ」購入費	594,540	3%
	ロケーション事業誘致補助金	5,000,000	22%
	宇都宮市観光ポスター制作掲出業務委託料	2,608,200	11%
	HP更新委託料	1,490,400	7%
	その他	4,627,925	20%
観光施設費		8,727,429	100%
	職員給与等	7,862,610	90%
	その他	864,819	10%
コンベンション事業費		5,355,754	100%
	職員給与等	4,520,400	84%
	その他	835,354	16%

※予算差引簿など市の資料より監査人が作成

3.2.2.8 基金

ア. 退職手当積立金 イ. 特別事業積立金 ウ. 車両購入積立金

平成30年3月31日現在

(単位：円)

区分		前年度末高	本年度積立金	本年度利息	本年度支出額	本年度末高
証書	ア. 退職手当積立金	22,939,689	1,587,000	1,232	△ 9,366,000	15,161,921
	イ. 特別事業積立金	4,440,461	0	446	0	4,440,907
	ウ. 車両購入積立金	1,123,181	0	112	0	1,123,293
合計		28,503,331	1,587,000	1,790	△ 9,366,000	20,726,121

3.2.3 宇都宮市による観光コンベンション協会への支援業務

3.2.3.1 管理業務（事業開始：平成12年度）

- (1) 宇都宮観光コンベンション協会の事業費、管理費に係る補助金の支出
- (2) 宇都宮観光コンベンション協会の観光施設費に係る負担金の支出
- (3) 組織のあり方検討に関すること
- (4) その他宇都宮観光コンベンション協会実施事業の支援・連携

3.2.3.2 予算額 35 款 5 項 15 目(観光事業費)

細事業名:観光コンベンション協会事業補助金、負担金

(単位:円)

節	説明 科目	内容・積算内訳等	H29 年度 当初予算額	H29 年度 決算額	H28 年度 決算額	H27 年度 決算額
19	補助金	コンベンション協会総事業費 から観光施設費を除いた額の 4/5 以内 ただし、市長が特に必要と認め た場合はこの限りでない	48,730,000	49,612,436	45,124,856	39,261,000
	負担金	観光施設費(観光案内所)	9,159,000	8,727,429	8,936,000	8,336,000
合 計			57,889,000	58,339,865	54,060,856	47,597,000

3.2.3.3 補助金支出額について

観光コンベンション協会事業補助金の額は、補助金交付要綱において次のとおり規定されている。

【補助金要綱より一部抜粋】

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助対象経費は、宇都宮観光コンベンション協会の総事業費から観光施設費を除いた額とする。

2 補助金の額は、前項に規定する額の 5 分の 4 以内とし、その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

平成 29 年度の補助金上限額及び交付申請額は、次のとおりである

〈平成 29 年度収支予算ベース〉

(単位:円)

補助対象経費	総事業費 68,324,000-観光施設費 9,159,000=59,165,000
補助金額の上限額	補助対象経費 59,165,000×4/5=47,332,000
平成 29 年度 補助金 48,730,000 > 上限額 47,332,000	

ここで、補助金の交付申請において、観光コンベンション協会へ支出する補助金額が要綱で定める額を超えている。そのため、ただし書にある「市長が特に必要と認めた場合」を適用している。ただし書き適用の理由は、宇都宮観光コンベンション協会の機能強化に伴う措置、すなわち、市と協会の協力体制の構築のために市 OB 職員を事務局長に配置し、その給与相当分を補助金で補うためである。

この点について、市は次のとおり整理している。

(1) 経過

平成 26 年 8 月	協会の機能強化に向けた検討を開始
平成 27 年 10 月	平成 28 年度予算要求時点では、機能強化の整理が整わなかったため、補助要綱に基づき対象事業費の 5 分の 4 以内で要求
平成 28 年 1 月	協会の機能強化の整理が整ったため、財政課による予算の最終調製段階で要求額を上回る査定を行い、予算を調製

(2) 協会の機能強化の考え方

- ・宇都宮市が掲げる「魅力ある観光と交流の創出」を実現するためには、「第 2 次宇都宮市観光振興プラン」に基づき、「おもてなしある受入体制の充実」や「観光資源の活用促進」などに、協会と一体となって取り組む必要がある。
- ・今後、本市観光行政をより強力に推進し、さらに戦略的に観光振興に係る施策・事業を展開していくためには、市が協会に対して適切・的確な指導・助言を行うとともに、市として今後重点を置いて取り組む必要がある外国人おもてなし事業やスポーツとの連携事業等の観光振興策の充実・強化が求められる。
- ・そのため、市と協会が普段から連携・協同して取り組むために配置する職員を「課長級」から実務をこなすことができる「係長級」に変更するとともに、協会の機能充実・強化を図るため、統率・指導力のある市 OB 職員を後任の事務局長に配置する。

(3) 機能強化に伴う措置

- ・事務局長の給料相当分は、補助金に上乘せする。
- ・宇都宮市は、対象事業費の 5 分の 4 を上回るようになった補助額については、ただし書にある「市長が必要と認めた場合」を適用している。

3.2.4 監査手続

- ・事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。
- ・観光コンベンション協会を往査し、資料の閲覧、目的・事業内容・予算管理など協会の業務運営に関して質問等を実施した。

3.2.5 監査の結果

3.2.5.1 退職金の積立不足（指摘）

観光コンベンション協会プロパー職員の退職に備えて積立している退職金特別積立金が不足している。平成30年3月31日現在の退職手当積立金、平成30年3月31日時点の退職金要支給額及び充足率は、次のとおりである。

- ・退職手当積立金 15,161,921円 ㉑
- ・平成30年3月31日時点の退職金要支給額

（単位：円）

職員	支給額
A	18,835,000
B	18,145,000
C	624,480
D	138,600
合計	37,743,080 ㉒

- ・充足率 ㉑/㉒=40.17%（小数点第2位未満切捨て）

平成30年度に職員Aの退職に伴い退職金の支給が予定されている。職員Aの退職金については、退職手当積立金を充当せず、全額、補助金により賄う予算措置をとっている。また、平成31年度に職員Bが退職予定であり、退職金の財源確保という課題が発生する。したがって、退職金が規程に準拠して支給できるように、年度末の要支給額を充足する額を積み立てるなど計画的な積立てを検討すべきと考える。

3.2.5.2 観光コンベンション協会の予算編成と執行管理上の改善（指摘）

観光コンベンション協会は、予算の編成及び執行管理において、使途別分類の観点からも科目区分すべきである。

観光コンベンション協会は、観光事業費、観光施設費、観光コンベンション事業費、管理運営費などの事業別に科目を設定し、予算の編成・執行管理を行っている。しかし、説明科目が付されておらず、使途別分類（予算をどのように使用するか）で区分されていない。

有効かつ効率的な予算の編成や執行管理を行うためには、事業別に加えて、使途別分類の観点からの科目区分をすべきである。

使途別分類による説明科目とは、例えば次の科目が挙げられる。

報酬、給与、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、委託料、通信運搬費、使用料及び賃借料
--

3.2.5.3 特別事業積立金及び車両購入積立金の取扱規程の不備（指摘）

「3.2.2.8 基金」の特別事業積立金及び車両購入積立金の取扱規程が備えられていない。そのため、当該積立金の目的、取崩しの要件及び手続などの運用取扱いが不明である。積立金の取扱規程を定めて、目的を達成できるように運用取扱いを明確にすべきである。

3.2.5.4 観光コンベンション協会の在り方について（意見）

法人化の必要性、協会の自主事業の拡充、財源の確保など将来の観光コンベンション協会の在り方について委員会などを組織して検討すべきである。

現在の観光コンベンション協会の主な役割は、次のとおりである。

- ・市の企画を具体化し実施する役割
- ・市に代わって民間との連携を図る役割
- ・各団体・委員会の事務局としての役割（「3.2.2.5 宇都宮コンベンション協会が関わる団体・委員会等一覧」参照）

また、事業費の内訳は、人件費、他団体への負担金、補助金及び交付金、並びに観光マップ等の作成費などで占められており、自主事業のための支出は少額である（「3.2.2.7 (2) 事業費内訳」参照）。したがって、事業予算の視点から協会の役割をみると、実質的に市や各団体・委員会のための機関と考えられる。

一方で、宇都宮市は「第2次宇都宮市観光振興プラン」で、宇都宮観光コンベンション協会の在り方を次のとおり掲げている。

宇都宮観光コンベンション協会の在り方について、時代潮流に俊敏に対応できる機動力の高い組織へ変革できるよう、関係団体とともに、組織の在り方について検討していくこととしている。

この点について、現状は市OB職員を事務局長に配置し、また観光交流課と協会の間で年度ごとに意見交換や検討を行っている。しかし、協会の在り方については、法人化の必要性、協会の自主事業の拡充、財源の確保など検討事項が多岐にわたる。また、会員や関係団体などの関係者が存在し、様々な意見があると推測される。

したがって、関係者や有識者を交えた検討委員会などを立ち上げ、現状の課題を把握し、幅広い意見を集約して、具体的なビジョンを示す必要があると考える。そして、市は、魅力発信、集客促進のための事業を積極的に展開し、観光に関わる様々な主体と連携を図るとともに、効果的・効率的な観光振興のかじ取り役を果たせる観光コンベンション協会の組織構築を検討すべきである。

3.2.5.5 収支差額の返還について（意見）

観光コンベンション協会の収支残額は、補助金及び負担金の残額として、宇都宮市に返還している。そのため、繰越金決算額は0円となる。

負担金については、本来、宇都宮市が負担すべき支出の実費分であるため、負担金収入の残額返還することは妥当と考えられる。

次に、補助金については、会費収入や事業収入などの自主財源では不足する支出の補填と考えた場合は、収支残額は補助金の残額と考えられ、市に返還すべきといえる。

一方で、協会の事業のために会員が納入した会費、並びに、観光宣伝収入などの事業収入は、協会の自主事業によって獲得したものであり、協会事業の成果である。このような、収入の残額については、繰越金として、翌年度以降の事業の拡充や質の向上に充当すべきものと考えられる。

将来の観光コンベンション協会の在り方とともに、収支残額の返還の妥当性についても検討すべきである。

3.3 ふるさと宮まつり補助事業

3.3.1 目的

市内外からの集客力が高く、本市のイメージアップを図る上で効果的な「ふるさと宮まつり」の開催を支援し、充実させることにより、郷土文化の向上・本市の知名度向上及び観光

振興に資する。

3.3.2 事業の全体概要（事業開始：昭和 51 年度）

「であいとふれあいの広場」をテーマに、宇都宮のメインストリート、大通りを中心に繰り広げられるイベント。みこし、パレード、郷土芸能、おどり、お囃子、和太鼓、木遣り、梵天、宮っ子よさこいなどが行われる。

3.3.2.1 ふるさと宮まつり開催委員会事業補助金の交付

交付要綱	ふるさと宮まつり開催委員会事業補助金交付要綱
補助金の交付	ふるさと宮まつり事業で事務局費及び予備費を除いた事業費の1/2以内で、予算で定める範囲内の額を限度額とする
交付先	ふるさと宮まつり開催委員会

3.3.2.2 開催委員会の構成メンバー

宇都宮青年会議所、宇都宮観光コンベンション協会、宇都宮自治会連合会 ほか

3.3.2.3 運営スタッフの確保に関する協力・支援

3.3.3 取組経過

(単位：人)

年度	開催日	開催場所	来場者数
16	8/7～8	大通りほか	500,000
17	8/6～7	大通りほか	500,000
18	8/5～6	大通りほか	550,000
19	8/4～5	大通り、うつのみや表参道スクエア、オリオンスクエア外	450,000
20	8/2～3	大通り、うつのみや表参道スクエア、オリオンスクエア外	550,000
21	8/1～2	大通り、うつのみや表参道スクエア、オリオンスクエア外	550,000
22	8/7～8	大通り、うつのみや表参道スクエア、オリオンスクエア外	550,000
23	8/6～7	大通り、うつのみや表参道スクエア、オリオンスクエア外	450,000
24	8/4～5	大通り、うつのみや表参道スクエア、オリオンスクエア外	600,000
25	8/3～4	大通り、うつのみや表参道スクエア、オリオンスクエア外	500,000
26	8/2～3	大通り、うつのみや表参道スクエア、オリオンスクエア外	550,000
27	8/1～2	大通り、うつのみや表参道スクエア、オリオンスクエア外	550,000
28	8/6～7	大通り、うつのみや表参道スクエア、オリオンスクエア外	580,000
29	8/5～6	大通り、うつのみや表参道スクエア、オリオンスクエア外	600,000

3.3.4 平成 29 年度の事業実績

開催日時：平成 29 年 8 月 5 日（土）・6 日（日）午後 4 時 30 分～午後 9 時

開催場所：メイン会場－大通り（本町交差点～上河原交差点）

サブ会場－オリオンスクエア・バンバ広場・バンバ通り・日野町通り

内 容：郷土芸能、おはやし、パレード、みこし、梵天、宮っこパレード、おどり、和太鼓、よさこいなど

観客数：2日間で60万人（6日28万人、7日32万人）

参加団体数：187団体

事務局：ふるさと宮まつり開催委員会（宇都宮観光コンベンション協会内）

3.3.5 交通規制の現状

<全車両進入禁止区間>

- ・本町交差点～上河原交差点（であいとふれあいの広場）は午後4時30分～午後9時、バンバ・日野町通りは正午から午後9時まで車両進入禁止

<車両進入禁止区間（バス・タクシーは除く）>

- ・（西）上河原交差点～（東）池上町交差点、（北）県庁前、（南）中央郵便局を結ぶ面のうち、全車両進入禁止区間を除いたエリア
→ 午後4時30分から午後9時まで車両進入禁止

3.3.6 運営体制（組織体制）

第1回～第11回 宇都宮青年会議所の単独事業として開催

第12回～第42回 開催委員会形式（※主に以下の4団体）により開催

<※開催委員会4団体の役割>

- ・宇都宮観光コンベンション協会：一般事務（事務局）
- ・宇都宮青年会議所：企画・運営
- ・宇都宮市青少年団体連絡協議会：運営サポート
- ・宇都宮商工会議所：資金調達

【参考】ふるさと宮まつり開催委員会

会 長：宇都宮観光コンベンション協会会長の職にある者

副会長：宇都宮観光コンベンション協会副会長、宇都宮市自治会連合会会長、宇都宮商工会議所副会長、宇都宮市商店街連盟会長、宇都宮市青少年団体連絡協議会会長、宇都宮青年会議所が推薦する者、参加団体が推薦する者

監 事：宇都宮市が推薦する者、宇都宮市自治会連合会が推薦する者、宇都宮商工会議所が推薦する者

3.3.7 平成 29 年度決算

収入の部

(単位：円)

項目	説明科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)
1 収入金		25,655,000	25,602,608	△ 52,392
	1 市補助金	11,100,000	11,100,000	0
	2 自治会賛助会	7,950,000	7,829,489	△ 120,511
	3 各種団体協賛金	6,300,000	6,360,000	60,000
	4 繰越金	14,784	14,784	0
	5 雑収入	290,216	298,335	8,119
合計		25,655,000	25,602,608	△ 52,392

支出の部

(単位：円)

項目	説明科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)
1 事務局費		808,000	766,803	△ 41,197
	1 会議費	170,000	144,822	△ 25,178
	2 印刷費	328,000	304,020	△ 23,980
	3 諸費	25,000	24,800	△ 200
	4 事務費	35,000	31,326	△ 3,674
	5 通信費	250,000	261,835	11,835
2 事業費		24,626,000	24,720,002	94,002
	1 会場費	10,771,000	10,877,498	106,498
	2 事業費	7,734,000	7,634,478	△ 99,522
	3 広報費	1,260,000	1,229,440	△ 30,560
	4 保険・警備費	4,066,000	4,195,638	129,638
	5 諸費	795,000	782,948	△ 12,052
3 予備費		221,000	0	△ 221,000
	1 予備費	221,000	0	△ 221,000
合計		25,655,000	25,486,805	△ 168,195

(単位：円)

収入総額	25,602,608
支出総額	25,486,805
差引残高	115,803

※収入支出差引残額 115,803 円については、平成 30 年度繰越金として処理

3.3.8 予算額

35 款 5 項 15 目（観光事業費）

細事業名：ふるさと宮まつり開催委員会事業補助金、記念行事補助金

（単位：千円）

節	説明科目	内容・積算内訳等	H29 年度 決算額	H28 年度 決算額	H27 年度 決算額
19	補助金	ふるさと宮まつり 開催委員会事業補助金	11,100	11,100	12,750

3.3.9 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

3.3.10 監査の結果

特に指摘すべき事項は検出されなかった。

3.4 指定管理事業

3.4.1 農林公園ろまんちっく村

3.4.1.1 目的

農林業への理解を深め、食文化及び健康づくりに親しむ場を市民に提供することにより、農林業の振興と地域の活性化を図るとともに、市民の余暇活動の充実に資するため、農林公園を設置する。

また、来園者のニーズに対応した公園整備（新規施設整備、既存施設の改修・修繕）を行うとともに、道の駅の持つ知名度と情報発信力を活かし、市外・県外からの集客力の向上と北西部地域の活性化を図る。

3.4.1.2 事業の概要

- (1) 名 称 宇都宮市農林公園ろまんちっく村
- (2) 所在地 宇都宮市新里町丙 254 番地
- (3) 開 設 平成 8 年 9 月 14 日（市制 100 周年記念事業）
- (4) 施設内容 総面積 41ha

【主な施設】温泉館、フラワードーム、地ビールレストラン、ふるさと味の広場、宇都宮物産館、四季の森、クライנגアルテン、体験センター、広場、駐車場

- (5) 休 園 日 毎月第 2 火曜日（祝日の場合は翌日）
- (6) 利用時間
あおぞら館 午前 8 時 30 分～午後 6 時
レストラン施設 午前 10 時～午後 6 時（一部午後 9 時）
温泉館 午前 10 時～午後 9 時

(7) 利用料金

(単位：円 (税込))

区 分		利用料金	備 考	
温泉館	クア施設	一般	1,020	
		市内在住 60 歳以上	970	
		中学生	510	
		3 才～小学生	460	
	露天風呂	一般	510	
		市内在住 60 歳以上	460	
		中学生	250	
		3 才～小学生	200	
	宿泊施設	一般	4,900～	
		中学生以下	2,530～	
		調理実習室	2,160	1 時間
		第 1 研修室	2,160	1 時間
		第 2 研修室	1,080	1 時間
体験センター	研修室	310	1 時間	
	展示室	860	1 時間	
クライン ガルテン	標準区画 (50 m ²)	24,000	40 円 (m ² /月)	
	大区画 (150 m ²)	90,000	50 円 (m ² /月)	
第 1 研修室	映像設備	200	1 時間	
電気自動車用急速充電器		510	30 分	

(8) 当初整備費

	事業費 (百万円)
国県補助金 (農水省補助事業)	3,617
地方債	2,794
100 周年記念事業基金	1,652
一般財源	6,809
総事業費	14,872

3.4.1.3 道の駅登録について

- (1) 名 称 道の駅「うつのみや ろまんちっく村」(駅長：宇都宮市長)
- (2) 申 請 平成 23 年 12 月 16 日
- (3) 申 請 者 宇都宮市
- (4) 登 録 日 平成 24 年 3 月 26 日
- (5) 供用開始 平成 24 年 9 月 22 日

3.4.1.4 管理運営に関する主な経過

- 平成 8 年度 株式会社ろまんちっく村に管理運営を委託
平成 14 年度 管理運営委託料の見直しを実施

平成 17 年度 管理運営に関する提案協議を実施（第 1 回）
 (株)ろまんちっく村を指定管理者に指定（管理）
 平成 18 年度 (株)ろまんちっく村が指定管理者として管理運営開始
 管理運営に関する提案協議を実施（第 2 回）
 平成 19 年度 (株)ファーマーズ・フォレストを指定管理者に指定
 平成 20 年度 (株)ファーマーズ・フォレストが指定管理者として管理運営開始
 平成 24 年度 道の駅として供用開始
 平成 29 年度 (株)ファーマーズ・フォレストを指定管理者に指定
 平成 30 年度 (株)ファーマーズ・フォレストが指定管理者として管理運営開始（2 期目）

3.4.1.5 来園者数・売上高及び利用料金の推移

(1) 来園者数及び売上高

(単位：人、千円)

年度	来園者	フワドーム	クア施設	露天風呂	宿泊施設	売上高
8	778,666	170,132	34,723	136,588	5,502	1,320,958
9	1,113,203	150,522	103,073	254,924	10,716	1,910,761
10	1,186,325	100,597	119,551	246,749	10,554	1,792,108
11	1,149,602	80,775	130,334	231,548	10,212	1,762,593
12	1,031,360	70,649	113,747	210,349	9,882	1,619,243
13	1,019,226	55,667	102,967	202,686	9,685	1,541,833
14	1,073,385	50,792	83,712	186,914	9,523	1,483,645
15	1,017,040	47,990	94,286	186,481	9,402	1,439,323
16	975,742	37,098	88,324	159,790	8,928	1,392,760
17	909,290	32,525	95,093	156,740	8,735	1,377,031
18	885,849	34,085	98,166	153,502	8,037	1,324,850
19	872,464	25,578	101,534	146,158	7,836	1,252,919
20	998,539	126,647	98,643	134,271	7,009	1,244,262
21	1,018,146	—	105,311	142,253	7,784	1,224,115
22	978,144	—	107,086	124,873	7,586	1,099,861
23	1,008,887	—	113,900	136,605	7,557	1,079,487
24	1,110,135	—	122,770	145,544	8,336	1,277,911
25	1,285,696	—	121,841	171,096	9,163	1,404,950
26	1,370,200	—	130,641	169,232	9,467	1,455,935
27	1,407,554	—	134,193	170,636	10,058	1,457,603
28	1,424,638	—	139,053	172,150	9,677	1,463,733
29	1,456,568	—	134,585	172,544	10,599	1,467,010
計	23,070,659	983,057	2,373,533	3,801,899	196,248	31,391,158

※売上高は税抜き

※平成 29 年度は見込み

(2) 利用料金

(単位：円(税込))

年度	クア施設	露天風呂	宿泊施設	その他	合計
22	44,314,086	53,612,681	35,237,150	5,463,398	138,627,315
23	45,902,783	53,265,418	34,369,847	6,502,723	140,040,771
24	46,073,433	60,676,433	36,832,147	8,295,570	151,877,583
25	47,997,011	71,258,845	40,861,673	8,360,700	168,478,229
26	50,035,583	70,929,942	44,567,770	7,767,506	173,300,801
27	53,765,776	72,478,477	46,877,671	12,692,154	185,814,078
28	51,577,277	73,446,954	45,350,698	11,308,010	181,682,939
29	52,093,049	74,181,423	46,804,204	11,421,090	184,499,766

※平成29年度は見込み

(3) 障がい者減免利用者等の推移

減免利用者数

(単位：人)

年度	クア施設	露天風呂	宿泊施設	その他	合計	対前年 増加率
22	16,523	28,208	130	161	45,022	—
23	16,296	31,671	292	134	48,393	7.5%
24	16,627	36,959	75	91	53,752	11.1%
25	16,441	40,122	93	51	56,677	5.4%
26	17,493	42,346	144	30	60,013	5.9%
27	18,843	46,343	194	238	65,618	9.3%
28	20,037	51,344	235	92	71,708	9.3%
29	18,647	50,094	269	0	69,010	-0.04%

減免利用料金

(単位：円)

年度	クア施設	露天風呂	宿泊施設	その他	合計	対前年 増加率
22	15,308,350	12,673,600	56,473	46,200	28,084,623	—
23	15,012,700	14,229,200	121,700	31,500	29,395,100	4.7%
24	15,489,150	16,593,550	33,638	46,200	32,162,538	9.4%
25	15,317,950	18,003,650	43,972	27,300	33,392,872	3.8%
26	16,610,700	19,371,000	54,189	4,320	36,040,209	7.9%
27	18,052,800	21,206,240	80,151	36,720	39,375,911	9.3%
28	19,147,230	23,447,420	97,102	12,960	42,704,712	8.5%
29	18,858,831	22,916,697	122,773	0	41,898,301	

【障がい者と介護者の内訳】

(単位:人)

年 度		クア施設		露天風呂		宿泊施設	
		障がい者	介護者	障がい者	介護者	障がい者	介護者
22	人数	11,818	4,705	18,044	10,164	75	55
23	人数	11,895	4,401	19,816	11,855	179	113
24	人数	11,841	4,786	23,127	13,832	40	35
25	人数	11,798	4,643	25,082	15,040	53	40
26	人数	12,517	4,976	26,604	15,742	86	58
27	人数	13,360	5,483	29,634	16,709	111	83
28	人数	14,451	5,586	33,097	18,247	131	104
29	人数	13,138	5,509	34,577	17,517	153	116

※平成 29 年度は見込み

3.4.1.6 平成 29 年度 整備工事執行一覧

行為日	内容	負担行為額	執行課
11月13日	ローズハット防水改修工事	11,556,000円	建築課
12月1日	フラワードーム受変電設備改修工事	961,200円	
12月14日	フラワードーム火災報知設備改修工事	2,595,240円	
12月14日	フラワードーム放送設備改修工事	2,206,440円	
12月21日	フラワードームほか1か所排煙窓改修工事	3,312,360円	
12月21日	空調設備その他改修工事	7,279,200円	
合計		27,910,440円	

3.4.1.7 これまでの取組

年度	新規事業	拡充事業
20	<ul style="list-style-type: none"> ・フラワードーム(ローズハット)を無料化 ・園内リニューアル(パン焼き釜、ドッグラン設置等) ・「ろまんちっく村のXmas」開催(コンサート・パーティー等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地ビールレストラン・ゆず庵で地場産野菜を中心としたメニューに変更 ・新聞折込によるPRチラシ配布開始
21	<ul style="list-style-type: none"> ・北西部周遊観光ネットワーク事業(バスによる周遊観光やクラシックカーイベント開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・DELIで屋台村を実施 ・HPリニューアル ・近隣農家と連携したいちご狩り体験を実施
22	<ul style="list-style-type: none"> ・@agriチャンネル(栃木放送)開始 ・地元産小麦100%地ビール製造開始 ・カタログ通販「トチギフト」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラフトビアフェスタ(地ビールまつり)を中心市街地で開催 ・近隣農家と連携し、収穫体験事業を拡充(アスパラ・ぶどう・ブルーベリー等)
23	<ul style="list-style-type: none"> ・青空市直営化 ・震災支援「栃木を食べよう がんばろう東日本」プロジェクト実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマスイルミネーションリニューアル ・ろまんちっく村15周年を記念して周年

年度	新規事業	拡充事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会と連携した盆踊り大会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・祭を充実（ゆるキャラ、花火、記念抽選会等）
24	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅供用開始に伴うリニューアル（駐車場、トイレ等の24時間開放、情報コーナーの設置等） ・第2種旅行業免許取得（縁トラベル） ・無料定期バス試験運行（ろまんちっく村⇄大谷市営駐車場） 	<ul style="list-style-type: none"> ・園内外看板のリニューアル ・第1駐車場進入路拡幅、路盤改修、市道拡幅、正面ゲートにスロープ整備 ・物販機能の集約化（青空市・フラワーマーケットを「あおぞら館」に集約） ・中小型犬用ドッグランの設置 ・レストランでの新メニューの開発（里山プレート等） ・アクティビティセンター機能の強化 ・ペット（犬）同伴入場可能エリアの拡大 ・みのりの森にふくろうの巣箱（3個）設置
25	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅うつのみやろまんちっく村チャンネル（栃木放送）開始 ・県内若手農業生産者団体「農援団」との業務提携 ・GABA 富化麦芽を用いた機能性ビールの開発（H25 都市農村共生・対流総合対策交付金事業） ・有機物磁気熱分解温水装置の試験導入（温泉館湯処めぐり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報コーナー等の充実に伴うあおぞら館改修工事 ・無料定期バス試験運行路線拡大（富屋、野沢、大谷国本方面） ・旅行者と提携した団体客受入れによる集客強化 ・着地型観光事業の拡大（縁トラベル）
26	<ul style="list-style-type: none"> ・読売新聞主催「関東道の駅アワード」プレミアム30に選定 ・観光レンタサイクル事業の試験実施（10月～11月の1か月間） ・ジャパンカップサイクルロードレースとコラボレーションしたオリジナルラベルの地ビールの販売 ・ローズハットを活用した、大谷夏秋いちごの育苗を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・篠井地区ゆたかなまちづくり協議会と連携したツアーの実施など、着地型観光事業の拡大 ・SNSを活用した情報発信の拡充
27	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi 設備の整備 ・集客向上のための、まちの駅登録 ・大谷夏秋いちごの加工・販売を開始 ・にぎわい広場において、宇都宮シクロクロスシリーズ第3戦の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを活用した情報発信の拡充 ・着地型観光事業の充実 ・自社農園での収穫体験を毎日実施
28	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわい広場において、全日本シクロクロス選手権の開催 ・開園20周年を記念したイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・着地型観光の充実 ・収穫体験・生き物観察等の実施
29	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅供用開始5周年記念イベントの実施 ・にぎわい広場において、全日本シクロクロス選手権の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・着地型観光の充実 ・自社農園での収穫体験を毎日実施 ・大谷石を活用したイベントの開催

3.4.1.8 予算及び決算額

(1) 歳入

①55款5項25目 農林水産業使用料

(単位：円)

節	説明科目	主 な 内 容	30年度 当初予算額	29年度 決算額	28年度 決算額	27年度 決算額
5	農林公園 使用料	公有財産施設使 用料	28,236,000	28,243,840	26,984,360	24,932,370

②90款30項25目 農林水産業費雑入

(単位：円)

節	説明科目	主 な 内 容	30年度 当初予算額	29年度 決算額	28年度 決算額	27年度 決算額
31	その他 雑入	電気料等	994,000	994,495	994,495	943,128

(2) 歳出

①30款5項35目 農林公園管理費

細事業名：農林公園管理事業指定管理他

(単位：円)

節	説明科目	主 な 内 容	30年度 当初予算額	29年度 決算額	28年度 決算額	27年度 決算額
9	旅費	エネルギー管理 者講習会、栃木 県道の駅連絡協 議会参加 他	17,000	19,750	3,600	40,570
13	委託料	農林公園管理運 営委託料、電気 工作物保安管 理、清掃業務温 泉館ろ過設備配 管清掃業務	276,000,000	220,849,800	240,000,000	253,314,000
19	負担金	障がい者利用減 免分負担金、エ ネルギー管理講 習参加負担金 栃木県道の駅連 絡協議会他負担 金	41,724,000	40,859,593	42,799,212	39,500,371
合 計			317,741,000	261,728,543	282,802,812	292,854,941

②30 款 5 項 35 目 農林公園整備費

細事業名：農林公園整備費

(単位：円)

節	説明科目	主 な 内 容	30 年度 当初予算額	29 年度 決算額	28 年度 決算額	27 年度 決算額
11	需用費	青写真焼付 他	60,000	13,370	36,331	23,306
15	整備工事 請負費	整備工事費 (土木) (建築) (設備)	29,188,000	31,606,210	23,088,640	80,556,120
19	負担金	機能向上に係る整 備負担金	12,000,000	0	0	0
合 計			41,248,000	31,619,580	23,124,971	80,579,426

③30 款 5 項 35 目 農林公園維持修繕費

細事業名：農林公園維持修繕費

(単位：円)

節	説明科目	主 な 内 容	30 年度 当初予算額	29 年度 決算額	28 年度 決算額	27 年度 決算額
15	修繕工事 請負費	農林公園の修繕 工事	7,290,000	14,040,000	10,908,000	12,953,520

3.4.1.9 指定管理者

(1) 指定管理者の概要

株式会社ファーマーズ・フォレスト (指定管理者 2 期目)

代表取締役 松本 謙

設 立 平成 19 年 7 月 31 日

資 本 金 8,000 万円

出資団体 株式会社シミズオクト (2,000 万円)

株式会社クリーン工房 (3,000 万円)

株式会社東農園 (3,000 万円)

社員数 正社員 24 人 嘱託社員 11 人

パート・アルバイト社員 118 人 計 153 人 (H29.10.31 現在)

指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日 (10 年間)

選定方法 公募

(2) 指定管理者の選定手続

①公募

公募型プロポーザル方式を採用し、応募者からの提案を総合的に評価

②申請資格

宇都宮市に本社や事業所を有する団体等

③募集及び選定スケジュール

日程	内容
平成 29 年 2 月 27 日	指定管理者選定委員会において「施設管理方針」及び「選定基準」について決定
平成 29 年 3 月 17 日	募集要項等の公表
平成 29 年 4 月 11 日	募集要項等に関する説明会の開催
平成 29 年 4 月 19 日	募集要項等に関する質問の受付の期限
平成 29 年 5 月 19 日	申請書受付の期限
平成 29 年 6 月 9 日	資格審査
平成 29 年 6 月 27 日	提案診査
平成 29 年 7 月 31 日	指定管理者選定委員会において指定管理者を選定

④審査体制

(イ) 選定委員会の構成

役職	区分
副市長	内部 1 名 (委員長)
副市長、行政経営部長	内部 2 名 (副委員長)
総合政策部長、理財部長、市民まちづくり部長、保健福祉部長、子ども部長、環境部長、経済部長、建設部長、都市整備部長、上下水道局次長、教育次長	内部 11 名 (委員)

(ロ) 部会の構成

役職	区分
経済部長、建設部長、経済部次長、経済部農務担当次長、建設部次長、産業政策課長、商工振興課長、観光交流課長、農業企画課長、技術監理課長、道路保全課長	内部 11 名

(ハ) 評価委員

分野	役職等
学識	帝京大学経営学部地域経済学科講師
経営広報	株式会社下野新聞社 営業局局長
観光サービス	株式会社 JTB 関東 法人営業宇都宮支店支店長
観光サービス	宇都宮観光コンベンション協会 事務局長
農業	宇都宮農業協同組合 営農部部长

提案審査において、専門的、多角的な視点から参考意見を聴取するため、プレゼンテーションの際、各評価委員にも出席を求め、提案内容について、意見を聴取する。

(二) 審査委員の構成

役職	区分
経済部長、経済部次長、建設部次長、 経済部観光交流課長	内部 4 名（施設所管部長 1 名、部会構成員 である全部次長 2 名、施設所管課長 1 名）
宇都宮大学地域デザイン科学部教授	外部 専門委員 提案審査
宇都宮商工会議所事務局長	外部 専門委員 提案審査
公認会計士	外部 専門委員 財務能力について審査

⑤施設管理方針の決定、選定基準表の作成

専門委員 3 名の意見を踏まえ、部会が案を作成し、選定委員会で決定する。

各専門委員の意見は以下のとおりである。

	施設管理方針について	選定基準表について
専門委員 A	公募 民間事業者から提案を求めてさらなる活用を図っていくことで、施設の設置目的である「農林業の振興と地域の活性化を図るとともに、市民の余暇活動に資する」ことにさらに寄与するものと考え	「No. 8 観光振興の取組及び農林業振興の取組」は追加せず、「No. 7 地域、関係機関等との連携及び地域振興・活性化への配慮」の配点を高くすべき。
専門委員 B	公募 より密な農業生産者との連携と市民ニーズにあった魅力あるイベントの開催が必要であり、これらのノウハウをもった民間事業者からの提案を積極的に求めていくことが有効と考えられる。	広聴計画を追加してはどうか。
専門委員 C	公募 来場者・売上高が増加しているが、この要因としては様々なイベントの実施やいろいろな媒体を通じた広報宣伝による集客活動など、民間事業者のノウハウを活かした施設運営によるところも大きいと考える。	部会案で問題なし

上記、意見を踏まえた部会案の施設管理方針と審査基準及び配点は以下のとおりであり、選定委員会で承認されている。

(イ) 施設管理方針

公募・非公募	指定期間	利用料金制度
公募	10 年間	採用

(ロ) 審査基準及び配点

選定基準	審査区分	審査項目	配点	
住民の平等利用の確保		事業計画書等に住民の平等利用の確保に支障が出るような内容が想定されている場合は失格	適正	
資格審査	安定した能力の保持	応募の動機	応募した動機、意欲	20
		労働条件	職員の労働条件（労働時間、健康管理、社会保険等の加入状況等）	20
		組織能力	組織体制（管理運営体制、法令順守）、職員の育成・研修体制、個人情報保護	20
		運営実績	類似施設、類似業務の運営実績	20
		財務能力	団体の財務状況の健全性	20
			合計	100
提案審査	①施設効用の最大限の発揮（サービスの向上）	基本方針	当該施設管理の基本的な方針	10
		利用者サービスの向上	利用者ニーズの把握及び苦情処理とその反映の方法	10
			利用促進、利用拡大及びサービスの向上のための取組内容	10
			広報計画の内容	10
			自主事業、新規事業の内容	20
		危機管理対策	危機管理、安全管理、緊急時対策、防犯・防災対策	10
		地域等との協働、連携	地域、関係機関等との連携	10
		施設特性に応じたテーマ	観光振興の取組及び農林業振興の取組	20
			地元での雇用確保	10
			第三者に業務委託する場合の業者選定、指導・監督体制	10
			施設整備の内容及び既存施設の活用方法	20
		②経費の縮減		（配点）×申請者中最低提案額／当該申請者の提案額
	合計			200

(ハ) 採点基準

採点においては、各審査委員が提案内容を評価し、審査項目ごとにA～Eに設定した得点を与える。

段階	該当項目の評価	採点
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.4
D	やや劣る	各項目の配点×0.2
E	非常に劣る	0

⑥審査結果

応募者が1事業者であったため、当該事業者の評価は以下のとおりである。

・資格審査

審査委員	応募の動機	労働条件	組織能力	運営実績	財務能力
A	16	12	16	20	
B	16	12	12	20	
C	16	12	12	16	
D	20	12	16	20	
公認会計士					16
合計	68	48	56	76	16
平均点	17.00	12.00	14.00	19.00	16.00

・提案審査

提案評価委員からの意見の内容は以下のとおりである。

評価委員	意見内容
A	今回の提案内容は、過去の指定管理者としての実績と経験をもとに工夫を重ねられたもので、コンセプトに沿った明確な方向性と具体的施策内容が示されており、今後10年の指定管理者に十分値するものとして評価できる。ただし、細部に至っては十分に検討されていない部分もあるため、関係者のコメントを確認しながら再検討の必要な部分は市及び社内です十分な協議を行った上で事業展開願いたい。
B	これまでの蓄積が活かされた提案であり、北西部の地域活性化や観光振興、農林業振興の提案がなされており、農林公園ろまんちっく村の指定管理者として適切である。
C	民間活力導入による指定管理料の圧縮とサービスの維持向上が指定管理者制度導入の目的と考える。第1期の経営努力により当初と比較し来園者が約30万人増加し、自主事業も伸長していることから、10年間で27.6億円(年間2.76億円)の指定管理料の妥当性を検討すべきではないか。併せて、10年間定額でよいの

評価委員	意見内容
	かも検証すべきでは。第2期においては、地域貢献と宇都宮市に根差した運営をお願いしたい。
D	指定管理者として1期目の実績については内外の高評価が物語っていて申し分ないものと思われる。2期目も更にそれを上回る実績を重ねられる期待感も高く選定に値すると考える。
E	問題なし。

審査委員による審査は以下のとおりである。

審査項目	審査委員						審査委員平均	
	A	B	C	D	E	F		
住民の平等利用の確保		適正	適正	適正	適正	適正	適正	
当該施設管理の基本的な方針	10	8	8	6	8	8	8	7.66
利用者ニーズの把握及び苦情処理とその反映の方法	10	6	8	8	8	8	10	8.00
利用促進、利用拡大及びサービスの向上のための取組内容	10	8	10	8	8	10	10	9.00
広報計画の内容	10	8	8	8	8	10	10	8.66
自主事業、新規事業の内容	20	16	20	20	16	20	20	18.66
危機管理、安全管理、緊急時対策、防犯・防災対策	10	6	8	6	6	8	8	7.00
地域、関係機関等との連携	10	8	8	8	10	8	10	8.66
観光振興の取組及び農林業振興の取組	20	16	16	16	20	20	20	18.00
地元での雇用確保	10	8	8	8	8	8	8	8.00
第三者に業務委託する場合の業者選定、指導・監督体制	10	6	8	6	6	10	8	7.33
施設整備の内容及び既存施設の活用方法	20	16	20	20	16	16	20	18.00
小計								118.97
経費の縮減	60	60						
合計								178.97

審査結果

審査項目		申請団体 A
資格、提案審査共通	住民の平等利用の確保	適正
資格審査	安定した能力の保持 (100 点満点)	合格 (78.00)
提案審査	サービスの向上 (140 点満点)	合格 (118.97)
	経費の縮減 (60 点満点)	60.00
	合計得点 (200 点満点)	178.97

(3) 指定管理者の指定及び協定書の締結

①指定管理者の指定

平成 29 年 12 月 21 日の宇都宮市議会における指定の議決を受け、平成 29 年 12 月 21 日に指定

②協定書の締結

平成 29 年 11 月 7 日に仮協定書を締結し、指定日に基本協定書を締結している。その後、毎年 3 月に年度協定書を締結

(4) 指定管理業務の内容

①指定期間

10 年（平成 30 年 4 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日まで）

②指定管理料、施設使用料等

(イ) 指定管理料

募集要項における指定管理料 10年間総額 2,762,745千円（税込）

基本協定書における指定管理料

対象年度	指定管理料の額
平成 30 年度	276,000 千円
平成 31 年度	276,000 千円
平成 32 年度	276,000 千円
平成 33 年度	276,000 千円
平成 34 年度	276,000 千円
平成 35 年度	276,000 千円
平成 36 年度	276,000 千円
平成 37 年度	276,000 千円
平成 38 年度	276,000 千円
平成 39 年度	276,000 千円

(ロ) 施設使用料
事業者自らの収入

③指定管理者が行う業務の内容

(イ) 指定管理者として行う業務

- ①施設の運営に関する業務
- ②施設利用許可及び制限に関する業務
- ③施設の維持管理に関する業務

それぞれの詳細は、以下のとおりである。

ア) 施設の運営に関する業務	イ) 施設の利用の許可及び制限に関する業務	ウ) 施設の維持管理に関する業務
<ul style="list-style-type: none"> ・農林業の体験実習に関する事業 ・農林業に関する情報の提供に関する事業 ・郷土料理、農産物加工品等の食に親しむ場の提供に関する事業 ・市民の余暇の活用、教養及び文化の向上並びに健康の増進に関する事業 ・その他農林公園ろまんちっく村の設置目的を達成するために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用許可 ・利用許可の制限 ・利用許可の取消し等 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の保守管理（施設を維持していくための保守点検及び修繕） ・施設で保有している附带設備及び備品の維持管理 ・樹木、芝生等植栽の維持管理 ・清掃、警備及び防災 ・動物（丹頂鶴）の飼育 ・道の駅に関すること

(ロ) 事業者が主体的に行う業務

- ①飲食事業
- ②物販事業
- ③地ビール事業
- ④観光拠点の機能強化
- ⑤その他ろまんちっく村の設置目的の範囲内で行う新たな自主事業

(5) 指定管理者による事業報告

①月例報告の状況

指定管理者から毎月、業務報告書の提出がなされている。報告書には、利用者実績、利用料金実績、自主事業売上実績の集計表やイベント・修繕工事の実施状況が記載されている。

②事業報告（収支結果報告含む）の状況

指定管理者から毎年度末、事業報告書と財務状況報告書の提出がなされている。報告書には、「総括表」「業務履行状況チェックシート」「運営状況チェックシート」が含まれている。

③宇都宮市によるモニタリングの状況

毎月、指定管理料の支払い時に業務報告書を提出させ、報告書の内容について聞き取りを行っている。

アンケート調査結果を踏まえた「サービス提供状況チェックシート」を作成し、年 1 回モニタリング会議を開催している。この他、連絡調整会議を年 1 回開催し、指定管理者と意見交換を行っている。また、平成 29 年度は、所管課により 2 回、チェックシートを用いた実地調査が行われている。

3.4.1.10 監査手続

担当者への質問、指定管理者選定資料の閲覧、指定管理者事業報告の閲覧、支出負担行為の閲覧等を実施した。

3.4.1.11 監査の結果

ろまんちっく村の指定管理者の選定について（意見）

ろまんちっく村の指定管理者の選定においては、公募としているが応募事業者は前回の指定管理者である事業者のみであった。今回の募集では、募集開始の時期を早めたり、地域要件を緩和し広く全国から事業者を募ったところであるが、結果として 1 事業者のみの応募に留まっている。

より良いサービスを提供するために、複数の事業者からの提案を受け選択することが理想である。他の事業者が応募を見送った理由を調査し、複数の事業者が応募するような対策を検討する必要がある。

3.4.2 上河内地域交流館 梵天の湯

3.4.2.1 目的

上河内地域交流館を適正に維持管理し、市民相互のふれあいと健康の増進を図るとともに、地域資源を活用した農林産物の加工体験等を通して、多様な農村交流を促進し、地域の活性化に寄与する。

3.4.2.2 事業の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名 称 | 宇都宮市上河内地域交流館（愛称 梵天の湯） |
| (2) 所 在 地 | 宇都宮市今里町 18 番地 4 |
| (3) 開 設 | 平成 14 年 7 月 12 日 |
| (4) 施設内容 | 温浴施設（大浴場、砂風呂、個室風呂、露天風呂、寝湯、サウナ、ジェットバス）、交流施設（和室、休憩所、食事処、直売所、農産加工体験施設） |
| (5) 休 館 日 | 毎月第 1・第 3 木曜日（祝日の場合は翌日）、1 月 1 日
（施設メンテナンスのため 5 日程度の臨時休館あり） |
| (6) 利用時間 | 午前 10 時から午後 9 時まで |
| (7) 利用料金 | 大浴場 大人 510 円、市内在住 60 歳以上 460 円、中学生 350 円、小学生以下 300 円 |

砂風呂 大人 1,330 円、市内在住 60 歳以上 1,280 円、中学生 1,070 円、小学生以下 1,020 円

個室風呂 1 回 1,020 円

和室 1 時間 610 円

加工体験室 1 時間 430 円

めん加工室 1 時間 430 円

温泉スタンド 1 リットル 46 銭

(8) 回数券 大浴場 (11 回券) 大人 5,100 円、市内在住 60 歳以上 4,600 円、
中学生 3,500 円、小学生以下 3,000 円

砂風呂 (11 回券) 大人 13,330 円、市内在住 60 歳以上 12,800 円、
中学生 10,700 円、小学生以下 10,200 円

3.4.2.3 管理運営に関する主な経過

平成 11 年 3 月 21 日 上河内町温泉施設建設検討委員会の設置

12 年 4 月 1 日 温泉スタンドの供用開始

13 年 4 月～ 建設工事手続きの開始

14 年 7 月 12 日 地域交流館 (温浴施設、交流施設) の供用開始

16 年 4 月 1 日 直売所、農産加工体験施設、体験交流施設の供用開始 (増設)

19 年 3 月 31 日 市町合併に伴い宇都宮市の施設として運営開始

21 年 12 月 22 日 株式会社かみかわち温泉振興会を指定管理者に指定

22 年 4 月 1 日～ 株式会社かみかわち温泉振興会が指定管理者として管理運営開始
指定期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 (3 年間)

選定方法 非公募

指定管理料 負担しない (利用料金等による運営)

25 年 4 月 1 日～ 株式会社かみかわち温泉振興会が指定管理者 2 期目として管理運営開始

30 年 4 月 1 日～ 株式会社かみかわち温泉振興会が指定管理者 3 期目として管理運営開始

3.4.2.4 利用者数及び売上高の推移

(1) 利用者数

(単位：人)

年 度	施設利用者数	砂風呂入浴者数
平成 14 年度	170,122	13,233
平成 15 年度	255,077	16,738
平成 16 年度	251,933	13,535
平成 17 年度	244,562	10,796
平成 18 年度	237,942	7,477
平成 19 年度	246,290	5,276
平成 20 年度	237,106	4,057
平成 21 年度	230,243	3,556
平成 22 年度	232,306	3,001
平成 23 年度	250,682	2,778
平成 24 年度	253,557	3,760

年 度	施設利用者数	砂風呂入浴者数
平成 25 年度	247,601	3,629
平成 26 年度	253,100	3,638
平成 27 年度	246,374	2,777
平成 28 年度	243,657	2,259
平成 29 年度	235,591	2,172

14 年度は 7 月 12 日から

(2) 障がい者減免利用者等の推移

(単位：人、円)

年 度	減免者数			負担金額	増加率
	障がい者	介護者	合計		
平成 22 年度	19,660	11,039	30,699	13,805,400	
平成 23 年度	23,774	13,104	36,878	16,570,200	20.0%
平成 24 年度	24,972	13,779	38,751	17,411,400	5.1%
平成 25 年度	25,393	14,516	39,909	17,937,450	3.0%
平成 26 年度	29,338	17,031	46,369	21,296,940	18.7%
平成 27 年度	31,627	18,085	49,836	22,891,760	7.5%
平成 28 年度	35,077	20,101	55,178	25,305,560	9.0%
平成 29 年度	37,241	21,266	58,507	26,611,660	5.2%

※平成 21 年度まで直営だったため、負担金の支出は平成 22 年度から

(3) 利用料金の推移 (※消費税、入湯税込み)

(単位：円)

年 度	金 額
平成 22 年度	107,472,672
平成 23 年度	114,664,841
平成 24 年度	116,603,159
平成 25 年度	115,226,088
平成 26 年度	116,896,882
平成 27 年度	112,833,585
平成 28 年度	107,529,852
平成 29 年度	106,728,652

(4) 物販収入（レストラン、売店）の推移（※消費税込み）

(単位：円)

年 度	金 額
平成 22 年度	100,134,809
平成 23 年度	105,889,388
平成 24 年度	102,164,528
平成 25 年度	98,647,915
平成 26 年度	99,370,686
平成 27 年度	93,729,712
平成 28 年度	88,122,683
平成 29 年度	87,600,699

(5) 直売所収入の推移（※消費税込み）

(単位：円)

年 度	金 額
平成 22 年度	48,524,310
平成 23 年度	44,091,970
平成 24 年度	42,752,200
平成 25 年度	40,133,640
平成 26 年度	40,103,320
平成 27 年度	37,618,304
平成 28 年度	39,099,390
平成 29 年度	36,334,290

3.4.2.5 予算及び決算額

(1) 歳入

①55 款 5 項 25 目 農林水産業使用料

(単位：円)

節	説明科目	主 な 内 容	30 年度 当初予算額	29 年度 決算額	28 年度 決算額	27 年度 決算額
5	地域交流館使用料	行政財産目的外使用料等	982,000	982,980	964,610	947,700

②90 款 30 項 25 目 農林水産業費雑入

(単位：円)

節	説明科目	主 な 内 容	30 年度 当初予算額	29 年度 決算額	28 年度 決算額	27 年度 決算額
31	その他雑入	納付金等	5,047,000	4,956,038	4,958,025	4,960,003

(2) 歳出

①30 款 5 項 35 目 農業農村交流費 細事業名：地域交流館管理費 (単位：円)

節	説明科目	主 な 内 容	30 年度 当初予算額	29 年度 決算額	28 年度 決算額	27 年度 決算額
19	負担金	障がい者利用減免 分負担金	29,662,000	26,611,660	25,305,560	22,891,760

②30 款 5 項 35 目 農業農村交流費 細事業名：地域交流館整備費 (単位：円)

節	説明科目	主 な 内 容	30 年度 当初予算額	29 年度 決算額	28 年度 決算額	27 年度 決算額
15	整備工事 請負費	整備工事費 (設備)	13,219,000	11,942,640	7,537,320	11,040,840

③30 款 5 項 35 目 農業農村交流費 細事業名：地域交流館維持修繕費 (単位：円)

節	説明科目	主 な 内 容	30 年度 当初予算額	29 年度 決算額	28 年度 決算額	27 年度 決算額
15	修繕工事 請負費	施設、設備修繕工 事	3,800,000	2,840,400	2,973,240	4,275,720

3.4.2.6 指定管理者

(1) 指定管理者の概要

株式会社 かみかわち温泉振興会 (指定管理 3 期目)

代表取締役 岡 廣生

設 立 平成 16 年 4 月

資本金 1,725 万円

出資団体等 64 名 (団体 8 社、個人 55 名、自社保有 1※旧上河内町住民主体)

社 員 正規職員 5 名、パート 35 名

指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日 (5 年間)

選定方法 公募

指定管理料 負担しない (利用料金等による運営)

納付金 25,235,000 円/5 年間

(2) 指定管理者の選定手続

①公募

公募型プロポーザル方式を採用し、応募者からの提案を総合的に評価

②申請資格

宇都宮市に本社又は本店、本部を有する団体のみ

③募集及び選定スケジュール

日程	内容
平成 29 年 5 月 25 日	指定管理者選定委員会において「施設管理方針」及び「選定基準」の決定
平成 29 年 6 月 5 日	募集要項等の公表
平成 29 年 6 月 15 日	募集要項等に関する説明会の開催
平成 29 年 6 月 21 日	募集要項等に関する質問の受付の期限
平成 29 年 7 月 18 日	申請書受付の期限
平成 29 年 8 月 4 日	資格審査
平成 29 年 8 月 28 日	提案診査
平成 29 年 10 月 3 日	指定管理者選定委員会において指定管理者を選定

④審査体制

(イ) 選定委員会の構成

役職	区分
副市長	内部 1 名 (委員長)
副市長、行政経営部長	内部 2 名 (副委員長)
総合政策部長、理財部長、市民まちづくり部長、保健福祉部長、子ども部長、環境部長、経済部長、建設部長、都市整備部長、上下水道局次長、教育次長	内部 11 名 (委員)

(ロ) 部会の構成

役職	区分
経済部長、建設部長、経済部次長、経済部副参事 (農政推進担当)、建設部次長、産業政策課長、商工振興課長、観光交流課長、農業企画課長、技術監理課長、道路保全課長	内部 11 名

(ハ) 審査委員の構成

役職	区分
経済部長、経済部次長、建設部次長、経済部観光交流課長	内部 4 名 (施設所管部長 1 名、部会構成員である全部次長 2 名、施設所管課長 1 名)
宇都宮大学地域デザイン科学部教授	外部 専門委員 提案審査
作新学院大学経営学部教授	外部 専門委員 提案審査
公認会計士	外部 専門委員 財務能力について審査

⑤施設管理方針の決定、選定基準表の作成

専門委員 3名の意見を踏まえ、部会が案を作成し、選定委員会で決定する。

各専門委員の意見は以下のとおりである。

	施設管理方針について	選定基準表について
専門委員 A	<p>公募</p> <p>事業の目的である「多様な農村交流を促進し、地域の活性化に寄与する」ためには、民間事業者から提案を求めて更なる活用方法の改善を図っていくことが必要であると考えている。</p>	<p>利用者数を増加させる策は望まずに、満足度の向上を通じての利用者数の維持ないしは向上を目指す方が現実的と考える。したがってNo. 3の「利用の拡大等に向けた具体的な取り組み及び」とNo. 5の「利用者数の増加や、」の文言は、削除してもよいのではないかと考える</p>
専門委員 B	<p>公募</p> <p>指定管理者制度の趣旨に基づき、適切な競争原理の導入によりサービスとコストの適正化を図る必要がある。</p>	<p>「周辺施設との連携・相互活用に関する提案」の設定。</p>
専門委員 C	<p>公募</p> <p>民間事業者のノウハウを活かした事業運営により施設に期待されている役割を十分に発揮できるよう、幅広く応募事業者を募るべきであると考えている。</p>	<p>部会案で問題なし</p>

上記、意見を踏まえた部会案の施設管理方針と審査基準及び配点は以下のとおりであり、選定委員会で承認されている。

(イ) 施設管理方針

公募・非公募	指定期間	利用料金制度
公募	5年間	採用

(ロ) 審査基準及び配点

選定基準	審査区分	審査項目	配点	
住民の平等利用の確保		事業計画書等に住民の平等利用の確保に支障が出るような内容が想定されている場合は失格	適正	
資格審査	安定した能力の保持	応募の動機	応募した動機、意欲	20
		労働条件	職員の労働条件（労働時間、健康管理、社会保険等の加入状況等）	20
		組織能力	組織体制（管理運営体制、法令順守）、職員の育成・研修体制、個人情報保護	20
		運営実績	類似施設、類似業務の運営実績	20
		財務能力	団体の財務状況の健全性	20
			合計	100
提案審査	①施設効用の最大限の発揮（サービスの向上）	基本方針	当該施設管理の基本的な方針	10
		利用者サービスの向上	利用者ニーズの把握及び苦情処理とその反映の方法	10
			サービスの向上、利用促進、利用拡大のための取組内容	20
			広報計画の内容	10
			自主事業、新規事業の内容	20
		危機管理対策	危機管理、安全管理、緊急時対策、防犯・防災対策	10
		地域等との協働、連携	地域、関係機関、ボランティア等との連携	10
			地域振興・活性化への配慮	20
		施設特性に応じたテーマ	地元での雇用確保	20
			第三者に業務委託する場合の業者選定、指導・監督体制	10
	②納付金		（配点）×利用料金収入と指定業務の収入見込額（5年間総額）－申請者中最高納付金提案額／利用料金収入と指定業務の収入見込額（5年間総額）－当該申請者の納付金提案額	60
合計			200	

(ハ) 採点基準

採点においては、各審査委員が提案内容を評価し、審査項目ごとにA～Eに設定した得点を与える。

段階	該当項目の評価	採点
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.4
D	やや劣る	各項目の配点×0.2
E	非常に劣る	0

⑥審査結果

応募者が1事業者であったため、当該事業者の評価は以下のとおりである。

・資格審査

審査委員	応募の動機	労働条件	組織能力	運営実績	財務能力
A	16	12	12	16	
B	16	12	12	16	
C	16	12	16	16	
D	20	12	16	16	
公認会計士					16
合計	68	48	56	76	16
平均点	17.00	12.00	14.00	19.00	16.00

・提案審査

審査委員による審査は以下のとおりである。

審査項目		審査委員						審査委員平均
		A	B	C	D	E	F	
住民の平等利用の確保		適正	適正	適正	適正	適正	適正	
当該施設管理の基本的な方針	10	8	8	8	8	10	8	8.33
利用者ニーズの把握及び苦情処理とその反映の方法	10	6	6	6	8	8	8	7.00
サービスの向上、利用促進、利用拡大のための取組内容	20	16	16	16	16	16	16	16.00
広報計画の内容	10	8	6	6	6	6	8	6.66
自主事業、新規事業の内容	20	16	16	16	16	16	20	16.66
危機管理、安全管理、緊急時対策、防犯・防災対策	10	8	8	6	6	8	10	7.66
地域、関係機関、ボランティア等との連携	10	10	8	8	6	10	10	8.66
地域振興・活性化への配慮	20	20	20	16	16	20	20	18.66
地元での雇用確保	20	20	16	12	12	16	20	16.00
第三者に業務委託する場合の業者選定、指導・監督体制	10	8	6	8	6	6	10	7.33
小計								112.96
納付金	60	60						
合計		172.96						

・ 審査結果

審査項目		申請団体 A
資格、提案審査共通	住民の平等利用の確保	適正
資格審査	安定した能力の保持 (100 点満点)	合格 (73.00)
提案審査	サービスの向上 (140 点満点)	合格 (112.96)
	経費の縮減 (60 点満点)	60.00
	合計得点 (200 点満点)	172.96

(3) 指定管理者の指定及び協定書の締結

①指定管理者の指定

平成 29 年 12 月 21 日の宇都宮市議会における指定の議決を受け、平成 29 年 12 月 21 日に指定。

②協定書の締結

平成 29 年 11 月 7 日に仮協定書を締結し、指定日に基本協定書を締結している。その後、毎年 3 月に年度協定書を締結。

(4) 指定管理業務の内容

①指定期間

5 年（平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで）

②指定管理料、施設使用料等

(イ) 指定管理料及び納付金

利用料金等の収入が管理運営費用を上回る施設であることから、市から指定管理料は支払わないこととし、市への納付金を納める。

基本協定書における納付金

対象年度	納付金の額
平成 30 年度	5,047 千円
平成 31 年度	5,047 千円
平成 32 年度	5,047 千円
平成 33 年度	5,047 千円
平成 34 年度	5,047 千円

(ロ) 施設使用料

事業者自らの収入

③指定管理者が行う業務の内容

(イ) 指定管理者として行う業務

①施設の運営に関する業務

②施設の利用の許可、制限及び取消し等に関する業務

⑧施設の維持管理に関する業務

それぞれの詳細は、以下のとおりである。

①施設の運営に関する業務	②施設の利用の許可及び制限に関する業務	③施設の維持管理に関する業務
<ul style="list-style-type: none"> ・市民相互のふれあいと健康の増進に関する事業 ・地域資源を活用した農林産物の加工体験に関する事業 ・地元農産物及びこれを活用した食に親しむ場の提供に関する事業 ・都市住民との交流に関する事業 ・その他上河内地域交流館の目的を達成するために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用許可 ・利用許可の制限 ・利用許可の取消し等 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の保守管理（施設を維持していくための保守点検及び修繕） ・施設で保有している附帯設備及び備品の維持管理 ・樹木、芝生等植栽の維持管理 ・清掃、警備及び防災 ・温浴施設の衛生管理

(ロ) 事業者が主体的に行う業務

- ①レストラン事業
- ②物販事業
- ③直売所事業

(5) 指定管理者による事業報告

①月例報告の状況

指定管理者から毎月、業務報告書の提出がなされている。報告書には、利用者実績、利用料金実績、その他事業実績の集計表やイベント・修繕工事の実施状況が記載されている。

②事業報告（収支結果報告含む）の状況

指定管理者から毎年度末、事業報告書と収支予算書兼状況報告書の提出がなされている。

③宇都宮市によるモニタリングの状況

毎月 10 日までに業務報告書を提出させ、報告書の内容について聞き取りを行っている。

年 1 回連絡調整会議を開催し、指定管理者と意見交換を行っている。また、平成 29 年度は、所管課により 2 回、チェックシートを用いた実地調査が行われている。

3.4.2.7 監査手続

担当者への質問、指定管理者選定資料の閲覧、指定管理者事業報告の閲覧、支出負担行為の閲覧等を実施した。

3.4.2.8 監査の結果

梵天の湯の指定管理者の選定について（意見）

梵天の湯の指定管理者の選定においては、公募としているが応募事業者は前回の指定管理者である事業者のみであった。

より良いサービスを提供するために、複数の事業者からの提案を受け選択することが理想である。梵天の湯の公募においては、募集要項の発表から説明会は2週間後となっており、申請書の受付締切りまでは、1か月半となっている。しかし、必ずしも募集要項公表当日に公募可能性のある事業者が募集要項を手にする訳ではないことを考慮すると、公募希望者が採算性等を検討して公募するかしないかの判断をする期間としては十分でないと考える。

当該施設の指定管理業務の経験のない新規の事業者に、十分な申請の検討期間を与え、事業者間の公平性を担保するためには、最低でも2~3か月程度の募集期間を設けるのが望ましい。他の事業者が応募を見送った理由を調査し、複数の事業者が応募するような対策を検討する必要がある。

3.5 観光振興促進事業

3.5.1 目的

観光資源である地場産業、伝統工芸等の店舗や工場等を体験型の誘客施設として再整備し、観光客の市街地への吸収力や市内観光の回遊性を高めるとともに、体験型観光を推進する。

また、大谷エリアにおいては、飲食店若しくは土産品店の整備を促進し、観光客の利便性向上を図る。

3.5.2 事業の全体概要

3.5.2.1 うつのみや観光体験館整備事業（事業開始：平成18年度）

本市に体験型観光施設を設置しようとする事業所、工場、伝統工芸品店その他商店等に対し、当該施設の整備、改修、備品購入、装飾費用及び工場見学整備費用等、体験型観光実施のために必要と認められる費用の一部（総事業費の1/3以内、上限400万円。ただし、出店促進重点エリア外では上限200万円）を補助する。

3.5.2.2 観光施設整備事業（事業開始：平成21年度）

大谷エリアに新たに新店を出す飲食店又は土産品販売店の内装工事費用の一部（総事業費の1/3以内、上限400万円。ただし、おもてなしコーナーを併設しない場合にあつては上限350万円、出店促進重点エリア外では上限200万円）を補助する。

※ 平成29年4月から、大谷エリア内に新店促進重点エリアを設け、そのエリア内における飲食店、土産品販売店、観光体験施設の新規出店促進のため、3.5.2.1及び3.5.2.2の補助金の上限を200万円から400万円に増額した。

3.5.2.3 取組経過

(単位：千円)

年度	支出先	支出金額	補助対象施設名
18	協同組合宇都宮餃子会	2,000	「来らっせ」手作り体験コーナー
19	(株)池田石材工務店	2,000	大谷石あかり館（工作体験コーナー）
20	(株)イリヤマ興業	2,000	河内屋奇岩体験館
21	大谷石産業(株)	3,300	大谷石体験館
25	福田耕一氏	2,000	大谷石ストーンアート
26	藤永有枝氏	1,300	カフェトモッティーナ
27	(有)KANEHON	2,000	大谷石採掘加工体験館
28	高木 香氏	149	Lapis08
29	(株)カルチャーバンクスタジオ	4,000	THE STANDARD BAKERS
	大友 功佑氏	4,000	大谷FunTable

3.5.2.4 平成30年度の取組

(1) 取組内容

- ・事業者等へ補助金制度活用の周知
→ 大谷地域の周辺施設などに当該補助金制度のパンフレット等を配付し、利用促進を図る。
- ・候補物件の選定に関する委員会の設置の検討

(2) スケジュール等

通年：市ホームページ及びチラシでの補助制度の周知
事業者等からの申請相談受付

3.5.3 予算額

35 款 5 項 15 目（観光事業費）細事業名：観光振興促進事業補助金

(単位：千円)

節	説明科目	内容	30年度 当初予算額	29年度 決算額	28年度 決算額	27年度 決算額
19	補助金	整備事業補助金	4,000	8,000	149	2,000
合計			4,000	8,000	149	2,000

3.5.4 第6次宇都宮市総合計画

市は、第6次宇都宮市総合計画において、大谷エリアにおける飲食店の整備を促進するため、次の施策目標・施策指標を掲げている。

■ 施策目標 多様な主体が地域資源を活用して経済活動を活発に行うとともに産業間が連携し、持続可能な大谷地域が形成されています。				
■ 施策指標				
算出	観光振興促進事業費補助金の年平均交付件数			
	現状値 (H29)	1.4 件	目標値 (H34)	3 件
成果	大谷地域内の事業所数			
	現状値 (H29)	109 事業所	目標値 (H34)	130 事業所

3.5.5 監査手続

事業概要を把握し、関連資料の閲覧を行い、必要に応じて担当者へ質問等を実施した。

3.5.6 監査の結果

特に指摘すべき事項は検出されなかった。

4. 都市魅力創造課の事務事業

4.1 ジャパンカップサイクルロードレース

4.1.1 目的

国際的な自転車ロードレース大会を開催することにより、宇都宮市の交流人口の増加、地域経済の活性化、国内外へのブランド力の向上、サイクルスポーツの振興等に寄与することを目的とする。

4.1.2 事業の全体概要

国際自転車競技連合（UCI）公認のアジア最高位のワンデイロードレース「ジャパンカップサイクルロードレース」を開催する。

主催	宇都宮市
主管	(公財)日本自転車競技連盟 ジャパンカップサイクルロードレース実行委員会 特定非営利活動法人ジャパンカップサイクルロードレース協会
開催年	平成4年(1992年)から毎年開催
事業内容 平成30年度	①ジャパンカップサイクルロードレース 【開催日】10月21日(日) 【会場】宇都宮市森林公園周回コース ②ジャパンカップクリテリウム 【開催日】10月20日(土) 【会場】宇都宮市大通り周回コース ③ジャパンカップアマチュアレース 【開催日】10月20日(土) 【会場】宇都宮市森林公園周辺周回コース ④ジャパンカップホープフルクリテリウム 【開催日】10月20日(土) 【会場】宇都宮市大通り周回コース ⑤チームプレゼンテーション 【開催日】10月19日(金) 【会場】オリオンスクエア

4.1.3 実施経過

- ・平成2年(1990年) 世界選手権自転車競技大会
- ・平成4年(1992年) 第1回ジャパンカップ
- ・平成8年(1996年) 第5回ジャパンカップ(ワールドカップ最終戦)
- ・平成20年(2008年) UCIレースカテゴリオークラス(H.C)に昇格(アジア最高位)
- ・平成22年(2010年) ジャパンカップクリテリウム初開催(大通り)
- ・平成26年(2014年) ジャパンカップシクロクロス初開催(宇都宮城址公園)
ジャパンカップウィーク初開催(オリオンスクエアほか)
- ・平成28年(2016年) 第25回記念大会
クリテリウムコース延伸
ジャパンカップホープフルクリテリウム公式レース化
- ・平成29年(2017年) 「JAPAN CUP 輪都 宇都宮 プロジェクト」を始動し、付帯イベント等を一体的に実施

4.1.4 観客動員数の推移

(単位：人)

年 度	ロード レース	クリテリウム	年 度	ロード レース	クリテリウム
H.4 第1回	40,000	—	H.17 第14回	59,000	—
H.5 第2回	58,000	—	H.18 第15回	60,000	—
H.6 第3回	60,000	—	H.19 第16回	61,000	—
H.7 第4回	48,000	—	H.20 第17回	65,000	—
H.8 第5回	110,000	—	H.21 第18回	68,000	—
H.9 第6回	52,000	—	H.22 第19回	70,000	30,000
H.10 第7回	60,000	—	H.23 第20回	73,000	30,000
H.11 第8回	61,000	—	H.24 第21回	78,000	38,000
H.12 第9回	31,000	—	H.25 第22回	62,000	38,000
H.13 第10回	38,000	—	H.26 第23回	80,000	41,000
H.14 第11回	48,000	—	H.27 第24回	82,000	43,000
H.15 第12回	53,000	—	H.28 第25回	85,000	50,000
H.16 第13回	57,000	—	H.29 第26回	70,000	48,000

4.1.5 事業費

<事業費の推移>

(単位：千円)

年 度	予 算 額	決 算 額	内 訳	
			市交付金(構成比)	補助金・協賛金等 (構成比)
H.20 第17回	95,369	95,378	68,000 (71.3)	27,378 (28.7)
H.21 第18回	95,153	95,971	67,856 (70.7)	28,115 (29.3)
H.22 第19回	159,749	154,439	89,000 (57.6)	65,439 (42.4)
H.23 第20回	180,481	179,311	89,000 (49.6)	90,311 (50.4)
H.24 第21回	163,030	159,512	84,000 (52.7)	75,512 (47.3)
H.25 第22回	165,687	161,493	86,000 (53.3)	75,493 (46.7)
H.26 第23回	206,419	203,589	111,929 (55.0)	91,660 (45.0)
H.27 第24回	198,196	195,048	100,000 (51.3)	95,048 (48.7)
H.28 第25回	244,678	236,498	138,750 (58.7)	97,748 (41.3)
H.29 第26回	209,133	214,712	117,000 (54.5)	97,712 (45.5)

4.1.6 平成29年度の取組

4.1.6.1 レース等結果概要

*優勝者〔氏名/国籍：チーム名等〕

日時	名称	場所	来場者数 () は昨年人数	参加選手数等
10月20日 (金)	チームプレゼンテーション	オリオンスクエア	4,800人 (5,000人)	74人/15チーム
10月21日 (土)	ジャパンカップアマチュアレース (オープニングフリーラン・チャレンジレース・オープンレース)	森林公園周回コース	4,500人 (4,500人)	779人 3カテゴリー計
	第2回ジャパンカップ hopefulクリテリウム *〔依田翔大/日本： 甲府工業高校〕	大通り周回コース (3周、計6.75km)	48,000人 (50,000人)	24人/8校
	ガールズケイリンズ ペシャルレース *〔福田礼佳/日本： 栃木108期〕	大通り周回コース (1周、計2.25km)		7人
ジャパンカップクリテリウム (UCI公認競技) *〔マルコ・カノラ/ イタリア：NIPPO・ガ イニファンティニ〕	大通り周回コース (17周、計38.25km)	74人/15チーム		
10月22日 (日)	ジャパンカップサイ クルロードレース (UCI公認競技ア ジアツアー「オーク ラス」) *〔マルコ・カノラ/ イタリア：NIPPO・ガ イニファンティニ〕	森林公園周回コー ス (10周、計103km)	70,000人 (85,000人)	69人/14チーム

◎10月22日(日)ジャパンカップサイクルロードレースは、天候の悪化が予測されたことから、観戦者の安全を考慮し、周回数を14周(計144.2km)から10周(計103km)に変更して開催

4.1.6.2 関連イベント等結果概要

※H28大会からの継続事業は〔継続〕、H29大会の新規事業は〔新規〕

(1)「JAPAN CUP 輪都 宇都宮 プロジェクト」の展開

“ロードレースの聖地 宇都宮”を国内外にアピールし、今後、50回、100回と大会を継続・発展させるとともに、あらゆる世代が観て楽しめる、そして自ら参加しても楽しめる自転車の祭典とするため、「JAPANCUP 輪都 宇都宮 プロジェクト」を始動し、様々な事業を一体的に展開

①ジャパンカップミュージアムの開設 (10月1日～22日)〔継続〕

- ②ジャパンカップサイクルフェスタ試乗会の開催（10月7・8日）〔継続〕
- ③ジャパンカップユースロードレースの開催（10月7日）〔新規〕
- ④ジャパンカップキックバイク大会の開催（10月14日）〔新規〕
- ⑤ジャパンカップウェルカムフラワーの実施〔継続〕
- ⑥ジャパンカップトレインの運行（10月20日）〔継続〕
- ⑦オフィシャル観戦ツアーの実施〔継続〕
- ⑧ウェルカムジャパンカップの実施〔継続〕
- ⑨ジャパンカップストリート（バンバ通り）、サイクルストリート（東武馬車道通り）の展開〔継続〕
- ⑩ジャパンカップスペシャルキャラバンの実施（10月22日）〔新規〕
- ⑪ロードレースのライブ配信の実施（10月22日）〔新規〕
- ⑫アフターパーティー ～ジャパンプロレーサーファン大感謝祭～ の開催（10月22日）〔継続〕

◎各種申込・参加者数

イベント等名	内 容	参加費 (円)	定員 (人)	販売数 (人)
サイクルフェスタ試乗会	全世代対象	1,000	—	242
ユースロードレース	小学4～6年生対象	2,000	50	22
	中学1～3年生対象	2,000	50	11
キックバイク大会	未就学児対象	1,000	100	100
ジャパンカップトレイン	通常	5,000	140	128
	輸行対応	5,000	40	39
オフィシャル観戦ツアー	2泊3日シングル	69,800	5	5
	2泊3日ツイン	68,800	10	10
	デラックス1泊2日シングル	40,200	5	5
	デラックス1泊2日ツイン	39,200	24	24
	スタンダード1泊2日シングル	30,200	15	15
アフターパーティー	事前申込	6,000	215	215
	当日申込	7,000	—	6

(2) その他関連事業等

- ①ジャパンカップオリジナルラベル「泉水」の作製〔新規〕
- ②多気山不動尊×JAPANCUP コラボお守りの作製〔継続〕
- ③ジャパンカップオリジナル地ビールの製造〔継続〕
- ④赤いメニューの販売〔継続〕
- ⑤ジャパンカップ記念競輪の開催（11月14日～16日）〔継続〕
- ⑥ジャパンカップクリテリウム付帯イベント等の実施〔継続〕

⑦コラボイベント等の実施

- ・ララスクエア宇都宮とのコラボ〔継続〕
- ・ビッグツリースポーツクラブとのコラボ〔新規〕
- ・宇都宮パルコとのコラボ〔継続〕
- ・セブーンイレブン・ジャパンとのコラボ〔継続〕

⑧広報活動について

- ・「JAPAN CUP 輪都 宇都宮 プロジェクト」ロゴマークの制作〔新規〕
- ・公式ホームページ（スマートフォン対応有）やFACEBOOK等のSNS、全国紙・地方紙、映画の幕間等を活用した情報発信、パブリシティの展開〔新規・継続〕
- ・大会フラッグ等掲出〔継続〕
- ・広告関係〔継続〕
- ・各種コンテンツを活用したレース等の放映
 - ⇒記者発表会：YouTube「Japan cup チャンネル」（生配信）〔新規〕
 - ⇒チームプレゼンテーション：YouTube「Japan cup チャンネル」（生配信）〔新規〕
 - ⇒クリテリウム：Jスポーツ（生放送、録画）〔継続〕、とちぎテレビ（生放送）〔継続〕
 - ⇒ロードレース：J SPORTS オンデマンド（ライブ配信）〔新規〕、
J SPORTS（録画放送）〔継続〕、CRT 栃木放送（生放送）〔継続〕

4.1.6.3 観戦環境・おもてなしの向上等

(1)「JAPAN CUP 輪都 宇都宮 プロジェクト」としての取組

- ①クリテリウムエキサイトゾーン観戦席の設置〔継続〕
- ②ロードレーススプリントシート（スタンド席）の設置〔平成17年以来〕

◎各申込・参加者数内訳

席種		内容	参加費 (円)	定員 (人)	販売数 (人)
エキサイト ゾーン	Excellentシート	バンバ広場前（ロード レースウィーリング観覧権 等特典含む）	70,000	20	20
	A-1	赤門通り～宇商通 り1列目	12,000	146	146
	A-2	赤門通り～宇商通 り2列目	10,000	193	193
	B-1	宇商通り～TBC 前付 近1列目	11,000	92	92
	B-2	宇商通り～TBC 前付 近2列目	9,000	59	59
	A-1～B-2	一般販売以外	—	—	—
スプリント シート	スプリントシー ト2Day	エキサイトゾーン A-1 観覧権含む	28,000	24	24
	スプリントシー ト	事前申込	18,000	99	70
		当日申込		—	7
		一般販売以外	—	—	—

(2) その他の取組

- ①クリテリウム立体観戦の実施（観戦者数151名）
- ②森林公園会場観戦ゾーンの設置
- ③森林公園会場福祉ゾーン等の設置
- ④大型ビジョンの増設
- ⑤森林公園会場周辺駐車場の設置（13か所合計3,000台）
- ⑥森林公園会場仮設トイレの増設（昨年度66基→69基）
- ⑦森林公園会場内駐輪場の移設及び増設（昨年度1,000台→1,200台）
- ⑧シャトルバスの運行（JR宇都宮駅、ろまんちっく村、ニューサンピア、栃木銀行総合グラウンドからの森林公園会場までの4系統を運行）
- ⑨森林公園会場内売店等の設置
 - ・公式プログラム、オフィシャルグッズの販売
 - ・協賛企業等によるブース出店：33店舗
 - ・餃子、カクテルをはじめとしたグルメ販売：昨年度19店舗 → 23店舗
- ⑩来賓への宇都宮ブリッツェン米（品種：ゆうだい21）等を使用した料理の提供
- ⑪警備体制の強化及び適正配置
 - ・クリテリウム制服警備員 昨年度121人 → 123人配置
 - ・森林公園(22日)制服警備員 昨年度 47人 → 45人配置

4.1.6.4 大会従事者数（21・22日延べ人数）

- ・立哨員：663人（昨年比-2人）
- ・制服警備員：197人（昨年比+2人）
- ・警察、消防：218人（昨年比+12人）
- ・市内ボランティア職員：47人（昨年比-8人）
- ・その他ボランティア：236人（昨年比-9人）

4.1.6.5 地元の協力体制（城山地区、国本地区、中心商店街ほか）

(1) 事前協力

地域住民へのチラシ等配布による大会周知、ウェルカムフラワーの実施（城山地区）、コースの清掃作業、のぼり旗の設置（城山地区170本、国本地区80本）、店頭等へのポスター掲出

(2) 当日協力

立哨業務、競技関係者等の湯茶接待、来賓への地元食材を使った豚汁の提供、オフィシャルグッズ販売業務、アンケート調査の実施

4.1.6.6 大会開催に伴う交通規制

レース名	交通規制時間	規制範囲
アマチュアレース	10月21日(土) 午前8時30分～午後1時30分	森林公園周回コース及び下野萩の道、鶴カントリークラブ前道路
クリテリウム	10月21日(土) 午後2時～午後5時	大通り周回コース及びコース周辺
ロードレース	10月22日(土) 午前9時50分～午後2時	森林公園周回コース及び下野萩の道、鶴カントリークラブ前道路

※22日(日)ロードレースは、周回数短縮に伴い、交通規制終了時間を午後2時30分から午後2時に変更

4.1.6.7 協賛企業・団体

合計84企業・団体 ※特別協賛：SUBARU株式会社

4.1.6.8 大会開催に伴う経済波及効果など

ジャパンカップサイクルロードの経済波及効果について、総合政策部政策審議室及び経済部都市魅力創造課で分析し試算している。結果は、次のとおりである。

市内生産誘発額	2,616百万円
（直接効果	1,689百万円）
（間接効果	927百万円）
観戦者数（推計）	118,000人
（宿泊客	53,640人）
（日帰り客	64,360人）
観戦者消費（推計）	2,212百万円

4.1.7 予算

35 款 5 項 15 目（観光費） 都市魅力創造推進費

細事業名：ジャパンカップサイクルロードレースの開催

（単位：千円）

節	説明科目	内容・積算内訳等	30 年度 当初予算①	29 年度 当初予算②	29 年度 決算	予算増減 (①-②)
13	委託料	コース清掃業務委託	335	465	432	△130
14	使用料及び 賃借料	コース林道借上料	600	600	600	0
19	負担金、補 助及び交付 金	ジャパンカップサイクルロー ドレース開催交付金	160,000	110,000	117,000	50,000
合 計			160,935	111,065	118,065	10,000

※平成 29 年度は、都市魅力創造事業の予算を流用し、交付金を 7,000 千円増額した。

※UC I 競技規則改訂（平成 30 年 1 月 1 日付）により導入された新しい規則に基づき、120 名以上の参加選手を確保し、アジア最高位のワンデイロードレースとして、更なる魅力向上を図るために、平成 30 年度当初予算は 50,000 千円の予算増額を行った。

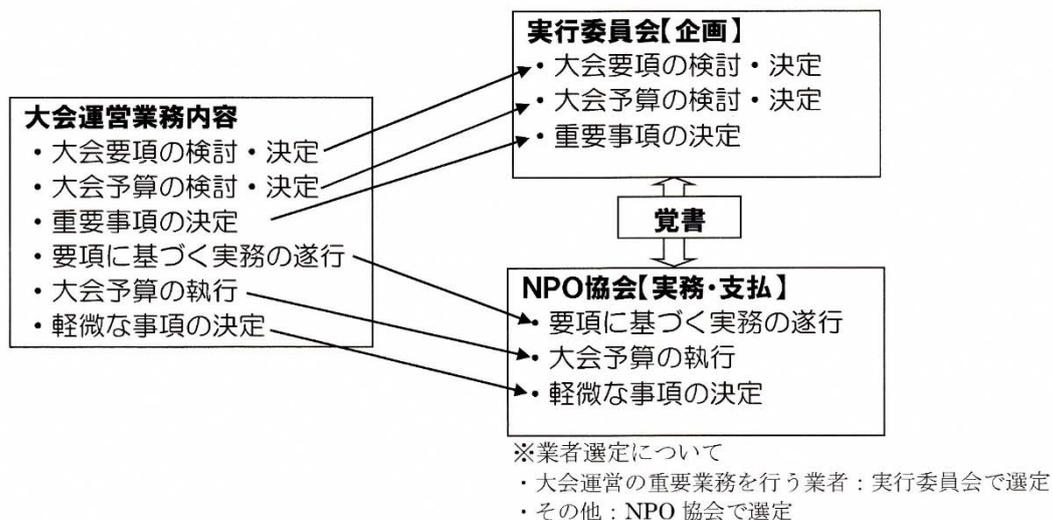
4.1.8 大会運営組織

4.1.8.1 組織図

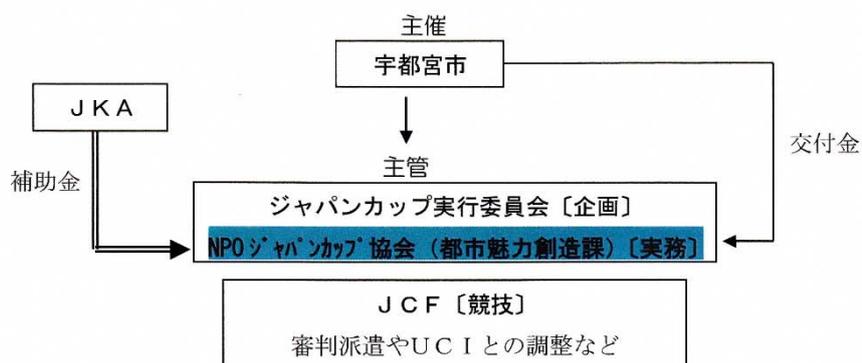
ジャパンカップサイクルロードレースは、「ジャパンカップサイクルロードレース実行委員会」と「特定非営利活動法人ジャパンカップサイクルロードレース協会」が、主管として大会運営に関わる。そのため、運営する上でお互いの業務を明確にすべきであることから、覚書を締結している。

「業務分担のイメージ」及び「主催・主管について」の関係は、次のとおりである。

【業務分担のイメージ】



【主催・主管について】



宇都宮市の交付金とJKAの補助金は、NPO法人に拠出される。NPO法人は、いわゆる交付金及び補助金の受け皿としての役割があるといえる。また、NPO法人は、大会運営資金の管理、予算執行や支払い機関としての役割を担っている。

4.1.8.2 決算

(1) 2017 ジャパンカップサイクルロードレース大会決算書

歳入の部

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)
開催補助金	3,095,000	36,095,000	0
開催交付金	10,000,000	117,000,000	7,000,000
参加費	3,250,000	4,242,000	992,000
協賛金	44,000,000	45,004,840	1,004,840
繰越金	13,088,000	13,088,977	977
雑収入	2,700,000	3,139,813	439,813
合計	209,133,000	218,570,630	9,437,630

歳出の部

(単位：円)

科目		予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)
項	目			
1	委託事業費	184,940,000	191,894,120	6,954,120
	運営費	57,620,000	57,444,754	△ 175,246
	広告費	25,730,000	27,003,628	1,273,628
	設営費	31,020,000	32,180,162	1,160,162
	選手招へい費	52,830,000	54,055,357	1,225,357
	イベント費	6,070,000	7,623,096	1,553,096
	諸費	11,670,000	13,587,123	1,917,123
2	事務費	24,193,000	22,817,770	△ 1,375,230
	会議費	440,000	345,345	△ 94,655
	消耗品費	2,800,000	1,793,839	△ 1,006,161
	アンチドーピング費	400,000	426,062	26,062
	選手役員費	8,690,000	8,011,137	△ 678,863
	謝金	740,000	685,000	△ 55,000
	諸費	8,330,000	9,882,737	1,552,737
	予備費	2,793,000	1,673,650	△ 1,119,350
	合計	209,133,000	214,711,890	5,578,890

歳入総額	218,570,630
歳出総額	214,711,890
差引残高	3,858,740

(次年度へ繰り越し)

(2) 特定非営利活動法人ジャパンカップサイクルロードレース協会

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日

(単位：円)

[経常収支の部]	
【歳入の部】	
開催補助金収入	36,095,000
交付金収入	117,000,000
参加費収入	4,242,000
協賛金収入	45,004,840
雑収入	3,139,813
【歳入の部】合計	205,481,653
【歳出の部】	
【委託事業費】	
運営費	191,894,120
【委託事業費】合計	191,894,120
【事務費】	
会議費	345,345
消耗品費	1,793,839
アンチドーピング費	426,062
選手役員費	8,011,137
謝金	685,000
諸費	11,556,387
【事務費】合計	22,817,770
【歳出の部】合計	214,711,890
【管理費】	
経常収支差額	△ 9,230,237
[その他資金収支の部]	
当期収支差額	△ 9,230,237
前期繰越収支差額	13,088,977
次期繰越収支差額	3,858,740

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表
平成 30 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		流動負債 計	0
普通預金	3,858,740	負債の部合計	0
現金・預金 計	3,858,740	正味財産の部	
流動資産合計	3,858,740	【正味財産】	
		正味財産	3,858,740
		(うち当期正味財産増加額)	△ 9,230,237
		正味財産 計	3,858,740
		正味財産の部合計	3,858,740
資産の部合計	3,858,740	負債・正味財産の部合計	3,858,740

4.1.9 監査手続

事業概要を把握し、法令・要綱・支出負担行為などの関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

4.1.10 監査の結果

4.1.10.1 大会事業費の市負担について（意見）

大会事業費の増加や収入の減少により財源が不足する場合に、市は、どの程度負担するのか対応を検討するべきである。

平成 29 年度大会の決算をみると、開催交付金（市交付金）が予算より 7,000,000 円増加している。交付金の変更理由は次のとおりである。

<変更理由>

JKA補助金が見込額 43,000 千円を大幅に下回る 36,095 千円の交付となったことを受け、安心安全な大会運営やクリテリウム延伸等に伴う予算を確保するため、各種経費の節減に努める大会運営を検討してきたが、ジャパンカップの魅力である高質なレースの開催や「自転車のまち宇都宮」の情報発信等を行うため、交付額を変更するもの

すなわち、平成 29 年度は、大会の質を維持するために増加した事業費の予算不足を交付金で補っている。この交付金は、都市魅力創造事業の委託料から予算流用して確保しており、流用できる予算がない場合に財源確保が課題となる。

平成 29 年度の経常収支は損失 9,230,237 円であり、今後、事業赤字が継続すれば、宇都宮市の負担額がさらに増加していくことになりかねない。

ジャパンカップサイクルロードレース大会は、宇都宮市のブランド力の向上、交流人口の増加、地域経済の活性化などに大きく寄与する事業である。一方で、財源が限られる中で、安易に大会事業費を交付金で補填していくことは合理的ではない。また、市全体の視点に立つと、ジャパンカップサイクルロードレース大会以外の事業に予算措置を行う方が合理的な

場合も考えられる。

事業を継続するに当たり、宇都宮市は、事業費の負担拡大に歯止めが利く対応を検討し、効果的かつ効率的な予算措置を行うことが重要である。

<決算推移>

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
歳入	科目			
	J K A 補助金	48,085	50,000	36,095
	市交付金	100,000	138,750	117,000
	協賛金ほか	47,814	52,482	52,386
	計	195,899	241,232	205,481

歳出	事業費	195,047	236,497	214,711
----	-----	---------	---------	---------

収支差額	852	4,735	△9,230
------	-----	-------	--------

※平成 28 年度は、第 25 回記念大会及び宇都宮市制 120 周年記念のため、補助金及び交付金、並びに事業費が増額した。

4.2 3人制バスケットボール国際大会

4.2.1 目的

F I B A (国際バスケットボール連盟) が主催する 3 人制バスケットボールの世界大会に官民一体となって取り組むことにより、スポーツを通じたまちづくりを進めるとともに、宇都宮市を世界へ発信する。

4.2.2 事業の全体概要 (平成 28 年度・29 年度)

4.2.2.1 平成 28 年度「2016 FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters」

F I B A (国際バスケットボール連盟) が主催する 3 人制バスケットボールの世界大会「FIBA 3x3 ワールドツアーうつのみやマスターズ」および関連イベントを開催する。

(1) 大会概要

名称	2016 FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters (にせんじゅうろく フィバ スリーバイスリー ワールドツアー ウツノミヤ マスターズ)
内容	「2016 F I B A 3x3 ワールドツアーマスターズ」は、国際バスケットボール連盟が主催する国際大会であり、クラブチーム世界一を決める「ワールドツアーファイナル」への出場をかけて、世界7都市で大会が行われる。「うつのみやマスターズ」はその1つであり、アジア各地から勝ち上がった12チームがアジアエリアの代表を目指して戦う。
日程及び場所	7月30日(土) 午後3時～9時 予選リーグ(12チーム) 7月31日(日) " 決勝トーナメント(予選上位8チーム) 試合会場：バンバ市民広場及び二荒山神社参道 7月29日(金) 午後6時～8時 レセプションパーティーを開催(関係者のみ) 会場：オリオンスクエア
観戦	試合会場に特設コート及び観覧席(約800席)を設置、観戦無料、事前申込不要 試合両日とも午前10時開場
主催	F I B A (国際バスケットボール連盟)
主管	2016 FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters 実行委員会 【構成団体】 ・一般社団法人栃木県バスケットボール協会 ・株式会社栃木ブレックス ・宇都宮二荒山神社 ・NPO法人宇都宮中心商店街活性化委員会 ・宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会 ・株式会社下野新聞社 ・株式会社とちぎテレビ ・クロススポーツマーケティング株式会社 ・宇都宮市

(2) 関連イベントの概要

①マイ ウツノミヤ プロジェクト

日本国内外から多くの人々が宇都宮へ集まるこの機会に、「宇都宮の素晴らしい文化を感じてもらおう」をコンセプトに実施する、全3回の企画

(イ) 大会オリジナルクラフトビールの販売(ラベルデザイン公募及び発表会開催)

栃木クラフトビール推進協議会と連携し、宇都宮産農作物3種類(麦芽、ブドウ、アスパラガス)を使用したオリジナルビールを醸造・販売。併せて、うち1種類のビールについて、瓶ラベルデザインを公募

大会当日、試合会場で3種類のビールを販売、また、内2種類については、7月9

日（土）から、アンテナショップ「宮カフェ」、ろまんちっく村、BLUE MAGIC 等で販売開始

(ロ) シンポジウムの開催

テーマ：「スポーツの力で街を元気に！世界都市を目指してのチャレンジ！」

～2016 FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters の開催とマイ・ウツノミヤの発展の可能性～

日 時：7月2日（土）午後2時～5時

場 所：作新学院大学「作新清原ホール」

(ハ) 「3」にちなんだオリジナルメニューの販売

会場周辺の飲食店及びタウン誌「もんみや」と連携し、「3」にちなんだオリジナルメニューを販売

②当日イベント

(イ) バンパ通り会場

日 時：7月30日（土）・31日（日）午前11時30分～午後8時30分

内 容：飲食ブースと休憩スペースエリアの設置

→宇都宮の食材などを使ったメニューの提供

(ロ) オリオンスクエア会場

日 時：7月30日（土）・31日（日）午後0時～9時

内 容：大型ビジョンでのパブリックビューイングの実施

子ども向け特設キッズエリアの設置

→バスケットボール未経験者も楽しめるアクティビティ体験会の開催

(申込不要・無料)

(3) メディア情報

①F I B Aによる生中継

日 時：7月30日（土）・31日（日）午後3時～9時

内 容：大会全日程を生中継

配信先：FIBA オフィシャルユーチューブ

AbemaTV(アベマターヴィー) (無料でテレビ番組が見られるインターネットテレビ局)

→配信映像を当日イベント会場等で放映

オリオンスクエア大型ビジョン、ミヤラジ・バンパ・ビジョン (大通り)

②とちぎテレビによる生中継

日 時：7月31日（日）午後6時45分～9時15分

内 容：準決勝、決勝を生中継

4.2.2.2 平成 29 年度「2017 FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters」

(1) 大会概要

名称	2017 FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters (にせんじゅうなな フィバ スリーバイスリー ワールドツアー ウツノミヤ マスターズ)
内容	「2017 F I B A 3x3 ワールドツアーマスターズ」は、国際バスケットボール連盟が主催する国際大会であり、クラブチーム世界一を決める「ワールドツアーファイナル」への出場をかけて、世界 7 都市で大会が行われ、「うつのみやマスターズ」はその 1 つである。
日程及び場所	7 月 29 日 (土) 午後 2 時～午後 7 時 30 分 予選リーグ (12 チーム) 7 月 30 日 (日) " 決勝トーナメント (予選上位 8 チーム) 試合会場：バンバ市民広場及び二荒山神社参道 7 月 28 日 (金) 午後 5 時 30 分～午後 6 時 30 分 プレオープニングイベント (関係者のみ)
観戦	試合会場に特設コート及び観覧席 (約 880 席) を設置 ※ 昨年比約 10%増、車椅子席を新設 観戦無料、事前申込不要 試合両日とも午前 10 時開場
主催	F I B A (国際バスケットボール連盟)
主管	2017 FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters 実行委員会 【構成団体】 ・一般社団法人栃木県バスケットボール協会 ・株式会社栃木ブレックス ・宇都宮二荒山神社 ・NPO法人宇都宮中心商店街活性化委員会 ・宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会 ・株式会社下野新聞社 ・株式会社とちぎテレビ ・クロススポーツマーケティング株式会社 ・宇都宮市

(2) 関連イベントの概要

①国内トップリーグ「3 x 3 P R E M I E R . E X E (スリーバイスリープレミア エグゼ)」を開催 (7 月 8 日・9 日)

国際大会の開催に向けて機運を高めるため、オリオンスクエアで「3x3 P R E M I E R . E X E」を開催

②パブリックビューイングの実施 (7 月 29 日・30 日)

オリオンスクエア、バンバ通りにおいて、大会のライブ映像を配信し、パブリック

ビューイングを実施

- ③大会オリジナルクラフトビールの販売（7月中旬から）
宇都宮農産物をベースにした大会オリジナルクラフトビールを販売
- ④「3」にちなんだ大会オリジナル飲食メニューの販売（7月上旬から）
中心商店街 22 店舗と連携し、「3」にちなんだオリジナルメニューを販売（昨年 13 店舗）
- ⑤飲食ブースの出店（7月29日・30日）
バンパ通りにおいて、宇都宮の食材を使った飲食ブースの出店及び休憩スペースの設置
- ⑥御神輿による会場の演出（7月29日）
御神輿のお披露目による日本らしさ、宇都宮らしさの演出
- ⑦体験型イベントの実施
中心商店街協力のもと、オリオン通りでゼビオ主催（協力：吉本興業）の一般参加型のスポーツ体験イベントを実施

(3) メディア情報

①FIBAによる生中継

日 時：7月29日（土）・30日（日）午後2時～8時

内 容：大会全日程を生中継

配信先：FIBA オフィシャルユーチューブ

→配信映像を当日イベント会場等で放映

オリオンスクエア大型ビジョン

ミヤラジ・バンパ・ビジョン（大通り）

②とちぎテレビによる生中継

日 時：7月30日（日）午後6時45分～9時15分

内 容：準決勝、決勝を生中継

4.2.3 開催効果等

4.2.3.1 平成28年度「2016 FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters」

来場者数	67,400人
経済効果	約3億円
動画閲覧数	33万件（You Tube）
テレビ配信数	118か国放映
FIBA 役員の評価	「10点中10点の開催内容であった」 「世界で最も成功したマスターズであった」

4.2.3.2 平成29年度「2017 FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters」

来場者数	61,000人
経済効果	約4億円
動画閲覧数	90万件（You Tube等）
SNS閲覧数	450万件
テレビ配信数	100か国以上
FIBA 役員の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年に続き2回目の開催であるが、会場は大変盛り上がり、大成功であった。 ・市長が3x3という競技の価値を信じてくれており、3x3を牽引する情熱に感銘した。 ・宇都宮はバスケットボールに親しむ素地が整っており、市民もバスケットボールの観戦方法をよく知っていて、観客の盛り上げ方が素晴らしかった。

4.2.4 平成30年度の実施方針

4.2.4.1 世界大会等の開催

(1) 世界大会「FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters 2018」の開催

日程：プレオープニングイベント

平成30年7月27日（金）午後5時30分～午後6時30分

予戦 平成30年7月28日（土）午後2時～午後7時30分

決勝 平成30年7月29日（日）午後2時～午後7時30分

会場：宇都宮二荒山神社参道及びバンバ市民広場 ほか

(2) 国内トップリーグ「3x3.EXE PREMIER」の開催

日程：平成30年6月30日（土）・7月1日（日）

会場：オリオンスクエア

4.2.4.2 大会開催に向けた主な取組

(1) 計画的な広報活動の実施

⇒デザイン等（ポスター・リーフレット）の早期確定、中心商店街と連携したオフィシャルポロシャツの先行販売

(2) 開催費用

⇒協賛金の確保

(3) 計画的な営業活動の実施

⇒協賛メニューの早期確定及びアタックリストの作成、企業への訪問

(4) 実施体制

⇒計画的な実行委員会の開催

(5) 会場のブラッシュアップ

⇒屋根や観客席のブラッシュアップ、会場近隣に選手アップ会場の確保、雨天時におけるバックアップ会場の確保

(6) 街なかの賑わい創出

⇒会場周辺の回遊性を高めるため、中心商店街等と連携した魅力ある付帯事業の検討

4.2.4.3 取組の柱

3x3 は、都市ブランドの向上や街の賑わい創出はもちろん、青少年の仲間づくりや健全育成、スポーツにふれる機会の拡大などに資することから、本市の新たなスポーツ文化として全国に先駆けて浸透させていくため、3x3 を体験する機会を創出するとともに、気軽に親しむことができる場を提供するなど、3x3 の普及促進に総合的に取り組んでいく。

(1) 「観てもらおう」ための取組

交流人口の拡大と世界に向けた宇都宮の魅力発信を目的に、大規模国際大会である3x3の世界大会や国内最高峰の国内リーグを誘致開催する。

- ・世界大会「3x3 ワールドツアーマスターズ」の誘致開催
- ・国内トップリーグ「3x3. E X E P R E M I E R」の誘致開催
- ・「キッズフェスティバル」、「3x3 TOURNAMENT. E X E」等の一般大会開催への支援

(2) 「知って、ふれてもらおう」ための取組

小中学生をはじめ市民に3x3の魅力を知ってもらうため、各小中学校や地域スポーツクラブに対し、3x3専用ボールの配布を行う。

- ・各小中学校へ3x3専用ボールの配布
- ・栃木県バスケットボール協会やリンク栃木ブレックスとの調整
- ・地域スポーツクラブへ3x3専用ボールの配布（教育委員会）
- ・教育プログラム「元気っ子チャレンジ」への3x3メニューの新設（教育委員会）
- ・スポーツ団体や施設に対し、大会や研修会等の情報提供等（教育委員会）
- ・地域スポーツクラブの指導者に対する謝金（教育委員会）

(3) 「親しんでもらおう」ための取組

ひとり1スポーツを推進する市民スポーツの取組の一環として、まちなかや公園、学校にバスケットゴールを設置し、気軽にバスケットボールに親しむことができる場を提供する。

- ・オリオンスクエアで利用可能なバスケットゴールの仮設
- ・駅東公園や清原中央公園等へのゴールの新設（教育委員会）
- ・希望校へのゴール新設や校庭にある既存ゴールの修繕（教育委員会）

4.2.5 予算

35 款 5 項 15 目（観光費） 都市魅力創造推進費

細事業名：都市魅力創造事業

（単位：千円）

節	説明科目	内容・積算内訳等	30 年度 当初予算額	29 年度 当初予算額	29 年度 決算	予算 比較増減
11	需用費	3x3 用ボール購入費 (@5,000×3 個×93 校)	1,395	0	0	1,395
13	委託料	新たな魅力創造事業 ※ (3x3.EXE PREMIER の開催等)	20,000	20,000	2,646	0
19	交付金	FIBA 3x3 ワールドツアー宇都 宮マスタース実行委員会交付金	50,000	40,000	47,211	10,000
合 計			71,395	60,000	49,587	11,395

※平成 29 年度委託料の予算残高の一部は、ジャパンカップサイクルロード及び 3 人制バスケットボール国際大会の交付金に流用した。

4.2.6 FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters 実行委員会

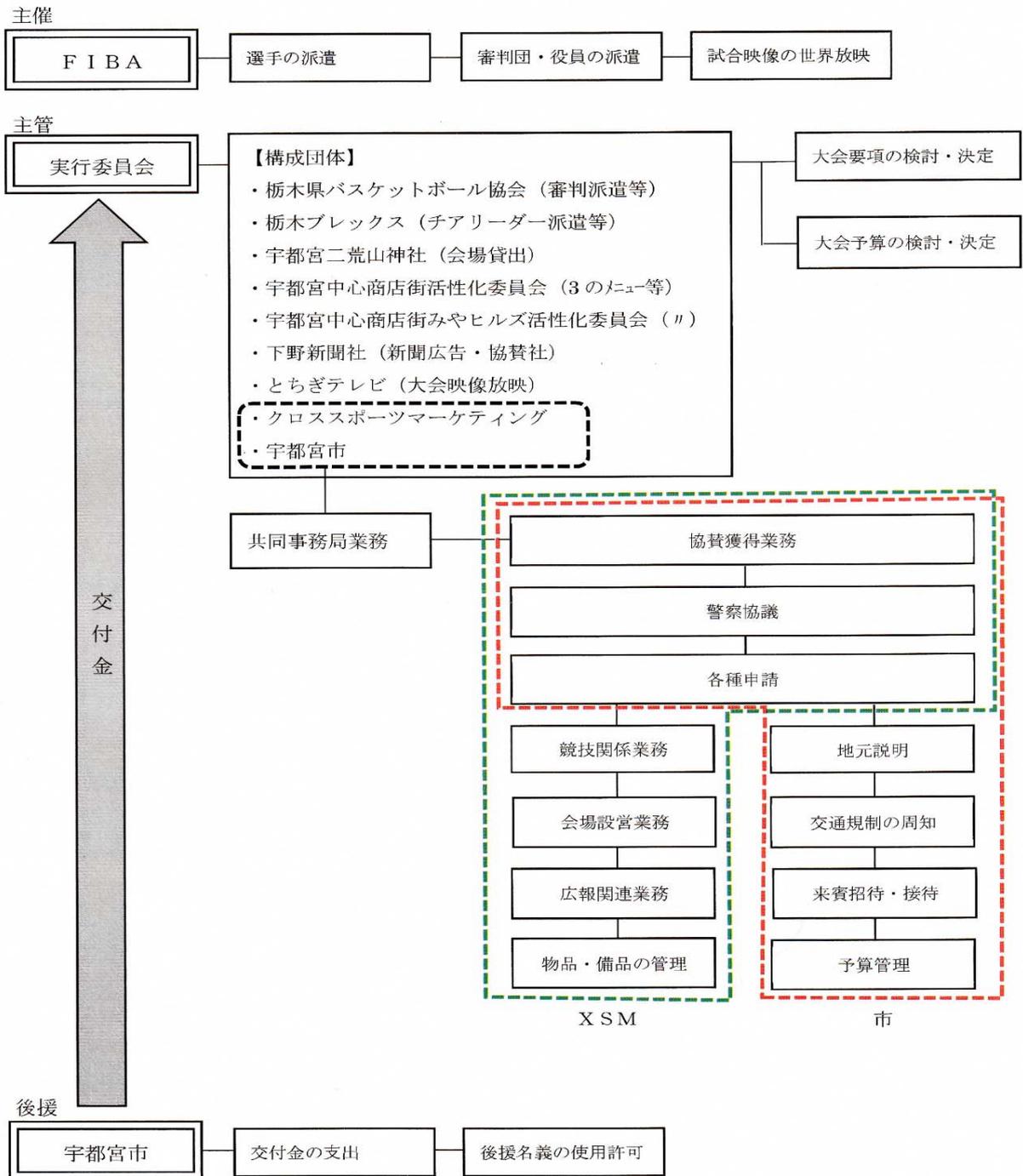
4.2.6.1 概要

目的：委員会は、FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters 開催のため、官民一体となって取り組むことによって、スポーツを通じたまちづくりを進めることを目的とする。

事務局：委員会の事務局は、クロススポーツマーケティング株式会社内に置くものとし、その職務はクロススポーツマーケティング株式会社及び宇都宮市が担う。

4.2.6.2 組織図

FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters 2018 大会運営組織図



4.2.6.3 大会予算額

参照：2017FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters 収支予算書（変更）

収入の部

（金額：税込、単位：円）

項目	内容	当初予算額 (A)	変更予算額 (B)	比較増減 (B-A)
協賛金	協賛金	30,000,000	28,389,000	△1,611,000
交付金	市交付金	40,000,000	47,211,000	7,211,000
	合計	70,000,000	75,600,000	5,600,000

支出の部

（金額：税込、単位：円）

項目	内容	当初予算額 (A)	変更予算額 (B)	比較増減 (B-A)
競技費	ライセンス料	5,200,000	5,200,000	0
	国際映像	2,300,000	2,300,000	0
	賞金	3,000,000	3,000,000	0
	関係者宿泊・移動・ビザ手配食事・他	10,500,000	10,500,000	0
運営費	制作・演出	22,000,000	22,208,000	208,000
	会場設営	13,000,000	18,392,000	5,392,000
広報費		5,000,000	5,000,000	0
事務局費	事務局経費	9,000,000	9,000,000	0
	合計	70,000,000	75,600,000	5,600,000

< 予算変更の理由 >

- ・大会の開催に向けて計画的に進めてきたが、雨天でも滞りなく大会を開催するため、緊急的な対応を行った。また、観戦者へのサービスや中心市街地の活性化を考慮し、雨天でもメイン会場での大会開催を基本に考えた。
- ・大会前日の天気予報により、当日が高い確率で雨天と予想されたため、急遽、運営事務局で雨天対応に係るスタッフを増員したほか、現場でのFIBAからの緊急の指示に対応するため、緊急的な経費を計上した。

< 補助事業等変更の理由 >

- ・大会の主催者である国際バスケットボール連盟（FIBA）から、雨天時のバックアップ会場であるブレックスアリーナ宇都宮（宇都宮市体育館）にも完璧な設えを希望され、当日の現場において緊急な対応が求めていることから、事業計画（会場設営）に変更が生じた。

< 変更前 > 40,000,000 円

< 変更後 > 47,211,000 円

4.2.6.4 決算額

参照：「2017 FIBA 3x3 ワールドツアーうつのみやマスターズ」収支決算

収入の部

(金額：税込、単位：円)

項目	内容	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)
協賛金	協賛金	25,189,000	22,207,501	△ 2,981,499
交付金	市交付金	47,211,000	47,211,000	0
負担金	X S M社負担金	3,200,000	6,439,006	3,239,006
合計		75,600,000	75,857,507	257,507

支出の部

(金額：税込、単位：円)

項目	内容	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)
協議運営費 (FIBA への支払)	大会ライセンスフィー	5,175,000	5,673,812	498,812
	大会賞金	2,875,000	3,466,756	591,756
	国際映像等制作	2,300,000	2,283,100	△ 16,900
	選手等交通費・宿泊費	10,650,000	9,239,446	△ 1,410,554
	小計	21,000,000	20,663,114	△ 336,886
大会運営費	会場設営費・運営費	16,680,000	22,510,268	5,830,268
	制作費・演出費	21,600,000	23,428,138	1,828,138
	小計	38,280,000	45,938,406	7,658,406
広報宣伝費	大会記録映像製作費	1,458,000	1,306,800	△ 151,200
	放映料、ポスター、チラシ制作費等	5,142,000	7,949,187	2,807,187
	小計	6,600,000	9,255,987	2,655,987
企画運営費	企画運営費	9,720,000	0	△ 9,720,000
合計		75,600,000	75,857,507	257,507

(単位：円)

収入総額	75,857,507
支出総額	75,857,507
差引残高	0

4.2.7 市交付金

宇都宮市は、FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters 実行委員会に対して、大会の質の向上と充実を図り、宇都宮市の魅力を世界に発信するとともに、スポーツを通じた中心市街地の活性化やホームタウンスポーツであるバスケットボールの普及促進及び交流人口の拡大に寄与することを目的に、当該実行委員会に交付金を交付している。

4.2.8 監査手続

事業概要を把握し、法令・要綱・支出負担行為など関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

4.2.9 監査の結果

4.2.9.1 予算変更の理由について（指摘）

交付金の追加交付に関して、事業予算の変更理由が実態と整合していない。

この点について、実行委員会は、変更の理由は次の雨天時の緊急対応に備えた事業費の増加を理由としている（「4.2.6.3 大会予算額」参照）。また、雨天及びFIBAによる緊急対応費用として次の項目を記載した資料を添付している。

- ・補助事業等変更申請書添付資料を基に監査人が作成（単位：円）

運営・制作・演出費用	1,657,744
その他	80,464
会場設営費/運営費	4,938,644
合計（税抜）	6,676,852
合計（税込）	7,211,000

しかし、変更予算に基づき追加交付した7,211,000円のうち、事業費の増加分は5,600,000円であり、残りの1,611,000円は協賛金の不足分である。つまり、予算変更の実態は、事業費の増加だけでなく、協賛金の不足、すなわち収入減少による予算不足に対する予算措置といえる。交付金を追加交付するための予算変更の理由は、その必要性が生じた実態に整合したものにすべきである。

- ・「4.2.6.3 大会予算額」より一部抜粋

項目	当初予算額（A）	変更予算額（B）	比較増減（B-A）	
収入 協賛金	30,000,000円	28,389,000円	△1,611,000円	収入減少
支出 総事業費	70,000,000円	75,600,000円	5,600,000円	支出増加
差引	△40,000,000円	△47,211,000円	△7,211,000円	予算不足

4.2.9.2 協賛金に関する責任の明確化（指摘）

協賛金は、予算額を目標として宇都宮市とクロススポーツマーケティング㈱が分担して募集し、その目標金額は、収支予算を作成する段階において、両者の話し合いで設定している。

しかし、その目標金額や各自の募集目標について、文書による取決めがなされていない。

平成29年度において、クロススポーツマーケティング㈱は、変更予算時に自己負担することとした3,200千円に募集の不足分2,982千円及び事業費増加分257千円を加算して自己負担実績額6,439千円を支出している。宇都宮市は、協賛金について募集額を確定額としているが、実質的に交付金を増額して補っている。（「4.2.9.1 予算変更の理由について（指摘）」参照）

協賛金は、事業費の市負担額を決める重要な要素であるため、その取決めについては契約書などの文書により責任を明確にしておくべきである。

4.2.9.3 業務分担に関する責任の明確化（指摘）

実行委員会は、宇都宮市とクロススポーツマーケティング㈱が、共同事務局業務を行っている。大会組織運営図によると宇都宮市とクロススポーツマーケティング㈱の役割は、次のとおりである。

共通	宇都宮市	クロススポーツマーケティング㈱
----	------	-----------------

<ul style="list-style-type: none"> ・協賛獲得業務 ・警察協議 ・各種申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元説明 ・交通規制の周知 ・来賓招待・接待 ・予算管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・競技関係業務 ・会場設営業務 ・広報関連業務 ・物品・備品の管理
---	--	--

この点について、平成 28 年度及び平成 29 年度は、業務分担に関する文書を取り交わしていなかった。事業を継続していく中で、経験のある担当者の異動や業務運営の変更によって、業務分担が曖昧になる可能性が考えられる。そのため、覚書等を締結し、互いの役割と責任の所在を明確にすべきである。

4.2.9.4 総事業費の負担と上限の明確化（意見）

事業費負担の取決めについて、宇都宮市、クロススポーツマーケティング㈱及びFIBAの間で文書化し明確にすべきである。

宇都宮市は、事業費が予算を超過しないように、実行委員会の事務局である宇都宮市とクロススポーツマーケティング㈱で執行状況の進捗管理を行っている。しかし、予算を超える事業費が発生した場合に、宇都宮市が負担すべきものかどうか、また、その支出額の上限について明確になっていない。

事業を継続するに当たって、収入減少や支出増加が生じた場合に事業費をどのように確保し、関係者間でどのように負担していくか明確にすべきである。また、契約書など文書化すべきと考えられる。

4.2.9.5 収支予算と収支決算の整合性について（意見）

収支予算と収支決算の項目が整合していない。（「4.2.6.3 大会予算額」及び「4.2.6.4 決算額」参照）

この点について、収支予算書では「負担金」という項目はない。しかし、収支決算書において、「負担金」が予算額 3,200,000 円及び決算額 6,439,006 円と記載されている。この点について、担当者に質問したところ、「負担金」は、協賛金のうちクロススポーツマーケティング㈱の自己負担を表す項目であるとの説明であった。

収支予算の段階は協賛金としている項目を収支決算において別項目で表記することは、協賛金の予算実績が明瞭にならず、収支決算書の利用者に誤解を与える可能性がある。収支予算と決算の書類が整合するよう記載すべきであると考えられる。

例えば、次のような記載方法が考えられる。

収入の部 (金額：税込、単位：円)

項目	内容	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)
協賛金	募集額	25,189,000	22,207,501	△ 2,981,499
	クロススポーツマーケティング㈱負担金	3,200,000	6,439,006	3,239,006
交付金	市交付金	47,211,000	47,211,000	0
合計		75,600,000	75,857,507	257,507

4.3 公益財団法人大谷地域整備公社運営費補助金

4.3.1 目的

採取場跡地観測システムの運営など大谷地域の安全対策を推進する（公財）大谷地域整備公社の運営費を補助することにより、大谷地区における陥没事故等による被害を未然に防止し安全を確保するとともに、採取場跡地の安全対策を総合的に推進し地域経済の活性化を図るもの

4.3.2 事業の概要

4.3.2.1（公財）大谷地域整備公社の概要

- ・平成元年2月10日 坂本地区で大陥没事故が発生
- ・平成2年3月26日 採取場跡地の安全対策を総合的に推進し、地域経済の発展に寄与するため「大谷地域整備公社」を設立
 - ※設立参加者：栃木県、宇都宮市、大谷石材協同組合
 - ※基本財産：5千万円（県3千万円、市1千5百万円、組合5百万円）
 - ※基金：20億円
- （大谷石採取場跡地安全基金：県15億円（内7億5千万円は国庫補助）、市5億円）
- ・平成24年4月1日 公益財団法人に移行
- ・職員数：3名（県OB2名、市OB1名）

4.3.2.2 大谷地域整備公社の事業内容

- ・大谷石採取場跡地観測システムの維持管理・運営（地震計97箇所、自動水位計6箇所）
- ・採取場跡地の安全対策事業に関する債務保証
- ・採取場跡地の安全対策に関する指導・助言
- ・空洞補完調査（ボーリング調査等）、調査研究事業（ステレオカメラ撮影及び音響探査等）

4.3.3 平成29年度の実績

○観測システム管理・運営事業

- ・観測システム（システム機器の保守管理・振動、雨量・地下水位等の観測・解析）
- ・空洞補完調査（ボーリング調査等）
- ・信号伝送ケーブル改修（改修延長 約3km）

○調査研究事業

- ・採取場跡地の観察（ステレオ写真撮影等）

4.3.4 予算

35 款 5 項 10 目 (大谷振興費)

(単位：千円)

節	説明科目	内 容	29 年度当 初予算額	29 年度 決算見込	比較増減
19	補助金	運営費補助金	33,230	33,230	0

4.3.5 補助事業 (公社の管理運営等) に要する経費配分 (平成 29 年度)

(単位：円)

事業項目 (科目)	補助事業に要 する経費	左の負担区分		
		市補助金	その他	
			特定	一般
法人会計 管理費	3,005,833			3,005,833
1 人件費	1,369,833			
2 管理費	1,636,000			
計	3,005,833	0	0	3,005,833

(単位：円)

事業項目 (科目)	補助事業に要 する経費	左の負担区分		
		市補助金	その他	
			特定	一般
公益目的事業会計事業費				
1 債務保証事業	1,319,833			
(1) 人件費	1,171,833			
(2) 管理費	148,000			
計	1,319,833	332,176	664,351	323,306
2 観測システム 管理・運営事業	103,330,015			
(1) 事業費	103,330,015			
計	103,330,015	26,741,366	53,380,733	23,207,916
3 調査研究事業				
(1) 事業費	1,677,833			
計	1,677,833	419,458	838,916	419,459
4 公社等交付金 振替 (人件費)	9,455,000	5,737,000	3,718,000	
小計 (1+2+3+4)	115,782,681	33,230,000	58,602,000	23,950,681
合計	118,788,514	33,230,000	58,602,000	26,956,514

※補助金等交付申請書添付書類「事業計画書 4 補助事業 (公社の管理運営等) に要する経費配分」より監査人作成

※特定：県補助金

※一般：公社の自主財源

4.3.6 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

4.3.7 監査の結果

4.3.7.1 市補助金の算定における不備（指摘）

（公財）大谷地域整備公社は、補助金等の交付申請時に、事業計画書及び収支予算書を提出している。その中の「補助事業（公社の管理運営等）に要する費用配分」で、市補助金で負担する金額が算定されている。

市補助金の算定について、担当者に質問したところ、公益目的事業会計の事業費（減価償却費を除く）から、公社職員の給与相当分、基金等の運用益を差引いた金額の3分の1に市負担分の職員給与相当分を加えた額を市の補助負担としているとの説明があった。

また、この点について、担当者より次の算定式が提示された。

- ◎補助金算定式
- ・総事業費
内訳 内、法人会計
内、公益目的事業会計【①】
(内、公社職員の給与相当分 県【②】、市【③】)
 - ・基金運用益【④】
 - ・補助対象事業費 $(① - ② - ③ - ④) = 【⑤】$
 - ・市支出（事業費） $⑤ \times 1 / 3 = 【⑥】$
 - ・県支出（事業費） $⑤ \times 2 / 3 = 【⑦】$
 - ・市補助金額 $(⑥ + ③) = 【⑧】$
 - ・県補助金額 $(⑦ + ②) = 【⑨】$

しかし、市において、上記の算定式による検証手続の記録が残されていないため、客観的な検証が行われているか確認できなかった。補助金の申請時及び実績報告において、市補助金の算定過程を文書化するなど客観的な検証や明瞭な説明ができるように改善し、検証可能性を確保すべきである。

5. 農業企画課

5.1 決算の推移

農業企画課に係る過去5年間の決算の推移は、次のとおりとなる。

【単位：千円】

項目	年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
農業総務費	農業企画費	22,289	25,241	12,474	12,370	15,149
	農業公社費	22,181	22,520	24,537	25,808	26,099
	地産地消推進費	-	-	170	170	170
	担い手育成支援費	39,913	52,446	99,005	95,718	95,396
	農業施設管理費	11,202	22,746	22,839	23,442	23,328
	農業施設整備費	-	20,862	14,675	-	28,561
	農業施設維持費	353	744	1,518	1,464	152
	項目計	95,938	144,560	175,218	158,972	188,855
農業振興費	農業金融対策費	2,370	1,929	1,435	1,110	874
	水田農業振興費	117,722	111,677	119,962	126,537	69,943
	項目計	120,092	113,606	121,398	127,647	70,817
畜産業費	畜産振興費	-	-	-	-	18,457
	項目計	0	0	0	0	18,457
農地費	ほ場整備費	82,524	108,560	176,468	146,746	149,651
	農道整備費	127,153	124,363	100,399	114,724	114,957
	農村環境保全費	32,358	38,596	178,441	167,636	200,902
	項目計	242,035	271,519	455,308	429,106	465,510
農業企画課所管 合計		458,065	529,684	751,925	715,726	743,639

農業総務費のうち、担い手育成支援費については、平成26年度に52百万円であったが平成27年度では99百万円となっている。これは補助金の中の機構集積協力金について平成26年度に3百万円だったものが、平成27年度には50百万円になったためである。

農業振興費のうち水田農業振興費の主な内容は水田農業構造改革事業交付金である。畜産業費について平成29年度に計上されているものは、新食肉センター整備事業費補助金である。

農地費のうち平成27年度の増加分は多面的機能支払交付金である。

5.2 企画調整グループの主な事業

5.2.1 宇都宮市農業振興対策会議の運営

市長の諮問に応じ、総合農政の推進、農業地域の整備、農業構造改善事業の促進等農業振興対策に関する重要事項を調査審議している。

5.2.2 宇都宮市農業再生協議会の運営

宇都宮市農業再生協議会の運営は、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興、コメの需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、担い手の確保・育成、耕作放棄地の再生利用、農地の利用集積等に資することを目的としている。

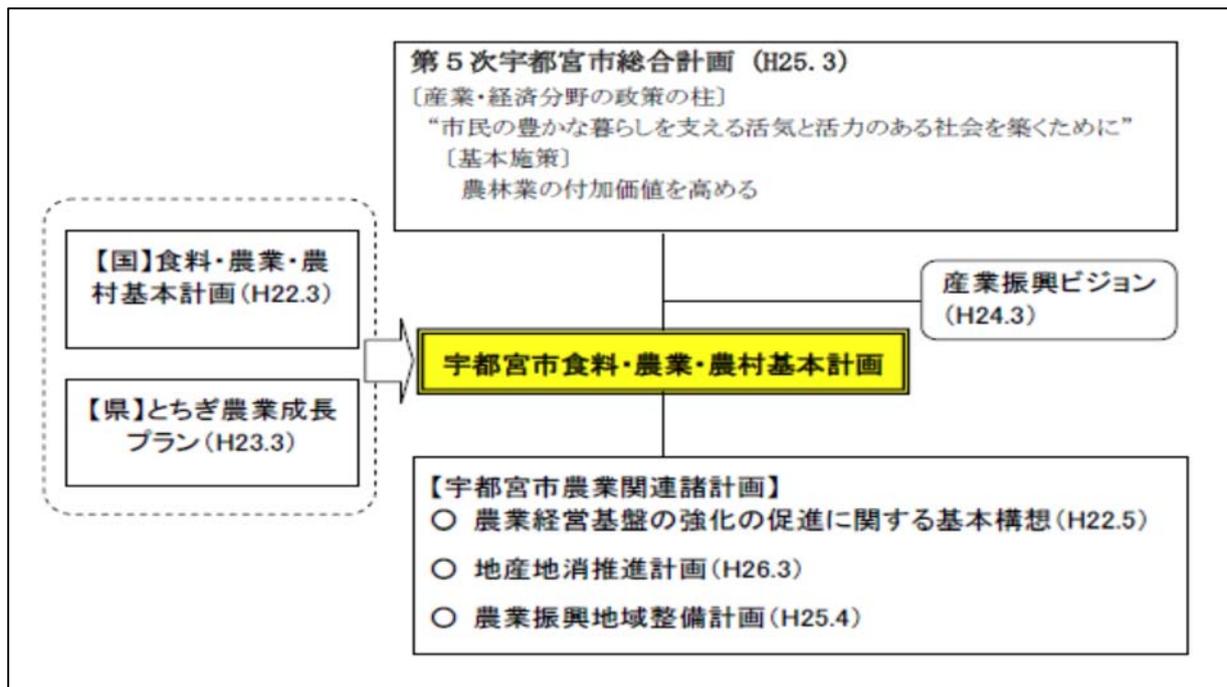
5.2.3 第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画（以下「本計画」とする）の見直し

5.2.3.1 本計画見直しの経緯

前回の計画改定（平成21年3月）から5年が経過する中で、本市では、農業従事者の高齢化、担い手不足を補うことは難しく、持続可能な農業の実現に向けた生産基盤が急速に弱体化している。こうした中、東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の放射能事故を経験し、これまで以上に市民の食の安全・安心に対する意識が高まりを見せており、また、農業が持つ多面的機能が注目されるなど農業に対する関心が高まりを見せている。

また、本計画の上位計画である「第5次宇都宮市総合計画」（平成25年3月）が改定され、さらに、国の「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月）や栃木県農政の基本指針である「とちぎ農業成長プラン」（平成22年3月）など関連諸計画が新たに策定されている。

（各種計画の関係）



こうした動きの中で、本市が目指す持続可能な農業を確実に実現するためには、上位計画等との整合を図りつつ、本市農業が抱える課題等に迅速かつ効果的に対応できる施策に総合的・計画的に取り組む必要があることから、前計画の計画期間満了に合わせ、今後10年間の本市の食料・農業・農村を総合的・計画的に振興するための指針として、新たな計画（第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画）が策定された。

5.2.3.2 前計画の評価及び課題と本計画での対応

(1) 前計画で掲げた指標の達成状況

前計画では「農業産出額」と「認定農業者平均所得」を成果指標としている。

	平成18年度 実績	平成25年度 目標	平成24年度 実績
農業産出額	19,790百万円 (基準)	20,450百万円 (103.3%)	19,380百万円 (97.9%)
認定農業者 平均所得	770万円 (基準)	800万円 (103.9%)	680万円 (88.3%)

各種成果指標は未達成となっており、原因は本市農業生産額の約4割を占める米の価格低迷が大きく影響したと分析している。

(2) 本市農業の重要課題

前計画の評価と本市農業の特徴を踏まえ、本計画の策定に当たり本市農業の重要課題を次のように設定している。

- ①地域の状況や営農方向に応じた「担い手の確保・育成」
- ②農地を適正かつ効率的に利用する「戦略的農地利用の推進」
- ③稲作中心から収益性の高い農業へ「生産構造の転換」
- ④市場ニーズ把握から生産・流通・販売を一体的に進める「市場ニーズを捉えた販売戦略の構築」
- ⑤将来にわたり人と環境に優しい「環境保全・資源循環型農業の促進」
- ⑥市民の農に対する理解を高める「“わが村”意識の醸成」

(3) 本計画の基本施策

本計画では、本市農業の重要課題を踏まえて、次のように基本施策を設定している。

基本目標	基本施策	個別施策
基本目標Ⅰ 生産力の向上	基本施策1 地域に必要な担い手の確保	(1) 地域の中心となる担い手の確保 (2) 将来の担い手の確保 (3) 女性や高齢者等への農業への参画促進
	基本施策2 強くやさしい担い手育成	(1) 農業経営力の向上 (2) 効率的な生産技術の導入促進 (3) 安全と環境に配慮した農業への参画促進
	基本施策3 生産性・効率性の高い生産基盤の整備	(1) 戦略的な農地利用の推進 (2) 優良農地の確保・保全 (3) 農業生産施設等の効率化
基本目標Ⅱ 販売力の向上	基本施策1 市民と農家を結ぶ地産地消の強化	(1) 市内マーケティングの強化 (2) 手に入れやすい仕組みづくり (3) 市民が支える仕組みづくり
	基本施策2 流通・販売戦略の構築	(1) 多様な販売チャネルの導出 (2) 安全・安心の見える化 (3) 情報発信力の強化
	基本施策3 市場を意識した農産物の生産振興	(1) ブランド商品の生産振興 (2) 需要に応じた農産物の生産振興
基本目標Ⅲ 地域力の向上	基本施策1 持続可能な営農環境の形成	(1) 多面的機能の維持・向上 (2) 農村生活環境の整備・保全
	基本施策2 農業・農村の魅力発信	(1) 農育・食育の推進 (2) 都市と農村の交流促進

5.2.3.3 更なる改定の必要性

前述のとおり本計画は、本市の農業・農村を総合的かつ計画的な振興を図る上での指針となっている。しかし、本計画の上位計画である「第6次宇都宮市総合計画」が策定されるとともに、「うつのみや産業振興ビジョン」が改定され、さらに、関連計画として国の「食料・農業・農村基本計画」の改定（平成27年3月）や、県の「とちぎ農業“進化”躍動プラン」の策定（平成28年3月）なども行われており、これらの上位計画等との整合を図る必要がある。

このため平成30年度においては、関係課で構成する「食料・農業・農村基本計画策定委員会」を設置し、原案の作成が行われている。

5.2.3.4 監査手続

本計画の改定の経緯と策定された施策を確認し、前計画に対する評価とその改善に向けた施策に矛盾が無いか検証した。

5.2.3.5 監査の結果

監査の手続を実施した結果、特に問題はなかった。

5.2.4 水田フル活用ビジョンの策定

水田フル活用ビジョンは、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物生産の設計図となるものであり、地域の水田における作物ごとの取組方針・作付予定面積、産地交付金の活用方法等を明らかにし、地域で共有することで、産地づくりに向けた取組をさらに推進することを目的とする。

平成29年6月の戦略会議においてビジョンの方向性を検討し、平成30年2月の宇都宮市農業再生協議会総会にて、市ビジョン及び産地交付金の活用方法等を決議する。

5.2.5 宇都宮市都市農業振興基本計画の策定

「都市農業振興基本計画」は、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定める計画である。

平成27年4月の都市農業振興基本法制定以降、宇都宮市都市農地のあり方検討協議会を設立して検討を行ってきた。平成30年度においては、「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」の見直しにおいて、庁内策定委員会を開催し、新たに都市農業振興に関する取組方針の原案を作成するとともに、農業振興対策審議会への諮問、答申を踏まえながら、「宇都宮市都市農業振興基本計画（地方計画）」として、「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」に盛り込むものとしている。

5.2.6 株式会社栃木県畜産公社への関与

5.2.6.1 株式会社栃木県畜産公社の概要

株式会社栃木県畜産公社（以下、「畜産公社」とする。）は、生産者から家畜生体（牛・豚）を預かって枝肉に加工処理し、食肉市場等を介して消費者に流通させる役割を持つ。

畜産公社は、宇都宮市今泉町で設立され、施設の狭隘化・老朽化対策のために昭和53年に現在の宇都宮市川田町に移転した。

宇都宮市は、宇都宮市食肉地方卸売市場を運営していたが、赤字運営が続いていたことか

ら、平成 12 年 4 月に同事業の撤退を決定し、運営の効率化に向けて、畜産公社が食肉卸売市場の運営を引き継ぐこととなった。

項目	内容
設立	・昭和 39 年 11 月（食肉市場等の開設・設置に合わせて設立）
出資金	・40,200 千円 栃木県 1/6 宇都宮市 1/6 全農とちぎ 1/3 栃木県食肉生活衛生協同組合 1/3 ・9 億 6,720 万円（平成 29 年 6 月に増資）
事業内容	・宇都宮市食肉地方卸売市場の開設運営 ・と畜場の設置運営及びと畜解体 ・家畜及び食肉の委託販売
株主	・栃木県、県内全市町、県内全 J A、全国農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、栃木県開拓農業協同組合、酪農とちぎ農業協同組合、栃木県酪農業協同組合、栃木県食肉生活衛生同業組合、農林中央金庫（以上 43 団体）

5.2.6.2 宇都宮市の畜産公社への関与

平成 12 年 4 月に畜産公社が食肉卸売市場の運営を引き継ぐに当たり、市は畜産公社に対して土地・建物等の市有財産の無償貸付の支援を行った。この経緯を踏まえて、市は畜産公社への支援の度合いを弱めつつも、引き続き将来にわたる健全な経営の確保に配慮した支援を行う方針としている。

具体的には、市有財産については、畜産公社は黒字経営であることから、これまでの無償貸付から一定の負担を求めるものとし、施設整備費については、国・県や関係市町村等とともに、家畜のと畜解体や食肉の流通などに関する本市の受益に応じた支援を行うものとしている。

宇都宮市の畜産公社への支援の経過は以下のとおりである。

平成 12 年 4 月	畜産公社に食肉市場等運営の移管に伴い、5 年間の市有財産の無償貸付契約
平成 17 年 4 月	5 年間の市有財産の無償貸付契約延長（経営基盤が弱いため） 冷凍施設等整備への助成
平成 21 年 6 月	関係課による市有財産の取扱いなど畜産公社への関与のあり方を検討
平成 22 年 3 月	一部有償貸付契約を締結（建物等：無償貸付、土地：有償貸付 50%減免）
平成 27 年 4 月	5 年間の市有財産の一部有償貸付契約更新

5.2.6.3 畜産公社の財務内容

畜産公社の過去3期の財務内容は、以下のとおりである。

【単位：千円】

勘定科目	H28/3期	H29/3期	H30/3期
現金預金	596,154	496,329	1,215,243
売掛金	123,092	148,479	136,757
その他流動資産	51,236	54,627	130,771
流動資産 計	770,482	699,435	1,482,770
建物・付属・構築物	93,078	81,730	71,003
機械・車両・備品等	31,807	74,853	59,323
建設仮勘定	3,000	65,970	1,254,638
有形固定資産 計	127,885	222,553	1,384,964
無形固定資産 計	514	440	818
投資その他の資産 計	413	372	300
固定資産 計	128,812	223,365	1,386,083
資産の部 合計	899,294	922,800	2,868,853

勘定科目	H28/3期	H29/3期	H30/3期
売上高	831,129	862,078	855,657
売上総利益	831,129	862,078	855,657
人件費 計	321,586	342,125	351,009
水道光熱費	154,904	153,738	168,240
諸営業費	280,834	285,918	277,784
減価償却費	25,356	29,827	30,687
販管費 計	782,679	811,608	827,719
営業利益	48,449	50,471	27,938
営業外収益	10,060	8,649	7,328
営業外費用	2,910	1,976	5,581
経常利益	55,599	57,143	29,684
特別利益	0	0	1
特別損失	1	29	0
税引前当期純利益	55,598	57,114	29,685
法人税等	18,896	17,019	11,185
法人税等調整額	△ 1,065	759	△ 833
当期純利益	37,767	39,336	19,334

勘定科目	H28/3期	H29/3期	H30/3期
短期借入金	57,200	54,400	50,000
未払金	42,416	52,432	1,063,626
その他流動負債	50,334	37,567	36,373
流動負債 計	149,950	144,400	1,149,999
長期借入金	4,400	0	0
その他固定負債	143,520	137,640	131,760
固定負債 計	147,920	137,640	131,760
負債の部 合計	297,870	282,040	1,281,759
資本金	40,200	40,200	967,200
利益剰余金	561,224	600,560	619,894
純資産の部 合計	601,424	640,760	1,587,094
負債・純資産の部合計	899,294	922,800	2,868,853

平成30年3月期に新食肉センターの建設のため927百万円の増資を行っている。

5.2.6.4 新食肉センター整備計画

栃木県内には平成27年12月時点まで3か所の食肉センターがあったが、いずれの施設も老朽化が進み、衛生面で問題が生じていた施設もあったため、平成25年3月に県が「栃木県食肉流通合理化計画」を策定し、県内の食肉センターは一つに統合し、整備地域は県央地域が望ましいとの結論に至った。これを受けて、平成27年3月に食肉センター整備検討協議会が「新たな食肉センターの整備基本構想」を策定し、芳賀町に総整備費124億円、運転資金6億円により、新たな食肉センターが整備されることとなった。

整備費については、畜産公社自己負担分に加え、施設利用者とともに国、県、市町などの行政にも支援を求められることとなり、運転資金についても、現出資者への増資要請に加え、県内市町や生産者団体、食肉事業者等へも幅広い出資が求められることとなった。

5.2.6.5 新食肉センター整備支援等事業

整備費については、整備総額のうち国庫補助金を差し引いた 11,872 百万円を民間と行政が等分負担する。行政の負担額は、県 5 分の 4、市町 5 分の 1 とし、各市町の負担額は人口割で按分することとなった。宇都宮市の負担額は、平成 29 年度が 18,457 千円、平成 30 年度が 54,773 千円、平成 31 年度が 82,670 千円の合計 155,900 千円となった。以上の負担関係を図示すると、以下のとおりである。

(整備費の負担割合)

整備費 124 億円	国 約 4 割 国庫補助金 「加工施設再編等緊急対策事業」		
	行政 約 3 割	県 4/5	
		市町 1/5	各市町 人口割
	民間 約 3 割		

また、運転資金の必要額は 600,000 千円だが、このうち 300,000 千円を自己調達、300,000 千円を行政が負担することになり、各市町の負担額は市町区域内の牛・豚の飼育頭数を基準に按分することとなった。宇都宮市の負担額は 6,500 千円となったが、既に 6,700 千円を出資していることから、運転資金に対する負担は行わないこととなった。以上の負担関係を図示すると、以下のとおりである。

(運転資金の負担割合)

運転資金 6 億円	行政 1/2	県 1/2	
		市町 1/2	各市町 牛豚飼育頭 数により 4 段階に区分
	民間 1/2		

5.2.6.6 監査手続

新食肉センターの整備費及び運転資金に関して関係資料の確認を行い、宇都宮市の負担額の妥当性等について検証を行った。

5.2.6.7 監査の結果

監査の手続を行ったが、特に問題はなかった。

5.3 担い手・農地調整グループの主な事業

5.3.1 担い手育成支援費

担い手育成支援費の過去5年間における決算額の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

施策名		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
担い手育成支援費	地域農業担い手認定専門委員会等委員報酬	147	580	248	285	258	
	新規就農者の確保・育成に要した費用	454	375	436	372	365	
	集落営農組織の法人支援に要した経費	-	876	762	540	340	
	人・農地プランの作成に要した経費	264	-	-	-	-	
	補助金	担い手育成総合支援事業補助金	962	1,029	1,744	1,463	7,283
		新規就農者生活資金貸付事業補助金	1,800	1,200	360	960	1,080
		農地の守り手農業機械等導入支援事業補助金	-	-	1,860	1,860	1,891
		経営体育成支援事業補助金	2,864	1,813	12,198	1,956	4,081
		補助金 計	5,626	4,042	16,162	6,239	14,335
	交付金	青年就農給付金	27,000	41,250	30,000	43,673	-
		農業次世代人材投資資金	-	-	-	-	50,558
		農地集積協力金	6,100	-	-	-	-
		機構集積協力金	-	3,402	50,240	41,092	27,932
		担い手育成金	-	-	-	2,400	-
交付金 計	33,100	44,652	80,240	87,165	78,490		
事務費	322	2,024	1,157	1,116	1,609		
担い手育成支援費 合計		39,913	52,548	99,005	95,718	95,396	

担い手育成支援費の中で金額的に主要なものは、青年等就農計画制度（認定新規就農者）により給付される青年就農給付金（平成29年度から農業次世代人材投資資金）と、農地中間管理機構を通じた農地集積の際に交付される機構集積協力金（平成25年度までの農地集積協力金に相当）である。

5.3.2 青年等就農計画制度

5.3.2.1 事業の概要

就農を希望する青年等が自らの作成した就農計画を市が認定することで、就農希望者の就農意思をより確実なものにするるとともに、農業経営の計画的な取り組みによる円滑な就農を助長する。併せて、関係機関・団体においては、就農前後に濃密で計画的な支援・指導が可能となる。

平成26年度から「農業経営基盤強化促進法」の中に、「青年等就農計画制度」を創設し、計画の認定主体を市町村とすることにより、定着後の農業経営改善計画制度（認定農業者制度）と一貫した担い手の育成を図るとともに、就農当初に必要な営農資金の融資や農地の手当などの支援を講じることになった。

5.3.2.2 主な支援策

主な支援策としては、①農業次世代人材投資資金（経営開始型）、②農業制度資金の活用、③農地集積の促進、④経営所得安定対策がある。

このうち、特に市の予算措置が行われているのは①農業次世代人材投資資金（経営開始型）である。この制度は、一定の要件を満たす新規就農者に、農業経営を開始してから経営が安

定するまで最長5年間、年間最大150万円（半年ごとに75万円）を交付（独立・自営時の年齢が45歳未満）する制度である。

各年度における認定年度別の支給人数と支給額の推移は、次のとおり。

支給年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
承認年度					
H24年度	13	9	4	1	1
H25年度	6	5	5	3	3
H26年度	-	7	7	6	6
H27年度	-	-	14	13	10
H28年度	-	-	-	7	8
H29年度	-	-	-	-	9
支給人数（人）	19	21	30	30	37
支給額（千円）	27,000	29,250	30,000	43,673	50,558

上記のとおり、支給対象人数及び支給額は増加している。

5.3.2.3 監査手続

(1) 認定新規就農者に対する認定手続及び支給手続の妥当性について

平成29年度の支給人数は37名うち、平成29年度において新規に認定された認定新規就農者9名について認定手続及び支給手続の準拠性を検証した。

	氏名	青年等 就農計画	青年等 就農計画 調査票	認定決裁日	次世代人材 投資資金 申込書	次世代人材 投資資金 支給決裁書
1	A氏	○	○	H28.9.29	H29.7.12	H29.9.28
2	B氏	○	○	H28.9.29	H29.7.19	H29.9.28
3	C氏	○	○	H29.3.24	H29.7.20	H29.9.28
4	D氏	○	○	H28.9.29	H29.7.21	H29.9.28
5	E氏	○	○	H28.9.29	H29.7.24	H29.9.28
6	F氏	○	○	H29.3.24	H29.7.24	H29.9.28
7	G氏	○	○	H29.3.24	H29.7.24	H29.9.28
8	H氏	○	○	H29.3.24	H30.1.16	H30.2.28
9	I氏	○	○	H29.3.24	H30.1.30	H30.2.28

(2) 施策の効果の妥当性について

平成 24 年度に認定を受けた者に対する支給人数が年々減少しているため、施策の効果等について検証を行った。

	申請時の年齢	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
							停止理由		
							期間満了	収入要件	その他
24年度 支給 開始	20代	2	1	1	1		2	-	-
	30代	9	8	5	1	1	8	-	1
	40代	4	4	3	2		4	-	-
	計	15	13	9	4	1	14	-	1

支給対象者減少理由を確認したところ、15人中14人が期間満了に伴う支給の終了である。期間満了以外に1名、支給終了となった者がいるが、経営開始後3年で生産物の収量・販売額ともに当初の計画を上回り経営が安定してきたため、本人から中止の届出を受け、支給を中止しているものであった。

5.3.2.4 監査の結果

(1) 認定新規就農者に対する認定手続及び支給手続の妥当性について

上記手続について、特に問題はなかった。

(2) 施策の効果の妥当性について

新規就農者に対する交付金の支給人数は、新規就農者支援事業が始まった平成24年度から年々増加し、平成29年度は37名に対して交付金が支給されており事業の目的である新規就農者の確保・育成に効果が認められ、特に問題はなかった。

5.3.3 農地中間管理機構を通じた農地集積

5.3.3.1 事業の概要

機構集積協力金交付事業とは、農地中間管理機構（農地集積バンク）を通じて農地集積に協力する農業者等に協力金を交付することにより、地域農業の担い手への農地集積・集約化を加速するために行うものである。この農地中間管理機構とは、農業の競争力強化のために必要不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するために設立された機関である。その主な役割は次のとおり。

- (1) 分散・錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合や耕作放棄地等について借受けを行う。
- (2) 必要に応じて基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまった農地を利用できるよう配慮して貸付を行う。
- (3) 当該農地を農地として管理する。
- (4) 業務の一部を市町村等に委託し、機構を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進する。

5.3.3.2 機構集積協力金の種類

機構集積協力金は次のものがある。

	支給対象者	要件	交付単価 (H29 年度)
地域集積協力金	・市町村内の「地域」	・「地域」内の農地の一定割合(集積率)以上が機構に貸し付けられていること。	集積率 2 割超・5 割以下 → 1.5 万円/10a 集積率 5 割超・8 割以下 → 2.1 万円/10a 集積率 8 割超 → 2.7 万円/10a
経営転換協力金	・経営転換(異なる部門に転換)する農業者 ・リタイアする農業者 ・農地の相続人	・農地中間管理機構に10年以上全ての農地を貸付すること、かつ、農地が機構から受け手に貸付けられること	1 ha 以下 → 5 万円/10a 1 ha 超 2 ha 以下 → 50 万円/戸 2 ha 超 → 70 万円/戸
耕作者集積協力金	①機構が借受け又は所有している農地に隣接する農地(=交付対象農地)の所有者又は貸し付けた時点で当該農地を耕作している農業者 ②借受希望者が耕作する農地の隣接のうち(=交付対象農地)を機構に貸し付けた当該隣接農地の所有者又は当該農地を機構に貸し付けた時点で当該農地を耕作している農業者 ③2 筆以上の隣接する農地(=交付対象農地)を機構に貸し付けた当該農地の所有者又は当該農地を機構に貸し付けた時点で当該農地を耕作している農業者	・農地を10年以上貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸付けられること。	1 万円/10a

5.3.3.3 制度の実績

機構集積協力金の実績は、次のとおりである。

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
地域集積 協力金	件数(件)	11	0	1	1	2
	対象農地面積(ha)	0	0	42.2	2.2	11.4
	交付金額(千円)	6,100	0	11,838	466	1,781
経営転換 協力金	件数(件)	0	7	59	92	66
	対象農地面積(ha)	0	10.9	65.4	87.6	69.8
	交付金額(千円)	0	3,300	27,500	39,315	25,610
耕作者集積 協力金	件数(件)	0	2	40	15	10
	対象農地面積(ha)	0	0.5	54.5	13.1	5.4
	交付金額(千円)	0	102	10,902	1,311	541
合計	件数(件)	11	9	100	108	78
	対象農地面積(ha)	0	11.4	162.1	102.9	86.6
	交付金額(千円)	6,100	3,402	50,240	41,092	27,932

5.3.3.4 監査手続

地域集積協力金について、1件当たりの金額が特に大きかった平成27年度の地域集積協力金の交付対象案件1名分について、申請から交付決定までの手続の妥当性を検証した。

No.	氏名 名称	地域集積協力金交付申請書			
		申請日	申請面積	一定割合以上が機構に 貸付られたかの検討	交付申請額
1	農業組 合 法人A	2016.2.17	4,228.82Ha	集積率60%→要件適合 (交付単価2.8万円/10a)	11,838千円

5.3.3.5 監査の結果

地域集積協力金の交付手続は、適正に行われており問題なかった。

5.3.4 施策指標

5.3.4.1 認定農業者数の状況

第5次宇都宮市総合計画の施策「農林業を支える担い手の確保・育成」について、施策目標を「地域の実情に合った多様な担い手が、確保・育成されています。」として、この施策目標を進捗管理する施策指標として「認定農業者数（経営体）」を用いている。

認定農業者とは、経営改善を図ろうとする農業者が、規模拡大や生産方式・経営管理の合理化等を進める「農業経営改善計画書」を作成し、本市認定基準に基づき、「担い手認定専門委員会」に諮問し、市長が認定を行った者である。本施策指標の推移は、次のようになっている。

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
認定 農業 者 数	単年度目標値 (経営体数)	700	720	740	760	780
	実績値 (経営体数)	645	674	742	748	762
	単年度の達成度	92.1%	93.6%	100.3%	98.4%	97.7%

施策目標となっている平成 29 年度に認定農業者数を 780 経営体確保するという水準は、「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想」に掲げる「効率的かつ安定的な農業経営の育成すべき経営体数（認定農業者数）」の目標値を踏まえている。

5.3.4.2 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

5.3.4.3 監査の結果

施策指標の目標値設定の妥当性（意見）

市は、平成 30 年 3 月に第 5 次宇都宮市総合計画に続く第 6 次宇都宮市総合計画を策定し、引き続き「農林業を支える担い手の確保・育成」を施策としている。

第 5 次宇都宮市総合計画では、計画の最終年度である平成 29 年度の施策指標として「認定農業者数」の単年度目標値を 780 経営体とし、実績値も 762 経営体と概ね目標達成している。ところが第 6 次宇都宮市総合計画では、平成 34 年度の単年度目標値を 772 経営体と設定し、前計画の最終年度の目標値を下回る数値を 5 年後の目標値として設定している。

このため、施策指標の目標値設定の妥当性を確認するため、市の担当者に質問を行った。

この点について、担当者からは、市内の農家戸数の減少傾向、認定農業者が複数集まり組織化・法人化が進み認定農業者数が減ること等を踏まえていること、数値としては減っているが、農家全体に占める認定農業者の割合は増やす目標となっている旨の説明があった。

しかしながら、市内の農家戸数が平成 22 年の 6,141 戸から平成 27 年 5,218 戸に減少したにもかかわらず、平成 24 年 3 月に 660 経営体だった認定農業者数は、平成 29 年 10 月には 762 経営体に増加している。このため、5 年間で 10 経営体の増加とする施策目標の設定はその妥当性に疑問が残る。

5.3.5 公益財団法人宇都宮市農業公社

5.3.5.1 法人概要

公益財団法人宇都宮市農業公社（以下、「農業公社」という。）は、農地利用集積円滑化事業、その他農地の効率的な利活用を推進するための事業を行い、農業の生産性の向上により国民生活に不可欠な食料の安定供給の確保を図るとともに、農地の利用・整備・保全に努め、もって農業の振興に寄与することを目的として、平成 8 年 3 月に設立された。

組織は評議員会 12 名、理事会 7 名（内、市職員 0B2 名）、幹事 2 名で構成され、事務局は 12 名から構成される。

5.3.5.2 事業概要

農業公社の各事業の概要は、次のとおり。

(1) 農地集積事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業の持続的な発展を目指し、農地の流動化を推進し、認定農業者等の担い手に農地の集積を図るため、貸し手・借り手の農地の貸借や売買等を支援する。 <p>ア 農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業 イ 売買の斡旋（農地中間管理機構の特例事業） ウ 農地集積会議の運営</p>	
(2) 農作業受委託推進事業（農作業の受委託による経営効率の向上）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化した農家や兼業農家など、自力でできない農作業について、部分委託を希望する農家に対し、認定農業者及び受託集団等への斡旋を行う。 	
(3) 営農集団育成事業（生産性の高い集団経営の農業を推進する）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同で機械利用や農作業受託を行う営農集団組織及び、構成員の所有農地や借地を共同管理し、農作業の分業や経費の一元化を行う集落営農組織等に対し、集落営農体制の構築や、その組織強化に向けた研修事業等を行う。 	
(4) 担い手育成確保事業（将来における中心となる農業者を育成する）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業を担う多様な担い手を確保・定着させるため、以下の事業を行う。 <p>ア 河宇地域就農支援ネットワーク会議の参画 キ 認定就農研修制度in先進農家 イ 就農支援PR活動 ク 夏秋いちご認定就農研修事業 ウ 就農相談会&見学会 ケ 新規就農者農地貸付促進助成金給付 エ 新規就農者農地確保支援事業 コ 親元就農・集落営農促進助成金給付 オ 新規就農者等体験実習会の開催 サ 新規就農者生活資金貸付事業 カ 農業インターンシップ事業</p>	

5.3.5.3 農業公社の財務の状況

農業公社の過去3期の決算の概要は次のとおりである。

【単位：千円】

	H28/3期	H29/3期	H30/3期		H28/3期	H29/3期	H30/3期
現金預金	3,354	4,921	6,426	未払金	3,488	4,901	6,237
その他流動資産	459	285	334	預り金	325	305	522
流動資産 計	3,813	5,206	6,759	賞与引当金	1,204	1,373	1,295
定期預金	10,000	10,000	10,000	流動資産 計	5,017	6,579	8,054
投資有価証券	40,014	40,012	40,010	新規就農者生活資金貸付金	8,163	9,123	10,203
基本財産 計	50,014	50,012	50,010	積立金長期預り金			
新規就農者生活資金貸付金	5,160	6,120	7,200	固定負債 合計	8,163	9,123	10,203
減価償却引当資産	2,090	2,444	2,798	負債 合計	13,180	15,702	18,257
積立金	27,272	23,823	19,796	指定正味財産	50,014	50,012	50,010
特定資産 計	34,522	32,387	29,794	一般正味財産	26,334	22,717	18,768
その他固定資産 計	1,179	825	471	正味財産 合計	76,348	72,729	68,777
固定資産 合計	85,715	83,224	80,275				
資産 合計	89,528	88,430	87,034	負債及び正味財産 合計	89,528	88,430	87,034

【単位：千円】

	平成28年3月期			平成29年3月期			平成30年3月期		
	農地流動化等事業	法人会計	合計	農地流動化等事業	法人会計	合計	農地流動化等事業	法人会計	合計
I. 一般正味財産増減の部									
事業収益									
農地保有合理化事業収入	30,311	0	30,311	25,471	0	25,471	21,842	0	21,842
農地流動化業務受託収入（農委）	2,993	0	2,993	3,081	0	3,081	3,132	0	3,132
農地保有合理化事業業務受託収入（県公社）	205	0	205	202	0	202	211	0	211
農地中間管理機構事業業務（県公社）	2,000	0	2,000	2,444	0	2,444	2,651	0	2,651
事業収益 計	35,509	0	35,509	31,197	0	31,197	27,836	0	27,836
受取補助金等									
受取地方補助金（市）	17,745	6,792	24,537	18,595	7,213	25,808	18,918	7,180	26,099
受取民間助成金（JA）	1,154	475	1,630	1,039	356	1,394	1,218	248	1,465
受取補助金等 計	18,899	7,267	26,167	19,634	7,568	27,202	20,136	7,428	27,564
その他経常収益	333	0	333	344	645	989	324	0	324
経常収益 計	54,741	7,267	62,008	51,176	8,213	59,389	48,296	7,428	55,724
人件費	23,464	5,935	29,399	24,356	6,257	30,613	24,960	6,100	31,061
農地賃借料	30,311	0	30,311	25,471	0	25,471	21,842	0	21,842
その他事業費及び管理費	5,307	1,403	6,709	4,933	1,990	6,923	5,458	1,312	6,771
経常費用 計	59,082	7,338	66,419	54,760	8,247	63,006	52,260	7,413	59,673
当期経常増減額	△ 4,341	△ 70	△ 4,411	△ 3,584	△ 34	△ 3,617	△ 3,965	16	△ 3,949
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期正味一般財産増減額	△ 4,341	△ 70	△ 4,411	△ 3,584	△ 34	△ 3,617	△ 3,965	16	△ 3,949
一般正味財産期首残高	30,325	420	30,745	25,984	350	26,334	22,400	316	22,717
一般正味財産期末残高	25,984	350	26,334	22,400	316	22,717	18,436	332	18,768
II. 指定正味財産増減の部									
基本財産運用益	321	0	321	326	0	326	319	0	319
一般財産への振替額	△ 324	0	△ 324	△ 328	0	△ 328	△ 322	0	△ 322
当期指定正味財産増減額	△ 2	0	△ 2	△ 2	0	△ 2	△ 2	0	△ 2
指定正味財産期首残高	50,017	0	50,017	50,014	0	50,014	50,012	0	50,012
指定正味財産期末残高	50,014	0	50,014	50,012	0	50,012	50,010	0	50,010
III. 正味財産期末残高	75,998	350	76,348	72,412	316	72,729	68,445	332	68,777

上記のとおり農業公社の正味財産は毎年4百万円前後、減少を続けているが、これは、農業公社が平成24年4月付けで公益財団法人へ移行するに際し、当時有していた農地流動化業務運営基金3,000万円（現行の公益目的事業運営基金）を公益目的事業（認定就農研修制度in先進農家等）に充当して中長期的にはなくすこととし、毎年計画的に減少させているためである。

5.3.5.4 農業公社に対する市の補助の状況

市から農業公社に対して、運営費補助金と事業費補助金を交付しているが、これらの補助金は「宇都宮市農業公社補助金交付要綱」に基づいて次の範囲の補助金が交付されている。

補助制度	補助対象経費	補助金の額
運営費補助金	人件費 代表理事、事務局長及び非常勤職員の報酬に公社職員の給与、手当及び共済費に限る。	人件費に相当する額
事業費補助金	運営事業費	運営事業費の5分の3に相当する額

平成29年度の農業公社の決算と補助金額の関係について以下のようにになっている。

【単位：千円】

補助制度	補助金額の計算	H30/3期 公社決算 ②	H30/3期 市補助金額 ①	差額 (①-②)
運営費補助金	人件費	27,995	23,229	△ 4,766
事業費補助金	総事業費（経常費用計）	59,673	2,870	△ 0
	△新規就農者生活資金貸付金補助金	0		
	+ 新規就農者生活資金貸付に関する償還金	0		
	△夏秋いちご研修事業補助金	0		
	△人件費	△ 23,229		
	△事業収入			
	△基本財産運用収入	△ 322		
	△特定資産運用収入	△ 2		
	△農地利用集積円滑化事業収入	△ 21,842		
	△農地流動化業務受託収入（農業員会）	△ 3,132		
	△農地中間管理事業（特例事業）業務受託収入（県公社）	△ 211		
	△農地中間管理事業業務受託収入（県公社）	△ 2,651		
	△公益目的事業運営基金収入（当期一般正味財産増減額）	△ 3,949		
△受取民間助成金（JA）	△ 1,465			
	計	2,870		

市が農業公社に交付した補助金のうち運営費補助金については、農業公社の決算書上の人件費よりも4,766千円少なくなっているが、これは次の人件費が市からの運営補助の対象外となるためである。

運営補助差額の内訳	金額
役員報酬のうち、理事・評議員の報酬	96
非常勤報酬のうち、庶務や他機関の事務を行う臨時職員報酬	2,570
賃金のうち、他機関の事務を行う臨時職員報酬	1,702
共済費のうち、他機関の事務を行う職員共済費	398
差異 合計	4,766

市が農業公社に交付している事業費補助金は、補助要綱に従って計算した金額に収まっている。

5.3.5.5 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

5.3.5.6 監査の結果

農地集積事業の集積目標の達成について（意見）

市の基本構想において、認定農業経営者等への農地の集積率を平成 26 年 9 月からおおむね 10 年間で 80%に高める目標を設定している。ここでの認定農業者等とは、認定農業者、集落営農経営、人・農地プラン登載者を指す。

認定農業者等への農地の集積率の推移は、次のとおり。

年度	農用地面積 (ha) A	認定農業者等への農地の集積面積 (ha)			集積率(%) B/A	
		B	自己所有	借入地		農作業受託
H26年度	12,167	5,927	3,182	2,134	611	48.7%
H27年度	12,095	6,126	3,067	2,302	757	50.6%
H28年度	12,073	6,170	2,913	2,548	709	51.1%
H29年度	12,048	6,344	2,837	2,734	773	52.7%

平成 26 年度から平成 29 年度までにかけて、集積率は 4 ポイントほど伸びているが、市の基本構想における目標値である 80%（おおむね平成 36 年度まで）に集積率を高めることは現状では困難と推測される。

この点に関して、担当者からは、①組織化が行われる土壌作りとして「地域会合」を進める、②農家の組織化を進めて担い手を増やす、③担い手への集積率を高める、といったことに注力している旨の説明を受けた。

「地域会合」の開催については、地域における集落営農の組織化・法人化に向けた検討支援として、平成 29 年度より県・JA・農業員会・農業公社による集落営農サポートチームが設置され、上石那田地区など市内 9 地区の集落営農検討会への参加、市内 6 地区での「地域会合」の開催などの集落営農の組織化に向けた活動が行われている。

しかし、農地集積事業の集積目標については、現時点では目標との差が大きいことから、上記の「②農家の組織化を進めて担い手を増やす」から「③担い手への集積率を高める」へ重点を移して、適切な追加策の検討をする必要があると考えられる。

5.3.6 農業振興地域整備計画の適正管理

5.3.6.1 目的

農業振興地域整備計画に基づき、農用区域における農業的土地利用と都市的土地利用の調整を図るために、都市的土地利用については農用区域以外への誘導を図り、農用地として確保・保全すべき農用区域の適正な管理を行う。

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として都道府県知事が関係市町村と協議して市町村ごとに指定するものである。また、農用区域（いわゆるゆ農振青地）とは、市町村の農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画において定める、今後 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地（優良農地など）の区域で、集团的農用地、基盤整備事業の対象地、農業用施設用地のような土地

を農用地区域に含めている。

したがって、農業のための利用を確保すべき土地であることから、原則として農業以外の目的での利用はできない。また、やむを得ず農地等を転用する場合は、農地法に基づく農地転用許可に先立ち、整備計画の中の農地利用計画を変更し、その農地を農用地区域から除外する手続が必要となる。

5.3.6.2 農用地区域からの除外の手続

総合的に農業の振興を図っていく地域を明らかにし、地域の整備に必要な農業振興に関する施策を計画的に実施し、農業農村地域の健全な発展を図るため、開発などを伴う「農用地区域からの除外」の厳格な審査を行うものとしている。

除外までの手続としては、次のとおり。

- (1) 申出受付
- (2) 調査（現地調査・関係 3 課協議・農地部会合同調査部会）
- (3) 「農業振興対策審議会」に諮問
- (4) 事前協議（県現地調査、県農振制度調整会議地方部会への諮問）
- (5) 公告縦覧・異議申立期間（45 日間：農振法 11 条公告）
- (6) 法定協議
- (7) 告示（農振法 12 条公告）

5.3.6.3 農用地区域からの除外の要件

農用地区域から除外するためには、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第 13 条 2 項に定める 5 つの要件と、他法令（都市計画法、農地法、建築基準法等）の許可の見通しがあることが求められている。

農振法第 13 条 2 項に定める 5 要件は次のとおりで、下記事項の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 農用地区域以外の土地について選定検討したが、農用地区域以外に代替する土地がないこと。
 - 農用地区域以外の土地について選定検討したが、取得できない明確な理由があるか。
 - 自己所有地の全てについて検討したか。
 - 当該施設の目的からみて、必要最小限の面積規模であり妥当性があるか。
 - 具体的な転用計画等があり、除外後直ちに農用地以外に利用する緊急性があるか。
 - 農地転用、開発許可等他法令に係る許可見込みがあるか。
 - 各種土地利用計画との整合性が図られているか。
- (2) 農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - 農用地区域から除外しようとする土地は、農用地区域の縁辺部又は農用地区域の中の非農地の縁辺部に位置しているか。
 - 土地利用のスプロール化、混在化を招くことがないか。
 - 効率的な農作業を行うために必要な農地の連たん性・集団性に影響がないか。
 - 日照、通風及び雨水、汚水等の放流により農業への影響が生じないか。
- (3) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれ

がないこと。

- 農地を借りている者が、認定農業者、特定農業法人などの担い手に該当しないか。
 - 農地を借りている者が、現在認定農業者でなくとも、将来確実に認定農業者に認められることはないか。
 - 経営規模の大幅な縮小により、効率的、安定的な農業経営に支障を及ぼさないか。
- (4) 農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 開発する土地又は施設からの排水によって水量や水質などの変化による農業用排水路への影響はないか。
 - 開発する土地又は施設への出入りに対して、農道機能への影響はないか。
 - その他開発周辺にあるため池、防風林、かんがい排水施設等の機能に支障はないか。
- (5) 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年が経過していること。

5.3.6.4 農用地区域から除外後、計画どおりの利用がされない場合の取扱い

農業振興地域整備計画を適正に管理するため、定期的に農業振興地域内の土地を調査しており、除外された土地が農地以外の用途に供されているか否かの確認を行っている。

ここで、農振農用地区域は、法に基づき市が策定する「農業振興地域整備計画書」において定めており、「農振除外」は市が「計画の変更」を行う（市の計画から農振農用地として指定している土地を除く）ものであり、農地法における「転用許可」とは性質の異なるものであることから、その変更を取り消す等の措置は存在しない。

仮に、農振除外後、農地転用等が行われず、農地として残存している場合であって、かつ、法第 10 条第 3 項各号に規定する農業振興地域整備計画の基準を満たす農地であると判断される場合は、市としては農用地区域へ編入する、つまり、農用地利用計画に農用地として指定することができる。

5.3.6.5 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

5.3.6.6 監査の結果

「農用地区域からの除外」の要件について（指摘）

平成 27 年 11 月から平成 30 年 3 月末までに「農用地区域からの除外」が認められた案件は、次のとおり。

No.	大字	地目		面積 (㎡)	利用目的	農振除外 5 要件
		台帳	現況			
(法定協議 平成 27 年 11 月 20 日)						
1	竹林町	田	田 (他 1 筆)	3,136	駐車場	満たす
2	飯田町	山林	田	150	消防団詰所	満たす
3	屋板町	田	田	450	農家住宅	満たす
4	板戸町	畑	普通畑	3	一般住宅	満たす
5	板戸町	畑	普通畑	59	一般住宅	満たす
6	板戸町	畑	普通畑	221	一般住宅	満たす

No.	大字	地目		面積 (㎡)	利用目的	農振除外 5要件
		台帳	現況			
7	下平出町	田	田 (他7筆)	5,260	ドライブイン及びレクリ エーション施設	(非農用地)
8	氷室	畑	普通畑	435	居宅	満たす
(法定協議 平成28年3月9日)						
9	下平出町	田	田 (他5筆)	2,858	ドライブインの設置	満たす
10	平出町	畑	普通畑 (他2筆)	531	施設利用者駐車場の設置	満たす
11	下桑島町	田	田	289	事業拡大に伴う作業場の 敷地拡張	満たす
12	関堀町	田	田	520	患者駐車場の設置	満たす
13	関堀町	田	田	715	施設利用者駐車場の設置	満たす
14	白沢町	田	田	619	従業員駐車場の設置	満たす
15	上桑島町	畑	普通畑	436	農家住宅建て替えに伴う 接道の確保	満たす
16	白沢町	田	田 (他1筆)	113	農家住宅の建築	満たす
17	板戸町	畑	普通畑	500	自己用住宅の建築	満たす
18	東木代町	畑	普通畑 (他1筆)	400	自己用住宅の建築	満たす
19	海道町	田	田	413	自己用住宅の建築	満たす
20	針ヶ谷町	畑	普通畑 (他1筆)	492	自宅用住宅の建築	満たす
21	下岡本町	畑	普通畑	401	自宅用住宅の建築	満たす
22	下岡本町	田	田	499	自宅用住宅の建築	満たす
(法定協議 平成28年7月19日)						
23	岩曾町	畑	普通畑	835	園舎増築に伴う敷地拡張	満たす
24	飯田町	山林	田	69	消防団詰所の敷地拡張	満たす
25	大網町	畑	普通畑	661	農家住宅の建築	満たす
26	板戸町	畑	普通畑	499	自己用住宅の建築	満たす
27	石井町	田	田	330	自己用住宅の建築	満たす
28	屋板町	畑	普通畑	391	自己用住宅の建築	満たす
29	東岡本町	田	田	396	自己用住宅の検知器	満たす
(法定協議 平成29年12月1日)						
30	下横田町	田	田	125	接道設置に伴う敷地拡張	満たす
31	芦沼町	畑	普通畑 (他2筆)	439	自己用住宅の建築	満たす

No.9は、ドライブイン及びレクリエーション施設の設置のため、「農用地区域からの除外」の申出があり認められている。

「農用地区域からの除外」の要件の一つとして「農用地区域以外の土地について選定検討したが、農用地区域以外に代替する土地がないこと。」が求められている。そのため複数候補地の中から選定を行うことが手続上必要となるが、本件では、申出地西側の非農用地と一体利用する計画であることを理由として他の土地選定は実施していない。

この点について、市からは以下の説明がなされている。

「No.9の西側の農地（No.7）は、平成16年に当時の土地所有者から「非農用地区域設定要望書」が栃木県に提出されており、その要望書の中で、当該用地（No.9）と合わせて一体的に利用しドライブイン及びレクリエーション施設を整備する計画が掲げられ、この計画を踏まえて非農用地区域設定が行われたものであり、その時点でドライブイン及びレクリエーション施設の建設用地として土地選定の妥当性を確認していることから、No.9に係る「農用地区域からの除外」に当たっては、改めて土地選定を行っていなくても当該用地以外に代替する土地がないことを認めたものである。」

しかし、前述の「非農用地区域設定要望書」を栃木県に提出した土地所有者と本件申請者は異なっており、要望書の提出から10年以上経過して周囲環境が変化している可能性を考慮し、改めて、複数候補地の中から土地選定を行い、農用地区域以外に代替する土地がないことを市として確認するべきであったと考えられる。

5.3.7 耕作放棄地対策

5.3.7.1 事業の概要

農業従事者の減少や高齢化、兼業化等に伴い、耕作放棄地が増加することにより、農業の基盤である優良農地が確保できなくなるばかりでなく、病虫害の発生や農村景観の悪化など、農業・農村の持続的な発展に悪影響を及ぼすため、耕作放棄地の未然防止・有効活用に向けた取組を行う。

具体的には、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査により判明した耕作放棄地に対し、農業委員会をはじめ、市や宇都宮農業協同組合などの関係機関が連携を図り、土地所有者等へ働き掛けを行いながら、「農業再生協議会」において解消に向けた支援を行う。

5.3.7.2 取組内容

耕作放棄地再生利用活動に対する助成支援として、次の制度がある。

制度名	内容
助成支援に対する事業計画の策定	—
耕作放棄地再生利用交付金	耕作放棄地を5年以上借り受けて、耕作放棄地の再生作業等を実施する農業者等に対し、交付金を実施する。但し、平成29年度以内に計画書を提出した者に対し、交付金を実施する。
遊休農地解消支援事業補助金	耕作放棄地を5年以上借り受けて、耕作放棄地の再生作業等を実施する農業者等に対し、交付金を実施する。
耕作放棄地再生交付金	国の耕作放棄地再生利用交付金及び県の遊休農地解消支援事業補助金の対象外の耕作放棄地を5年以上借り受けて、当該耕作放棄地の再生作業を実施する農業者等に対し、交付金を実施する。

5.3.7.3 荒廃農地及び耕作放棄地の面積の推移

荒廃農地とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地(市町村及び農業委員会が調査し、確認したもの)」とされており、「再生利用が可能な荒廃農地」と「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」に区分される。また、耕作放棄地とは、農林業センサス上、「1年以上作付けされず、今後数年も作付けする考えのない土地」とされている。

各年度における荒廃農地面積及び耕作放棄地の推移は、次のとおり。

(単位：ha)

年度	田		畑		計	
	荒廃農地	耕作放棄地	荒廃農地	耕作放棄地	荒廃農地	耕作放棄地
H23年度	41.2	35.1	25.3	18.1	66.5	53.2
H24年度	38.3	32.4	22.1	15.1	60.4	47.5
H25年度	55.7	36.6	14.8	11.8	69.9	48.4
H26年度	67.8	39.6	15.8	12.9	83.6	52.5
H27年度	73.6	43.9	17.0	12.5	90.6	56.4
H28年度	59.2	39.2	16.7	12.3	75.9	51.5
H29年度	42.8	28.6	19.4	14.4	62.2	43.0

耕作放棄地については、農業委員会や宇都宮農業協同組合などの関係機関が連携し、土地所有者に対する働きかけを行った結果、耕作放棄地再生交付金の活用により耕作放棄地の解消を確認した一方で、調査により新たに判明した農地もあり、耕作放棄地は増加傾向となっている。増加した要因は、農家数の減少が進む中で、10a未満の小規模な農地や形状が不整形な農地など耕作条件が悪い農地が耕作放棄されていると考えられる。

耕作放棄に関する行政評価指標として耕作放棄地面積が用いられており、平成29年度の目標値は40.0haである一方、実績は43.0haであり、目標達成率は93%となっている。

5.3.8 環境保全型農業直接支払

5.3.8.1 事業の概要

環境保全型農業直接支払交付金は、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮することを目的としている。

交付金制度の概要は次のとおり。

対象者	対象となる取組	支援単価	負担割合
次の要件を満たす、農業者の組織する団体、又は一定の条件を満たす農業者等 ① 販売を目的として生産を行っていること ② 国際水準GAPに取り組んでいること ③ 農業環境規範に基づく点検を実施していること	ア 化学肥料・化学合成農薬の5割以上の低減の取組とカバークロップの作付けを組み合わせた取組	8,000円/10a ・・・ア, ウ 4,400円/10a ・・・イ	国：2/4 県：1/4 市：1/4 予算の範囲内で交付
	イ 化学肥料・化学合成農薬の5割以上の低減の取組と堆肥の施用を組み合わせた取組	※ウのうちそば等雑穀・飼料用米で有機農業は3,000円/10a	
	ウ 有機農業の取組		

5.3.8.2 事業の実施状況

本制度の決算の推移は、次のとおり。

費目	施策	項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
水田農業振興費	環境保全型農業直接支払交付金	交付金額（千円）	17,918	18,719	38,878	42,040	38,573
		内、本市負担額（千円）	8,959	9,360	9,719	10,510	9,643
		対象件数（件）	79	89	13	13	14
		取組面積（a）	44,796	46,798	48,597	52,550	53,200

交付金の本市負担額は、上記のとおり毎年10百万円前後で推移しているが、平成27年度の制度変更に伴い、補助の負担が市と県の2者から、市と県と国の3者になっている。補助金の負担に国が加わった27年度の実施の内訳は次のとおりで、ほとんどが「科学肥料・化学合成農薬の5割以上の低減とカバークロップの作付けを組み合わせた取組」となっている。

(平成 27 年度の交付金額の内訳)

組織名	支援対象 農業者数	カバークロープ の取組		堆肥の施用の取組		有機農業の取組		計	
		面積 (a)	交付額 (千円)	面積 (a)	交付額 (千円)	面積 (a)	交付額 (千円)	面積 (a)	交付額 (千円)
A	4	1,004	201	-	-	-	-	1,004	201
B	19	6,173	1,235	-	-	-	-	6,173	1,235
C	4	1,404	281	-	-	-	-	1,404	281
D	15	2,747	549	-	-	-	-	2,747	549
E	7	1,194	239	-	-	-	-	1,194	239
F	3	1,084	217	-	-	-	-	1,084	217
G	25	7,550	1,510	-	-	-	-	7,550	1,510
H	19	5,061	1,012	-	-	-	-	5,061	1,012
I	3	2,470	494	-	-	-	-	2,470	494
J	10	6,647	1,329	-	-	-	-	6,647	1,329
K	14	7,762	1,552	-	-	-	-	7,762	1,552
L	24	5,214	1,043	-	-	-	-	5,214	1,043
M	1	-	-	-	-	287	57	287	57
合計	148	48,310	9,662	0	0	287	57	48,597	9,719

5.3.8.3 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

5.3.8.4 監査の結果

行政評価について（意見）

本事業は、環境に優しい農業の推進を目的に行われている。施策目標を達成するための取組方針としては、平成 27 年度から「農業者の組織する団体」が取組対象者となり、従来の取組に加え、「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」の推進が必要となったことから、地域での取り組みが広がるよう制度の周知を図っていくとしている。その上で、事業の進捗状況として「計画どおり」とした行政評価が行われている。

本事業の上位施策である「環境と調和した農林業の推進」については、「エコファーマーの認定者数」を指標としているが、平成 29 年度の目標が 810 人であるのに対して実績は 436 人と、目標に対して達成率は 53.8%に過ぎない。上位施策の進捗状況が目標値に対して大幅未達成である状況で、事業の進捗度合いを客観的に評価できる指標を設定していない個別事業を「計画どおり」と評価すること適切ではないと考えられる。

評価に際しては、環境保全型支払対象となる施策実施面積などといった個別事業の進捗状況を客観的に評価できる指標を設定する必要があると考えられる。

5.4 農業環境活性化グループ

5.4.1 ほ場整備事業

5.4.1.1 制度概要

ほ場整備事業は、農業の生産性の向上を図ることはもとより、担い手へと農地を集積・集約化し、担い手が担当する農業生産部分の農業構造の確立を目指すため、ほ場の大区画化や農道、用排水路の整備等を統合的に実施することを、目的としている。

ほ場整備事業の推進に当たっては、農業振興地域内の農用地のうち、集団的なまとまりのある地区から、県営及び団体営による整備促進を図る。整備手法としては、生産効率を高めるため、担い手の明確化や農地の集積を図るとともに、農村景観や生態系の保全のため自然環境との調和に配慮した新しい整備工法を取り入れたほ場整備事業を推進する。

5.4.1.2 補助事業

事業名	事業の概要	採択要件 等	負担割合
県営経営体 育成基盤 整備事業	基盤整備の実施を通じて担い手への農地の利用集積を促進し、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成を図るための費用を負担する。	(採択要件) <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積 20ha 以上 ・受益種類(区画整理、農用排水、農道、暗ぎょ排水、客土等)のうち2つ以上を実施する。 ・「基盤整備関連経営体育成等促進計画」を策定すること。 ・担い手の経営面積のシェア及び認定農業者数が一定割合以上増加すること。 ・このほか、土地改良事業の実施に当たっては、「環境と調和に配慮する」ことが義務付けられた。 	国 50% 県 30% 市 10% 地元 10%
土地改良 事業推進 事業	「県営経営体育成基盤整備事業」実施区画において、区画整理(面工事)の推進を図るため、事業以外に必要な工事及び会議や視察研修を助成する。	(交付先) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備事業実施地区 	市 100%
ほ場整備事業 推進協議 会事業	ほ場整備事業の採択を予定している地区において、地元の合意形成を図るための会議や視察研修等に要する経費を補助する。	(交付先) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備事業推進協議会を設立した地区 	市 50% 地元 50%
農業経営高 度化支援調 査・調整事 業	担い手への農地利用実績のために必要な会議や視察等に要する経費を補助する。	(交付先) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備事業で担い手への農地利用集積を計画している地区 	国 50% 県 25% 市 15% 地元 10%
県営土地 改良事業 調査計画	土地改良事業採択予定地区において県が実施する事前の調査計画に対して必要な経費を負担する。	(交付先) <ul style="list-style-type: none"> ・県 	市 50% 地元 50%

5.4.2 かんがい排水施設整備事業

5.4.2.1 制度の概要

かんがい排水施設整備事業は、農業用水の合理的で安定的な確保と水田の汎用化を図るため、頭首工、揚水場、堰、用排水路などのかんがい排水施設の整備を行う。また、農業水利施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図ることを目的としている。

土地改良区や用水組合等が管理するかんがい排水施設について、施設の受益面積や整備の内容によって、河内農業振興事務所と調整を図りながら適正な事業を選択し、市として技術支援や必要な費用負担・補助等を行う。

地域的な用排水路は、主にほ場整備事業の中で整備しているが、受益地が広範にわたるかんがい排水施設（頭首工、揚水機、幹線水路等）については、国営及び県営事業で整備促進を図っている。

また、国営や県営事業で実施が難しい、小規模な用排水路については、市単独かんがい排水事業、原材料支給により整備を図っている。

恒久的な農業用水の対策として、鬼怒川については、国営鬼怒川中央地区かんがい排水事業の実施により確保されたが、田川や姿川水系については、田植え時期を中心とした用水不足にあることから、地域内の用排水施設の整備や関係水利組合による合理的な水利調整を進める。

5.4.2.2 補助事業

かんがい排水施設整備事業に係る補助事業は次のとおりである。

事業名	事業の概要	採択要件 等	補助率
市直営かんがい排水事業	ほ場整備事業の実施地区において、地区外からの雨水流入などが大きな要因で起きる溢水被害を軽減するため、市発注により用排水路を整備する。	事業主体：市	—
市単独かんがい排水事業	農業用排水施設を整備し、用排水条件の改良と農業用水の安定的な確保を図るため、土地改良事業等補助金に基づき、土地改良事業を行う者に費用の一部を補助する。	受益面積 1 ha 以上 事業主体 2 戸以上	市 50% 地元 50%
原材料支給	農業用排水路や農道の補修用資材を支給し、用排水や農道の条件の改善を図る。	受益者 2 名以上	市 材料支給 地元 工事作業
県営及び地域基幹水利施設ストックマネジメ	過去に、国又は県営事業において造成された基幹水利的農業水利施設の機能保全計画作成及び県が実施する対策工事	受益面積 20ha 以上 事業費 20 百万円以上	国 50% 県 25% 市 15% 地元 10%

事業名	事業の概要	採択要件 等	補助率
ント事業	に対して必要な経費を一部負担する。		
	過去に、土地改良区等において造成された基幹水利的農業水利施設の機能保全計画作成及び土地改良区等が実施する対策工事に対して必要な経費を一部補助する。		国 50% 県 20% 市 20% 地元 10%
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設の機能低下の防止、機能回復等のため、堰ゲートの塗装、用排水路等の整備補修及び施設の改善を行う。 ・土地改良施設維持管理適正化事業 (1) 適正化事業（5年拠出事業） (2) 施設改善対策事業（3年拠出事業）	団体営規模以上で造成された施設 一地区当り事業費 200万円以上 事業主体 土地改良区、市等の施設管理主体	国 30% 県 30% 市 30% 地元 10%
国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）	国営土地改良事業により造成した農業水利施設や付帯施設について、地域における多面的機能の発揮を促す観点から、土地改良区の施設管理に係る支援を行い、高度な管理や管理体制の強化を図る。	国営造成施設を管理する土地改良区及び土地改良区連合を対象	国 50% 県 25% 市 25%
	（支援事業：事業主体は市町） 農業用水利施設の管理に要する費用のうち、都市化・混住化に伴い増大した多面的機能の発揮に相当する費用（多面的経費）並びに環境に配慮した施設の操作体制の強化を図るための高度な管理業務の増加に要する費用に対し支援する。		補助金が、国・県から市へ、市から土地改良区連合へ支払われる。
	（計画策定事業：事業主体は県） 施設換地の現況調査、地域住民に対する意向調査を行い、地域に応じた管理の体制、水準及び適切な費用負担の在り		負担金が市から県へ支払われる。

事業名	事業の概要	採択要件 等	補助率
	<p>方を示し、管理体制整備の計画を策定する。</p> <p>(推進事業：事業主体は県) 国、県、市町村、土地改良区、県土連を始め、地域住民代表及び他種利水者等からなる管理体制整備推進協議会を設置し、関係他団体との協議調整及び適正な管理体制の整備、多面的機能の発揮のための地域として取り組むべき課題等を検討するとともに、地元に対する多面的機能の啓発普及活動を行う。</p>		
県営基幹水利施設管理事業	<p>国営鬼怒中央土地改良事業により造成した岡本頭首工(堰)に係る県営基幹水利施設管理事業の円滑な事業推進のため、地元関係市町が支援するもの。</p> <p>国営造成施設(岡本頭首工)の維持保全及び運用に必要な経費(ただし管理職員の人件費は除く)並びに整備補修経費に対し支援する。</p>	事業主体 栃木県	国 30% 県 30% 市 20% 地元 20%
農業基盤整備促進事業	<p>生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現するため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積を加速化し、農地・農業水利施設等の整備を地域の実情に応じて実施して農業競争力の強化を図る。</p>	(採択要件) 競争力強化に向けた取組 受益者2者以上 (事業費) 200万円以上	国 50% 県 15% 市 25% 地元 10%
農業水利施設保全合理化事業	<p>老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るものであり、農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定する費用を国が支援する。</p>	(採択要件) 受益面積10ha以上 (事業主体) 県もしくは団体営	国 100%

5.4.3 事業実績の推移

ほ場整備事業及びかんがい排水施設整備事業の5年間の実績推移は次のとおりである。

【単位：千円】

項目	施策	H26年3月期	H27年3月期	H28年3月期	H29年3月期	H30年3月期
ほ場整備費	委託料					
	上篠井地区関係業務委託	-	4,320	3,793	488	-
	上石那田地区関係業務委託	-	480	-	-	-
	刈沼川地区関係業務委託	-	-	2,700	2,473	1,512
	山口地区関係業務委託	-	-	-	4,072	-
	海道地区関係業務委託	-	-	-	-	6,156
	農地・農業用施設測量設計業務委託	-	-	15,130	-	-
	水田再整備の方針策定に関する調査業務委託	-	-	-	-	4,860
	委託料 計	-	4,800	21,623	7,033	12,528
	かんがい排水施設等整備費	3,234	1,355	1,285	429	5,257
	工事材料費	11,495	11,435	10,087	9,450	11,232
	負担金					
	県営土地改良事業調査計画実施費用一部負担金など	6,533	10,690	11,494	5,155	9,389
	県営経営体農業基盤整備事業負担金	-	-	-	-	6,375
	県営経営体育成基盤整備事業負担金	4,652	24,979	76,547	39,009	7,972
	国営造成施設管理体制整備促進事業負担金	175	175	175	187	187
	基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金	12,286	4,236	4,414	18,407	18,261
	負担金 計	23,646	40,080	92,630	62,757	42,183
	補助金					
	県単独かんがい排水事業補助金	3,450	-	-	-	-
	市単独かんがい排水事業補助金	9,760	9,741	2,566	11,068	7,499
	農業経営高度化支援調査調整事業補助金	124	109	87	109	72
	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金	18,504	22,965	21,386	28,564	19,588
	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	6,166	7,510	9,246	9,156	9,624
	土地改良事業推進補助金	511	2,793	3,137	4,541	778
	農業水利施設機能診断事業補助金	3,449	-	-	-	-
	農業基盤整備促進事業補助金	-	5,525	10,225	9,430	3,500
	農地耕作条件改善事業補助金	-	-	-	-	10,357
	ほ場整備事業推進協議会事業推進補助金	7	7	10	28	28
	県単独農業農村整備事業補助金	-	-	2,100	2,100	18,830
地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金	-	-	-	-	1,330	
補助金 計	41,971	48,650	48,757	64,996	71,605	
水管理省力化実証事業交付金	-	-	-	-	4,823	
事務費	2,176	2,229	2,088	2,081	2,022	
ほ場整備費 合計	82,524	108,549	176,469	146,746	149,651	

5.4.3.1 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

5.4.3.2 監査の結果

監査の手続を行ったが、特に問題はなかった。

5.4.4 農道整備事業

5.4.4.1 目的

ほ場整備事業により新たに整備された未舗装の農道について、運搬中の農作物の荷積みの軽減や沿線の農作物への砂塵被害の防止を図るとともに、営農コストの削減、輸送作業の効率化や地域内の交通安全を図ることを目的として舗装工事を実施する。

県から補助を受けて行う県単農道舗装工事と、補助を受けずに市の予算だけで行う市単農道舗装工事があり、舗装計画道路の状況によってどちらの工事を行うかを判断する。

5.4.4.2 補助事業

農道整備事業に係る補助事業は、次のとおりである。

事業名	事業の概要	採択要件 等	補助率
県単農道舗装工事	・農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産農業を促進する。	(採択要件) ・受益面積 1ha以上 ・延長100m以上、全幅員 3 m以上の新設又は改良	・県30%以内
市単農道舗装工事	・ほ場整備事業によって整備された農道について、各地区の要望や重要性等から判断し、優先順位に基づき舗装工事を行う。	—	—

5.4.4.3 事業の実績推移

農道整備事業の実績の推移は、次のとおり。

項目	施策	単位	H26年3月期	H27年3月期	H28年3月期	H29年3月期	H30年3月期
農道整備費	農道舗装行為費						
	県単独事業	金額(千円)	100,179	100,029	95,154	100,482	101,069
		路線数	17	16	15	16	14
		総延長(m)	4,216	4,120	3,436	3,882	3,618
	市単独事業	金額(千円)	24,071	21,034	4,708	13,828	13,110
		路線数	12	7	3	7	8
		総延長(m)	1,583	1,409	198	861	835
	農道台帳作成業務委託料	金額(千円)	2,205	2,754	-	-	-
	事務費	金額(千円)	698	547	536	414	779
	合計	金額(千円)	127,153	124,363	100,399	114,724	114,957

5.4.4.4 監査手続

平成29年度の事業のうち金額が上位の3件について、手続の準拠性を検証した。

工事名	契約依頼書	入札経過調書	宇都宮市建設工事請負契約書	完成届	検査調書	工事目的物引渡書	工事成績調書	請負代金額
	(依頼申請日)	(落札決定日)	(契約日)	(完成年月日)	(検査日)	(引渡書日付)	(評価値)	(単位:円)
清原南部地区	H29.6.12	H29.7.18	H29.7.27	H29.10.30	H29.11.7	H29.11.7	B	10,628,280
富屋西部地区	H29.9.25	H29.10.25	H29.11.1	H30.1.15	H30.1.25	H30.1.25	C	9,730,800
富屋西部3地区	H29.11.16	H29.12.18	H29.12.27	H30.3.16	H30.3.20	H30.3.20	C	9,443,520

5.4.4.5 監査の結果

手続を実施したが、特に問題はなかった。

6. 農林生産流通課の事務事業

6.1 うつのみやアグリネットワーク推進事業

6.1.1 概要

6.1.1.1 うつのみやアグリネットワーク

設立：平成19年1月31日

構成：農業、食品製造業者、販売業者等、340者（平成30年3月末現在）

運営委員会：行政機関、農商工関連団体、流通・販売関係者等

代表者：委員長 宇都宮大学名誉教授 宇田靖

事務局：宇都宮市、宇都宮農業協同組合、宇都宮商工会議所

6.1.1.2 目的

農業者等の新規創造に対する意欲的な挑戦を促進するとともに、宇都宮市の農業振興の向上を図るため、宇都宮市農産物などの農産資源を活用した新商品の創出に向けた研究開発等を支援するほか、農業と他産業との新たな連携を促進し、地域の農産物、人材、技術その他の資源を有効に結び付け、新たな商品、販路、地域ブランド等の創出を図る。

6.1.1.3 事業の全体概要

(1) 新規会員の確保

⇒ イベント、チラシ、HP、アドバイザー等による会員募集、研究会・異業種交流会の参加案内と併せた勧誘

(2) 6次産業化等に必要な知識醸成・意識啓発

⇒ 知識向上や意識啓発のための研究会・ワークショップの開催
会員を対象としたメールマガジンを活用した情報発信

(3) 異業種連携の促進

⇒ 参加者同士の連携促進のための異業種交流会の開催

(4) 商品開発支援

⇒ アグリビジネス創出促進事業の実施（事前にアドバイザーによる相談会の開催）
アドバイザーによる課題解決、事業化に向けた助言等

(5) 販路開拓支援

⇒ 展示商談会の出展への支援
イベントにおけるテストマーケティングの機会の確保

6.1.2 取組経過・実績等

6.1.2.1 取組経過

平成18年度 うつのみやアグリネットワーク設立

平成19年度 ネットワーク化に向けたシステムの構築（Webシステムの稼働、会員交流会の開催）

平成20年度 重点品目活用に向けた研究会の開催

平成21年度 「売れる商品づくり」を主眼とした研究会（グループワーク）の開催（4回）
県補助（わがまち自慢推進事業）の活用（平成19年度より）

3か年計7,692千円

平成22年度 バイヤーを招いた交流会の開催

アグリビジネス創出促進事業の制度改正（重点品目の縮小と補助金上限の増額）

平成 23 年度 アグリビジネス創出促進事業プロジェクトの申請機会の拡充（震災対策）

平成 24 年度 アグリネットワーク運営委員の構成の見直し

参加者のネットワーク化を主眼とした研究会の開催（4回）

平成 25 年度（株）農援団などの地元農業者集団等と連携した異業種交流会の開催

参加者の知識向上、意識啓発、ネットワーク作りを目的とした研究会の開催（3回）

平成 26 年度 ビジネスパートナーとの出会いのきっかけとなる異業種交流会の開催（1回）

参加者の意識啓発、出口（販路）戦略等の知識習得のための研究会の開催（3回）

平成 27 年度 異業種交流会の開催（1回）

出口（販路）戦略の一環として「輸出」「パッケージデザイン」をテーマにした研究会の開催（2回）

平成 28 年度 アグリネットワーク推進事業全体の事務の見直し

異業種交流会の開催（1回）

「農産物加工」及び「YouTube 動画を活用した販売促進策」をテーマにした研究会の開催（2回）

平成 29 年度 コーディネーター業務の見直し

アグリビジネス創出促進事業開発商品カタログの見直し・制作・異業種交流会の開催（1回）。「売れ続ける商品開発」及び「生産農家を元気にする直売所『あぜみち』」をテーマにした研究会の開催（2回）

6.1.2.2 決算額

(1) 平成 29 年度うつのみやアグリネットワーク運営委員会収支決算書

【収入の部】

(単位：円)

項目	平成 29 年度 予算額	平成 29 年度 決算額	比較増減	摘要
1 補助金	9,216,000	9,216,000	0	・宇都宮市 8,016,000 ・宇都宮農業協同組合 700,000 ・宇都宮商工会議所 500,000
2 雑収入	307	37	△270	預金利息
3 繰越金	561,693	561,693	0	前年度繰越金
合計	9,778,000	9,777,730	△270	

【支出の部】

(単位：円)

項目	平成 29 年度 予算額	平成 29 年度 決算額	比較増減	摘要
1 会議費	106,000	117,264	11,264	会議開催に係る経費
2 事務局費	208,000	151,070	△56,930	通信費、委員報酬等
3 事業費	9,464,000	7,996,279	△1,467,721	
(1) ネットワーク 活動推進費	1,075,000	1,202,359	127,359	ホームページ使用 料、異業種交流会開 催費等
(2) アグリビジネス 創出促進費	6,919,000	5,469,064	△1,449,936	
① プロジェク ト補助金	3,500,000	2,061,880	△1,438,120	プロジェクトに対す る補助金
② アドバイザ ー・コーディネ ーター委託 費等	3,419,000	3,407,184	△11,816	アドバイザー・コー ディネーター委託費 等
(3) 広告宣伝費	1,470,000	1,324,856	△145,144	
(4) 予備費	0	0	0	
合計	9,778,000	8,264,613	△1,513,387	

収支決算額	9,777,730 円
支出決算額	8,264,613 円
差引残高	1,513,117 円

宇都宮市へ戻入 1,438,120 円

次年度へ繰越 74,997 円

(2) 収入の部・補助金の負担割合

うつのみやアグリネットワーク運営委員会への補助金は、宇都宮市、宇都宮農業協同組合、宇都宮商工会議所の3者により負担されている。その負担割合は、アグリビジネス創出促進費については、宇都宮市が100%、これ以外の事業費については、おおむね宇都宮市50%、宇都宮農業協同組合30%、宇都宮商工会議所20%となっており、例年、事業費の予算案を事前に示し、協議の上、決定されている。

6.1.2.3 取組実績

(1) 研究会の開催状況

開催日	テーマ	参加者数
平成 29 年 11 月 9 日 (14 大会議 室)	<p>【講演】 「最近のトレンド・売れ続ける商品開発のヒントについて」 講師：山野井 明夫 氏 (株)東武宇都宮百貨店 食品・レストラン部 部長</p> <p>【グループワーク】 テーマ：「今後取り組みたい商品開発等について」</p> <p>【目的】 様々な商品を販売する百貨店からの講演を通して、商品を開発する際のきっかけ作りとすること。</p>	31 名
平成 30 年 2 月 8 日 (あぜみち上 戸祭店) (豊郷地区セ ン)	<p>【現地見学】 農産直売所あぜみち上戸祭店の現地見学</p> <p>【講演】 「生産農家を元気にする農産直売所『あぜみち』について」 講師：林 書緯 氏 (株)グリーンデイズ 代表取締役</p> <p>【グループワーク】 テーマ：「新規事業の構築について」</p> <p>【目的】 地域に根ざし、様々な農産物や加工品を販売する農産直売所あぜみちの現地見学・講演を通して、生産する農産物の需要拡大・販売促進を図るとともに、今後の活動のヒントとすること。</p>	17 名

(2) 異業種交流会の開催状況

開催日	テーマ	参加者数
平成 29 年 12 月 18 日 (東日本ホテル)	<p>【基調講演】</p> <p>①講演 「商売繁盛心理学～心理学を取り入れて売上げをぐんぐん伸ばす！～」 講師：ファーストアドバンテージ(有) 酒井 とし夫 氏</p> <p>②アグリネットワーク会員の事業紹介 (3 件) 斎藤 尚哉 氏、阿部梨園、麦島 弘文 氏</p> <p>【交流会】 ※試食を交えたフリートーク形式</p> <p>①アグリビジネス創出促進事業採択プロジェクト試食会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイクリスト向けの「栗」を使ったエナジーバーの開発・販促 ・ 「宇都宮牛」を使用したギフト用品の開発・販売 ・ みや美豚を使用した商品開発 	102 名

開催日	テーマ	参加者数
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新触感「スノーベリー」(抗酸化特殊加工された冷凍いちご) ②全国の6次産業化優良事例の展示・試食を実施	

(3) 主な試食販売会、展示商談会の出店状況

開催日	催事等名
5月21日	【フェスタmy宇都宮2017】 [宇都宮城址公園] ・アサヒフーズ (野菜のアイスキャンディー) ・若山商店 (ブリバープラスほか)
10月1日	【うつのみやマルシェ】 [東武宇都宮百貨店] ・赤羽いちご園 (冷凍いちご)
10月11日	【ニッカネ大展示会】 [ニッカネ主催：マロニエプラザ] ・床井柚子園 (宮ゆずあんみつ) ・若山商店 (ブリバープラスほか) ・アサヒフーズ (野菜のアイスキャンディー)
10月28日	【とちぎ食と農のふれあいフェア2017】 [県庁] ・アサヒフーズ (野菜のアイスキャンディー) ・赤羽いちご園 (冷凍いちご)
11月18日 19日	【農林業祭】 [道の駅うつのみや ろまんちっく村] ・赤羽いちご園 (冷凍いちご)
1月25日	【めぶき食の商談会 in つくば】 [足利銀行・常陽銀行主催：つくば国際会議場] ・床井柚子園 (宮ゆずあんみつ)

(4) 平成29年度アグリプロジェクトの採択状況 (4プロジェクト)

No	商品・サービス	主な素材
1	サイクリスト向けの「栗」を使ったエネルギーバーの開発・販促 【栗の加工品】	栗
2	「宇都宮牛」を使用したギフト用品の開発・販売 【宇都宮牛のギフト用品】	牛肉
3	みや美豚を使用した商品開発 【豚肉の加工品】	豚肉
4	新触感「スノーベリー」(抗酸化特殊加工された冷凍いちご) 【いちごの加工品 (冷凍いちご)】	いちご

6.1.3 うつのみやアグリネットワーク推進事業補助金

6.1.3.1 概要

目的	農産物の需要拡大と産業の振興を図る
交付要綱	うつのみやアグリネットワーク推進事業補助金交付要綱
補助対象者	うつのみやアグリネットワーク
補助対象経費	農資源を活用した新商品・サービスの創出事業の実施に要する経費の一部

6.1.3.2 決算額

(単位：千円)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
8,272	9,996	8,009	7,780	6,578

平成 29 年 8,016,000 (宇都宮市補助金額) - 1,438,120 (補助金戻入) = 6,577,880

6.1.3.3 補助対象経費

6.1.2.2 (1) 【支出の部】と同額

6.1.3.4 成果

(1) 会員数の推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
会員数	48	98	126	144	173	207	238	278	316	336	340

(2) 商品化・商品販売の状況 (平成 29 年度末現在)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
採択件数	9	14	12	10	7	4	7	6	6	7	4

- ・平成 29 年度末までに採択されたプロジェクト数 86 件・・・①
- ・①のうち、商品化に至ったプロジェクト数 48 件・・・②
- ・②のうち、平成 29 年度末現在、販売されているプロジェクト数・商品数 32 件 (33 商品)

(3) 青果物品目市場別販売実績

「うつのみや産青果物の国内市場取扱金額」を成果目標としている。

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
目標	75.5 億円	77 億円	78.5 億円	80 億円
実績	72 億円	79 億円	80 億円	78 億円

6.1.4 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.1.5 監査の結果

6.1.5.1 うつのみやアグリネットワーク運営委員会に対する補助金の負担割合（指摘）

うつのみやアグリネットワーク運営委員会に対する補助金は、宇都宮市、宇都宮農業協同組合、宇都宮商工会議所の3者により負担されている。その負担割合は、アグリビジネス創出促進費については、宇都宮市が100%、これ以外の事業費については、おおむね宇都宮市50%、宇都宮農業協同組合30%、宇都宮商工会議所20%となっており、例年、事業費の予算案を事前に示し、協議の上、決定されている。

しかしながら、この負担割合については、何も根拠となるものがなく、また毎年の負担割合を決める協議内容を記録した文書等が作られていない。

負担割合について合理的な基準を定め、これを文書等で保管し、また毎年の協議内容についても文書として保管することが、適正な補助金の交付のために必要である。

6.1.5.2 うつのみやアグリネットワーク推進事業補助金の対象経費（意見）

うつのみやアグリネットワークに対する補助金は、「うつのみやアグリネットワーク推進事業補助金交付要綱」に基づき交付されているが、補助対象経費は、「農資源を活用した新商品・サービスの創出事業の実施に要する経費の一部」としか記載されていない。

補助金対象経費かどうかの判断は、宇都宮市が事務局として、経費の支払の度に行っており、過年度の経費等が参考にされている。このやり方では、事務局の担当者により対象経費と判断された場合、同じ性質の経費の支払いが対象経費として継続的に計上されてしまう可能性がある。担当者の判断に依拠しないよう内容要件等を定め、交付要綱やマニュアル等に記載することは、適正な補助金を交付するために重要であると考えられる。

したがって、補助金対象経費が明確になるよう、具体的な基準を交付要綱やマニュアル等に記載することを検討すべきである。

6.1.5.3 うつのみやアグリネットワーク推進事業の成果目標の設定について（指摘）

うつのみやアグリネットワーク推進事業の目的は、新規創造に対する意欲的な挑戦の促進、新商品の創出に向けた研究開発等の支援、新たな商品、販路、地域ブランド等の創出を図ることである。この目的のもと、うつのみやアグリネットワークに対し、うつのみやアグリネットワーク推進事業補助金が交付されている。

市では、「会員数の推移」や「商品化・商品販売の状況」、「うつのみや産青果物の国内市場取扱金額」を成果の指標として把握している。しかしながら、「会員数の推移」「商品化・商品販売の状況」については目標値が設定されていない。また「うつのみや産青果物の国内市場取扱金額」については、アグリネットワーク推進事業の目的から考えると、この指標では新たな商品、販路、地域ブランド等の創出について把握できておらず、成果が測定できているとはいえない。

会員数や採択件数の目標数値や新商品の創出に関する新たな指標を設定し、補助金交付後も継続的にフォローを行い、その達成状況を評価し、補助金の効果を測定するべきである。

6.2 うつのみや農産物ブランド推進事業

6.2.1 概要

6.2.1.1 目的

宇都宮農業協同組合管内で生産される農産物の消費拡大を図り、将来的な農林業経営の安定と消費者の信頼を確保するため、宇都宮産農産物のブランド力の向上を図る。

6.2.1.2 事業の全体概要

宇都宮農業協同組合管内で生産される農産物（以下「農産物」という。）のうち、より付加価値の高い農産物（推進品目）や地域固有の農産物などを積極的に宇都宮市内外に情報発信することにより、宇都宮市農産物全体の知名度向上と消費拡大に寄与する。

【推進品目】

- ・ プレミアム7 《基準：糖度7度以上のトマト》
- ・ プレミアム13 《基準：糖度13度以上の幸水・豊水》
- ・ にっこり 《基準：秀品、5kg6玉以上》
- ・ アスパラリン 《基準：3L・2L、50g以上のアスパラガス》
- ・ ニラ 《基準：AL品＝高等階級》
- ・ とちおとめ 《基準：L以上、11g以上》
- ・ スカイベリー 《基準：G以上、21g以上》
- ・ みやおとめ（米）《基準：こしひかり100%で、食味値75以上》
- ・ 宇都宮牛《基準：黒毛和種（雄の場合は去勢）、32ヶ月齢、A3～A5、B3～B5》
- ・ 宮どんこ（しいたけ）《基準：特A、傘直径が6.5～8cm以下、傘厚が2.5cm以上》

6.2.2 取組経過・実績等

6.2.2.1 取組経過

平成11年度 うつのみや農産物ブランド化推進協議会 設立

平成17年度 市内でのブランド農産物PR、「地産地消講演会」開催等

平成18年度 市内及び首都圏でのブランド農産物PR、ブランド農産物販売促進キャンペーン（梨）、収穫体験と調理実習（アスパラガス）

平成19年度 市内及び首都圏でのブランド農産物PR、ブランド農産物販売促進キャンペーン（梨）、収穫体験と調理実習（ニラ）、収穫体験と消費者懇談会（アスパラガス）

平成20年度 市内及び首都圏でのブランド農産物PR、ブランド農産物販売促進キャンペーン（園芸作物全般）、工業団地へのブランド農産物PR、日帰り収穫体験ツアー、実需者との情報交換会、宇都宮牛販売に係るPR事業、消費者アンケートWeb調査、農産物輸出促進

平成21年度 首都圏：レストランでの宇都宮フェア、百貨店物産展、日帰り収穫体験ツアー

市内：量販店での販促（試食販売、梨販促キャンペーン）、イベント出展

平成23年度 首都圏：首都圏アンテナレストラン（銀座贅沢倶楽部旬）を活用したブランド農産物PR

市内：地産地消推進店を活用した梨販促キャンペーン、宇都宮牛の販促PR

- 平成 24 年度 首都圏：県アンテナショップ（とちまるショップ）を活用したブランド農産物 P R、築地市場でのトップセールス
市 内：地産地消推進店（飲食店）での宇都宮牛フェア
- 平成 25 年度 首都圏：首都圏アンテナレストラン（旬銀座贅沢倶楽部）での宇都宮フェアの毎月開催及びブランド農産物の常設展示販売、築地市場でのトップセールス
市 内：地産地消推進店（飲食店）でのフェア（トマト・いちご）
- 平成 26 年度 新たな推進品目の選定：スカイベリー（いちご）、にっこり（梨）
市 外：MOTTAINAI フェスタ（秋葉原）、日帰り収穫体験ツアーによる都市・農村交流、北海道新幹線 1 年前カウントダウンイベントでの P R
市 内：宇都宮牛フェアの開催
- 平成 27 年度 市 外：北関東ブルベ、日帰り収穫体験ツアーによる都市・農村交流、北海道新幹線開業イベント等での P R
市 内：宇都宮愉快デー、うつのみや農コン等での P R
- 平成 28 年度 市 外：宇都宮餃子祭り in 横浜及び東京、日帰り収穫体験ツアーによる都市・農村交流、函館グルメサーカス、ふるさと祭り東京等での P R
市 内：映画館でのプロモーションビデオ上映、うつのみや農コン等での P R
- 平成 29 年度 市 外：宇都宮餃子祭り in 横浜、日帰り収穫体験ツアーによる都市・農村交流、函館グルメサーカス、ふるさと祭り東京等での P R
市 内：映画館でのプロモーションビデオ上映、うつのみや地産地消マルシェ、パネル展の開催、うつのみや農コン等での P R

6.2.2.2 決算額

(1) 平成 29 年度 うつのみや農産物ブランド推進協議会収支決算書

【収入の部】

(単位：円)

科目		平成 29 年度 予算額	平成 29 年度 決算額	比較増減	備考
款	項目				
1 補助金		9,076,000	9,076,000	0	
	(1) 補助金	9,076,000	9,076,000	0	宇都宮市
2 負担金		100,000	100,000	0	
	(1) 負担金	100,000	100,000	0	下野市 50,000 上三川町 50,000
3 助成金		1,460,000	1,460,000	0	
	(1) 団体助成金	1,460,000	1,460,000	0	宇都宮農業協同組合
4 繰越金		333,609	333,609	0	
	(1) 繰越金	333,609	333,609	0	前年度繰越金
5 雑収入		391	211,942	211,551	
	(1) 雑収入	391	211,942	211,551	利息、農産物販売代金ほか
	(内農産物販売代)		196,450		

科目		平成 29 年度	平成 29 年度	比較増減	備考
款	項目	予算額	決算額		
	合計	10,970,000	11,181,551	211,551	

【支出の部】

(単位：円)

科目		平成 29 年度	平成 29 年度	比較増減	備考	
款	項目	予算額	決算額			
1 事務費		100,000	198,385	98,385		
	(1) 会議費	50,000	99,954	49,954	会場代、飲み物代	
	(2) 事務費	50,000	98,431	48,431	事務用消耗品、手数料ほか	
2 報償費		110,400	27,600	△82,800		
	(1) 報酬	110,400	27,600	△82,800	委員報酬	
3 事業推進費		10,759,600	10,594,644	△164,956		
	(1) 市内向け事業費	700,000	868,076	168,076	うつのみや地産地消マルシェ、映画館幕間 CM 上映代ほか	
	(2) 市外向け事業費	5,009,600	6,087,690	1,078,090	宇都宮餃子祭り in 横浜、きたかんマルシェほか	
	(内農産物買取代) 258,040					
	(3) 情報発信事業費	2,650,000	1,931,217	△718,783	パンフレット、ロゴマーク、特設 WEB サイトほか	
	(4) 調査研究事業費	2,400,000	1,707,661	△692,339	視察ほか	
	合計		10,970,000	10,820,629	△149,371	

収支決算額	11,181,551 円
支出決算額	10,820,629 円
差引残高	360,922 円

次年度へ繰越 360,922 円

(2) 収入の部・補助金の負担割合

うつのみや農産物ブランド推進協議会の補助金、負担金、助成金は、宇都宮市、宇都宮農業協同組合、下野市、上三川町の4者により負担されている。その負担割合は、市外向け及び市内向け事業費については、おおむね宇都宮市 80%、宇都宮農業協同組合 20%、下野市と上三川町は各々5万円、これ以外の事業費については宇都宮市が 100%負担している。これを例年、事業費の予算案を事前に示し、協議の上、決定されている。

6.2.2.3 取組実績

(1) 市内向け事業の開催

開催日等	内容
平成 29 年 5 月 21 日 城址公園【60,000 人来場】	フェスタ my 宇都宮 ・パンフレットの配布、VR 体験、PR
平成 29 年 8 月 5 日～9 月 1 日 MOVIX 宇都宮【89,100 人視聴】	プロモーション映像放映 ・映画館の CM でのプロモーション映像の放映 トマト、梨、宇都宮牛、米を 1 週間ずつ放映
平成 29 年 9 月 15 日～10 月 31 日 宇都宮市立南図書館【89,700 人来場】	パネル展の開催 ・宇都宮産農産物の紹介
平成 29 年 10 月 1 日 東武宇都宮百貨店【3,000 人来場】	うつのみやマルシェ ・プロモーション動画上映、VR 体験
平成 29 年 10 月 14 日 宇都宮市立南図書館【2,000 人来場】	うつのみや地産地消マルシェ・農産物の試食・販売、PR
平成 29 年 10 月 14 日 シテ・オーベルジュ【37 人参加】	うつのみや農コン ・食事に農産物を提供
平成 29 年 12 月 3 日 ろまんちっく村【3,000 人来場】	宇都宮シクロクロス ・農産物の販売、PR
平成 30 年 2 月 1 日～3 月 27 日 宇都宮市立南図書館【94,000 人来場】	パネル展の開催 ・宇都宮産農産物の紹介
平成 30 年 2 月 23 日 宇都宮東武ホテルグランド 【88 人参加】	新規就農者の集い ・食事に農産物を提供
平成 30 年 3 月 10 日 宇都宮市立南図書館【2,000 人来場】	うつのみや地産地消マルシェ・農産物の試食・販売、PR

(2) 市外向け事業の開催

開催日等	内容
平成29年4月21日～23日 横浜市【157,000人来場】	宇都宮餃子祭り in 横浜 ・農産物の販売、プロモーション動画上映、ステージイベントでのプレゼント、PR
平成29年9月2日～3日 函館市【239,000人来場】	はこだてグルメサーカス2017 ・農産物の販売、アンケートの実施、PR
平成29年9月8日～9日 恵比寿【30,000人来場】	ランドネきたかんマルシェ ・農産物の試食、販売、プロモーション動画上映、PR
平成29年10月28日 ろまんちっく村ほか【39人参加】	日帰り収穫体験バスツアー ・梨、落花生等収穫体験、地場農産物を使用したランチの提供
平成30年1月12日～21日 東京ドーム【420,000人来場】	ふるさと祭り東京2018 ・農産物の販売、プロモーション動画上映、PR
平成30年1月29日 KDDIホール(東京)【100人来場】	宇都宮市ビジネス交流会 ・とちおとめの試食、加工品の展示、PR
平成30年3月10日 ろまんちっく村ほか【25人参加】	日帰り収穫体験バスツアー ・トマト、いちごの収穫体験、地場農産物を使用したランチの提供

(3) 情報発信事業

- ・ホームページやSNSを活用した情報発信
- ・プロモーション映像を活用した農産物のPR
足利銀行宇都宮市役所支店、オリオンスクエア、JR宇都宮駅構内観光案内所、映画館
- ・図書館でのパネル展におけるブランド農産物のPR
- ・宇都宮産農産物PR用ロゴマークの作成

(4) 調査研究事業

- ・展示会や各種セミナーでの情報収集
- ・函館でのイベントにおいて消費者動向や宇都宮のイメージについてアンケート調査を実施
- ・静岡県、愛知県（豊田市、春日井市）において農産物の認知度向上、販路拡大の取組の参考とするため、先進地視察を実施
- ・市内地域商社と沖縄販路拡大に向けた調査研究を実施（沖縄大交易会出展等）

6.2.3 うつのみや農産物ブランド推進事業補助金

6.2.3.1 概要

目的	円滑な事業運営を図ること。
交付要綱	うつのみや農産物ブランド推進事業補助金交付要綱
補助対象者	うつのみや農産物ブランド推進協議会
補助対象費用	地場農産物のブランド力向上を図る事業に要する費用の一部

6.2.3.2 決算額

(単位：千円)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
5,747	4,598	4,104	4,983	9,076

増加の背景は新規事業が4件予算化されたためである。

	内容	金額
1	沖縄県における農産物魅力PR【新規】	2,400千円
2	情報発信（ブランドマークの作成等）【拡充】	2,000千円増
3	販路拡大のためのマーケティング調査【新規】	400千円
4	沖縄県のマーケティング調査【新規】	2,000千円

6.2.3.3 補助対象費用

6.2.2.2 (1)【支出の部】と同額

6.2.3.4 成果

「うつのみや産青果物の国内市場取扱金額」を成果目標としている。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標	75.5億円	77億円	78.5億円	80億円
実績	72億円	79億円	80億円	78億円

6.2.4 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.2.5 監査の結果

6.2.5.1 うつのみや農産物ブランド推進協議会に対する補助金の負担割合（指摘）

うつのみや農産物ブランド推進協議会に対する補助金は宇都宮市、負担金は下野市と上三川町、助成金は宇都宮農業協同組合が負担している。その負担割合は、市外向け及び市内向け事業費については、おおむね宇都宮市80%、宇都宮農業協同組合20%、下野市と上三川町は各々5万円、これ以外の事業費については、宇都宮市100%を負担している。

しかしながら、この負担割合については、何も根拠となるものがなく、また毎年の負担割合を決める協議内容を記録した文書等が作られていない。

負担割合について合理的な基準を定め、これを文書等で保管し、また毎年の協議内容についても文書として保管することが、適正な補助金の交付のために必要である。

6.2.5.2 うつのみや農産物ブランド推進事業補助金の対象費用（意見）

うつのみや農産物ブランド推進協議会に対する補助金は、「うつのみや農産物ブランド推進事業補助金交付要綱」に基づき交付されているが、補助対象費用は、「地場農産物のブランド力向上を図る事業に要する費用の一部」としか記載されていない。

補助金対象費用かどうかの判断は、宇都宮市が事務局として、費用の支払の度に行っており、過年度の費用等が参考にされている。このやり方では、事務局の担当者により対象費用と判断された場合、同じ性質の費用の支払いが対象費用として継続的に計上されてしまう可能性がある。担当者の判断に依拠しないよう内容要件等を定め、交付要綱やマニュアル等に記載することは、適正な補助金を交付するために重要であると考えられる。

したがって、補助金対象費用が明確になるよう、具体的な基準を交付要綱やマニュアル等に記載することを検討すべきである。

6.2.5.3 うつのみや農産物ブランド推進事業の成果目標の設定について（指摘）

うつのみや農産物ブランド推進事業の目的は、宇都宮農業協同組合管内で生産される農産物の消費拡大と宇都宮産農産物のブランド力の向上である。この目的のもと、うつのみや農産物ブランド推進協議会の円滑な事業運営のために、うつのみや農産物ブランド推進事業補助金が交付されている。

しかしながら、市では補助金の交付の効果について、「うつのみや産青果物の国内市場取扱金額」を指標にしているのみであり、この指標では農産物ごとの販売実績を把握できず、成果が測定できているとは言えない。

推進品目ごとの販売数値については、把握することは可能であるが、宇都宮農業協同組合が販売する農産物について、これを市独自の目標数値とすることが困難であること、また宇都宮農業協同組合以外に流通している推進品目については、販売額自体の把握が困難であるとのことだが、補助金交付の成果を適切に把握するため、できる範囲で推進品目ごとに利用可能なデータに基づいた目標値を設定し、補助金交付後も継続的にフォローを行い、その達成状況を評価し、補助金の効果を測定するべきである。

6.3 農産物輸出促進支援事業

6.3.1 概要

6.3.1.1 目的

宇都宮産農産物の海外への新たな販路拡大を支援することにより、農業者所得の安定に寄与する。

6.3.1.2 事業の全体概要

販路拡大に意欲のある生産者等に対して、海外も視野に取り組んでもらえるよう、機運の創出のためのセミナー等を開催するとともに、貿易に関する基礎知識習得のための研修会の参加や現地調査に要する費用等について支援する。また、語学や貿易に関する知識を有する宇都宮産農産物輸出コーディネーターを設置するとともに、海外への販路拡大に意欲のある生産者との連絡会議等も開催し、宇都宮産農産物の輸出拡大につなげる。

6.3.2 取組経過・実績等

6.3.2.1 取組経過

うつのみや農産物ブランド推進協議会において、次のとおり実施

平成 27 年度 海外視察の実施（10 月）

テスト輸出販売の実施（2 月）

平成 28 年度 宇都宮農産物輸出促進支援事業の開始（4 月）

農産物輸出促進セミナーの開催（7 月）

UAE の首都アブダビで開催される商談会にいちごの生産者が補助事業活用し参加するとともに、市場調査を実施（12 月）

平成 29 年度 生産者によるテスト輸送等の支援（2 件、4 月～）

宇都宮産農産物輸出コーディネーター（2 名）の運用開始（5 月～）

農産物販路拡大（沖縄・海外）キックオフミーティングの開催（5 月）

農産物販路拡大（沖縄・海外）セミナーの開催（6 月）

農産物販路拡大（沖縄・海外）ミーティングの開催（7 月～、計 5 回）

沖縄大交易会への出展（11 月）

タイにおける宇都宮フェアの実施（3 月）

シンガポールにおけるテストマーケティングの実施（3 月）

6.3.2.2 決算額

平成 29 年度うつのみや農産物ブランド推進協議会収支決算書

【収入の部】

（単位：円）

科目		平成 29 年度 予算額	平成 29 年度 決算額	比較増減	備考
款	項目				
1 補助金		8,932,000	8,932,000	0	
	補助金	8,932,000	8,932,000	0	宇都宮市
	合計	8,932,000	8,932,000	0	

【支出の部】

（単位：円）

科目		平成 29 年度 予算額	平成 29 年度 決算額	比較増減	備考
款	項目				
輸出促進支援事業費		8,932,000	8,725,693	△206,307	
	輸出促進支援事業費	8,932,000	8,725,693	△206,307	現地調査支援、海外視察など
	合計	8,932,000	8,725,693	△206,307	

※輸出促進支援事業費には、宇都宮産農産物輸出コーディネーター業務委託料（計 2,746,000 円）が含まれている。

収支決算額	8,932,000 円
支出決算額	8,725,693 円
差引残高	206,307 円

宇都宮市へ戻入 206,307 円

6.3.2.3 宇都宮産農産物輸出コーディネーター業務委託料の積算項目

(1) コーディネーター業務

基本額（業務費）	非常勤日額参考 （附属機関の委員）
市内旅費相当	タクシー代相当
国内旅費相当	年6回那覇空港-宇都宮駅
消耗品等	携帯通話、紙代等
管理費	共済費相当額 （国民健康保険料・国民年金）

(2) コーディネーター業務(ムスリム市場)

基本額（業務費）	非常勤日額参考 （附属機関の委員）
市内旅費相当	タクシー代相当
国内旅費相当	月2回宇都宮
消耗品等	携帯通話、紙代等
管理費	共済費相当額 （国民健康保険料・国民年金）

(3) 共済費相当額

6.3.2.3 (1) (2) の積算過程における共済費相当額についてであるが、業務委託料の積算に、参考となるべき事例がなかったことから、管理費の積算の際に、国民健康保険料や国民年金を用いている。

通常、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」にある直接経費の10%程度を管理費として検討していくとのことである。

(4) 仕様書

宇都宮産農産物輸出コーディネーター業務委託料の算出については「宇都宮産農産物輸出コーディネーター業務委託仕様書」「宇都宮産農産物輸出コーディネーター（ムスリム市場）業務委託仕様書」に記載がある。

(イ) 宇都宮産農産物輸出コーディネーター業務委託仕様書

7. その他

- ① 業務に必要となる、人件費、車両及びその燃料費や維持費、携帯電話及び通話料等の通信費、事務用消耗品、旅行のうち国内に関するものは委託料の範囲内とする。なお、海外旅行については、その都度、本協議会と必要性を精査の上、別に支払う。

(ロ) 宇都宮産農産物輸出コーディネーター（ムスリム市場）業務委託仕様書

7. その他

- ① 業務に必要となる、人件費、車両及びその燃料費や維持費、携帯電話及び通話料等の通信費、事務用消耗品、旅行のうち国内に関するものは委託料の範囲内とする。なお、海外旅行については、その都度、本協議会と必要性を精査の上、別に支払う。

6.3.2.4 取組実績

- 平成 29 年 4 月 いちご生産者による U A E 向けのテスト輸送事業支援
 5 月 宇都宮産農産物輸出コーディネーターの運用開始 (2 名)
 宇都宮産農産物販路拡大 (沖縄・海外) キックオフミーティング開催
 6 月 キウイフルーツ生産者によるマレーシアでのテスト販売事業支援
 農産物販路拡大 (沖縄・海外) セミナーの開催
 7 月 宇都宮産農産物販路拡大 (沖縄・海外) ミーティングの開催 (計 5 回)
 11 月 沖縄大交易会への出展
 (※市内地域商社との共同研究として、うつのみや農産物ブランド推進協議会の事業で実施)
- 平成 30 年 3 月 タイにおける宇都宮フェアの実施
 シンガポールにおけるテストマーケティングの実施

6.3.3 宇都宮産農作物輸出促進支援事業補助金

6.3.3.1 概要

目的	円滑な事業運営を図ること。
交付要綱	農産物輸出促進支援事業補助金交付要綱
補助対象者	うつのみや農産物ブランド推進協議会
補助対象費用	宇都宮産農作物の海外への新たな販路拡大に意欲のある生産者等を支援する事業に要する費用の一部

6.3.3.2 決算額

(単位：千円)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
-	-	-	1,448	8,726

平成 29 年 8,932,000 (宇都宮市補助金) - 206,307 (宇都宮市戻入) = 8,725,693

増加の理由は、平成 29 年度より、新たに輸出コーディネーターを任用したことによる費用の増加、また事業が本格的に動き出し、バイヤーとの調整や、バンコクでのフェアが開催できたためである。

6.3.3.3 補助対象費用

6.3.2.2【支出の部】と同額

6.3.3.4 成果

「うつのみや産青果物の国内市場取扱金額」を成果目標としている。

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
目標	75.5 億円	77 億円	78.5 億円	80 億円
実績	72 億円	79 億円	80 億円	78 億円

6.3.4 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.3.5 監査の結果

6.3.5.1 宇都宮産農作物輸出促進支援事業補助金の対象費用（意見）

うつのみや農産物ブランド推進協議会に対する補助金は、「農産物輸出促進支援事業補助金交付要綱」に基づき交付されているが、補助対象費用は、「宇都宮産農作物の海外への新たな販路拡大に意欲のある生産者等を支援する事業に要する費用の一部」としか記載されていない。

補助金対象費用かどうかの判断は、宇都宮市が事務局として、費用の支払の度に行っており、過年度の費用等が参考にされている。このやり方では、事務局の担当者により対象費用と判断された場合、同じ性質の費用の支払いが対象費用として継続的に計上されてしまう可能性がある。担当者の判断に依拠しないよう内容要件等を定め、交付要綱やマニュアル等に記載することは、適正な補助金を交付するために重要であると考えます。

したがって、補助金対象費用が明確になるよう、具体的な基準を交付要綱やマニュアル等に記載することを検討すべきである。

6.3.5.2 農産物輸出促進支援事業の成果目標の設定について（指摘）

農産物輸出促進支援事業の目的は、宇都宮産農産物の海外への新たな販路拡大を支援することにより、農業者所得の安定を図ることである。この目的のもと、うつのみや農産物ブランド推進協議会の円滑な事業運営のために、宇都宮産農作物輸出促進支援事業補助金が交付されている。

しかしながら、市では補助金の交付の効果について、「うつのみや産青果物の国内市場取扱金額」を指標にしているのみであり、この指標では海外への販路拡大と農業者所得の安定について把握することができず、効果が測定できているとはいえない。

農産物輸出促進支援事業については、試験的な取組にとどまっており、目標値を設定できる段階ではないこと、輸出額については、市単独での把握が困難であるとのことだが、将来的な視点から宇都宮産農産物の輸出販売金額等を把握できるデータを収集し、補助金交付後も継続的にフォローを行い、その達成状況を評価し、補助金の効果を測定すべきである。

6.3.5.3 宇都宮産農産物輸出コーディネーター業務委託料（指摘）

宇都宮産農産物輸出コーディネーター業務委託料の算出に当たり、非常勤日額、交通費、通信費、消耗品費、共済費相当額の項目を用いている。

宇都宮産農産物輸出コーディネーター業務委託仕様書及び宇都宮産農産物輸出コーディネーター（ムスリム市場）業務委託仕様書によると、委託料の範囲について、「業務に必要なとなる、人件費、車両及びその燃料費や維持費、携帯電話及び通話料等の通信費、事務用消耗品、旅行のうち国内に関するものは委託料の範囲内とする。」とある。

非常勤日額、交通費、通信費、消耗品費については仕様書の記載にあるが、共済費相当額については記載がない。宇都宮市によると「管理費について、業務委託料の積算に参考となるべき事例がなかったことから、共済費相当額として国民健康保険料や国民年金保険料を用

いており、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」では、直接経費の10%程度を管理費としている。」と回答があった。

今回の宇都宮産農産物輸出コーディネーター業務委託料の積算では、管理費の代わりとして、国民健康保険料や国民年金保険料を用いているなど、宇都宮産農産物輸出コーディネーター業務委託料の算出方法が明確になっていない。

宇都宮産農産物輸出コーディネーター業務委託仕様書に管理費を明記するなど、算出の根拠を明確にし、適切な宇都宮産農産物輸出コーディネーター業務委託料の算出方法を検討すべきである。

6.4 地産地消推進事業

6.4.1 概要

6.4.1.1 目的

消費者の食に対する安全・安心への関心が高まっている中で、農産物の安全安心について周知を図るとともに、地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」を積極的に推進することにより、本市農業生産の振興及び市民の健康で快適な食生活の確立を図る。

6.4.1.2 事業の全体概要

(1) 地産地消推進のための啓発活動

市主催イベントや、アンテナショップ、ホームページ等を活用した情報発信等

(2) 地域での地場農産物利用拡大推進

「うつのみや地産地消推進店」の充実、飲食店等における地場農産物の利用促進、消費者における地場農産物の購入促進等

(3) 魅力ある農産物の生産振興

農産物の生産力強化、消費者が求める商品づくり等

(4) 安全・安心な農産物等の供給促進

生産履歴の記帳徹底、環境保全型農業の促進等

(5) 食育の推進、食文化の継承等

学校における食育の推進、健康を育む食への意識向上等

(6) 豊かな農資源を生かした都市と農村の交流促進

農業・農村ふれあい交流事業の推進、ふれあい交流イベントの開催等

6.4.2 取組経過・実績等

6.4.2.1 取組経過

平成19年度 宇都宮市地産地消推進計画（計画期間：H20～24）の策定

平成20年度 地産地消推進会議（会長：志賀徹 宇都宮大学教授）による事業推進方策の検討計画に基づく、「地産地消の日」、「強化月間」の制定など普及啓発や地産地消の日キャンペーンなど PR 活動の実施

地産地消朝市の開催（H20.4～H23.7）：城址公園みどりの小径

平成21年度 地産地消推進店制度の導入に向けた検討、事業推進体制の整備

平成22年度 地産地消推進店制度の導入、店舗の募集及び認定（67件）

平成23年度 地産地消推進店の募集及び認定（10件）

- 平成 24 年度 宇都宮市地産地消推進計画の計画期間の延伸（～H25）
地産地消推進店の募集及び認定（8 件）、推進店（飲食店）フェアの開催【宇都宮牛】
- 平成 25 年度 宇都宮市地産地消推進計画の改定
地産地消推進店の募集及び認定（59 件：うち新規 8 件、更新 51 件）
推進店（飲食店）フェアの開催【トマト、いちご】
- 平成 26 年度 地産地消推進店の募集及び認定（25 件：うち新規 18 件、更新 7 件）
「採れたて うつのみや まるかじりキャンペーン」の実施
（推進店（直売所・小売店）8 店舗参加）
推進店（飲食店）フェアの開催【春野菜】（推進店（飲食店）19 店舗参加）
- 平成 27 年度 地産地消推進店の募集及び認定（14 件：うち新規 6 件、更新 8 件）
「採れたて うつのみや まるかじりキャンペーン」の実施
（前期・後期：推進店（直売所・小売店）延べ 41 店舗参加）
- 平成 28 年度 地産地消推進店の募集及び認定（94 件：うち新規 44 件、更新 50 件）
「採れたて うつのみや まるかじりキャンペーン」の実施
（前期・後期：推進店（直売所・小売店）延べ 69 店舗参加）
「うつのみや地産地消フェア」の実施
（推進店（飲食店）35 店舗参加）
地場農産物・販売店等マッチング事業の実施
- 平成 29 年度 地産地消推進店の募集及び認定（43 件：うち新規 18 件、更新 15 件）
「うつのみや地産地消朝食フェア」の実施
（推進店（宿泊施設）8 店舗参加）
「採れたて うつのみや まるかじりキャンペーン」の実施
（推進店（直売所・小売店）41 店舗参加）※H29 度の開催は 1 回のみ
「みやのとれたて 地産地消フェア」の実施
（推進店（飲食店）26 店舗参加）
地場農産物・販売店等マッチング事業の実施

6.4.2.2 決算額

(1) 平成29年度宇都宮市地産地消推進会議収支決算書

【収入の部】

(単位：円)

科目		平成29年度 予算額	平成29年度 決算額	比較増減	備考
款	項目				
1 交付金		6,491,000	6,491,000	0	
	(1) 交付金	6,491,000	6,491,000	0	宇都宮市
2 助成金		1,500,000	1,500,000	0	
	(1) 団体助成金	1,500,000	1,500,000	0	宇都宮農業協同組合
3 繰越金		27,248	27,248	0	
	(1) 繰越金	27,248	27,248	0	前年度繰越金
4 雑収入		752	45	△707	
	(1) 雑収入	752	45	△707	利息
	合計	8,019,000	8,018,293	△707	

【支出の部】

(単位：円)

科目		平成29年度 予算額	平成29年度 決算額	比較増減	備考
款	項目				
1 事務費		128,000	236,442	108,442	
	(1) 会議費	78,000	95,412	17,412	
	(2) 事務費	50,000	141,030	91,030	事務用品ほか
2 事業推進費		7,891,000	7,744,448	△146,552	
	(1) 普及啓発活動費	1,037,000	54,142	△982,858	イベント出展費用、啓発物品代ほか
	(2) 地場農産物利用促進費	6,710,000	7,628,611	918,611	地産地消推進店認定、マップ作成費用ほか
	(3) 安全・安心な農産物供給事業費	74,000	33,480	△40,520	生産者向け安全・安心対策研修会費用ほか
	(4) 食育の推進・食文化継承事業費	70,000	28,215	△41,785	食育フェア出展費用ほか
	合計	8,019,000	7,980,890	△38,110	

収支決算額	8,018,293 円
支出決算額	7,980,890 円
差引残高	37,403 円

次年度へ繰越 37,403 円

(2) 収入の部・補助金の負担割合

宇都宮市地産地消推進会議への交付金、助成金は、宇都宮市、宇都宮農業協同組合の2者により負担されている。その負担割合は、総事業費に対して、おおむね宇都宮市が80%、宇都宮農業協同組合20%となっており、例年、事業費の予算案を事前に示し、協議の上、決定されている。

6.4.2.3 取組実績

(1) 地産地消推進店の認定件数

年度	推進店数	内 訳			
		農産物直売所	小売店	飲食店・宿泊施設	加工事業者
22	67	5	45	17	
23	77	6	45	26	
24	84	6	49	29	
25	75	5	35	34	1
26	88	6	40	41	1
27	90	9	40	40	1
28	130	10	46	73	1
29	136	10	60	65	1

(2) 「うつのみや地産地消朝食フェア」実施結果

- ・参加店舗8店舗

(3) 「採れたて うつのみや まるかじりキャンペーン」実施結果

- ・参加店舗41店舗 ※平成29年は1回のみの開催
(前年度：前期33店舗、後期36店舗)
- ・応募件数(アンケート回収数：4,616通)
- ・消費シール枚数(地場農産物消費数)：885,166枚

(4) 指名型企画提案方式による推進店を活用したキャンペーン及びモニター制度の実施結果 委託業者：(株)栃木リビング新聞社

- ・「みやのとれたて 地産地消フェア」参加店舗数 26店舗

6.4.3 宇都宮市地産地消推進事業交付金

6.4.3.1 概要

目的	円滑な事業運営を図ること。
交付要綱	宇都宮市地産地消推進事業交付金交付要綱
交付対象者	宇都宮市地産地消推進会議
交付対象費用	地産地消の普及啓発や地場農産物の利用促進を図る事業に要する費用の一部

6.4.3.2 決算額

(単位：千円)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1,783	7,924	5,395	7,786	6,491

6.4.3.3 対象費用

6.4.2.2 (1) 【支出の部】と同額

6.4.3.4 成果

第2時地産地消推進計画において目標値を設定

(1) うつのみや農産物を積極的に選択する割合

把握方法：市政に関する世論調査

年度	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実績	52.5%	57.2%	-	81.3%	77.4%	未集計
目標	-	56.0%	59.5%	63.0%	66.5%	70.0%

※1 平成 25 年度の目標値は設定されていない。

※2 市政世論調査の調査項目が一定ではないため、平成 27 年度は項目がなく把握できなかった。

(2) 出荷者全てが生産履歴を記帳している直売所の割合

把握方法：直売所に対して実施しているアンケート

年度	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実績	40.0%	50.0%	41.4%	34.6%	44.0%	未集計
目標	-	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%	100%

※1 平成 25 年度の目標値は設定されていない。

※2 生産履歴とは、農産物を生産する際に、農薬散布や施肥、管理作業の記録を記入する書類である。

出荷者全てが生産履歴を記帳している直売所の割合の実績値は目標値と比べ低くなっているため、実績値を上げるための対策を聞いたところ、市の職員の直売所巡回や講座を開くことにより、生産履歴記帳のメリット等を周知するなどしていると回答があった。

(3) ふれあい交流イベント入場者数

把握方法：イベント主催者に確認

年度	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実績	14 万人	14 万人	11.7 万人	13.3 万人	13.2 万人	未集計
目標	-	14.4 万人	14.8 万人	15.2 万人	15.6 万人	16 万人

※平成 25 年度の目標値は設定されていない。

(4) うつのみや地産地消推進店数

把握方法：推進店認定業務

	平成 29 年
目標値	120 店舗
実績値	136 店舗

6.4.4 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.4.5 監査の結果

6.4.5.1 宇都宮市地産地消推進会議に対する交付金の負担割合（指摘）

宇都宮市地産地消推進会議に対する交付金は宇都宮市、助成金は宇都宮農業協同組合が負担している。その負担割合は、総事業費に対して、おおむね宇都宮市が 80%、宇都宮農業協同組合 20%となっており、例年、事業費の予算案を事前に示し、協議の上、決定されている。

しかしながら、この負担割合については、何も根拠となるものがなく、また毎年の負担割合を決める協議内容を記録した文書等が作られていない。

負担割合について合理的な基準を定め、これを文書等で保管し、また毎年の協議内容についても文書として保管することが、適正な交付金の交付のために必要である。

6.4.5.2 宇都宮市地産地消推進事業交付金の対象費用（意見）

宇都宮市地産地消推進会議に対する交付金は、「宇都宮市地産地消推進事業交付金交付要綱」に基づき交付されているが、交付金対象費用は、「地産地消の普及啓発や地場農産物の利用促進を図る事業に要する費用の一部」としか記載されていない。

交付金対象費用かどうかの判断は、宇都宮市が事務局として、費用の支払の度に行っており、過年度の費用等が参考にされている。このやり方では、事務局の担当者により対象費用と判断された場合、同じ性質の費用の支払いが対象費用として継続的に計上されてしまう可能性がある。担当者の判断に依拠しないよう内容要件等を定め、交付要綱やマニュアル等に記載することは、適正な補助金を交付するために重要であると考えられる。

したがって、交付金対象費用が明確になるよう、具体的な基準を交付要綱やマニュアル等に記載することを検討すべきである。

6.5 米消費拡大事業（うつのみやはじめてごはん事業等）

6.5.1 概要

6.5.1.1 目的

味覚形成に重要な時期である幼児期の子どもがいる家庭や新小学 1 年生、新中学 1 年生及びその保護者に対し、宇都宮産米と啓発用パンフレットを配付することにより、宇都宮産米の味に子どもの頃から慣れ親しむ機会を提供し、食育の推進や健診の受診率向上に繋げるとともに、改めて食の重要性を伝え、宇都宮産米の認知度や水田農業への関心を高め、米の消費拡大を図る。

6.5.1.2 事業の全体概要

(1) うつのみやはじめてごはん事業

(イ) 配付対象

1歳6か月を迎えた子どものいる世帯

(成人と同じ硬さのごはんが食べられるようになるのは一般的に1歳6か月頃から)

(ロ) 配付内容

子ども1人に対し3種類の宇都宮産米及びパンフレットを配付(化粧箱入り)

【種類】・みやおとめ《食味の良い米》

⇒ 食味値75以上で厳選したコシヒカリ

・特別栽培米《環境に配慮し生産された米》

⇒ 農薬・化学肥料の使用を慣行の栽培方法に比べ5割以下としたコシヒカリ

・ゆうだい21《地元の特色ある米》

⇒宇都宮大学が育成したオリジナル品種

【量】 1升2合(1.8kg)

⇒ 3種類×2パック(1パック=2合=300g)

※包装は、保存性に優れ、コンパクトな真空パック

【パンフレット概要】 事業の趣旨、配付する米の特徴、水田が持つ多面的機能、地産地消の重要性をPR

(ハ) 配布方法

1歳6か月児健康診査会場の健診結果の説明後に配布

⇒米を中心とした食事の大切さなどに対する理解促進のため、子どもの健全な発達に対し特に保護者の意識が高いタイミングで配付

(2) うつのみやげんきにごはん事業

(イ) 配付対象

小学校1年生のいる世帯 中学校1年生のいる世帯

(ロ) 配付内容

児童、生徒1人に対し3種類の宇都宮産米及びパンフレットを配付(化粧箱入り)

【種類】・みやおとめ《食味の良い米》

⇒ 食味値75以上で厳選したコシヒカリ

・特別栽培米《環境に配慮し生産された米》

⇒ 農薬・化学肥料の使用を慣行の栽培方法に比べ5割以下としたコシヒカリ

・ゆうだい21《地元の特色ある米》

⇒ 宇都宮大学が育成したオリジナル品種

【量】 農林水産省の「実践食育ナビ」を参考に1パックで4人世帯(父、母、子ども2人)が食べられる量を想定

・小学校1年生のいる世帯

1升2合(1.8kg)

⇒ 3種類×2パック(1パック=2合=300g)

・中学校1年生のいる世帯

1升8合(2.7kg)

⇒ 3種類×2パック (1パック=3合=450g)

【パンフレット概要】事業の趣旨、配付する米の特徴、生活リズムにおける食の役割、ごはんを中心とした食の重要性、水田が持つ多面的機能、地産地消の重要性をPR

(ハ) 配布方法

公立学校・私立学校については、入学式等において直接配布し、宇都宮市に住民登録がある市外の学校・特別支援学校の児童・生徒についてはゆうパックにて各家庭へ配送する。

6.5.2 取組経過・実績等

6.5.2.1 取組経過

平成27年度 はじめてごはん事業開始

(平成27年10月から1歳6か月健診会場で配布開始。平成27年4月から9月までの1歳6か月健診対象者には10月から自宅に個別配送)

平成28年度 げんきにごはん事業開始 (自宅に個別配送)

平成29年度 げんきにごはん事業

(公立学校・私立学校は入学式で配布。特別支援学校は自宅に個別配送)

6.5.2.2 決算額

(1) うつのみやはじめてごはん事業

(単位：千円)

説明科目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
賃金	-	-	0	503	518
需用費	-	-	6,187	7,647	7,978
役務費	-	-	1,574	1,453	1,573
委託料	-	-	254	0	0

(2) うつのみやげんきにごはん事業

(単位：千円)

説明科目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
需用費	-	-	-	15,703	19,760
役務費	-	-	-	3,257	3,177
委託料	-	-	-	531	0

(3) お米セットの購入単価 (税込)

	2合	3合
真空パック米の単価	220円×6パック≒1,300円	1,300円×1.5倍≒1,900円
外箱代	300円	300円
巻紙代	100円	100円
合計	1,700円	2,300円

6.5.2.3 取組実績

(1) うつのみやはじめてごはん事業

4,618 箱配布（1 歳 6 か月健診会場での配布：4,617 箱）

（自宅への個別配送等 ： 1 箱）

(2) うつのみやげんきにごはん事業

9,740 箱配布（小学生：4,821 箱、中学生：4,919 箱）

※公立学校は学校から直接配布、私立学校・特別支援学校は、4 月下旬に各家庭へ配送。

6.5.2.4 お米セットの在庫

(1) はじめてごはん事業

配付しなかった分については、都度返却しているため、在庫は発生しない。

(2) げんきにごはん事業

在庫に関しては、課内展示や他市からの照会があった際に使用し、使用しなくなったお米セットについては廃棄処分している。

6.5.3 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.5.4 監査の結果

特に指摘すべき事項は検出されなかった。

6.6 水田農業構造改革事業（農業再生協議会）

6.6.1 概要

6.6.1.1 目的

需要に応じた作物の生産と良好な水田環境の保全とともに、水田等を最大限活用した食料自給力・自給率の維持・向上を図るため、宇都宮市農業再生協議会の作成した「水田フル活用ビジョン」に基づき、効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を目指す。

6.6.1.2 事業の全体概要

事業主体 宇都宮市農業再生協議会

活動内容 市：宇都宮市農業再生協議会に対する交付金を交付

宇都宮市農業再生協議会：「水田フル活用ビジョン」の実現に向けた国の「経営所得安定対策」等の普及啓発と市交付金、農協助成金による農業再生協議会事業の実施

6.6.2 取組経過・実績等

6.6.2.1 取組経過

平成 27 年度 ◆特別栽培米生産振興事業【縮小】 助成単価：1,200 円/60kg
 ◆新規作物作付促進事業【新規】 助成単価：150,000 円/10a
 対象作物：るりおとめ（りんどう）
 ◆麦・大豆生産拡大推進事業【拡大】 水田に小麦又は大豆を 1ha 以上作付すること
 助成単価：500 円/60kg（小麦）
 : 1,000 円/60kg（大豆）

平成 28 年度 全事業継続

平成 29 年度 ◆特別栽培米生産振興事業【縮小】 助成単価：1,000 円/60kg
 ◆需要に応じた米の生産振興事業【新規】 助成単価：10,000 円/10a

6.6.2.2 決算額

(1) 平成 29 年度宇都宮市農業再生協議会収支決算書

【収入の部】

(単位：円)

項目		平成 29 年度 予算額	平成 29 年度 決算額	比較増減
国費	経営所得安定対策直接支払推進事業	23,087,000	23,087,000	0
	国費 計	23,087,000	23,087,000	0
市費	水田農業構造改革推進事業交付金	43,290,000	34,855,860	△8,434,140
J A 費	水田農業構造改革推進事業交付金	14,617,000	11,735,767	△2,881,233
市・J A 費 計		57,907,000	46,591,627	△11,315,373
その他	雑収入	0	0	0
	繰越金	0	0	0
	その他 計	0	0	0
計		80,994,000	69,678,627	△11,315,373

【支出の部】

(単位：円)

項目		平成 29 年度 予算額	平成 29 年度 決算額	比較増減
国費	経営所得安定対策直接支払推進事業	23,087,000	23,087,000	0
	国費 計	23,087,000	23,087,000	0
市費 J A 費	水田事業構造改革推進事業費（事業費）	56,217,000	45,537,301	△10,679,699
	小麦大豆生産拡大推進	14,362,000	13,541,601	△820,399
	奨励作物作付促進	3,000,000	4,305,000	1,305,000
	需要に応じた米の生産振興	3,500,000	2,249,700	△1,250,300
	特別栽培米生産振興	30,855,000	21,793,000	△9,062,000
	水田活用拡大	4,500,000	3,648,000	△852,000
	水田農業構造改革推進事業（事務費等）	1,690,000	1,054,326	△635,674
	事務費	1,690,000	1,054,326	△635,674
	システム使用料及び改修費	0	0	0
	市・J A 費 計	57,907,000	46,591,627	△11,315,373
その他	予備費	0	0	0
計		80,994,000	69,678,627	△11,315,373

(2) 収入の部・交付金（市費）の負担割合

宇都宮市農業再生協議会への交付金は、宇都宮市、宇都宮農業協同組合の2者により負担されている。その負担割合は、事業費については、宇都宮市が4分の3、宇都宮農業協同組合が4分の1、事務費については、宇都宮市が3分の2、宇都宮農業協同組合が3分の1となっており、例年、事業費の予算案を事前に示し、協議の上、決定されている。

6.6.2.3 取組実績

水田農業構造改革事業（市・JA費）実施状況

	平成29年度			平成28年度		平成27年度	
	人数	面積 (ha) または 数量 (t)	増減	人数	面積 (ha) または 数量 (t)	人数	面積 (ha) または 数量 (t)
奨励作物作付促進事業	14	2.8ha	△0.2ha	16	3.0ha	20	3.4ha
新規作物作付促進事業	0	0ha	△0.06ha	1	0.06ha	5	0.27ha
需要に応じた米の 生産振興事業	27	22.4ha	22.4ha	-	-	-	-
小麦・大豆 生産拡大 推進事業	小麦	1,074.4t (319.6ha)	37.9t (△10.1ha)	74	1,036.5t (329.7ha)	76	1,174.6t (316.6ha)
	大豆	275.2t (184.8ha)	8.6t (1.5ha)	48	266.6t (183.3ha)	44	277.7t (182.5ha)
特別栽培米 生産振興事業	120	1,307.5t	△298.3t	128	1,605.8t	135	1,405.2t
水田活用拡大事業	93	36.4ha	7.2ha	89	29.2ha	82	29.8ha

6.6.3 水田農業構造改革事業交付金

6.6.3.1 決算額

(単位：千円)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
71,100	71,839	71,857	72,260	57,942

※国費も含む 平成29年度 23,087,000 (国費) + 34,855,860 (市費) = 57,942,860 円

6.6.3.2 対象費用

6.6.2.2 (1) 【支出の部】と同額

6.6.3.3 成果

(1) 主食用米の作付状況

	平成29年度		平成28年度	平成27年度
		増減		
生産数量目標 (ha)	5,645	△52	5,697	5,748
主食用米作付面積 (ha)	5,655	9	5,646	5,761
差引面積 (超過分) (ha)	10	61	△51	13

(2) 水田の作付状況の内訳
 <生産数量目標の達成状況>

区 分	単 位	基幹作物	二毛作	合計	助成対象 面積
水田面積	ha			9,758.0	
生産数量目標 a	t			31,008.0	
(aの面積換算値) b	ha			5,645.0	
方針作成者の生産数量目標の計	t			28,035.0	
非参加農業者の生産数量目標の計	t			2,973.0	
農家数 c	人			6,369	
経営所得安定対策加入者(米) d1	人			2,663	
経営所得安定対策加入者(水田活用) d2	人			1,537	
実施計画書提出農業者数 e	人			5,220	
実施計画書提出率 e/c	%			81.9	
生産調整達成者数 f	人			4,341	
生産調整達成率 f/c	%			68.1	
地域で把握した水稻作付面積 g(h+i+j+k)	ha			7,232.0	
加工用米 h	ha	230.2	10.6	240.8	240.5
新規需要米 i	ha	1,072.6	-	1,072.6	
備蓄米 j	ha	263.5	-	263.5	263.5
主食用米 k	ha			5,655.1	
生産調整達成者	ha			4,677.5	
生産調整未達成者	ha			977.6	
差引面積(オーバー分) k-b	ha			10.1	

<主食用米以外の作付状況>

区 分	単 位	基幹作物	二毛作	合計	助成対象面積
麦	ha	764.7	19.1	783.9	783.9
大豆	ha	41.0	160.0	201.0	201.0
飼料作物	ha	45.5	22.6	68.2	66.9
そば	ha	26.8	34.2	61.0	60.8
なたね	ha	0.0	0.0	0.0	
加工用米	ha	230.3	10.6	240.8	240.5
新規需要米	ha	1,072.6	-	1,072.6	
米粉用米	ha	0.0	-	0.0	
飼料用米	ha	1,008.7	-	1,008.7	1,008.7
稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）	ha	56.6	-	56.6	56.6
その他（酒米、加工用青刈稲）	ha	7.2	-	7.2	
備蓄米	ha	263.5	-	263.5	263.5
地力増進作物	ha	16.1	1.8	18.0	
景観形成作物	ha	9.7	0.0	9.7	
野菜	ha	601.4	11.1	612.6	42.3
果樹	ha	76.6	0.0	76.6	
花き	ha	22.4	0.4	22.9	
花木	ha	29.6	0.0	29.6	
調整水田	ha	49.9	0.0	49.9	
保全管理	ha	444.9	0.0	444.9	

6.6.4 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.6.5 監査の結果

6.6.5.1 宇都宮市農業再生協議会に対する交付金の負担割合（指摘）

宇都宮市農業再生協議会の水田農業構造改革事業は、その費用を宇都宮市、宇都宮農業協同組合が負担している。その負担割合は、事業費については、宇都宮市が4分の3、宇都宮農業協同組合が4分の1、事務費については、宇都宮市が3分の2、宇都宮農業協同組合が3分の1となっており、例年、事業費の予算案を事前に示し、協議の上、決定され、協議内容の記録が保管されている。

しかしながら、この負担割合については、何も根拠となるものがなく、過年度の負担割合を継続的に用いている。

負担割合は合理的な基準により決められ、合理的な基準を定めた文書等を保管することが、適正な交付金の交付のために必要である。

6.7 園芸作物生産施設等整備事業

6.7.1 概要

6.7.1.1 目的

競争力の高い園芸産地として市場における優位性の確保や、園芸農家の規模拡大及び水稲単一経営から収益性の高い園芸作物の経営との複合化による農業所得の安定化を図るため、生産基盤となる園芸作物生産施設等の整備事業を推進する。

6.7.1.2 事業の全体概要

園芸農業の振興と農業経営の安定化を図るため、施設や設備、機械の導入等を支援する。

6.7.2 取組経過・実績等

6.7.2.1 取組経過

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
園芸用パイプハウス 168.3 a (18,658 千円)	園芸用パイプハウス 113.0 a (11,433 千円)	園芸用パイプハウス 190.35 a (23,129 千円)
省エネ設備 (保温設備) (多重被服資材) 60.9 a (2,596 千円)	省エネ設備 (保温設備) (多重被服資材) 33 a (694 千円)	省エネ設備 (保温設備) (多重被服資材・循環扇) 68 a (1,235 千円)
省エネ設備 (加温設備) 0 台 (0 千円)	省エネ設備 (加温設備) (高効率暖房機、多段サーモ) 暖房：4 台、多段：2 台 (1,748 千円)	省エネ設備 (加温設備) (高効率暖房機、ヒートポンプ) 1 台 (1,000 千円)
J A 選果機の整備 (209,657 千円)	炭酸ガス殺虫装置 8 台 (4,285 千円) 梨花粉採取機 1 式 (1,249 千円)	梨花粉採取機 1 式 (358 千円)

※ () 内の額は補助金額

6.7.2.2 決算額

(単位：千円)

内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
園芸用パイプハウス整備事業	4,989	7,989	18,658	11,433	23,129
園芸用作業機械導入事業	-	-	-	-	-
園芸作物品質等向上対策事業	-	-	-	1,249	358
園芸省エネ等新技术導入支援事業	10,246	6,175	2,596	2,442	2,235
炭酸ガス殺虫装置	-	333	-	4,285	-
J A 選果機の整備	-	-	209,657	-	-

6.7.2.3 取組実績

(1) 園芸用パイプハウス整備事業

対象作物	生産戸数	棟数	面積
トマト	2 戸	8 棟	16.12 a
いちご	6 戸	38 棟	102.34 a
ニラ	1 戸	6 棟	12.69 a
アスパラガス	1 戸	7 棟	22.00 a
その他	2 戸	26 棟	37.20 a
合計	12 戸	85 棟	190.35 a

(2) 園芸作物品質等向上対策事業

導入内容	申請数	台数
梨花粉採取機	1 団体	4 台

(3) 園芸省エネ等新技术導入支援事業

導入内容	対象作物	台数又は棟数	面積
加温設備	花き	1 台	27.00 a
多重被覆材	花き	1 棟	14.85 a
循環扇	トマト	30 台	53.00 a
		合計	94.85 a

6.7.3 園芸作物生産施設等整備事業補助金

6.7.3.1 概要

(1) 園芸用パイプハウス整備事業

対象事業	園芸作物、特用林産物を生産するパイプハウスの整備
補助対象者	認定農業者・認定新規就農者
補助率等	<p>①認定農業者 事業費の3/10以内（補助金限度額70万円） ※ 補助対象：パイプハウス本体資材費のみ。工事費、付帯設備費は含まない。</p> <p>②認定新規就農者 事業費の1/2以内（補助金限度額300万円） ※ 補助対象：パイプハウス本体資材費、工事費、付帯設備費</p>
採択基準	<p>①市税を滞納していないこと。</p> <p>②設置するパイプハウスの合計面積が5a以上であること。</p> <p>③新規または増反であること。</p>

(2) 園芸省エネ等新技術導入支援事業

加温設備・保温設備の導入

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・現在使用している設備よりも燃油量が10%以上削減できる加温設備の導入 (ヒートポンプ、高効率暖房機) ・保温効率が上がる以下の保温設備の導入 (循環扇、多段サーモ、内部被覆資材、ウォーターカーテン資材)
補助対象者	認定農業者
補助率等	<p>事業費の3/10以内（補助金限度額100万円）</p> <p>※加温設備については、10%以上燃油使用量が削減できるもの</p>
採択基準	<p>①市税を滞納していないこと。</p> <p>②事業費が50万円以上であること。</p>

(3) 園芸作物品質等向上対策事業

① I C T 先進管理機器の導入

対象事業	作物の収量・品質向上のための環境測定等の I C T 機器の導入
補助対象者	認定農業者
補助率等	事業費の 3/10 以内（補助金限度額 50 万円）
採択基準	①市税を滞納していないこと。 ②事業費が 20 万円以上であること。

②炭酸ガス殺虫装置の導入

対象事業	いちごの収量・品質向上のための炭酸ガス殺虫装置の導入
補助対象者	宇都宮農業協同組合、営農集団、認定農業者、認定新規就農者
補助率等	事業費の 3/10 以内（補助金限度額 50 万円）
採択基準	市税を滞納していないこと。

③梨花粉採取機の導入

対象事業	災害に強い産地づくりに取り組むため梨花粉採取機の導入
補助対象者	宇都宮農業協同組合、営農集団等
補助率等	事業費の 3/10 以内
採択基準	市税を滞納していないこと。

6.7.3.2 交付要綱

宇都宮市園芸作物生産施設等整備事業補助金交付要綱

6.7.3.3 チェックリスト

補助金の交付を決定する際に、以下のチェックリストを使用している。

(1) 園芸用パイプハウス整備事業

(イ) 採択要件チェックリスト

	チェック項目	参考資料
申請要件	認定農業者又は認定新規就農者であること。	農業経営改善計画認定書（写）又は青年等就農計画認定書（写）
	新設又は増設のパイプハウスが、5a以上であること。	園芸作物生産施設等整備事業計画書中 6 事業内容 受益戸数面積
	市税の滞納がないこと。	市税完納確認表
事業計画の妥当性	農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性があるか	農業経営改善計画認定書（写）又は青年等就農計画認定書（写）
	施設補助対象となる施設、設備か	補助事業実施申請書 参考見積書
付帯設備	補助対象事業となるパイプハウスに付帯する設備又はパイプハウス内に設置する設備等（工事費含む）	参考見積書

(ロ) 確定チェックリスト

提出書類	確認内容
実績報告書	補助金額、事業の着手年月日、完了年月日
事業実績報告書	事業内容
収支決算書	予算額、決算額
施設、機械の写真	添付
領収書、納品書の写し	事業費の支払額、納品の確認
見積書（3者分の写し）	見積金額による契約の妥当性

(2) 園芸省エネ等新技术導入支援事業

(イ) 採択要件チェックリスト

	チェック項目	参考資料
申請要件	認定農業者又は認定新規就農者であること。	農業経営改善計画認定書（写）又は青年等就農計画認定書（写）
	現在利用しているヒートポンプ・暖房機よりも、10%以上燃油量が削減できるもの又は、内部被覆資材の保温効果が分かるもの	様式アの1 園芸作物生産施設等整備事業計画書中5 見込まれる効果（ヒートポンプ・高効率暖房機）又は保温効果の分かる資料
	市税の滞納がないこと。	市税完納確認表
事業計画の妥当性	農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性があるか	農業経営改善計画認定書（写）又は青年等就農計画認定書（写）
	施設補助対象となる施設、設備か	補助事業実施申請書 参考見積書

(ロ) 確定チェックリスト

提出書類	確認内容
実績報告書	補助金額、事業の着手年月日、完了年月日
事業実績報告書	事業内容
収支決算書	予算額、決算額
施設、機械の写真	添付
領収書、納品書の写し	事業費の支払額、納品の確認
見積書（3者分の写し）	見積金額による契約の妥当性

(3) 園芸作物品質等向上対策事業

補助対象を梨花粉採取機、生産者組合と限定しており、確認事項が少ないためチェックシートは作成していない。

6.7.3.4 成果

認定期間の中間年（3年目）、最終年（5年目）について、宇都宮市が「農業経営指標」を配布し、自己チェックの結果を市に提出してもらい、経営状況を把握している。経営状況に応じて、研修会を実施、または、宇都宮農業協同組合、県農業振興事務所、市農業公社、日本政策金融公庫等の関係機関で組織する「サポートチーム」が年に2回営農状況の確認をし、専門的なアドバイスを行っている。

6.7.4 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.7.5 監査の結果

特に指摘すべき事項は検出されなかった。

6.8 産地パワーアップ事業

6.8.1 概要

6.8.1.1 目的

環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を踏まえ、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を図るため、施設整備や機械のリース導入を推進する。

6.8.1.2 事業の全体概要

施設整備事業として、育苗施設、乾燥調整施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設等の整備、生産支援事業として、リース方式による農業用機械等の導入、生産資材の導入、樹園地の若返りのために行う果樹の同一品種の改植を支援する。

6.8.2 取組経過・実績等

6.8.2.1 取組経過（過去の事業実績）

平成 28 年度	平成 29 年度
取組主体：A 氏（逆面町） 対象作物：そば 対象面積：14ha 成果目標：契約栽培の割合の 10%以上の増加かつ 50%以上とする （6.16t 以上の契約栽培） 0%→50.6%（増加 50.6%） 事業内容：普通型コンバイン 1 台（リース導入） 事業費：7,746 千円補助金額：3,873 千円	取組主体：B 氏（下砥上町）ほか 12 名 （上三川町を含め 20 名） 対象作物：いちご 対象面積：3.22ha（6.04ha） 成果目標：販売額 10%以上の向上 115,403 千円→175,485 千円（増加 52.1%） （277,161 千円⇒368,555 千円（増加 36.7%）） 事業内容：パイプハウス等の生産資材 自動ラップ機械のリース導入 等 事業費：40,545 千円補助金額：19,626 千円 ※上三川町農業再生協議会との共同計画 かつ こ書きは、全体計画の数字

6.8.2.2 決算額

（単位：千円）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
-	-	-	3,873	19,626

6.8.3 産地パワーアップ事業補助金

6.8.3.1 概要

メニュー	対象事業	補助率
施設整備事業	育苗施設、乾燥調製施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設等の整備	1/2 以内 ※ 施設によって変動
生産支援事業	①リース方式による農業用機械等の導入	本体価格の 1/2 以内
	②生産資材の導入	1/2 以内
	③樹園地の若返りのために行う果樹の同一品種の改植（栽培管理を含む。）	定額又は 1/2 以内

6.8.3.2 交付要綱

宇都宮市産地パワーアップ事業費補助金交付要綱

6.8.3.3 対象者（取組主体）

- (1) 市税納付義務を有する場合には、市税を完納していること。
- (2) 宇都宮市農業再生協議会が作成する『産地パワーアップ計画』に位置付けられた農業者、農業団体等

6.8.3.4 産地パワーアップ計画（産地パワーアップ事業取組主体事業計画）

(1) 内容

地域協議会長又は都道府県協議会長により定められた産地の農業の収益性の向上を図るための計画であって、都道府県知事により農林水産省生産局長又は政策統括官が別に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。

(2) 主な採択要件（別に定める基準）

- (イ) 産地の範囲が、各作物別の面積要件を満たすこと。
 水稻（50ha）、麦（30ha）、大豆（20ha）、そば（5ha）露地野菜（10ha）、施設野菜（5ha）、果樹（10ha）露地花き（5ha）、施設花き（3ha）
- (ロ) 次のいずれかの成果目標の実現が見込まれること。
 - ・生産コスト又は出荷コストの 10%以上の削減
 - ・販売額の 10%以上の増加
 - ・契約栽培の割合を 10%以上向上させ、かつ、50%以上とすること。
 - ・需要減の見込まれる品種から需要が見込まれる品種への転換率 100%

6.8.3.5 手続等

(1) 提出書類

	提出書類
交付申請	補助金等交付申請書
	産地パワーアップ事業取組主体事業計画の承認通知の写し
	産地パワーアップ事業取組主体事業計画書
	補助事業等の収入支出の予算
	整備事業にあつては実施設計書
	その他市長が必要と認める書類
交付請求	補助金等交付請求書
	補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し
	補助金等振込口座届
実績報告	実績報告書
	産地パワーアップ事業実施状況報告書
	補助事業等の収入支出の決算書
	整備事業にあつては出来高設計書
	その他市長が必要と認める書類

(2) 各種届出の日付（平成 29 年度）

	A 氏	B 氏	C 氏	D 氏	E 氏	F 氏	G 氏
交付決定前 着工届	11月22日						
工事着工	11月22日						
工事完了	3月30日						
補助金交付 申請書	11月22日						
補助金交付 決定通知	1月16日						
補助金等交 付請求書	3月2日						
実績報告書	3月29日						
精算書	3月29日						

	H氏	I氏	J氏	K氏	L氏	M氏
交付決定前 着工届	11月22日	11月22日	11月22日	11月22日	11月22日	11月22日
工事着工日	11月22日	11月22日	11月22日	11月22日	11月22日	11月22日
工事完了日	3月30日	3月30日	3月30日	3月30日	3月30日	3月30日
補助金交付 申請書	11月22日	11月22日	11月22日	11月22日	11月22日	11月22日
補助金交付 決定通知	1月16日	1月16日	1月16日	1月16日	1月16日	1月16日
補助金等交 付請求書	3月2日	3月2日	3月2日	3月2日	3月2日	3月2日
実績報告書	3月29日	3月29日	3月26日	3月29日	3月29日	3月29日
精算書	3月29日	3月29日	3月29日	3月29日	3月29日	3月29日

平成29年度の補助金申請13件の提出書類を閲覧した結果、各提出書類の日付が同じであった。このことについて市の担当者に質問したところ、以下の回答があった。

「申請書類等の提出日は、県に対する申請書の提出期限などの関係上、あらかじめ期日を定めて提出してもらっている。また、工事着工日については、最も早く見積り合わせを行う生産者の予定日が、県からの計画承認・内示後、平成29年11月22日であったことから、当該日を交付決定前着工届の提出期日とし、同日を着工日としている。工事完了日については、交付決定前着工届提出時には、予定が明確でない生産者もいたため、年度内の事業完了予定という意味合いで、平成30年3月30日となっている。補助額の確定を行う際には、事業主体から実績報告書を提出させ、それぞれの実際の着工日及び完了日を確認している。」

(3) 消費税等相当額の減額申請

交付申請に当たり、補助事業等の仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、実績報告をした後において、消費税申告により確定した消費税等相当額を消費税等相当額報告書により、速やかに市長宛てに報告し、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

平成29年度において、補助金交付は13件あったが、消費税等相当額の減額申請はされていない。これは、事業者が簡易課税の適用事業者や免税事業者である場合は、消費税等相当額の減額申請の必要がないこと、本則課税の適用事業者の場合は、税抜価格で補助金交付額を決定しているためである。

6.8.3.6 成果

	平成 28 年度	平成 29 年度
成果目標	契約栽培の割合の 10%以上の増加かつ 50%以上	販売額 10%以上の向上
実績	契約栽培割合の増加 50.6% 契約栽培割合 50.6%	販売額 宇都宮市 52.1%の向上 全体（宇都宮市と上三川町） 36.7%の向上

6.8.4 監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

6.8.5 監査の結果

特に指摘すべき事項は検出されなかった。